

社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～

政策動向

令和3年度 No.2 Ver.1 / 2021.6.7

◇政策トレンド	政策トレンド一覧		P1
【財政・税制、経済・成長】 (社会保障全般含む)	➤ 第11回成長戦略会議：成長戦略実行計画案	2021.6.2	P25
	➤ 第7回経済財政諮問会議：骨太方針（骨子案）等	2021.5.25	
【規制改革】	➤ 第3回 規制改革推進会議 議長・座長会合	2021.6.1	P42
	➤ 規制改革推進会議：規制改革推進に関する答申	2021.6.1	
【地方創生・地方分権等】	➤ 第11次地方分権一括法の成立	2021.5.19	P48
	➤ 報告書「ポストコロナの生き方、働き方を考える」公表	2021.4.5	
【社会福祉法人等】	➤ 成年後見制度利用促進専門家会議 第1回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ	2021.6.2	P54
	➤ 令和2年労働災害発生状況	2021.4.30	
【高齢者】	➤ 特定技能1号在留外国人数1年で6倍に	2021.5.25	P67
	➤ 新型コロナウイルス 介護施設内での入所継続(施設内療養)の支援措置	2021.5.21	
【障害者】	➤ 改正障害者差別解消法 成立	2021.5.28	P81
	➤ 障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会(第1回～第7回)	～2021.6.4	
【子ども・家庭福祉】	➤ 育児休業介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案 成立	2021.6.3	P91
	➤ 「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ」公表	2021.5.27	
【生活困窮・生活保護】	➤ 生活保護の被保護者調査（令和3年3月分概数）の結果	2021.6.2	P124
	➤ 内閣官房「孤独・孤立対策担当室」政策参与に村木厚子氏（元厚生労働省事務次官）ら就任	2021.6.1	
【人材確保等】	➤ 「令和2年労働災害動向調査」公表	2021.6.1	P135
【予算】	➤ 令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績	2021.5.14	P149
【災害対策】	➤ 内閣府「防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言」公表	2021.5.25	P154
	➤ 内閣府 第40回中央防災会議	2021.5.25	
【その他】	➤ 令和2年中における自殺の状況 公表	2021.3.16	P165

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

目次

◇政策トレンド	P 1
[分類・事項]	
1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)	P 25
2. 規制改革	P 42
3. 地方創生・地方分権等	P 48
4. 社会福祉法人等	P 54
5. 高齢者	P 67
6. 障害者	P 81
7. 子ども・家庭福祉	P 91
8. 生活困窮・生活保護	P 124
9. 人材確保等	P 135
10. 予算	P 149
11. 災害対策	P 154
12. その他	P 165

政策トレンド

【財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)】

◆2021.6.2 第11回成長戦略会議:成長戦略実行計画案

- ▶ 6月2日、第11回成長戦略会議が開催され、「成長戦略実行計画案」について議論、取りまとめが行われた。今後、この実行計画案について、今月中旬に政府として決定する予定。
- ▶ 成長戦略実行計画案における主な具体策は、以下のとおり。
 - 1.グリーン成長戦略の実現
洋上風力、水素、自動車・蓄電池、住宅・建築物など14分野について年限を決めて投資を促進し、導入を進める
 - 2.人への投資の強化
 - ・兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入などの新しい働き方の実現
 - ・女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進
 - ・人事評価制度の見直しなど若い世代の雇用環境の安定化
 - 3.経済安全保障の観点からのデジタル政策
先端的な半導体の開発や立地支援を行い、低消費電力のデータセンターの分散配置を行う
 - 4.スタートアップの支援
スタートアップが円滑に上場できるように、投資家保護を前提として、SPAC(特別買収目的会社)制度の導入を図る
 - 5.事業再構築・事業再生の支援
中小企業の事業再構築の支援をしっかりと進めていく中で、私的整理の利便性を向上するため法制面の検討を行う

◆2021.5.25 第7回経済財政諮問会議:経済・財政一体改革(地方行財政、社会資本整備)、骨太方針(骨子案)

- ▶ 5月25日、第7回経済財政諮問会議が開催され、「経済・財政一体改革(地方行財政、社会資本整備)」および「骨太方針(骨子案)」について議論がなされた。
- ▶ 「経済・財政一体改革」については、コロナ対応の経験を踏まえ、国と地方自治体間の担うべき役割を検証しながら今後、より迅速で効果的な対応策が行えるよう、広域連携を強化すべきであるという議論があった。また、「社会資本整備」については、デジタル技術やデータを徹底的に活用した予防保全型メンテナンスへの転換。あるいは、効果的で効率的な整備に向けた民間資金の活用。特にPPP/PFIの推進、これを一層進めるべきという意見があげられた。
- ▶ 菅総理からは、今年の骨太方針では、新型コロナ対策に最優先で取り組みながら、特に、グリーン、デジタル、地方、子どもの4つの課題に取り組んでいくことを示した。なお、これらにより以下の項目に取り組むと示した。
 - ・民間の大胆な投資とイノベーションを促し、社会経済構造の転換につなげる。さらに、「経済あつての財政」の考え方で、成長志向の政策を進めながら、プライマリーバランス黒字化などの財政健全化の旗を降ろさず、これまでの歳出改革の努力を続ける。
 - ・対日直接投資については、我が国の成長にとって極めて重要であり、2030年に現在の2倍の80兆円まで伸ばせるように、政府全体として取り組んでいく。
 - ・地方については、今回の新型コロナの対応を検証し、自治体間、さらには国と地方のあるべき役割分担を検討していく。
 - ・社会資本整備については、施設の寿命を延ばすため、ICT技術も活用して、維持管理を前倒しで行う予防保全型のメンテナンスに転換し、PFIなどを通じて、民間の創意工夫を最大限取り入れる。
- ▶ 本骨子案に基づいて、6月、骨太方針を策定し、政策の大きな方向性を示す予定。

◆2021.5.21「財政健全化に向けた建議」公表

- ▶ 5月21日、財政制度等審議会・財政制度分科会は、「財政健全化に向けた建議」(春の建議)をとりまとめ、公表した。
- ▶ 建議では、新型コロナへの対応は引き続き万全を期すとし、重点的かつ的確に支援を実施するとしている。一方、社会保障の受益と負担の不均衡は、現役世代の保険料負担の増加や将来不安に伴う消費の抑制を通じて、経済を下押ししていると指摘。社会保障の見直しは、複数年度の継続的・安定的な取り組みが必要であり、後期高齢者の急増が続く3年間については一貫した改革努力が求められるとした。そのため、4年度からの3年間については、具体的な数値目標は示さず、基盤強化期間における歳出の目安を継続し、歳出改革を引き続き実施すべきとしている。
- ▶ 今後、今回の建議等を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太方針2021)が閣議決定される。
- ▶ 主要分野において取り組むべき事項として提起されているものは以下のとおり。

(1)年金

- ・ 今後、将来世代の給付水準を更に向上させていくため、被用者保険の更なる適用拡大、マクロ経済スライドの名目下限措置の撤廃、財源の確保の在り方とあわせた保険料拠出期間の延長を検討する必要。

(2)医療

- ・ これまでの医療提供体制の課題に加え、新型コロナへの対応状況を分析し、効率性と質の改善を両立させ、地域医療構想の推進など、医療提供体制の改革を進める必要。
- ・ 災害時の概算払いを参考に、新型コロナ入院患者を受入れた医療機関への、感染拡大前水準での診療報酬支払を検討すべき。
- ・ 全世代型社会保障改革の残された課題として、医療費適正化に向けたガバナンスの強化のため、後期高齢者医療制度の更なる見直し、都道府県医療費適正化計画の在り方の見直し、国保改革の徹底、生活保護受給者の国保等への加入などが必要。
- ・ 新規医薬品の薬価算定方式や既存医薬品の保険給付範囲の見直しなど、薬剤費の適正化にも引き続き取り組む必要。
- ・ 医療法人の事業報告書等のデータベースを整備し、経営状況の「見える化」を実現する必要。

(3)介護・障害福祉

- ・ 利用者負担の更なる見直しやケアマネジメントへの利用者負担の導入など、介護保険給付範囲の見直しを進めることが必要。
- ・ 介護サービス事業者の事業報告書等の報告・公表を義務化し、経営状況の「見える化」を実現する必要。
- ・ 介護・障害福祉について、利用者のニーズを適切に把握した上で地域の実態を踏まえた事業所の指定が必要。

(4)子供・子育て

- ・ 真に子供や子育て世代のためになる支援に重点化し、安定財源を確保しながら必要な施策を検討すべき。

(5)雇用・生活支援

- ・ 雇用調整助成金のリーマンショック対応を超える特例について、雇用情勢が大きく悪化しない限り、早期に段階的解消を図るべき。
- ・ 雇用保険について、保険財政の逼迫に対しては、まずは保険料引上げによる対応が検討されるべき。制度の抜本的な見直しなしに、国庫負担割合を引き上げる理由は見いだしにくい一方、有事における一般会計の責任範囲も検討が必要。

◆2021.5.17 第10回成長戦略会議:事業再構築・事業再生の在り方、上場・コーポレートガバナンスの在り方、成長戦略のとりまとめの方向性

- ▶ 5月17日、第10回成長戦略会議(議長:加藤勝信内閣官房長官)が開催され、「事業再構築・事業再生の在り方」および「上場・コーポレートガバナンスの在り方」、「成長戦略のとりまとめの方向性」について議論が行われた。
- ▶ 「事業再構築・事業再生の在り方」については、その促進や支援に向けて、資本性資金の供給や優先株の引受けのさらなる推進、私的整理の利便性の拡大への対応、事業再構築の助成措置の向上等の論点案が示された。また、「上場・コーポレートガバナンスの在り方」の論点案として、独立社外取締役の選任・構成や中核人材の登用等における多様性の確保、利益相反行為等について審議する特別委員会の設置等があげられた。
- ▶ なお、「成長戦略実行計画」に向けて取りまとめるべき項目案が以下のとおり示された。

(項目案)

1. 新たな日常に向けた成長戦略の考え方
2. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備
3. 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略
4. 「人」への投資の強化
5. 経済安全保障の確保に向けた集中投資
6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活
7. 事業再構築・事業再生の環境整備
8. 新たな成長に向けた競争政策の在り方
9. 足腰の強い中小企業の構築
10. コーポレートガバナンス改革
11. 個別分野における改革
12. イノベーションへの投資の強化
13. 防災・減災、国土強靱化
14. 新たな日常に向けた地方創生
15. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現

【規制改革】

◆2021.6.1 第3回規制改革推進会議 議長・座長会合

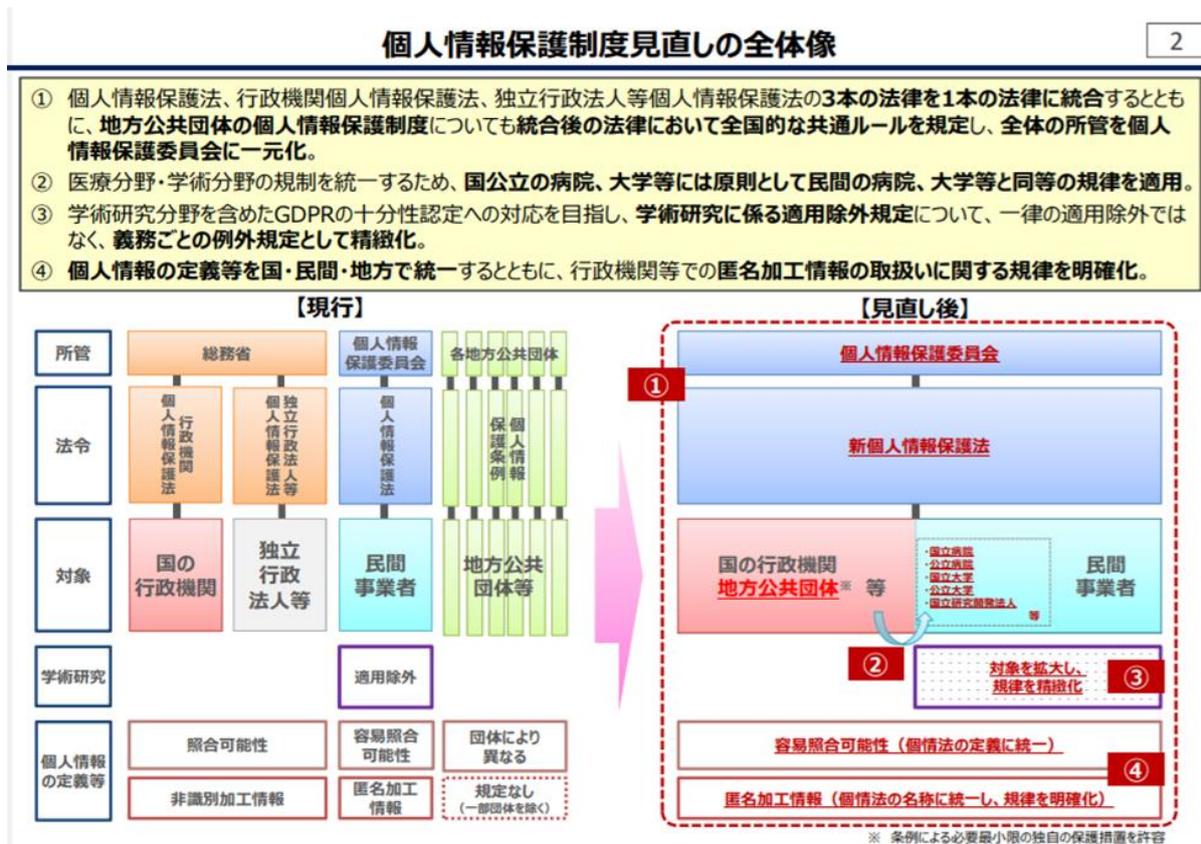
- ▶ 6月1日、第3回規制改革推進会議 議長・座長会合が行われ、「規制改革推進に関する答申及び規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの取組について」の議論、報告がなされた。
- ▶ 菅総理は、デジタル化に向けた書面、押印、対面の手続の見直しの徹底や地方の経済を活性化に向けた運輸、農業などの分野での規制改革、再生可能エネルギーに関する規制の総点検についてふれ、今般盛り込まれた事項については、政府として、直ちに規制改革実施計画を策定するとした。

◆2021.6.1 規制改革推進会議(書面議決):規制改革推進に関する答申

- ▶ 6月1日、規制改革推進会議の書面議決が行われ、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」が示された。
- ▶ 本答申は、約8か月をかけて取り組んできた規制改革項目について、行ってきた議論(成長戦略、雇用・人づくり、投資等、医療・介護、農林水産、デジタルガバメントの6つのワーキング・グループでの議論を含め)に基づき、審議の結果を取りまとめたもの。

◆2021.5.12 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 成立

- ▶ 5月12日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が参議院本会議で可決、成立した。
- ▶ 本法律案は、デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行おうとするもの。
- ▶ 主な内容は下記のとおり
 - ① 個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の三法を個人情報保護に関する法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度を含め、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する等の措置を講ずる。
 - ② 国家資格に関する事務等における個人番号の利用及び情報連携を拡大するとともに、従業員本人の同意があった場合における転職時等の利用者間における特定個人情報の提供を可能とする
 - ③ 地方公共団体が指定した郵便局における個人番号カードの電子証明書の発行・更新、公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本四情報の提供及び電子証明書の移動端末設備への搭載を可能とする等の措置を講ずる。
 - ④ 地方公共団体情報システム機構の代表者会議に主務大臣又はその指名する者を加えるとともに、同機構の個人番号カード関係事務について、国が目標設定、計画認可、財源措置等を行うこととする。
 - ⑤ 押印を求める手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。



◆2021.5.8 第10回規制改革推進会議

- ▶ 5月8日、第10回規制改革推進会議が開催され、「デジタル技術の進展を踏まえた大学・高校の設置基準等の見直し及び外部人材の積極活用のための教員資格制度の見直しに関する意見について」および「デジタル時代の刑事法の在り方について」、「規制改革推進に関する答申の構成案について」についての協議がなされた。
- ▶ 会議では「デジタル時代の刑事法の在り方について」について、法務省においては、デジタル技術の

発展を踏まえ、デジタル分野に詳しい有識者等の意見を踏まえつつ、デジタル時代の刑事法の在り方について、不断の検討を行うことを求めたいとの見解を示した。

▶ 会議では、「規制改革推進に関する答申骨子(案)」が示された。

【地方創生・地方分権等】

◆2021.5.19 第11次地方分権一括法の成立

- ▶ 5月19日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第11次地方分権一括法)」が参議院本会議可決、成立した。
- ▶ 本法は、「提案募集方式(※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入)」に基づく地方からの提案について、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年2月18日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行うもの。
- ▶ 改正内容については、通所を中心に、訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供する「小規模多機能型居宅介護」の利用定員に関する基準緩和が含まれる。これにより、地域の実情を反映した独自基準を自治体が定めることが可能となる。

◆2021.4.5 報告書「ポストコロナの生き方、働き方を考える」(日本生産性本部社会ビジョン委員会)を公表

- ▶ 4月5日、公益財団法人日本生産性本部は、新たな生き方・働き方や国土ビジョンの方向性をまとめた報告書「ポストコロナの生き方、働き方を考える～誰もが自由に生き方を選択できる社会を目指して～」を公表した。
- ▶ 報告書においては、人口急減による労働供給力不足や消費需要不足という長期的課題を抱える日本において、コロナ禍での東京一極集中やインバウンドに依存した地域経済、デジタル化の遅れ等構造的課題を指摘し、この報告書では、目指すべき社会を実現する方策として、以下3点をセットで行うべき、と示した。
 - ① 働き方改革を進め、暮らし方や生き方そのものの選択肢を増やす
 - ② DX(デジタル・トランスフォーメーション)を進め、時間や場所に縛られず働くことができる拠点を地方に整備する
 - ③ 温暖化対策を成長の機会とするグリーン・トランスフォーメーション(GX)を進め、エネルギーの地産地消化や都市のスマート化を促進する
- ▶ また、報告書内では、2010～40年の間に若年女性の人口が半分に減る「消滅可能性都市」が、全体の5割強にあたる927市区町村に達するとの推計を示した。民間の有識者らでつくる「日本創生会議」が2014年に示した推計より、人口減少が加速し、31市区町村増えるとした。

◆2021.3.31 報告書「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書」(総務省)を公表

- ▶ 3月31日、総務省地球の未来予測に関する検討ワーキンググループ(座長:伊藤正次東京都立大学法学部法学科教授)は、「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ」において取りまとめられた報告書の公表をした。
- ▶ 地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書の概要は以下のとおり。

地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書（概要）

1 「地域の未来予測」の基本的な考え方

人口構造の変化や施設・インフラの老朽化が進む中で、地域社会においては、今後、多様な変化や課題が顕在化する。各市町村においては、これらの変化や課題に適切に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していく必要がある。

そのためには、各市町村において、将来、具体的にどのような資源制約が見込まれるのか、その行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを、客観的なデータを基にして「地域の未来予測」として整理し、首長や議会、住民等の地域社会を支える主体がともに資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのかの議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要となる。

2 「地域の未来予測」の対象となる分野・指標

(1) 分野について

上記の考え方を踏まえ、将来推計の対象となる分野の例としては、人口構造の変化や施設・インフラの老朽化のほか、これらの影響を大きく受けるものとして「子育て・教育」「医療・介護」「公共交通」「衛生」「消防・防災」「空間管理」を提示した。

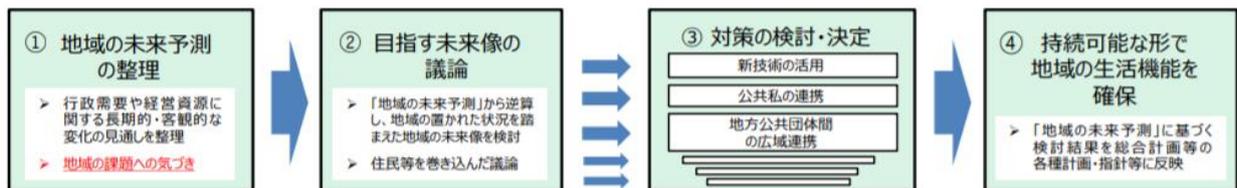
(2) 指標について

各分野における将来推計の指標の例としては、市町村が掲げる目標とは異なるものとして、施策の効果を極力取り除いた、可能な限り客観的に推計できるものを採用した。

3 「地域の未来予測」の活用方法

各市町村は、「地域の未来予測」を作成した上で、どのような未来を実現したいのか、「目指す未来像」について、ワークショップの開催や地域の多様な主体が参画している協議会等のプラットフォームの活用等により住民等とともに議論すること、議論の結果を様々な政策や計画に反映させていくことが期待される。「目指す未来像」の議論において、多様なステークホルダーと課題やビジョンを共有するには、GISソフト等を活用した「見える化」や、提示方法の検討も重要になる。

「地域の未来予測」を、広域連携を視野に入れている地域等において複数市町村の共同で作成することや、住民により身近な問題についても分析や議論を行うため、市町村より小さい単位で作成することも有用である。



【社会福祉法人等】

◆2021.4.30 令和2年労働災害発生状況

- ▶ 4月30日、厚生労働省は、令和2年の労働災害発生状況を公表した。
- ▶ 令和2年1月から12月までの労働災害による死亡者数は802人と3年連続で過去最少となったが、休業4日以上の死傷者数は131,156人と平成14年以降で最多となった。
- ▶ 労働力調査(総務省)によると社会福祉施設での令和2年の雇用者数(役員除く)は前年比で2.1%増となっている。
- ▶ このような状況の中、社会福祉施設の死傷者数は、「転倒」(前年比620人・18.9%増)、「動作の反動・無理な動作」(同766人・22.3%増)による死傷者数の増加に加え、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害(1,600人)の発生も相まって、全体では前年比3,222人(32.1%)増加となった。
- ▶ 社会福祉施設の死傷年千人率は3.09となり、労働者数の増加以上に死傷者数が増加し、前年比0.70ポイントの増加となった。これにより製造業の死傷年千人率2.67を上回った。
- ▶ 社会福祉施設の事故の型別の死傷者数は腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が最多で、全数に占める割合は31.6%となった。
- ▶ 社会福祉施設での年齢別死傷者では、60歳以上の占める割合が30.6%(前年比1.9ポイント減)となった(全産業は26.6%)。

◆2021.4.28 流域治水関連法成立

- ▶ 4月28日、「流域治水」関連法案が参議院本会議において全会一致で成立した。
- ▶ 本法案の成立により、浸水リスクが高い場所に高齢者らの福祉施設を建てる場合、安全性を事前確認するなどの許可制が導入された。

- ▶ 本法案は土地の利用規制や、避難体制の拡充に取り組み、自力で避難するのが難しい人たちの被害を軽減することが目的とされている。
 - ▶ 施行日は公布日から6カ月以内。
- 【国土交通省ホームページより一部抜粋】

背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
 ○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）
 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法案」を整備する必要

法案の概要

<p>1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加（全国の河川に拡大） ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実 <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施 	<p>3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫 <ul style="list-style-type: none"> 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制） 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進（※予算関連） 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化（※予算関連）
<p>2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進（予算） <ul style="list-style-type: none"> 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）の創設（※予算・税制） 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止 ◆ 流域における雨水貯留対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援（※予算関連・税制） 	<p>4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】</p> <ul style="list-style-type: none"> — 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消 — 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保 — 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加  <p>流域治水のイメージ</p>

▶ **【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現**
 (KPD) ○浸水想定区域を設定する河川数：2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

◆2021.4.26 第5回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会(取りまとめ報告)

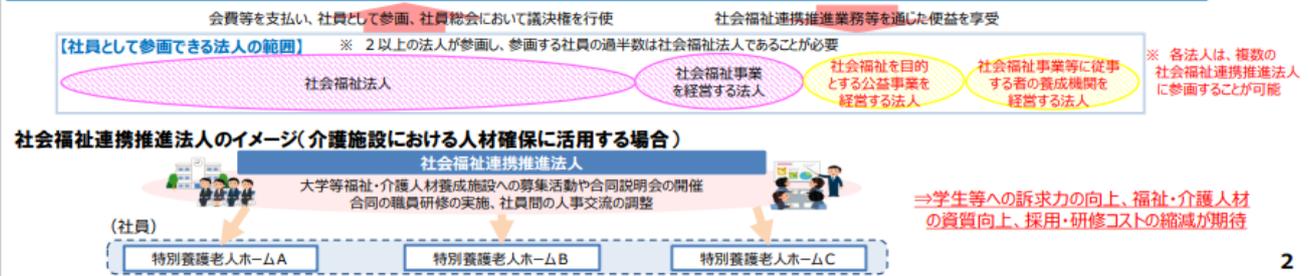
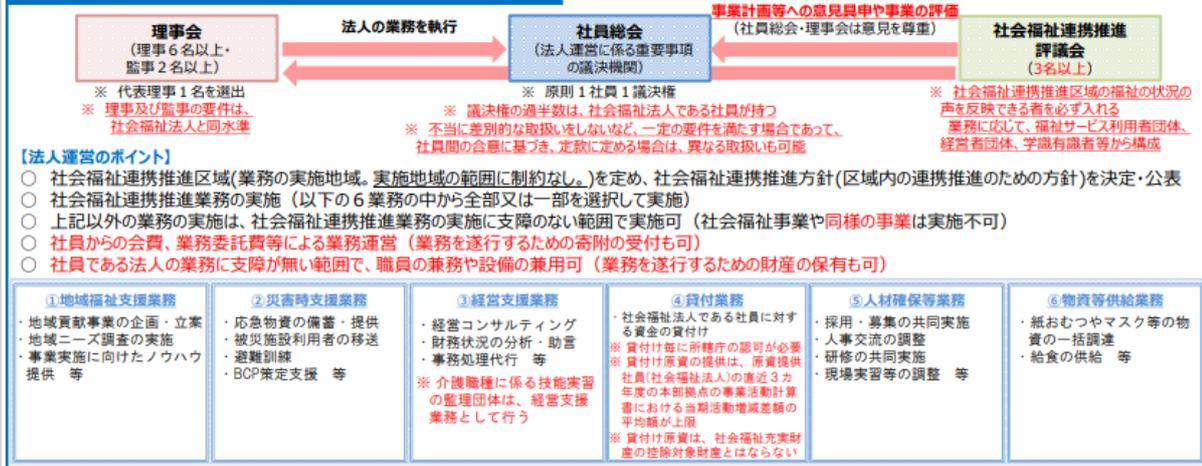
- ▶ 4月26日、厚生労働省は、「第5回 社会福祉連携推進法人の在り方に関する検討会」を開催し、本検討会のとりまとめ案について協議した。
 - ▶ その後、協議の内容をふまえ5月14日に議論のとりまとめが公表された。
- 【「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」とりまとめ資料より一部抜粋】

社会福祉連携推進法人について

※赤字が検討会で決まった事項

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。**

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



- ▶ また、これまでの検討会にて協議された内容をふまえ、「社会福祉連携推進法人の業務(総論)」「社会福祉連携推進法人の業務(社会福祉法人連携推進業務)」「社会福祉連携推進認定の申請等」「社会福祉連携推進法人のガバナンス」「その他の事項」の5点についての論点整理が示された。

【高齢者】

◆2021.5.25 特定技能1号在留外国人数1年で6倍に

- ▶ 5月25日、出入国在留管理庁は日本で働く外国人向けの「特定技能」の資格で在留する人は、導入から2年となった今年3月末時点で22,567人となり、1年前の3,987人から6倍近くに増加したと発表した。
- ▶ 新型コロナウイルスの水際対策により海外から入国はできないものの、国内で「技能実習」から資格を変更する人が増えていることが主な要因となっている。
- ▶ 働いている分野別では、介護分野は1,705人で全体の7.6%だった。(最も多いのは飲食料品製造業の8,104人で全体の35.9%)

◆2021.5.21 新型コロナウイルス 介護施設内での入所継続(施設内療養)の支援措置(1人15万円)

- ▶ 5月21日、厚生労働省は都道府県知事宛に「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」を発出した。
- ▶ 本通知において、介護サービス事業所・施設等が、新型コロナウイルス感染対策下で必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業」及び介護サービス事業所・施設等で新型コロナ感染者が発生した場合等に他の施設・事業所等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費の支援を行う「緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業」が示された。

- ▶ 本事業により、新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象に施設内療養者 1 人につき、1 日 1 万円(最大 15 万円)が 4 月 1 日に遡って支給される。

【厚生労働省ホームページより抜粋】

**新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
＜地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)＞ 令和3年度予算:137億円の内数**

※令和3年度までの実施

1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、
 ・新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
 ・高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められること
 から、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。

【助成対象事業所】

- ①新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等
※休業要請を受けた事業所を含む
- ②新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- ③感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】

【対象経費】

通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成

- ①緊急時の介護人材確保に係る費用
・職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用
- ②職場環境の復旧・環境整備に係る費用
・介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等
- ③連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用
・感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用



2 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業

都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

【対象経費】

都道府県や介護サービス事業所との連絡調整等に要する費用

◆2021.5.14 第8期(2021～23年度)介護保険料が全国平均月額6,014円に

- ▶ 5月14日、厚生労働省は第8期(2021～23年度)の65歳以上の介護保険料が全国平均で月額6,014円になったと発表した。
- ▶ 第7期(2018～21年度)からの伸び率は2.5%で145円増となり、初めて6,000円を超えた。高齢化や介護報酬の引き上げなどが影響したと考えられる。
- ▶ 前回(第6期～7期)の伸び率(6.4%)と比べると緩やかであり、保険料を引き上げた自治体の割合も5割と前回の8割から大幅に減った。
- ▶ 厚生労働省は伸び率が緩やかになった要因について「介護給付費がそれほど増えておらず、要介護認定率が低下したことなどが影響している。はっきり分析できていないが介護予防の成果だと考えられる」と推察している。

◆2021.3.31 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査結果の公表:見届有料老人ホームの調査

- ▶ 3月31日、厚生労働省は「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査結果の公表(第12回)」の調査結果を公表した。
- ▶ 本調査では「見届の有料老人ホーム」について、都道府県、指定都市及び中核市に対して届出や指導状況の調査を行った。

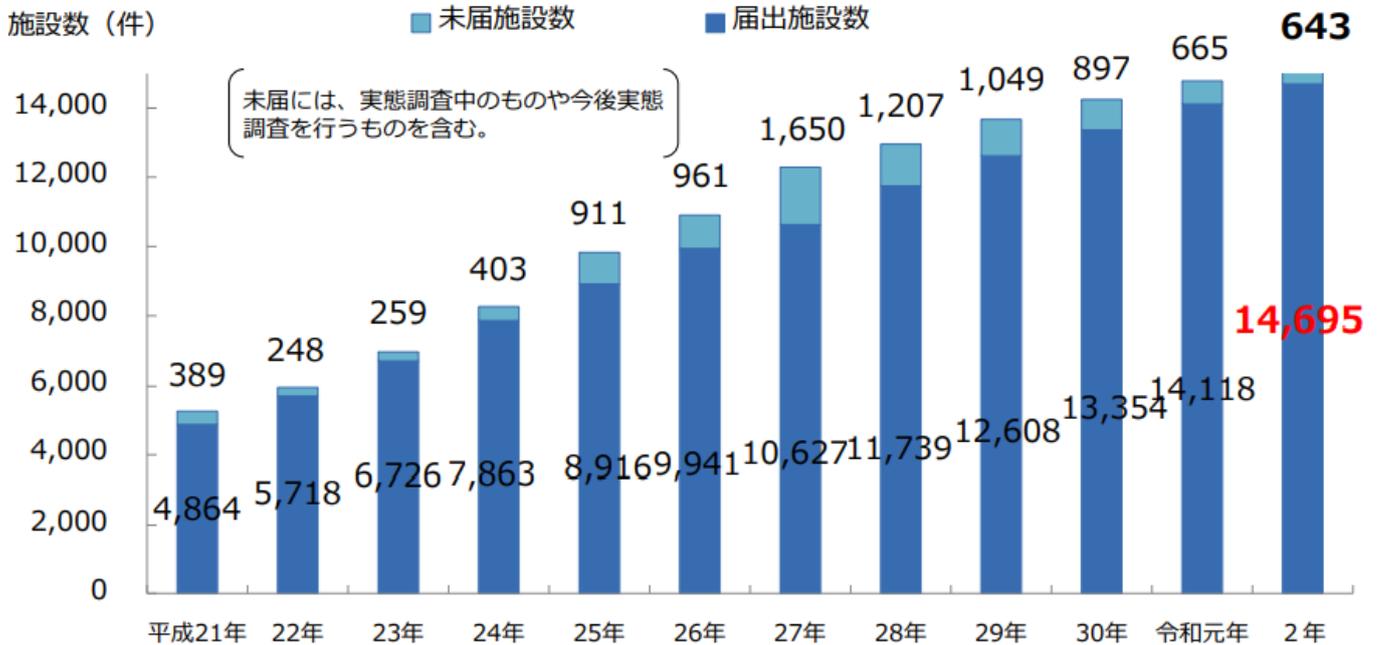
(調査結果)

- 届出された有料老人ホームの数は14,695件(前年度14,118件)
- 未届けの有料老人ホームの数は643件(前年度665件)
- 有料老人ホーム全体に占める未届有料老人ホームの割合は4.2%(前年度4.5%)

【有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査結果(第12回)より一部抜粋】

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要



出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（平成21年～26年は10月31日時点、平成27年以降は6月30日時点）

【障害者】

◆2021.5.28 改正障害者差別解消法が成立

- ▶ 5月28日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者差別解消法）」が成立した。
- ▶ 障害者差別解消法は、施行（平成28年4月）後3年を経過した際に所要の見直しを行う旨が規定されており、今回障害者政策委員会での議論等をふまえ、改正が行われた。
- ▶ 本改正では、「国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加」「事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化」「障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化」が行われた。

【第54回 障害者政策委員会資料より一部抜粋】

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

◆2020.11.6～2021.6.4 障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会（第1回～第7回）

- ▶ 厚生労働省は2020年11月6日～2021年6月4日に障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会（第1回～第7回）を開催した。
- ▶ 本検討会は2020年9月に取りまとめられた「障害者雇用・福祉連携プロジェクトチーム」中間報告をふまえ、雇用施策と福祉施策の更なる連携強化に向け、必要な対応策のより具体的な検討の方向性を議論することを目的として設置された。
- ▶ 検討会では関係団体からのヒアリングの他、「障害者の就労能力等の評価の在り方について」「障害者就労を支える人材の育成・確保について」「障害者の就労支援体系の在り方について」のテーマについてはそれぞれ3つのワーキンググループを開催し、論点整理等集中的に検討を実施した。
- ▶ 第6回では、これまでの議論の内容をふまえ報告書（素案）が示され、取りまとめに向けて議論が行われた。
- ▶ 第7回において、第6回での議論をふまえ報告書（案）が示され、最終的な調整が行われた。報告書（案）では、「障害者の就労支援における基本的な考え方」と「雇用施策と福祉施策の連携強化に関する対応策の具体的な検討の方向性」に分けて各ワーキンググループにて議論された内容について整理されている。

【障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会 報告書（案）より一部抜粋】

(1) 障害者のニーズの把握と就労能力や適性の評価の在り方

- ・ 将来的には、福祉・雇用それぞれのサービス等を選択・決定する前の段階で、「共通の枠組み」によるアセスメントの実施が望ましい。
- ・ まずは福祉・雇用それぞれのサービス体系におけるアセスメントについて、実効あるものとなるよう仕組みの構築又は機能強化を図る。

(2) 障害者就労を支える人材の育成・確保

- ・ 雇用と福祉の両分野の基本的な知識等を分野横断的に付与する基礎的な研修を確立する。

- ・ 専門人材の高度化に向けた階層的な研修制度を創設する。
- ・ 専門人材の社会的認知度の向上や社会的・経済的地位の向上等による専門人材の確保を図る。

(3)障害者の就労支援体系の在り方

- ・ 企業等で就労しつつ、就労継続支援事業を利用することについては、一定のニーズを踏まえて取組として進めることが適当である。
- ・ 定着支援について、現行の取扱いに基づく各支援の関係を就労定着支援事業所等の関係者間で十分に理解することが重要である。
- ・ 地域の関係機関との連携について、障害者就業・生活支援センターは基幹型の機能として、地域の支援ネットワークの強化、充実を図ることも必要である。ただし、地域の実情等に応じて個別支援の実施機関としての役割とのバランスにも留意する必要がある。また、地域障害者職業センターとも連携を進めていくことが必要である。

◆2021.4.19～5.24 第107～111回社会保障審議会障害者部会：障害者総合支援法の施行3年後の見直しについて

- ▶ 社会保障審議会障害者部会(部会長：菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授)第107回～第111回が開催された。
- ▶ 第107～111回の計5回の同部会では、改正障害者総合支援法施行3年後の見直しに向け関係団体からのヒアリング(計45団体)が行われた。
- ▶ 関係団体からのヒアリングは全て終了となり、今後6月から11月にかけて個別論点についての議論が行われ、12月頃を目途に報告書が取りまとめられる。

◆2021.5.20 第107回労働政策審議会 障害者雇用分科会：～障害者雇用促進法様式の一部改正について

- ▶ 5月20日、第107回労働政策審議会障害者雇用分科会が持ち回り審議により開催された。
- ▶ 今回、障害者雇用促進法及び障害者雇用促進法に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件案要綱について審議が行われた。
- ▶ 今回の改正により、様式に基づく国又は地方公共団体の任命権者の記名押印又は署名を不要とする旨が審議され、翌5月21日に議決された。
- ▶ 本改正は告示日より適用される。

◆2021.4.23 第106回労働政策審議会 障害者雇用分科会：～就労継続支援事業所における実態調査等について

- ▶ 4月23日、第106回労働政策審議会障害者雇用分科会が開催され、週20時間未満の就労を希望する障害者に関する調査報告、障害者雇用率制度・納付金制度等についての協議、地方公共団体における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務に関する実態調査報告が行われた。
- ▶ 協議では、障害者雇用率制度の対象障害者の範囲について、および短時間勤務者の取り扱いについて以下の論点で協議が行われた。
 - 対象障害者の範囲について、手帳を所持しない者の取扱いについて、精神通院医療の自立支援医療受給者証や指定難病の医療受給者証の交付者等の取扱いをどう考えるか。
 - 短時間勤務者の取扱いについて、現行の障害者雇用率制度においては、週所定労働時間が20時間以上の雇用が算定対象となっているため、令和2年度より特例給付金制度を創設したところではあるが、週20時間未満の短時間勤務者の取扱いについて、更にもどのように考えるか。
- ▶ 今後、令和3年夏頃にこれまでの分科会の意見や、厚労省にて開催している「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」での報告書(令和3年6月とりまとめ予定)を踏まえて論点を再整理し、議論が進められる予定。

【子ども・家庭福祉】

◆2021.6.3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案 成立

- ▶ 6月3日、第204回通常国会にて、男性の育児休業取得促進や育児休暇の取得しやすい雇用環境整備などをめざした「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」が成立した。

【厚生労働省資料より一部抜粋】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設**【育児・介護休業法】
子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。
①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。 ※現行の育児休業(1か月前)よりも短縮
②分割して取得できる回数は、2回とする。
③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。
- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け**
①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置
②妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける。
- 3 育児休業の分割取得**
育児休業(1の休業を除く。)について、分割して2回まで取得することを可能とする。
- 4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け**
常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。
- 5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和**
有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。
- 6 育児休業給付に関する所要の規定の整備**【雇用保険法】
①1及び3の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する。
②出産日のタイミングによって支給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例を設ける。

施行期日

- ・2及び5:令和4年4月1日
- ・1、3及び6:公布日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日(ただし、6②については公布日から3月を超えない範囲内で政令で定める日)
- ・4:令和5年4月1日

等

◆2021.5.27 「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ」公表

- ▶ 5月27日、「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ」が公表された。
- ▶ ワーキングチームでは、令和元年12月からの計11回にわたる議論、ヒアリング等を通して、子どもの意見表明権の保障のあり方、権利擁護の仕組みのあり方等を検討し、目指すべき方向性を整理した。
- ▶ とりまとめでは、児童相談所が親子を分離する一時保護や里親委託、施設入所を決定する際に、子どもから意見を聴くことを児童福祉法に義務付けるよう提言。また、都道府県に意見表明に関する支援環境整備の努力義務も提言した。

◆2021.5.26 第1回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

- ▶ 5月26日、第1回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会が開催された。検討会は、子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、中長期的な視座に立って今後の保育所や保育士等の在り方について検討することを目的に、社会保障審議会児童部会内に新たに設置されたもの。
- ▶ 第1回会議では、はじめに座長選出・座長代理指名が行われ、座長に倉石哲也構成員(武庫川女子大学教授)が選出、座長代理に古賀松香構成員(京都教育大学教授)が指名された。その後、地域におけ

る保育所・保育士等の在り方について意見交換が行われた。

- ▶ 今後は主な論点や目指すべき方向性について整理し、夏以降に具体的な議論を進め、年末までにとりまとめを行う予定。

◆2021.5.25 第28回社会保障審議会(児童部会社会的養育専門委員会)

- ▶ 5月25日、第28回社会保障審議会(児童部会社会的養育専門委員会)が開催された。
- ▶ 第28回会議では、事務局から示された全体像の枠組み、及び各論点に関するたたき台を中心に、子どもとその保護者、家庭への支援等の現状・課題について協議された。また、今後委員会では家庭支援の取組に関するヒアリングを実施する予定であり、そのヒアリング先の候補案についても協議された。
- ▶ 今後の進め方としては、次回会議にてヒアリング内容の検討を行い、その後ヒアリングを実施したのちに、中間とりまとめの作成に向けて各論点等について議論を深める予定。

◆2021.5.21 第11回子どもの権利擁護に関するワーキングチーム:とりまとめ(案)について

- ▶ 5月21日、厚生労働省は、第11回子どもの権利擁護に関するワーキングチームを開催した。
- ▶ 第11回会議に先立ち、5月前半には、とりまとめに反映させることを目的に、現在社会的養護のもとで暮らす子ども達(小学生～19歳、計62名)を対象とした意見聴取(グループインタビュー)が計5回実施されている。
- ▶ 第11回会議では、子どもへの意見聴取結果をふまえて修正されたとりまとめ(案)について協議された。

◆2021.5.19 第10回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)結果公表

- ▶ 5月19日、厚生労働省は、第10回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)結果を公表した。
- ▶ 第10回調査(平成22年出生児・小学4年生)結果からは、過去の調査との比較により、母の就業状況、子どもの生活状況(スマートフォンを含む携帯電話の保有状況、コンピュータゲームの利用状況)、子どもの日常生活で気になることや悩み等に関する実態と変化が明らかになった。

◆2021.5.13 第4回コロナ禍の雇用・女性支援プロジェクトチーム～もつとあなたを支えたい～

- ▶ 5月13日、厚生労働省は、第4回コロナ禍の雇用・女性支援プロジェクトチームを開催した。
- ▶ 第4回会合では、主に「厚生労働省の情報発信の仕組み」をテーマに議論が行われた。また、これまでの議論を踏まえた報告書骨子案が提示され、次回プロジェクトチーム(6月下旬開催予定)での「報告書のとりまとめ」に向けて、各メンバーからの政策提言案を含め、議論が展開された。

◆2021.5.17 ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム(取りまとめ報告)

- ▶ 5月17日、厚生労働省は、第4回ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを開催した。
- ▶ 今回の会議では、本プロジェクトチームの取りまとめ報告案が示され、協議が行われた。
- ▶ 協議内容をふまえ、同日付で取りまとめ報告が公表された。
- ▶ 取りまとめ報告では、厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策として「早期発見・把握」「支援策の推進」「社会的認知度の向上」の3点に分けて整理している。

【「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」資料より一部抜粋】

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

令和3年5月17日

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
 - ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
 - ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。
- ➡ 福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間でヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

◆2021.5.13 第4回コロナ禍の雇用・女性支援プロジェクトチーム～もっとあなたを支えたい～

- ▶ 5月13日、厚生労働省は、第4回コロナ禍の雇用・女性支援プロジェクトチームを開催した。
- ▶ 第4回会合では、主に「厚生労働省の情報発信の仕組み」をテーマに議論が行われた。また、これまでの議論を踏まえた報告書骨子案が提示され、次回プロジェクトチーム（6月下旬開催予定）での「報告書のとりまとめ」に向けて、各メンバーからの政策提言案を含め、議論が展開された。

◆2021.4.30 社会的養護施設退所者の実態調査を公表

- ▶ 4月30日、厚生労働省は社会的養護施設を退所した子どもの実態を把握するための初めての全国調査の結果を公表した。
- ▶ 就職や進学をした後に、施設と連絡していた割合は9割に上り、多くが困ったときに友人よりも施設職員を頼っていることが明らかとなった。
- ▶ 調査では、連絡先が不明等の理由により調査票を渡すことができたのは対象者の内4割にとどまり、全体の回答率は2割と調査の難しさが浮き彫りとなった。
- ▶ 退所後の支援事業である「社会的養護自立支援事業」については、約4割の児相において同事業を統括する支援コーディネーターを配置していない等、支援内容に地域差が見られた。

◆2021.4.23 第27回社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）

- ▶ 4月23日、第27回社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）が開催された。
- ▶ 平成28年の児童福祉法改正からの動向についての説明の後、児童とその保護者、家庭を取り巻く環境について報告が行われた。
- ▶ 子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関する議論の叩き台が示された。

〔第27回社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）資料〕より一部抜粋〕

基本的な考え方

子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの資格を創設するうえでは、以下の考え方を基本とする。

①子ども家庭福祉分野の専門性を共通に担保する仕組みとして資格を創設すること

- ▶ 子ども家庭福祉は、自ら意見表明することが難しい子どもへの支援、家庭全体を捉えた虐待予防、親子分離を伴う保護などの介入的ソーシャルワーク、といった専門性が必要とされる分野。
- ▶ 既存のソーシャルワークの養成課程ではこうした分野の学びが十分でないため、これをしっかりと学ぶ場を設けることとあわせ、その専門性を客観的に担保する仕組みが必要。
- ▶ これらの専門性を、全国どこ地域でも共通に担保する必要があるため、法律(児童福祉法)に根拠を持つ資格とすることが適当。

②現場で支援に従事する職員の意欲や専門性向上につながる仕組みとすること

- ▶ 児童相談所の児童福祉司は5割が勤続年数3年未満(令和2年4月1日現在)であるなど、人材の確保・定着が喫緊の課題。子ども家庭福祉分野への就職を希望する学生や、日夜現場で支援に従事する現任者の意欲を喚起することが重要。
- ▶ 国として統一の資格を付与することにより、自治体・民間機関等による採用の枠組みに位置付けやすくなる、採用後の人事・キャリアパスを資格と紐付けて構築できるようになる、処遇改善の根拠になるといったメリットが想定され、そのことが職員の意欲や専門性の向上につながるようにする。

③都道府県(児童相談所)、市区町村、民間の児童福祉施設など、幅広い活躍の場があること (P5参考資料参照)

- ▶ 家庭的養育の推進や、虐待予防、家庭支援の強化に伴い、児童相談所のみならず、市区町村の虐待相談対応部門、乳児院や児童養護施設等のファミリーソーシャルワーカー、児童家庭支援センター、保育所などの幅広い職場においてソーシャルワークの重要性が増してきている。
- ▶ 資格制度は、このような子ども家庭福祉分野全体の動きを踏まえて、多様な職場におけるソーシャルワーカーの活躍を後押しできるものとする。

④学生や既に現場で働いている社会人等、多様な人材が取得できる資格とすること

- ▶ 多くの有資格者を現場に配置していくためには、子ども家庭福祉分野への就職を希望する学生が資格を取得できるようにすること、児童相談所や民間施設等の現任者が業務と両立しながら資格を取得できるようにすることが必要。
- ▶ 「①大学で専門課程を修了して取得するコース」、「②社会人が実務経験を基礎として①よりも短縮した課程を修了して取得するコース」など、多様な人材が資格を取得できる設計とする。こうした資格取得ルートの設計にあたっては、養成校の対応可能性を十分に考慮して検討する。

⑤既存の資格との関係に留意して制度設計すること

- ▶ 既存のソーシャルワークに関する資格である社会福祉士・精神保健福祉士は、養成課程に共通の科目を設定し、ソーシャルワークの共通基盤を担保できるようにしている。
- ▶ 子ども家庭福祉分野の資格についても、ソーシャルワークの共通基盤は担保する必要があるため、養成課程の検討にあたっては社会福祉士・精神保健福祉士養成課程との整合性に留意する。

▶ 社会的養育専門委員会の今後の進め方としては、

○平成 28 年 5 月に成立した改正児童福祉法では、改正事項については、施行の5年後(令和3年度内)を目途に検討を行い、必要な措置を講ずることとされている。

○令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、「一時保護その他の措置に係る手続の在り方」「児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策」については、同改正法の施行の1年後(令和2年度内)を目途に、「児童の意見表明権を保障する仕組みその他の児童の権利擁護の在り方」については、同改正法の施行の2年後(令和3年度内)を目途に検討を行い、必要な措置を講ずることとされている。

上記をふまえ、まず、令和元年の児童福祉法等の改正法の検討規定に基づく検討状況の報告、家庭をとりまく環境に関する課題の整理、自治体や関係団体(民間の子育て支援団体、ソーシャルワークの資格団体等)からのヒアリングなどを行うことが示された。

その上で、別途設置予定の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会(仮称)」における議論の状況も踏まえ、本専門委員会として、今後の取組みの方向性を整理(中間整理)する。

そして、夏以降に、今後の取組みの方向性(中間整理)を踏まえた具体的議論を行い、検討期限との関係で、年末には最終的に本専門委員会としてとりまとめを行うことが案として示された。

【生活困窮・生活保護】

◆2021.6.2 生活保護の被保護者調査(令和3年3月分概数)の結果

- ▶ 厚生労働省は、被保護者調査(令和3年3月分概数)の結果を公表した。
- ▶ 令和2年度分の調査結果が出揃い、令和2年度の申請件数(228,081件)、及び利用開始世帯数(202,856世帯)は、平成21年度以降、11年ぶりに増加に転じたことが明らかになった。

<生活保護の被保護者調査(令和3年3月分概数)の結果 概要>

- ・被保護実人員は 2,053,268 人となり、対前年同月と比べると、13,382 人減少(0.6%減)。
- ・被保護世帯は 1,641,536 世帯となり、対前年同月と比べると、6,336 世帯増加(0.4%増)。
- ・保護の申請件数は 22,839 件となり、対前年同月と比べると、1,809 件増加(8.6%増)。
- ・保護開始世帯数は 20,336 世帯となり、対前年同月と比べると、1,623 世帯増加(8.7%増)。

◆2021.5.31 第3回 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議

- ▶ 4月31日、「第3回 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」(議長:坂本 哲 孤独・孤立対策担当大臣)が開催された。
- ▶ 会議では、有識者へのヒアリング結果の概要が提示されるとともに、実態把握のための全国調査やホームページ改編等、孤独・孤立問題全般に関する議事のほか、ヤングケアラー支援、ひきこもり支援等についても報告・協議された。
- ▶ 孤独・孤立の実態把握のための全国調査については、本年度中の実施に向けて、ヒアリング等により意見・ニーズ等を収集・集約し、その後研究会を設置して具体的な調査内容等を検討する予定であることが示された。調査事項の設定にあたっては、英国の取組も参考とする方針。
- ▶ 孤独・孤立対策のホームページ改編にあたり、新たに「孤独・孤立対策ホームページ企画委員会」を設置することが報告された。改編したホームページは、企画委員会での協議を経て、8月頃に公開される予定。

◆2021.5.28 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」(仮称)

- ▶ 5月28日、厚生労働省は、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯(注)で一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」(仮称)を支給することを公表した。

(注)特例貸付について、総合支援資金の再貸付まで借り終わった世帯(3月以前に総合支援資金(初回)を申請した世帯は最大200万円)や、再貸付について不承認とされた世帯

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」(仮称)について

○ 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされた、といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。

○ こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」(仮称)を支給する。

➤ 対象：緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯(注)で、以下の要件(住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象)を満たすもの

(注)借入額が限度額に達している世帯(本年3月以前に総合支援資金(初回)を申請した世帯は最大200万円)や、再貸付について不承認とされた世帯。生活保護世帯は除く。

- ・ 収入：①市町村民税均等割非課税額の1/12+②住宅扶助基準額
(例：東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円)
- ・ 資産：預貯金が①の6倍以下(ただし100万円以下)
- ・ 求職等：ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請

➤ 支給額(月額)：生活扶助受給額(1世帯あたり平均額)を基に設定
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。

- 支給期間：7月以降の申請月から3か月(申請受付は8月末まで)
- 実施主体：福祉事務所設置自治体

◆2021.4.28 ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果 公表

- ▶ 4月28日、厚生労働省は、令和3年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査(目視による概数調査)結果を公表した。本調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)等に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、毎年、各自治体の協力を得て行っているもの。

【調査結果のポイント】

1. ホームレスが確認された自治体は、250市区町村であり、前年度と比べて5市区町村(▲2.0%)減少している。
2. 確認されたホームレス数は、3,824人(男性3,510人、女性197人、不明117人)であり、前年度と比べて168人(▲4.2%)減少している。
3. ホームレス数が最も多かったのは大阪府(990人)である。次いで多かったのは東京都(862人)、神奈川県(687人)である。なお、東京都23区及び指定都市で全国のホームレス数の8割弱を占めている。
4. ホームレスが確認された場所の割合は、前年度から大きな変化は見られなかった。
(「都市公園」25.5%、「河川」23.9%、「道路」20.3%、「駅舎」5.6%、「その他施設」24.7%)

【調査概要】

- ・調査方法：市区町村による巡回での目視調査
- ・調査対象：法第2条に規定するホームレス(都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者)

・調査実施時期： 令和 3 年 1 月

◆2021.4.28 「ひとり親自立支援パッケージ」策定

- ▶ 4 月 28 日、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大で、特に厳しい状況にあるひとり親について、安定した就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につなげることを目的に「ひとり親自立促進パッケージ」を策定した。
- ▶ 厚生労働省では、「ひとり親自立促進パッケージ」を踏まえ、今後、ひとり親に対して確実に支援情報を届け、個々人のニーズに応じて支援メニューを組み合わせながら、ワンストップで寄り添い型の支援を実施する方針。

【パッケージのポイント】

- (1) 高等職業訓練促進給付金(月 10 万円)の拡充
 - ・対象訓練の期間：1 年以上から6か月以上に緩和
 - ・対象資格：看護師等の国家資格に加え、デジタル分野等の民間資格に拡大
- (2) 償還免除付の住宅支援資金貸付の創設
 - ・住居の借上げに必要となる資金を無利子で貸し付け(月上限4万円×12 か月)
 - ・1 年間継続して就労した場合は一括償還免除

◆2021.4.27 第 38 回 社会保障審議会生活保護基準部会

- ▶ 4 月 27 日、第 38 回社会保障審議会生活保護基準部会が開催され、5 年に 1 回の生活扶助基準の検証に向けた検討が開始された。
- ▶ 第 38 回部会では、部会長として小山隆士委員(一橋大学経済研究所教授)が選出、部会長代理には栃本一三郎委員(上智大学総合人間科学部教授)が指名され、その後今後の検討に向けて生活保護基準の検討に係る課題(案)等について議論された。
- ▶ 今後、基準部会では令和 4 年末の報告書のとりまとめに向けて、令和 3 年度末までに生活扶助基準の検証の準備、関連事項の整理等を行い、その後生活扶助基準の検証が実施される予定である。

《生活保護基準の検証に係る検討課題(案) 概要》

- (1) 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証
- (2) 生活保護基準の体系に関する検証
- (3) 前回(平成 29 年)検証後の生活保護基準見直しの影響分析
- (4) その他(上記以外に検証が必要とされるもの)

【人材確保等】

◆2021.6.1 「令和2年労働災害動向調査」公表

- ▶ 6 月 1 日、厚生労働省は、令和2年労働災害動向調査を公表した。本調査は、主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的としている。
- ▶ 調査結果の概要(一部抜粋)は、以下の通り。

1 事業所調査（事業所規模 100 人以上）における労働災害の状況

(1) 調査産業計における労働災害の状況

令和2年の労働災害の状況を調査産業計でみると、度数率が1.95（前年1.80）、強度率が0.09（同0.09）、死傷者1人平均労働損失日数が44.5日（同52.3日）となっている。

前年と比べ、度数率は上昇し、強度率が横ばい、死傷者1人平均労働損失日数は減少した。また、不慮災害度数率は3.62（同3.72）となっている。（第1-1図、第1表）

なお、無災害事業所の割合は57.3%（同58.0%）となっている（第1-2図）。

(2) 産業別労働災害の状況

ア 度数率

主な産業の度数率をみると、「製造業」が1.21（前年1.20）、「運輸業、郵便業」が3.31（同3.50）、「卸売業、小売業」が2.27（同2.09）、「医療、福祉」（一部の業種に限る。）が2.11（同1.60）となっている（第2図、第1表）。

イ 強度率

主な産業の強度率をみると、「製造業」が0.07（前年0.10）、「運輸業、郵便業」が0.13（同0.14）、「卸売業、小売業」が0.11（同0.04）、「医療、福祉」（一部の業種に限る。）が0.06（同0.04）となっている（第2図、第1表）。

ウ 死傷者1人平均労働損失日数

主な産業の死傷者1人平均労働損失日数をみると、「製造業」が58.6日（前年84.3日）、「運輸業、郵便業」が39.0日（同39.3日）、「卸売業、小売業」が50.0日（同17.3日）、「医療、福祉」（一部の業種に限る。）が28.4日（同26.1日）となっている（第1表）。

(3) 事業所規模別労働災害の状況

事業所規模別に労働災害の状況をみると、1,000人以上では、度数率が0.69、強度率が0.03、100～299人では、度数率が2.60、強度率が0.12となっている。度数率、強度率ともに、事業所規模が小さくなるほど高くなる傾向となっている（第2表）。

◆2021.5.28 「毎月勤労統計調査（令和2年度分）」公表

- ▶ 5月28日、厚生労働省は、毎月勤労統計調査の令和2年度分結果確報を公表した。本調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的の変動を明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を明らかにすることを目的としている。
- ▶ 調査結果の概要は、以下の通り。

（前年度と比較して）

- 現金給与総額は318,081円(1.5%減)となった。うち一般労働者が416,570円(1.9%減)、パートタイム労働者が99,083円(0.9%減)となり、パートタイム労働者比率が31.01%(0.50ポイント低下)となった。
なお、一般労働者の所定内給与は313,502円(0.2%減)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,221円(3.9%増)となった。
- 就業形態計の所定外労働時間は9.0時間(13.9%減)となった。
- 就業形態計の常用雇用は0.7%増となった。

◆2021.5.24 第4回外国人との共生社会の実現のための有識者会議

- ▶ 5月24日、第4回外国人との共生社会の実現のための有識者会議が開催され、「共生社会の基盤整備に向けた取組について」等についての協議がなされた。
- ▶ 出入国在留管理庁からは、共生社会の基盤整備に向けた総合的対応策の主な取り組みとして、下記の内容が示された。
(総合的対応策における主な取り組み)

- ・国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
- ・啓発活動の実施
- ・地域における多文化共生の取組の促進・支援
- ・在留資格手続の円滑化・迅速化
- ・在留管理基盤の強化

◆2021.5.24 第5回外国人雇用対策の在り方に関する検討会

- ▶ 5月24日、厚生労働省は、第5回外国人雇用対策の在り方に関する検討会を開催し、「就職や定着のための職場におけるコミュニケーションの改善と文化ギャップの克服の支援」の検討および関係者ヒアリングを行った。
- ▶ 厚生労働省からは、これまでの議論をふまえ、「外国人雇用対策の在り方に関する検討会」中間取りまとめに向けた骨子案が示された。新型コロナウイルス感染症禍における外国人雇用の状況や新型コロナウイルス感染症等の影響を受け困窮する外国人労働者等に対するハローワーク等の対応、外国人労働者の職場・地域での定着、国際的な人の移動の中での外国人雇用対策、留学生の国内就職支援及び外国につながる子どものキャリア支援等の現状と課題から対応策をあげている。

◆2021.5.12 労働政策審議会：新会長に清家篤会長を選出

- ▶ 5月12日、労働政策審議会が開催され、2021年度労働行政関係予算の主要施策、分科会及び部会等の審議状況、法案の国会審議状況について報告、協議がなされた。
- ▶ 新会長には清家篤会長(全国社会福祉協議会会長、日本私立学校振興・共済事業団理事長)が選出し、清家会長は守島基博委員(学習院大学経済学部教授)を会長代理に指名した。
- ▶ 清家会長は、「労・使・公益代表の三者構成のなかで、労使の合意に基づき労働法制がつくられていく意義は非常に大きい」をあいさつした。

◆2021.4「医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者の基準」が策定

- ▶ 厚生労働省では、関係団体と職業紹介事業者、労働省等の学識経験者等からなる「介護分野における職業紹介事業に関する協議会」「保育分野における職業紹介事業に関する協議会」を開催し、有料職業紹介事業者が適切な事業運営を行う際に満たすべき「基準」をとりまとめた。
- ▶ 有料職業紹介事業者が「基準」を満たしているかどうかは、同協議会が作成した「介護分野の適正基準チェックシート」および「保育分野の適正基準チェックシート」で確認できる。
- ▶ 「チェックシート」を活用してもらうことで、人手不足の状況が続くなか、一部の悪質な有料職業紹介事業者との間でトラブルが生じている状況の改善をめざしている。

【予算】

◆2021.5.14 令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績(5.14現在)

- ▶ 5月14日、財務省は令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用実績を公表した。

閣議決定日	事項	金額
令和3年度予算額		50,000
4月30日(金)	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	5,000
5月14日(金)	ワクチンの確保	5,120
予備費残額		39,880

【災害対策】

◆2021.5.25 内閣府「防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言」公表

- ▶ 5月25日、内閣府は、デジタル・防災技術、事前防災・複合災害、防災教育・周知啓発の3つの分野で防災・減災、国土強靱化の取り組みを飛躍的に進展させるために、各ワーキンググループ(① デジタル・防災技術未来構想チーム、社会実装チーム)、② 事前防災・複合災害、③ 防災教育・周知啓発 防災教育チーム、災害ボランティアチームで検討した内容をとりまとめた「防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言」を公表した。
- ▶ 本提言では、遠い未来のデジタルを極限まで活用した真に先手を打つ災害対応と絶対的な行政機能を堅持すること、生命を守る災害対応力を飛躍的に向上すること、防災教育を第3次学校安全推進計画の柱に位置付けること等が挙げられている。
- ▶ 「防災教育・周知啓発ワーキンググループ 災害ボランティアチーム」では、避難生活支援・防災人材育成エコシステムの構築が提言されており、具体的な政策の方向性として、①地域の災害ボランティア人材の発掘とスキルアップ支援、②地域の災害専門ボランティアとの連携・協働による地域防災力の向上が示されている。

◆2021.5.25 第40回中央防災会議

- ▶ 5月25日、第40回中央防災会議を開催し、「防災基本計画等の修正について」および「令和3年度総合防災訓練大綱について」、「中央防災会議運営要領の改正について」について、それぞれ示された概要案に沿って、協議がなされた。
- ▶ 「防災基本計画」および「総合防災訓練大綱」の主な修正項目については、下記のとおり。

【防災基本計画等の修正(案)】

(災害対策基本法の改正を踏まえた修正)

- ・災害対策本部の見直し
- ・個別避難計画の作成
- ・避難勧告・避難指示の一本化
- ・広域避難に関する事項

(新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正)

- ・避難所における感染症対策
- ・避難所開設・運営訓練の実施
- ・パーティション等の備蓄の促進
- ・コロナの自宅療養者等に対する情報共有等
- ・被災自治体への応援職員等の感染症対策

(その他最近の施策の進展等を踏まえた修正)

- ・災害対応業務のデジタル化の推進
- ・福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- ・今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応
- ・あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- ・首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進
- ・事前防災の取組や複合災害への対応の推進
- ・ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの
必要な経費に対する災害救助法による支援
- ・防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進
- ・正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

・それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建

・女性の視点を踏まえた防災対策の推進

【総合防災訓練大綱の修正(案)】

(災害対策基本法の改正を踏まえた修正)

・避難勧告・指示の一本化等に伴う、新たな避難情報の発令・伝達、避難判断等の理解促進のための訓練の実施

・作成が努力義務化された避難行動要支援者の避難先等を記載した個別避難計画を活用した訓練の実施

・大規模水害等が発生するおそれがある段階での広域避難に関し、必要な訓練の推進

(新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正)

・感染症の拡大防止を徹底しつつ可能な限り訓練を行うべきことの周知

・訓練内容に必要に応じ感染症対策に関する項目を取り入れることの周知

・感染症対策に必要な手順・課題等を確認するための避難所開設・運営訓練等の実施

(各種訓練の実施)

・システム操作の習熟度向上やデジタル技術を活用した実践的な訓練の実施

・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した物資支援業務に関する訓練の実施

・病院船の活用に関する検討を踏まえた、船舶における災害医療活動に関する訓練の実施

◆2021.5.20 福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定(令和3年5月)

▶ 5月20日、内閣府防災担当は、災害対策基本法が令和3年に改正(「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号):5月10日公布、5月20日施行)されたことを受け、市町村が事務を行う際の参考となるよう、これまでの「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定・公表した。

▶ 「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ(最終とりまとめ)」において福祉避難所の受入対象者をあらかじめ特定して公示すること等について指摘を受け、指定福祉避難所の受入対象者等の公示制度に係る災害対策基本法施行規則の改正(令和3年5月)を踏まえ、改正したもの。

◆2021.5.20 内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」改定

▶ 5月20日、内閣府は、災害対策基本法が令和3年に改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されたこと等を踏まえ、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定・公表を行った。

▶ 本取組指針では、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(令和2年12月)や災害対策基本法の改正内容等を踏まえ、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたっての留意すべき事項や参考となる事項等を示している。

◆2021.5.10 「避難情報に関するガイドライン」改定(令和3年5月)

▶ 5月10日、内閣府防災担当は、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」からの提言を踏まえ、災害対策基本法が令和3年に改正(災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号):5月10日公布、5月20日施行)されたことを受け市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考となるよう、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」を名称を含め改定し、「避難情報に関するガイドライン」として公表した。

◆2021.4.30 内閣府「令和3年度における被災者支援の適切な実施について」

▶ 4月30日、内閣府は、近年、災害による被害が相次いで発生していることを受け、各都道府県知事・各救助実施市市長宛に通知「令和3年度における被災者支援の適切な実施について」を発出した。

▶ 本通知では、災害発生時にあたって、以下の留意点やポイント等が示されている。

① デジタル技術の活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化

- ② 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所及び避難所外の避難者への生活支援等
- ③ 被災者台帳の作成
- ④ 国による物資支援と「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用
- ⑤ 災害救助法の適用等
- ⑥ 住家の被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付
- ⑦ 被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準じる都道府県における支援措置の検討等
- ⑧ 保険・共済の加入促進
- ⑨ 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け
- ⑩ 「被災者支援に関する各種制度の概要」の活用

◆2021.4.28 内閣府「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」成立

- ▶ 4月28日、「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決、成立した。続く4月30日、「災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が閣議決定され、法律は5月10日に公布し、5月20日より施行される予定。
- ▶ 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図ることを目的とし、以下の一部改正を行った。

1. 災害対策基本法の一部改正

- ① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保
 - 1. 避難勧告・避難指示の一本化等
 - 2. 市町村による個別避難計画の作成
 - 3. 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等
- ② 災害対策の実施体制の強化
 - 1. 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更
 - 2. 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置
 - 3. 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

【その他】

◆2021.3.16 令和2年中における自殺の状況 公表

- ▶ 3月16日、厚生労働省自殺対策推進室および警察庁生活安全局生活安全企画課は「令和2年中における自殺の状況」を公表した。
- ▶ 自殺者数年次推移は令和2年の自殺者数は21,081人となり、対前年比912人(約4.5%)増。
- ▶ 男女別にみると、男性は11年連続の減少、女性は2年ぶりの増加となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.0倍となっている。
- ▶ 報告書では自殺の原因・背景について、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているとしている。「経済・生活問題」や「家庭問題」等、他の問題が深刻化する中で、これらと連鎖して、うつ病等の「健康問題」が生ずる等)

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

➤ 2021.6.2 第11回成長戦略会議:成長戦略実行計画案

- ▶ 6月2日、第11回成長戦略会議が開催され、「成長戦略実行計画案」について議論、取りまとめが行われた。今後、この実行計画案について、今月中旬に政府として決定する予定。
- ▶ 成長戦略実行計画案における主な具体策は、以下のとおり。
 - 1.グリーン成長戦略の実現
洋上風力、水素、自動車・蓄電池、住宅・建築物など14分野について年限を決めて投資を促進し、導入を進める
 - 2.人への投資の強化
 - ・兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入などの新しい働き方の実現
 - ・女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進
 - ・人事評価制度の見直しなど若い世代の雇用環境の安定化
 - 3.経済安全保障の観点からのデジタル政策
先端的な半導体の開発や立地支援を行い、低消費電力のデータセンターの分散配置を行う
 - 4.スタートアップの支援
スタートアップが円滑に上場できるように、投資家保護を前提として、SPAC(特別買収目的会社)制度の導入を図る
 - 5.事業再構築・事業再生の支援
中小企業の事業再構築の支援をしっかりと進めていく中で、私的整理の利便性を向上するため法制面の検討を行う

➤ 2021.5.25 令和3年第7回経済財政諮問会議:経済・財政一体改革(地方行財政、社会資本整備)、骨太方針(骨子案)

- ▶ 5月25日、第7回経済財政諮問会議が開催され、「経済・財政一体改革(地方行財政、社会資本整備)」および「骨太方針(骨子案)」について議論がなされた。
- ▶ 「経済・財政一体改革」については、コロナ対応の経験を踏まえ、国と地方自治体間の担うべき役割を検証しながら今後、より迅速で効果的な対応策が行えるよう、広域連携を強化すべきであるという議論があった。また、「社会資本整備」については、デジタル技術やデータを徹底的に活用した予防保全型メンテナンスへの転換。あるいは、効果的で効率的な整備に向けた民間資金の活用。特にPPP/PFIの推進、これを一層進めるべきという意見があげられた。
- ▶ 菅総理からは、今年の骨太方針では、新型コロナ対策に最優先で取り組みながら、特に、グリーン、デジタル、地方、子どもの4つの課題に取り組んでいくことを示した。なお、これらにより、以下の項目に取り組むと示した。
 - ・民間の大胆な投資とイノベーションを促し、社会経済構造の転換につなげる。さらに、「経済あつての財政」の考え方で、成長志向の政策を進めながら、プライマリーバランス黒字化などの財政健全化の旗を降ろさず、これまでの歳出改革の努力を続ける。
 - ・対日直接投資については、我が国の成長にとって極めて重要であり、2030年に現在の2倍の80兆円まで伸ばせるように、政府全体として取り組んでいく。
 - ・地方については、今回の新型コロナの対応を検証し、自治体間、さらには国と地方のあるべき役割分担を検討していく。
 - ・社会資本整備については、施設の寿命を延ばすため、ICT技術も活用して、維持管理を前倒しで行う予防保全型のメンテナンスに転換し、PFIなどを通じて、民間の創意工夫を最大限取り入れる。
- ▶ 本骨子案に基づいて、6月中に骨太方針を策定し、政策の大きな方向性を示す予定。

▶ 2021.5.21 財政制度等審議会財政制度分科会:財政健全化に向けた建議の公表

- ▶ 5月21日、財政制度等審議会財政制度分科会は、「財政健全化に向けた建議」(春の建議)をとりまとめ、公表した。
- ▶ 建議では、新型コロナへの対応は引き続き万全を期すとし、重点的かつ的確に支援を実施するとしている。一方、社会保障の受益と負担の不均衡は、現役世代の保険料負担の増加や将来不安に伴う消費の抑制を通じて、経済を下押ししていると指摘。社会保障の見直しは、複数年度の継続的・安定的な取り組みが必要であり、後期高齢者の急増が続く3年間については一貫した改革努力が求められるとした。そのため、4年度からの3年間については、具体的な数値目標は示さず、基盤強化期間における歳出の目安を継続し、歳出改革を引き続き実施すべきとしている。
- ▶ 今後、今回の建議等を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(骨太方針 2021)が閣議決定される。
- ▶ 主要分野において取り組むべき事項として提起されているものは以下のとおり。

(1)年金

- ・ 今後、将来世代の給付水準を更に向上させていくため、被用者保険の更なる適用拡大、マクロ経済スライドの名目下限措置の撤廃、財源の確保の在り方とあわせた保険料拠出期間の延長を検討する必要。

(2)医療

- ・ これまでの医療提供体制の課題に加え、新型コロナへの対応状況を分析し、効率性と質の改善を両立させ、地域医療構想の推進など、医療提供体制の改革を進める必要。
- ・ 災害時の概算払いを参考に、新型コロナ入院患者を受入れた医療機関への、感染拡大前水準での診療報酬支払を検討すべき。
- ・ 全世代型社会保障改革の残された課題として、医療費適正化に向けたガバナンスの強化のため、後期高齢者医療制度の更なる見直し、都道府県医療費適正化計画の在り方の見直し、国保改革の徹底、生活保護受給者の国保等への加入などが必要。
- ・ 新規医薬品の薬価算定方式や既存医薬品の保険給付範囲の見直しなど、薬剤費の適正化にも引き続き取り組む必要。
- ・ 医療法人の事業報告書等のデータベースを整備し、経営状況の「見える化」を実現する必要。

(3)介護・障害福祉

- ・ 利用者負担の更なる見直しやケアマネジメントへの利用者負担の導入など、介護保険給付範囲の見直しを進めることが必要。
- ・ 介護サービス事業者の事業報告書等の報告・公表を義務化し、経営状況の「見える化」を実現する必要。
- ・ 介護・障害福祉について、利用者のニーズを適切に把握した上で地域の実態を踏まえた事業所の指定が必要。

(4)子供・子育て

- ・ 真に子供や子育て世代のためになる支援に重点化し、安定財源を確保しながら必要な施策を検討すべき。

(5)雇用・生活支援

- ・ 雇用調整助成金のリーマンショック対応を超える特例について、雇用情勢が大きく悪化しない限り、早期に段階的解消を図るべき。
- ・ 雇用保険について、保険財政の逼迫に対しては、まずは保険料引上げによる対応が検討されるべき。制度の抜本的な見直しなしに、国庫負担割合を引き上げる理由は見いだしにくい一方、有事における一般会計の責任範囲も検討が必要。

<p>➤ 2021.5.17 第10回成長戦略会議：事業再構築・事業再生の在り方、上場・コーポレートガバナンスの在り方、成長戦略のとりまとめの方向性</p>
<p>▶ 5月17日、第10回成長戦略会議(議長：加藤勝信内閣官房長官)が開催され、「事業再構築・事業再生の在り方」および「上場・コーポレートガバナンスの在り方」、「成長戦略のとりまとめの方向性」について議論が行われた。</p> <p>▶ 「事業再構築・事業再生の在り方」については、その促進や支援に向けて、資本性資金の供給や優先株の引受けのさらなる推進、私的整理の利便性の拡大への対応、事業再構築の助成措置の向上等の論点案が示された。また、「上場・コーポレートガバナンスの在り方」の論点案として、独立社外取締役の選任・構成や中核人材の登用等における多様性の確保、利益相反行為等について審議する特別委員会の設置等があげられた。</p> <p>▶ なお、「成長戦略実行計画」に向けて取りまとめるべき項目案が以下のとおり示された。(項目案)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たな日常に向けた成長戦略の考え方 2. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 3. 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 4. 「人」への投資の強化 5. 経済安全保障の確保に向けた集中投資 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活 7. 事業再構築・事業再生の環境整備 8. 新たな成長に向けた競争政策の在り方 9. 足腰の強い中小企業の構築 10. コーポレートガバナンス改革 11. 個別分野における改革 12. イノベーションへの投資の強化 13. 防災・減災、国土強靱化 14. 新たな日常に向けた地方創生 15. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現
<p>➤ 2021.5.14 令和3年第6回経済財政諮問会議：金融政策、物価等に関する集中審議、経済・財政一体改革等</p>
<p>▶ 5月14日、第6回経済財政諮問会議が開催され、「金融政策、物価等に関する集中審議」および「経済・財政一体改革(総論、社会保障、文教・科学技術)」について議論がなされた。</p> <p>▶ 菅義偉首相は、今後、経済の好循環を実現するためには、賃金の引上げが不可欠であるとしたうえで、新型コロナの中でも最低賃金を引き上げた諸外国の取組も参考にして、より早期に全国平均1,000円とすることをめざし、本年の引き上げに取り組むと表明した。</p> <p>▶ 来月の骨太の方針のとりまとめに向けて、具体化を進めていく予定。</p> <p>▶ 有識者議員提出資料(資料No. 3-1)では、菅内閣における「経済あつての財政」の考え方の下で、団塊の世代が75歳以上になるまでの間、社会保障は高齢化による増加分、非社会保障はこれまでの取組を継続、地方は一般財源総額をこれまでと実質的に同水準を確保、といった現在の目安の仕組みを堅持すべきとし、具体的な数値目標は示していない。</p>
<p>➤ 2021.5.11 財政制度等審議会財政制度分科会：とりまとめに向けた審議</p>
<p>▶ 5月11日、財政制度分科会が開催され、2022年度予算の編成を視野に「春の建議」のとりまとめに向けて審議を行った。また、「財政健全化に向けた建議(案)」について資料が示された。</p>
<p>➤ 2021.4.27 経済・財政一体改革推進委員会 第39回社会保障ワーキング・グループ</p>
<p>▶ 4月27日、第39回経済・財政一体改革推進委員会 第39回社会保障ワーキング・グループが開催され、「コロナ後を見据えた社会保障分野におけるデジタル化の推進、コロナ禍における予防・健康</p>

づくりの推進等」や「感染症下における地域医療のガバナンス強化等」、「財政制度等審議会における議論の状況について」の協議がなされた。

- ▶ 経済・財政一体改革の進捗や財政制度等審議会における議論の状況についての報告や主な改革のこれまでの取組と今後の課題について資料が示された。

➤ 2021.4.26 令和3年第5回経済財政諮問会議：少子化対策・子育て支援、経済・財政一体改革(総論、社会保障)

- ▶ 4月26日、第5回経済財政諮問会議が開催され、「少子化対策・子育て支援」および「経済・財政一体改革(総論、社会保障)」について協議がなされた。本会議での議論をふまえて、今後、「骨太の方針」に向けて議論を深めていく予定。
- ▶ 有識者議員から新型コロナウイルスの影響を踏まえたメリハリのある社会保障改革に取り組むことが提案され、具体的には、現役世代の負担の軽減につながる改革に引き続き着実に取り組むとともに、出生数の更なる減少や格差の拡大・固定化・再生産への懸念に対応する取組を強化する必要があるとし、これまで高齢者への支援が中心となってきた社会保障制度において、現役世代の負担軽減や支援強化に軸足を置いて改革を推進していくべきであると提案している。
- ▶ その上で、「格差拡大等の懸念への対応」として、孤独孤立対策、生活困窮者等への支援策を機動的に見直し・強化とともに、社会福祉法人の「社会福祉充実財産」について、生活困窮者の自立支援や子どもの学習支援などの地域公益事業に積極的に振り向ける方策を早急に導入すべきであるとしている。
- ▶ なお、有識者議員が同会議において、社会福祉法人の社会福祉充実財産の用途について以下のように提起している。

【内容】

社会福祉法人の「社会福祉充実財産」について、生活困窮者の自立支援や子どもの学習支援などの地域公益事業に積極的に振り向ける方策を早急に導入すべき。

注釈：社会福祉法人が有する活用可能な財産から事業用不動産など事業継続に必要な財産を除いた財産(2019年度時点で4,546億円)。地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該財産を計画的かつ有効に再投下することとされているが、95%は職員処遇の改善や人材の雇入れ、既存施設の建替などの社会福祉事業に充てられている。

➤ 2021.4.21 財政制度等審議会財政制度分科会：地方財政、文教・科学技術について

- ▶ 4月21日、財政制度分科会が開催され、「地方財政について」および「文教・科学技術についての協議がなされた。
- ▶ 経済・財政一体改革の進捗や財政制度等審議会における議論の状況についての報告や主な改革のこれまでの取組と今後の課題について資料が示された。
- ▶ 「地方財政」については、財務省より地方交付税について下記内容が示された。

【内容】

- ・ 地方交付税交付金等は、国の政策的経費(基礎的財政収支対象経費)の中で2番目に大きい15.9兆円となっている。
- ・ 令和3年度においては、折半対象財源不足が平成30年度以来3年ぶりに生じることとなった。今後は、折半対象財源不足※の縮減・解消に向けて、国と地方が足並みを揃えて経済再生と歳出改革に取り組んでいく必要。

※地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分(国)を充当。法定率分等で不足する財源のこと。

- ・ 第三次補正予算では、「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」として、感染拡大防止と併せて雇用と事業の維持・継続を図るとともに、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細や

かに必要な事業を実施できるよう、交付金を増額する(あわせて地方における感染拡大に臨機応変に対応できるよう即時対応分を新設)。

▶ 2021.4.15 財政制度等審議会財政制度分科会：社会保障費について

- ▶ 4月15日、財政制度分科会が開催され、社会保障について議論が行われた。同分科会では、社会保障給付費の規律の必要性に言及しており、「現行では公費(国費)のみを規律しており、給付費そのものを規律してはいない」が、今後、検討すべき事項として、「給付費(保険料負担分を含む)そのものへの規律の導入」を指摘している。
- ▶ 今回示された論点等をもとに、今後、議論が本格化する。財政制度分科会に新たに歳出改革部会が設置されるなど、さらなる社会保障費抑制への動きも予想されるなか、例年6月に行われる春の建議のとりまとめに向け、引き続き議論の動向に注視が必要。
- ▶ 具体的に指摘されている主な事項は以下の通り。

【介護】

○利用者負担の見直し

介護保険サービスの利用者負担を原則2割とすることや利用者負担2割に向けてその対象範囲の拡大を図ることを検討していく必要。

○介護人材確保の取組とICT化等による生産性向上

サービスの質を確保しつつ、より少ない労働力でサービスが提供できるよう、配置基準の緩和等も行いながら、業務のICT化等による業務効率化を進めていく必要。

社会福祉連携推進法人制度の積極的な活用を促すなど、経営主体の統合・再編等による介護事業所・施設の運営効率化を促す施策もあわせて講じていく必要。

○ケアマネジメントのあり方を見直し

サービス利用が定着し、他のサービスでは利用者負担があることも踏まえれば、利用者負担を導入することが自然。

○多床室の室料負担の見直し

介護老人保健施設・介護医療院・介護療養の多床室について、居宅と施設の公平性を確保し、どの施設であっても公平な居住費(室料+光熱水費)を求めていく観点から、給付対象となっている室料相当額について基本サービス費等から除外する見直しを行うべき。

○地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)のあり方を見直し

「一定の特殊事情」※の判断要件として「費用の伸びが一時的に高くなるが、住民主体の取組等が確実に促進され費用の伸びが低減していく見込みである場合」とされているが、相当数の保険者が3年連続で上限を超過している。上限が機能せず、形骸化しており、重要な制度改革の根幹がこのような運用となっていることは看過できない問題であり、上限超過を厳しく抑制すべき。

※各自治体が高齢者の伸び率を勘案した事業費の上限内で事業を実施し、その枠内で交付金を措置する仕組みとしているが、厚労省が定めるガイドライン上、「一定の特殊事情」がある場合には、個別の判断により事業費が上限を超えても交付金の措置を認めることとされている。

○区分支給限度額のあり方を見直し

制度創設以降、様々な政策上の配慮を理由に、区分支給限度額(利用者の自己負担)の対象外に位置付けられている加算が増加。

加算の区分支給限度額の例外措置を見直すべき。

※例示されている加算：特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に住する者へのサービス提供加算等

【障害福祉】

○制度の持続可能性の確保

今後もサービス供給・需要の伸びが見込まれる中で、障害者が真に必要なサービスを効率的・重点的に提供していくためには、サービス利用者が急増している要因分析やサービスの提供実態の把握を行った上で、制度の持続可能性を確保していくことが重要。

○地域差：事業所の指定

各自治体が地域の障害者等の状態やニーズを適切に把握した上でサービス見込み量を設定し、地域の実態を踏まえた事業所の指定を行うことにより、サービスの質を確保するとともに、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われるようにすべき。

【子ども・子育て】

○少子化対策の安定財源確保

真に子どもや子育て世代のためになる支援となっているかといった観点から「使い道」の精査を行っていくとともに、安定的な財源確保策について検討する必要。

少子化対策は、賦課方式をとる我が国の社会保険制度の持続性の確保や将来の給付水準の向上につながるものであることを踏まえると、医療保険制度を含め、保険料財源による少子化対策への拠出を拡充するという考え方も検討する余地があるのではないか。

▶ 2021.4.13 令和3年第4回経済財政諮問会議：人材への投資、デジタル化の加速、共助の促進

▶ 4月13日、第4回経済財政諮問会議が開催され、人材への投資(ヒューマン・ニューディール)およびデジタル化の加速、共助の促進について協議がなされた。

▶ 「共助の促進」については、有識者議員より「社会課題の解決に向けた「共助」促進の仕組みの強化を」と題し、下記「共助」の仕組みを充実・強化する取り組みについての提案資料が示された。本提案は、コロナ禍にあって、人への支援(孤独孤立生活困窮者、女性・若者・子育て・教育等)、社会的困難に直面する地域への支援、SDGsの実現は、先進国共通の課題であるとしたうえで、こうした社会課題の解決にあたっては、非営利組織や社会的企業、基礎自治体等との連携・協働が有効かつ不可欠であると示し、「共助」の仕組みを充実・強化する観点から提案したもの。

「社会課題の解決に向けた「共助」促進の仕組みの強化を」(一部抜粋)

- ① 孤独孤立対策、生活困窮者等への支援策の抜本拡充
- ② 多様なファイナンスを梃子にした「共助」の仕組みの拡充
 - ・休眠預金制度の利活用促進
 - ・企業版ふるさと納税
 - ・クラウドファンディング

③ 「共助」を支える政策インフラの強化

▶ また、坂本臨時議員からは、「孤独・孤立対策のこれまでの取組と今後の対応及び、休眠預金の活用について」の資料に基づいた報告がなされた。

▶ 2021.4.12 第9回成長戦略会議：デジタル化への投資・実装促進、カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み等

▶ 4月12日、第9回成長戦略会議(議長：加藤勝信内閣官房長官)が開催され、「デジタル化への投資・実装促進」および「カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み」、「グリーン成長戦略改定の検討状況」について議論が行われた。

▶ 「デジタル化への投資・実装促進」については、5Gの情報通信インフラの早期かつ集中的な整備の推進および今後のデータ通信量の急増への対応や災害に対する強靱性を高めるために、高性能、低消費電力のデータセンターについて、国内における分散立地を図ることが示された。

▶ モビリティ、金融、建築などの分野について実証事業の結果をふまえ、デジタル技術も用いて、第4次産業革命時代に相応しい規制制度を構築することとされた。

➤ 2021.4.7	財政制度等審議会財政制度分科会:委員長選出、財政総論について
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月7日、令和3年度財政制度等審議会財政制度分科会が開催され、財政総論についての協議がなされた。今後、2022年度予算の編成に向けた「春の建議」の関する検討を本格化させる。 ▶ 前回会合で委員が任期満了となったため、同日は新たな委員による最初の会議となった。分科会は、会長に榊原氏(東レ(株)社友 元社長・会長)、会長代理に増田氏(東京大学公共政策大学院客員教授)をそれぞれ再任した。 ▶ 榊原会長は、終了後の記者会見で、新型コロナウイルス感染症への対応により債務残高が増大したことや、団塊世代が後期高齢者になることをふまえ、「経済構造の転換による生産性の向上、社会保障の受益と負担のアンバランスの是正といったことがますます重要な論点となる」との見解を示した。 	
➤ 2021.3.23	定例閣議((3月23日):令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月23日、定例閣議が行われ、「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」等について閣議決定された。 ▶ 「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用」については、個人向け緊急小口資金等の特例貸付、子育て世帯生活支援特別給付金、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援、政府による対策の広報の強化、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金等の11件に対し、21,693億円の支出がされることとなった。 	
➤ 2021.3.22	令和3年第3回経済財政諮問会議:マクロ経済運営、活力ある地方の実現、大学改革
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月22日、第3回経済財政諮問会議が開催され、マクロ経済運営および活力ある地方の実現、大学改革について協議がなされた。 ▶ 西村大臣は、新型コロナウイルス感染防止を徹底するとともに、今後は経済成長の促進にも重点を置いていくべきとの考えを示した。また、デジタル化・グリーン化をテコに潜在的な需要を顕在化し、需要回復と経済構造転換の両方を進めるべきという議論が複数の議員からあげられた。あわせて、生産性向上支援や下請取引の改善を進め、最低賃金を引き上げていくべき、という意見が出された。 ▶ 「活力ある地方の実現、大学改革」に関しては、地方活性化や東京一極集中是正の促進とあわせて、大企業と地方企業の人材マッチングの支援、再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消、医療・介護分野の産業化等による地域の雇用・産業創出について促すべきとの意見が出された。大学改革においては、大学ファンド(約10兆円)を機に、ガバナンス改革・強化やリカレント教育など、社会のニーズに即したプログラム等の改革を進めるべきとの議論がなされた。 	
➤ 2021.3.18	財政制度等審議会財政制度分科会:令和3年度予算等について
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月18日、令和2年度財政制度等審議会財政制度分科会(分科会長:榊原 定征 東レ株式会社相談役)が開催され、令和3年度予算等についての協議がなされた。 ▶ 新型コロナウイルス感染症を受けた対応や「令和3年度予算等の概要」および「令和3年度予算の編成等に関する建議」の反映状況」が示された。 	
➤ 2021.3.17	第8回成長戦略会議:スタートアップ企業、中小企業施策の充実、コロナ禍での雇用の維持と労働移動の円滑化
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月17日、第8回成長戦略会議(議長:加藤勝信内閣官房長官)が開催され、スタートアップの誕生・規模拡大の環境整備および中小企業施策の充実(小規模企業、取引適正化等)、コロナ禍での雇用の維持と労働移動の円滑化(非正規社員含む)について議論が行われた。 ▶ 「スタートアップ企業」については、SPAC(短期間で上場し資金調達を行う方法)が各国で拡大していることを受け、未上場の企業に対しての諸制度の整備を検討すべく、ワーキンググループを設置することが示された。 ▶ 「中小企業施策の充実」については、下請け事業者への取引価格のしわ寄せを防ぐための「パートナーシップ構築宣言」や約束手形の利用の廃止に向けた取り組み等の促進について示された。 	

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「コロナ禍での雇用の維持と労働移動の円滑化」については、非正規雇用者で 20 代～40 代の女性の雇用が不安定化しているという議論をふまえ、資格取得や時間的制約が少ない仕事に円滑に労働移動できる仕組みを検討していくことが示された。また、フルタイムだけではなく、短時間および限定正社員含め多様な働き方の導入促進を進めていくことが示された。 ▶ 上記事項について、本年度の夏の成長戦略の策定に向けて具体的検討を進めていく予定。
<p>➤ 2021.2.24 令和 3 年第 2 回経済財政諮問会議：マクロ経済運営(金融政策、物価等に関する集中審議)等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2 月 24 日、第 2 回経済財政諮問会議が開催され、マクロ経済運営(金融政策、物価等に関する集中審議)およびグリーン・ニューディールについて議論が行われた。 ▶ マクロ経済運営については、経済再生に向けて人材育成を通じた雇用と賃上げの好循環を実現することが重要であり、西村大臣は、デジタル化・グリーン化に加え、人への投資・人材の高度化を大きな目標とすべきとの考えを示し、その際、生活困難者など、それぞれの立場に応じたきめ細かい対応を行う必要があるとした。 ▶ グリーン・ニューディールについては、カーボンニュートラル実現に向けて、省エネとクリーンエネルギーが重要であるとし、民間投資・イノベーションを促すような財政政策を上手く使いながら、規制改革や産業政策、環境政策を連携させ、目標に向けて一体的に取り組むべきである等との意見が出された。 ▶ 本会議での議論をふまえ、成長戦略会議でさらなる検討を行う予定。
<p>➤ 2021.2.17 第 7 回成長戦略会議：コロナ禍の経済への影響と成長戦略の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2 月 17 日、第 7 回成長戦略会議(議長：加藤勝信内閣官房長官)が開催され、コロナ禍の経済への影響と成長戦略の在り方および新たな成長に向けた競争政策の在り方についての議論が行われた。 ▶ 本会議において示された「コロナ禍の経済への影響に関する基礎データ」の数値データより、コロナ禍でのテレワークや事業再構築、ベンチャー企業設立・投資等において、先進各国と比べて日本が遅れをとっていることが浮きぼりになった。 ▶ 新たな成長戦略にむけた競争政策の在り方については、スタートアップ企業規制が参入できるような改革や環境整備の検討が必要であると示された。この点については、引き続きワーキンググループでの協議を行う予定。
<p>➤ 2021.1.29 「ニッポン一億総活躍プラン」フォローアップ会合・働き方改革フォローアップ会合・人生 100 年時代構想会議 合同会合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 1 月 29 日、持ち回り審議により「ニッポン一億総活躍プラン」フォローアップ会合・働き方改革フォローアップ会合・人生 100 年時代構想会議合同会合が開催され、ニッポン一億総活躍プランおよび働き方改革実行計画、人づくり革命基本構想の進捗状況が報告された。 ▶ 「ニッポン一億総活躍プラン」のフォローアップについては、子育ておよび介護の環境整備、健康寿命の延伸に向けた取組、高齢者の希望に応じた多様な就労機会の確保、障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現について等、進捗状況と今後の取り組みが示された。また、「人づくり革命 基本構想」についても、幼児教育・保育の無償化、待機児童問題の解消、高等教育の無償化、介護職員の更なる処遇改善、リカレント教育の拡充、大学改革、高齢者の雇用促進等の各フォローアップが示された。 <p>＜ニッポン一億総活躍プランフォローアップ(概要) 一部抜粋＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育ての環境整備(今後) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新子育て安心プラン」に基づき、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約 14 万人分の保育の受け皿を整備する。 ・ 保育士の処遇改善について、安定的な財源の確保と合わせて引き続き取り組む。 ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブについて、2021 年度末までに約 25 万人分を整備する。

○ 介護の環境整備(今後)

- ・引き続き、2020年代初頭までに介護の受け皿を50万人分以上へ拡大するなど、介護の環境整備を継続実施。
- ・介護職員処遇改善加算等について取得促進を行うため、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣や都道府県等担当者向けの研修を行う。
- ・介護ロボットの開発から普及までを支援するため、地域医療総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援の拡充や、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム構築事業の強化を図る。
- ・労働力制約が強まる中で医療・福祉サービスを確保するため、今夏に向けて「医療・福祉サービス改革プラン」を策定し、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図る。

○ 健康寿命の延伸に向けた取組、高齢者の希望に応じた多様な就労機会の確保、障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現(今後)

- ・「健康寿命延伸プラン」に基づき、①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、②地域・保険者間の格差の解消に向け、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」など「新たな手法」も活用して取組を推進。
- ・「65歳超雇用推進マニュアル」について、改正高年齢者雇用安定法の解説、70歳までの雇用推進に向けた施策や継続雇用延長等の好事例の掲載により、更なる内容の充実を図る。
- ・重層的支援体制整備事業をはじめ、重層的支援体制整備事業への移行準備事業、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業等を実施。

➤ 2021.1.21 令和3年第1回経済財政諮問会議:今年度の検討課題について

- ▶ 1月21日、第1回経済財政諮問会議が開催され、令和3年度の検討課題、中長期の経済財政に関する試算、医療提供体制の確保について議論が行われた。
- ▶ 検討課題については、感染拡大防止が最優先としながら、更に経済活動への影響を最小限にとどめるため、リアルタイムで様々なデータを分析し、影響の大きなところには重点的な措置を講じ、機動的な政策運営を行うべきといった意見や、ポストコロナにおける働き方、人材育成、格差、地方への対応、企業のデジタルトランスフォーメーション、成長力強化、国際連携など幅広い議論が行われた。

➤ 2020.12.25 第6回成長戦略会議:2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

- ▶ 12月25日、第6回成長戦略会議(議長:加藤勝信内閣官房長官)が開催され、2050年までに温室効果ガスの排出量をゼロにする、2050年カーボンニュートラル宣言の実現をめざした議論が行われた。
- ▶ 温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会と捉える時代に突入したことをうけ、従来の発想を転換し、積極的に対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらす、次なる大きな成長に繋げ「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策＝グリーン成長戦略を進めていくことが示された。
- ▶ 議論を深めて行くに当たって、国として、可能な限り具体的な見通しを示し、高い目標を掲げて、民間企業が挑戦しやすい環境を作る必要であるとし、2050年カーボンニュートラルを実現するためのエネルギー政策及びエネルギー需給の見通しの参考値を示すこととした。

➤ 2020.12.18 令和2年第20回経済財政諮問会議:令和3年度の経済見通し

- ▶ 12月18日、第20回経済財政諮問会議が開催され、令和3年度の経済見通しおよび新経済・財政再生計画 改革工程表について議論が行われた。
- ▶ 経済見通しについて、令和2年度は、感染症の影響で厳しい状況となり、4、5月を底に持ち直しの

動きが続いているものの、実質▲5.2%程度、名目▲4.2%程度の成長が見込まれることが示された。

- ▶ 令和3年度は、総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、公的支出による経済の下支えと民間需の喚起、民需の自律的な回復も相まって、実質 4.0%程度、名目 4.4%程度と見込まれ、年度中には、経済がコロナ前の水準に回帰することが見込まれることが示された。

➤ 2020.12.16 第34回経済・財政一体改革推進委員会：新経済・財政再生計画 改革工程表 2020

- ▶ 12月16日、第34回経済・財政一体改革推進委員会が開催され、新経済・財政再生計画改革工程表 2020 が取りまとめられた(取りまとめ日は12月18日)。
- ▶ 改革工程表 2020 では、社会保障、社会資本整備等、地方行財政改革等、文教・科学技術について整理されている。
- ▶ 社会保障に関する内容は、大きく4つ。第1に、「PHR 推進を通じた健康・健診情報の予防への分析・活用」として、2020年度に策定した工程に基づき、必要な法制上の対応を行うとともに、マイナポータルインフラを活用して本人が検診情報を確認する際のデータのフォーマット等を整備する。2022年度早期から、マイナポータルで提供する健診等情報を順次拡大する。
- ▶ 第2に、「医療費適正化に向けた地域の実情を踏まえた取組の推進」として、各都道府県において定めた第3期医療費適正化計画に基づき、住民の健康保持や医療の効率的な提供のため、医療費適正化の取組を推進。計画期間(～2023年度)の最終年である2023年度における計画目標の達成に向け、各都道府県において毎年度進捗状況の把握、地域の課題・要因分析、対策の検討・実施といったPDCA管理を行い、その結果をHPに公表し、厚生労働省へ報告する。さらに、2024年度から開始する第4期の医療費適正化計画に向けて、国と都道府県が一緒になって効果的なPDCA管理ができるよう、法制化の対応も含め見直しに向けて検討する。
- ▶ 第3に、「国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進」として、赤字決算補填等を目的として、2018年度に法定外繰入を行った354の市町村において、その解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画を策定するよう要請。保険者努力支援制度における評価指標の見直し等により、2023年度に200市町村まで減らすこととしていた前年の目標値を100市町村に見直すなど、その実行を推進する。
- ▶ 第4に、「後発医薬品の使用促進」として。後発医薬品の使用割合目標について、2020年9月の実績(速報値)は78.3%(目標は80%)であり、新たな目標について、目標の達成状況や地域差等を踏まえ、年度内に結論を得る。その中で、後発医薬品も含めた、医薬品の適正使用に資するフォーミュラガイドラインの策定や、後発医薬品使用割合の医療機関等の別の見える化についても検討する。

➤ 2020.12.14 第12回全世代型社会保障検討会議：全世代型社会保障改革の方針について

- ▶ 12月14日、第12回全世代型社会保障検討会議が開催され、全世代型社会保障改革の方針(案)が示され、最終報告が取りまとめられた。
- ▶ 「最終報告」の基本的考え方として、めざす社会像を「自助・共助・公助」そして「絆」とするとともに、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とし、全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」への改革を更に前に進めていくことが示された。
- ▶ 1つめの柱である「少子化対策」については、不妊治療への保険適用等、待機児童の解消(新子育て安心プランの年内とりまとめ等)、男性の育児休業の取得促進。2つめの柱である「医療」については、医療提供体制の改革(オンライン診療の推進等)、後期高齢者の自己負担割合の在り方(2割負担)、かかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡大などが示された。

➤ 2020.12.10 令和3年度税制改正大綱(与党税制大綱)の決定

- ▶ 12月10日、自民党と公明党は、令和3年度与党税制改正大綱を決定した。
- ▶ 1. ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生、2. デジタル社会の実現、3. グリーン社会の実現、4. 中小

企業の支援/地方創生、5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し、6. 経済のデジタル化への国際課税上の対応、7. 円滑・適正な納税のための環境整備を柱として、基本的な考え方が示された。社会福祉法人への課税に関する記述はなし。

➤ 2020.12.8 **令和2年第19回経済財政諮問会議／臨時閣議：令和3年度予算編成の基本方針**

- ▶ 12月8日、第19回経済財政諮問会議(議長：菅 義偉 内閣総理大臣)が開催され、その後、臨時閣議が行われ、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」および「令和3年度予算編成の基本方針」が決定した。
- ▶ 総合経済対策では、感染拡大防止を柱としながら、「雇用・生活を守る」、「新たな事業再構築」の視点で取りまとめられ、「生活を守る」視点では、緊急小口資金の特例措置の令和3年3月末までの延長や、低所得の一人暮らし世帯への臨時給付金の再給付を行うこと等が示された。
- ▶ 令和3年度予算編成の基本方針については、前回(第18回)会議で示された方針をもとに、与党との調整を踏まえ、内閣総理大臣から諮問があり、閣議決定された。

➤ 2020.12.4 **令和2年第18回経済財政諮問会議：経済・財政一体改革の重点課題(社会保障等)／令和3年度予算編成方針(案)**

- ▶ 12月4日、第18回経済財政諮問会議(議長：菅 義偉 内閣総理大臣)が開催され、「2021年度予算編成の基本方針」が示された。
- ▶ 社会保障改革に関する経済・財政一体改革の推進に向けた中期的重点課題として、有識者委員から「予防・健康づくりの産業化等」、「一人当たり医療費・介護費の地域差半減・縮減」、「医療・福祉サービスの生産性向上等」の3点が提起された。医療・福祉サービスの生産性向上については、鍵となる介護ロボット等の社会実装が十分に進んでいないこと、給付と負担の在り方等の検討においてデータの活用が十分でないことが指摘されている。
- ▶ 令和3年度予算編成の基本方針は、「経済あつての財政」との考え方の下、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定。以下「骨太方針2020」という。)に基づき、経済・財政一体改革を推進することとし、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出・歳入両面からの改革を推進し、デジタル社会の実現を目指す。さらに、新しい社会を支える「人」・イノベーションへの投資を強化する。2050年カーボンニュートラルを目指し、経済と環境の好循環、グリーン社会の実現に取り組む等の方針を示した。
- ▶ 社会保障に関しては、不妊治療への保険適用に取り組むとともに保育サービスを拡充するなど少子化対策を進め、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築する。テレワークや、同一労働同一賃金など働き方改革を推進するとともに、就職氷河期世代についても、個々人の状況に応じた就労や社会参加を支援する。若者、高齢者、女性、障害や難病のある方も皆が活躍できる社会の実現に取り組む等により、ポストコロナの新しい社会をつくっていくとした。
- ▶ 2021年度予算編成の基本方針案については、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指すこととした。一方で、骨太方針2020に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することで、これまでの歳出改革の取り組みを継続し、しっかりとメリハリ付けを行う、と歳出改革を推進することも盛り込んでいる。

➤ 2020.12.4 **労働者協同組合法：参議院可決・成立／法人格新設**

- ▶ 12月4日、参議院本会議において「労働者協同組合法」が参議院において全会一致で可決・成立した。本法は組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原則とする組織。多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とした非営利の法人格が新設された。
- ▶ 法施行の段階で存在する企業組合、NPO法人は施行後3年以内に総会の議決により(準則主義)組

織を変更し、組合となることができる。公布後 2 年以内に施行される。

	企業組合	NPO法人	労働者協同組合
出資	○	×	○
設立	認可主義	認証主義	準則主義

労働者協同組合法案のポイント

- 組合の基本原理に基づき、組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。
- 出資配当は認めない（非営利性）。剰余金の配当は、従事分量による。
- 組合は、組合員と労働契約を締結する（組合による労働法規の遵守）。
- その他、定款、役員等（理事、監事・組合員監査会）、総会、行政庁による監督、企業組合又はNPO法人からの組織変更、検討条項（施行後5年）等に関する規定を置く。

➤ 2020.12.1 第5回成長戦略会議：実行計画について

- ▶ 12月1日、第5回成長戦略会議（議長：加藤勝信内閣官房長官）が開催され、中間報告にあたる実行計画をとりまとめた。実行計画の概要は以下のとおり。
- ▶ 2050年までに温室効果ガスの排出量をゼロにする、カーボンニュートラル実現をめざし、今後、革新的なイノベーションに取り組む民間企業に対し、国家プロジェクトとして新たな技術開発を支援することとし、予算上、税制上の具体的支援を早急に検討する。あわせて、グリーン分野について年限目標を明示した具体的な計画案を年内に策定する。
- ▶ 第2に、ポストコロナに向けた企業の改革の支援として、事業再編を進める企業への支援を、段階的に強化していく。雇用の維持に取り組む一方で、新しい分野への労働移動を円滑化するため、トライアル雇用の支援や在籍出向のルールの特例化などを進める。企業がデジタル化に取り組むビジネスモデルを税制で後押しする。
- ▶ 第3に、中小企業の足腰を強くするための支援を強化することとし、中小企業の合併などの規模拡大について、税制面での支援を検討する。また、一定の補助金や金融支援について、中小企業だけでなく中堅企業へ成長途上にある企業を支援対象に追加する法改正を次期通常国会において検討するとともに、中小企業のパートナーシップを強化する。

➤ 2020.11.25 財政制度等審議会財政制度分科会：令和3年度予算の編成等に関する建議とりまとめ

- ▶ 11月25日、財政制度等審議会財政制度分科会が開催され、令和3年度予算の編成等に関する建議がとりまとめられた。
- ▶ 危機的な財政状況にある我が国では新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済回復に加え、財政健全化の三兎を追い、そのいずれも実現しなければならない中で、財政支出が必要な場合には、効果的・効率的な支出となるよう、選択と集中、真のワイズスペンディング（賢い支出）の考え方を徹底すべきとした。
- ▶ 日本経済の構造的特徴として労働投入や資本投入の低迷がみられることから、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた規制改革・構造改革等を通じて取組を抜本的に強化していかなければ、持続的な経済成長率の向上は望めないとした。さらに、財政悪化の最大の要因が社会保障制度における受益（給付）と負担のアンバランスにあるとした。
- ▶ 令和3年度予算では、生産性の向上、人口減少・少子高齢化への対応、行政のデジタル化・DXや省庁の垣根を超えた連携という3つの観点に立ち、新経済・財政再生計画の歳出改革の「目安」等に沿った予算編成を行うべき、としている。
- ▶ その上で社会保障については、受益（給付）と負担の不均衡を是正し、制度の持続可能性を確保する

ための改革が急務であり、歳出規律に沿った予算編成と給付の在り方を見直す制度改革を求めている。

- ▶ 介護報酬改定についてはプラス改定により更なる国民負担増を生じさせる環境にはなく、国民負担を抑制するよう改定率を決定すべき。さらに障害報酬改定についても、事業者の収支状況等を踏まえた報酬水準の適正化の徹底を求めた。

➤ 2020.10.26 菅首相 所信表明演説

- ▶ 10月26日、菅義偉内閣総理大臣は、第203回臨時国会で所信表明演説を行った。
 - ▶ 冒頭の挨拶では、「ウイルスとの闘いの最前線に立ち続ける医療現場、保健所の皆さん、介護現場の皆さんをはじめ多くの方がたの献身的なご努力のおかげで、今の私たちの暮らしがあります。深い敬意とともに、心からの感謝の意を表します。」と発言された。
 - ▶ 所信表明演説のなかの社会福祉に関する部分としては、
 - ・少子化対策に真正面から取り組み、大きく前に進める
 - ・ポスト「子育て安心プラン」を年末までに取りまとめる
 - ・児童虐待を防止するため、児童相談所や市町村の体制強化を図る
 - ・ひとり親家庭への支援など、子どもの貧困対策に社会全体で取り組む
 - ・就職氷河期世代について、働くことや社会参加を促進する
 - ・障害や難病のある方々が、仕事でも、地域でも、その個性を發揮して活躍できる社会をつくる
 - ・人生100年時代を迎え、予防や健康づくりを通じて、健康寿命を延ばす取り組みを進める
 - ・すべての女性が輝ける社会の構築に向けた新たな男女共同参画基本計画を年末までに策定する
 - ・介護人材の確保や介護現場の生産性向上を進める
 - ・高齢者医療の見直しを進める
 - ・すべての世代の方がたが安心してできる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継いでいく
- また、災害対策として、被災者生活再建支援法を改正して、国土強靱化を進めるということについても言及した。
- ▶ 発言の終わりには、「私がめざす社会像は、「自助・共助・公助」そして「絆」です。自分でできることは、まず、自分でやってみる。そして、家族、地域で互いに助け合う。そのうえで、政府がセーフティーネットでお守りする。そうした国民から信頼される政府をめざします。そのため、行政の縦割り、既得権益、そして、悪しき前例主義を打破し、規制改革を全力で進めます」と述べた。

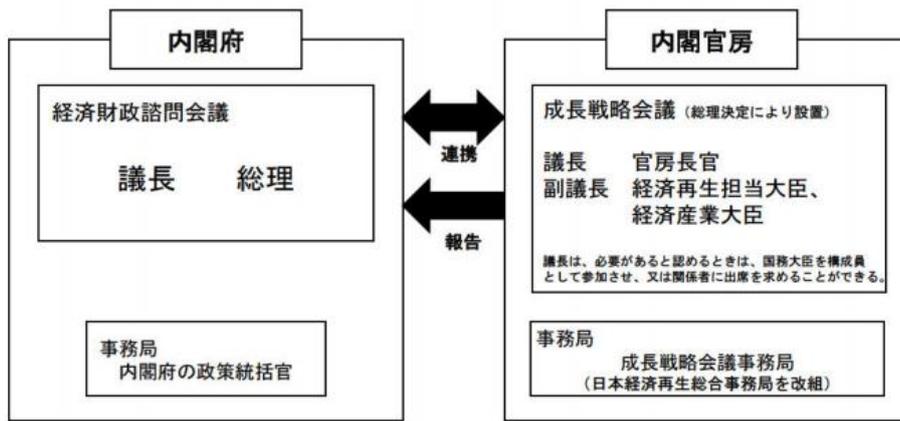
➤ 2020.10.16 定例閣議(10月16日):日本経済再生本部の廃止/令和2年度予備費の使用について

- ▶ 10月16日、定例会議が行われ、「日本経済再生本部の廃止」および「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用」等について閣議決定された。
- ▶ 「日本経済再生本部の廃止」に伴い、「未来投資会議」も廃止され、代わりに成長戦略の具体化を推進する「成長戦略会議」が設置されることとなった。
- ▶ 「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用」については、雇用調整助成金、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金、1次産業の感染拡大防止に向けた新たな設備導入補助金の3件に対し、5492億円の支出がされることとなった。

➤ 2020.10.16 第1回成長戦略会議:成長戦略会議の設置等について

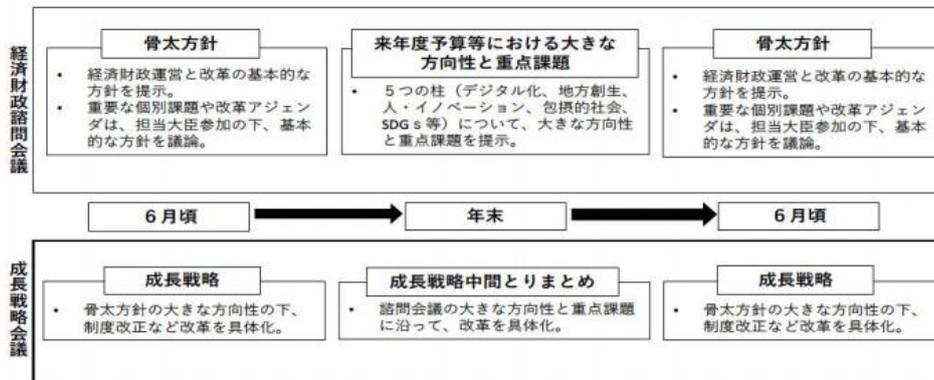
- ▶ 10月16日、成長戦略会議(議長:加藤勝信内閣官房長官)が設置・開催された。
- ▶ 本会議は、経済財政諮問会議が示す経済財政運営と改革の基本方針等の下、我が国経済の持続的な成長に向け、成長戦略の具体化を推進するために設置され、これまで設置されていた「未来投資会議」が行った検討等を引き継ぐものとされている。
- ▶ 菅総理からは、成長戦略の具体化を図るため、年内に中間的なとりまとめを行うよう指示がなされた。

(1)連携体制



※ 日本経済再生本部（H24.12.26閣議決定により内閣に設置）及び、その下にある未来投資会議は廃止。

(2)機能分担



➤ 2020.10.1 財政制度等審議会財政制度分科会：令和3年度予算の財政総論

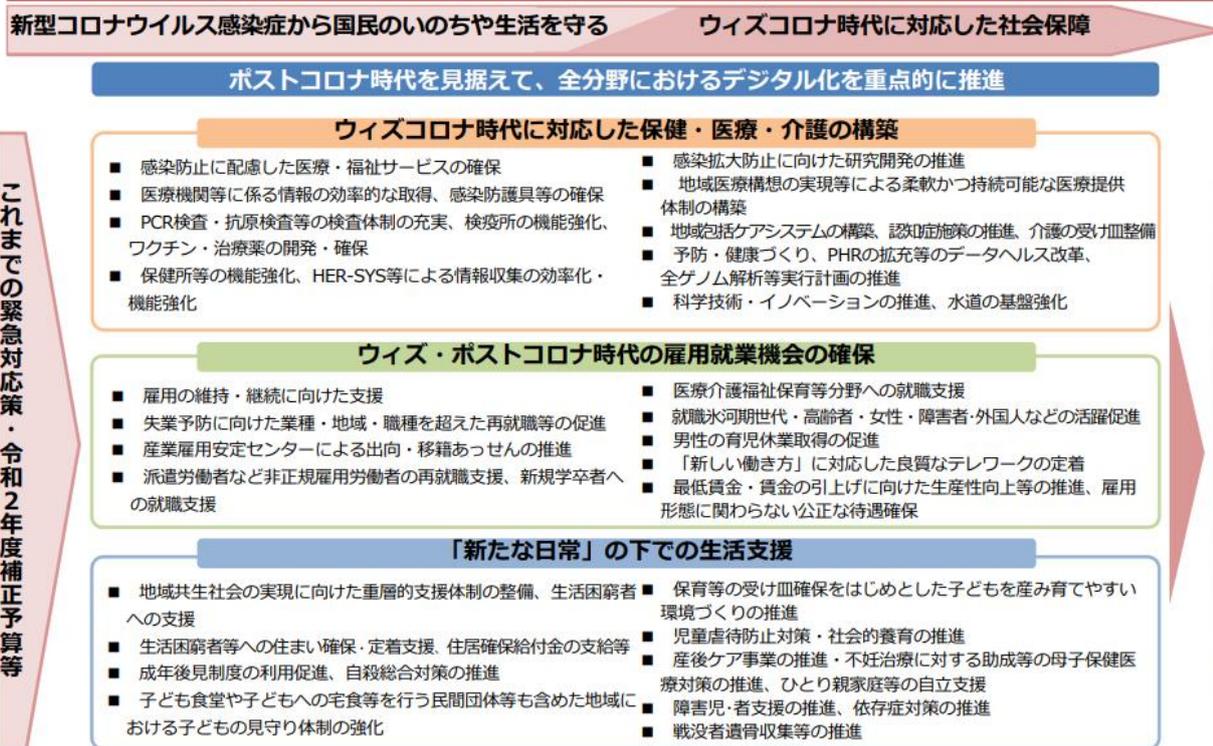
- ▶ 10月1日、財政制度等審議会財政制度分科会が開催され、令和3年度予算編成について議論がなされた。
- ▶ 各省庁の概算要求総額が105兆円超と過去最大に達する見通しであり、麻生大臣は、新型コロナ対策へ万全を期すとともに、社会のデジタル化を重視する考えを示した。

➤ 2020.9.30 令和3年度 厚生労働省 予算概算要求の概要 公表

- ▶ 9月30日、令和3年度厚生労働省予算概算要求が公表された。
- ▶ 一般会計における要求・要望額は、32兆9,895億円で前年度当初予算に比べ、34億円増加。年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増分等については、現時点では見込めないため、令和2年度と同水準とされている。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症関連経費は「緊要な経費」とされ、概算要求時点では、原則、「事項要求」とし、予算編成過程で検討することとなる。
- ▶ 令和3年度概算要求では、新型コロナウイルス感染症から国民のいのち・雇用・生活を守るために講じてきたこれまでの対策に加え、「新たな日常」を支える社会保障を構築するために必要な施策について、重点的な要求を行い、ポストコロナ時代を見据えて、全分野におけるデジタル化を重点的に推進することとされている。

令和3年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求
 — ウィズコロナ時代に対応した社会保障の構築 —

新型コロナウイルス感染症から国民のいのち・雇用・生活を守るために講じてきたこれまでの対策に加え、「新たな日常」を支える社会保障を構築するために必要な施策について、重点的な要求を行う。



➤ 2020.7.30 未来投資会議(第42回):新型コロナウイルス感染症の時代、さらにはその先の新たな社会像の検討

- ▶ 7月30日、第42回未来投資会議が開催された。今回より、医療分野の専門家などを加え、未来投資会議を拡大して議論がなされた。
- ▶ 下記テーマにより、自由に議論が行われた。
 - I ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会の基本理念
 - II 新しい働き方の定着と一極集中の是正
 - III 人々への信頼・接触の回復
 - IV 当面の経済運営の留意点
 - V 金融市場の安定化
 - VI 産業再生・事業再構築
 - VII エネルギーを巡る課題への対応と今後のエネルギー戦略
 - VIII 科学・技術イノベーションのあり方
 - IX 政府・自治体のあり方
 - X 国際環境への対応
- ▶ 2020年末に中間報告を、2021年の夏頃に最終報告を取りまとめるよう、議論を進めていく予定。

➤ 2020.7.17 令和2年第11回経済財政諮問会議:経済財政運営と改革の基本方針/成長戦略実行計画案

- ▶ 7月17日、第11回経済財政諮問会議(議長:安倍晋三 内閣総理大臣)が開催され、「経済財政運営と改革の基本方針 2020(骨太方針 2020)」および、「成長戦略実行計画」が取りまとめられた(第41回未来投資会議と合同開催)。
- ▶ ポストコロナにおける経済の維持・再生をテーマにしており、「新たな日常」の実現に向けて、様々な手続のオンライン化やデジタル化について、デジタル・ガバメントを推進し、そしてデジタルニューディールによって社会全体・経済全体をデジタル化していくことや、頻発化・激甚化し、これからも起こるであろう豪雨被害や感染症から国民の命を守る取組を大きな2つの柱として示された。
- ▶ 同日、「経済財政運営と改革の基本方針 2020(骨太方針 2020)」は閣議決定された。

➤ 2020.6.12 令和2年度 厚生労働省第二次補正予算の概要

▶ 新型コロナウイルス感染対策を踏まえた令和2年度第二次補正予算が成立した。決定した第二次補正予算は、歳出額総額 31 兆 9,114 億円となり、第一次補正予算(25 兆 6,914 億円)を 6 兆円余り上回る。このうち、厚生労働省の追加歳出額は 4 兆 9,733 億円。

▶ 厚生労働省の第二次補正予算案では、「新型コロナウイルスとの長期戦が見込まれる中、国民のいのち、雇用、生活を守るため、第一次補正予算等で措置した対策と相まって、『感染拡大の抑え込み』と『社会経済活動の回復』の両立を目指すための対策を強化する」として、

- ・第 1 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発
 - ・第 2 ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保
 - ・第 3 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援
- を柱に補正予算が組まれた。

▶ 主な福祉関係補正予算については、以下のとおり。

第 2 ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保(総額 2 兆 7,179 億円)

○新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援交付金の抜本的拡充(2 兆 2,370 億円)

- ・感染症対策を徹底したサービス等の提供をするために必要な経費、介護・障害福祉事業所の職員への慰労金の支給、サービス利用の再開支援 等

○医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充(365 億円)

○介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援(3.3 億円)

- ・事業所職員が医療的見地からの相談を受けられる窓口の設置、専門家による実地指導等

○就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制の確保(22 億円)

- ・生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所の再起を支援

○医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布(9.4 億円)

第 3 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援(総額 1 兆 9,835 億円)

(2)生活の支援等

○個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施(2,048 億円)

○生活困窮者等への支援の強化(65 億円)、住まい対策の推進(99 億円)

- ・自立相談支援機関等の人員体制強化、住居確保給付金の支給、アパート等への入居支援

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/02index.html>

➤ 2020.5.29 令和2年第8回経済財政諮問会議：骨太方針策定に向けて／新たな日常の構築

▶ 5月29日、第8回経済財政諮問会議(議長：安倍晋三 内閣総理大臣)が開催され、骨太方針策定に向けて議論が開始された。協議では新型コロナウイルスの感染拡大によって人々の生活が大きく変わっていることを踏まえ、対面や押印などの慣習に基づいた働き方や行政サービスについて、デジタル技術で簡略化する改革を「この1年で集中的に進めるべき」などの意見が出された。

➤ 2020.5.28 厚生労働省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部」第1回～3回「生活を守る」プロジェクトチーム

▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中で、外出自粛、休業など様々な生活上の困難が増していくことが予想されることから、国民の「生活を守る」ため、

- ・生活を守るための各種施策を国民にわかりやすく周知すること
- ・当面又は今後想定される生活上の課題を把握し、対応すること

について、検討するため、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部」にプロジェクトチームが設置された(主査：稲津厚生労働副大臣)。

▶ 第1回(4月21日)では、緊急小口資金等の事務の簡素化や社協以外の窓口の開設などについて議論がされた。

- ▶ 第2回(5月8日)では、感染防止に配慮した子ども食堂などの生活困窮者支援のあり方や、介護・福祉事業者への支援強化などについて議論がされた。
- ▶ 第3回(5月28日)では、「生活を守る」ために緊急に取り組む事項として、生活困窮者への支援や、ひとり親支援、住まいの確保、子ども食堂・通いの場・地域の見守り、介護・福祉サービスの確保などが示された。

➤ 2020.4.30 **令和2年度 厚生労働省補正予算の概要**

- ▶ 新型コロナウイルス感染対策を踏まえた令和2年度補正予算が成立した。成立した補正予算は、歳出額総額 25兆6,914億円となり、このうち厚生労働省の追加歳出額は1兆6,371億円。
- ▶ 厚生労働省補正予算(案)のうち、主な福祉関係補正予算については、以下のとおり。

第1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発(総額6,695億円)

- マスク、消毒用エタノール等の物資の確保(1,838億円)
 - ・再利用可能な布製マスクや使い捨てマスクを買い上げ、福祉施設に配布
- 福祉施設における感染症拡大防止策(272億円)
 - ・都道府県等が施設等へ配布する消毒用エタノールなどの一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床化の個室化に要する改修等に必要な費用を補助
- 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等(123億円)
 - ・臨時休業に伴い、追加的に生じた利用者負担等について支援
- 福祉サービス提供体制の確保(157億円)
 - ・感染等により出勤が困難になり職員が不足する社会福祉施設等に、他の施設などから応援職員を派遣するための費用
 - ・休業要請を受けた通所介護サービス事業者、通所障害福祉サービス事業者等に対し代替サービスの提供や他事業所との連携に要する経費を支援、在宅生活を強いられる障害者等に対し緊急的な相談受付等を実施

第2 雇用の維持と事業の継続(総額9,627億円)

- 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施(359億円)
- 住居を失う恐れのある生活困窮者等への支援の拡充(27億円)
 - ・住居確保給付金について支給対象を見直し、支援を拡充
- 生活支援、包括的支援等に関する相談体制の強化(18億円)
- 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充(41億円)
 - ・独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資の拡充

第3 強靱な経済構造の構築(総額54億円)

- 介護支援専門員研修等オンライン化等事業(4.6億円)
 - ・在宅においても研修の受講の促進が図れるような通信教材を喫緊に作成
- 障害福祉分野におけるICT・ロボット等導入支援(5.1億円)
 - ・感染拡大の防止・生産性の向上・介護等業務の負担軽減に向けた取り組みを促進

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei.pdf>

2. 規制改革

➤ 2021.6.1 第3回 規制改革推進会議 議長・座長会合

- ▶ 6月1日、第3回規制改革推進会議 議長・座長会合が行われ、「規制改革推進に関する答申及び規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの取組について」の議論、報告がなされた。
- ▶ 菅総理は、デジタル化に向けた書面、押印、対面の手続の見直しの徹底や地方の経済を活性化に向けた運輸、農業などの分野での規制改革、再生可能エネルギーに関する規制の総点検についてふれ、今般盛り込まれた事項については、政府として、直ちに規制改革実施計画を策定するとした。

➤ 2021.6.1 規制改革推進会議(書面議決):規制改革推進に関する答申

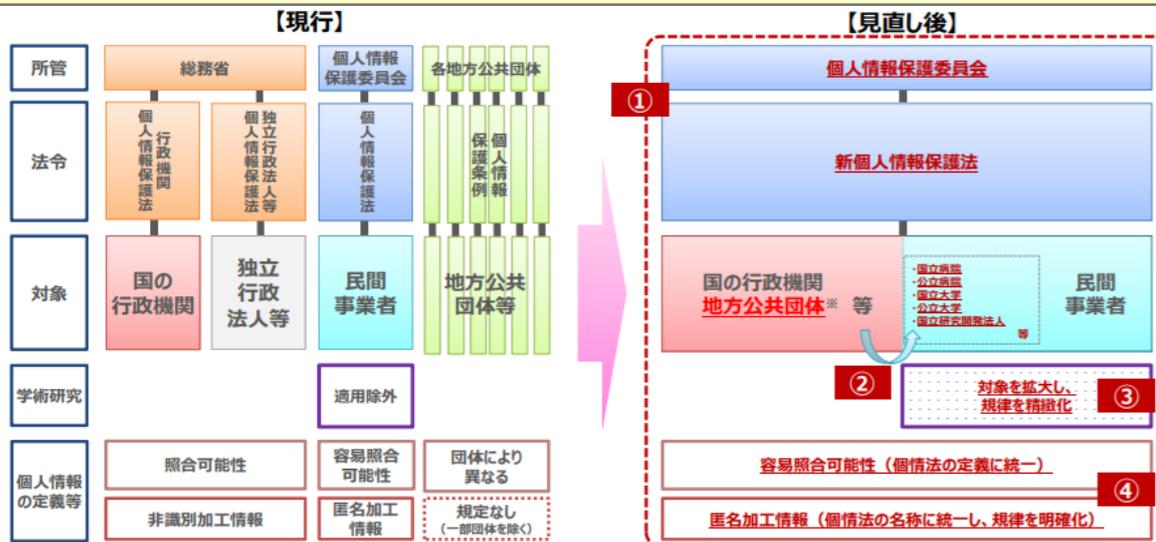
- ▶ 6月1日、規制改革推進会議の書面議決が行われ、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」が示された。
- ▶ 本答申は、約8か月をかけて取り組んできた規制改革項目について、行ってきた議論(成長戦略、雇用・人づくり、投資等、医療・介護、農林水産、デジタルガバメントの6つのワーキング・グループでの議論を含め)に基づき、審議の結果を取りまとめたもの。

➤ 2021.5.12 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 成立

- ▶ 5月12日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が参議院本会議で可決、成立した。
- ▶ 本法律案は、デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行おうとするもの。
- ▶ 主な内容は下記のとおり
 - ① 個人情報保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の三法を個人情報保護に関する法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度を含め、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化する等の措置を講ずる。
 - ② 国家資格に関する事務等における個人番号の利用及び情報連携を拡大するとともに、従業員本人の同意があった場合における転職時等の利用者間における特定個人情報の提供を可能とする
 - ③ 地方公共団体が指定した郵便局における個人番号カードの電子証明書の発行・更新、公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本四情報の提供及び電子証明書の移動端末設備への搭載を可能とする等の措置を講ずる。
 - ④ 地方公共団体情報システム機構の代表者会議に主務大臣又はその指名する者を加えるとともに、同機構の個人番号カード関係事務について、国が目標設定、計画認可、財源措置等を行うこととする。
 - ⑤ 押印を求める手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

➤ 2021.5.8 第10回規制改革推進会議

- ▶ 5月8日、第10回規制改革推進会議が開催され、「デジタル技術の進展を踏まえた大学・高校の設置基準等の見直し及び外部人材の積極活用のための教員資格制度の見直しに関する意見について」および「デジタル時代の刑事法の在り方について」、「規制改革推進に関する答申の構成案について」についての協議がなされた。
- ▶ 会議では「デジタル時代の刑事法の在り方について」について、法務省においては、デジタル技術の発展を踏まえ、デジタル分野に詳しい有識者等の意見を踏まえつつ、デジタル時代の刑事法の在り方について、不断の検討を行うことを求めたいとの見解を示した。
- ▶ 会議では、「規制改革推進に関する答申骨子(案)」が示された。

➤ 2021.4.20 規制改革推進会議第12回医療・介護ワーキンググループ：中古医療機器売上の円滑化、調剤の外部委託・40枚規制の見直し

- ▶ 4月20日、財政制度等審議会財政制度分科会が開催され、「中古医療機器売上の円滑化」および「調剤の外部委託・40枚規制の見直し」についての協議がなされた。
- ▶ 厚生労働省からは、医療機器のファイナンスリース取引や製造販売業者に対する薬機法上の義務と責務、医療機器の不具合報告と回収報告件数の報告について資料が示された。

➤ 2021.4.14 規制改革推進会議第10回雇用・人づくりワーキンググループ：多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備

- ▶ 4月14日、規制改革推進会議第10回雇用・人づくりワーキンググループが開催され、「多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備」について議論が行われた。
- ▶ 厚生労働省からは、これまでの議論を踏まえ、規制改革推進室からの質問に対し、早期の段階からの学び直し(リカレント教育)の推進や労働者の自律的・主体的なキャリアの形成の支援、公的職業訓練に対するアクセスの改善等について総論として示した。
- ▶ また、労災保険の特別加入制度の対象範囲の拡大の検討や多様化する労働契約のルールに関する検討会において、多様な正社員の雇用ルールの明確化に関する報告書の取りまとめを今秋以降目途に行うことを示した。

➤ 2021.4.13 規制改革推進会議第11回医療・介護ワーキンググループ：患者の医療情報アクセス円滑化、電子認証手段の見直し

- ▶ 4月13日、規制改革推進会議第11回医療・介護ワーキンググループが開催され、「歯科技工所

の共同利用・リモートワークの解禁」、「介護サービスの生産性向上」について議論が行われた。

- ▶ 「介護サービスの生産性向上」においては、厚生労働省より下記介護分野における生産性向上の取組スケジュールをふまえ、介護分野における文書量半減の取組（行政に提出する文書の削減、事業所のケア記録・ケアプラン等の文書の削減）やICT導入の促進の取組（ケアプランデータ連携システム構築事業、ICT導入支援事業）についての実施状況等が示された。

介護分野における生産性向上の取組スケジュール								
第6期介護保険事業計画		第7期介護保険事業計画			第8期介護保険事業計画			第9期
平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度… (2024年度…)
平成28年度時点の文書量の把握(推計)			文書量の調査 (平成28年度と令和2年度との比較推計) ■行政に提出する文書 ○指定申請項目の削減及び添付資料に関する指針による新規申請時の文書の削減効果(都道府県アンケート等による推計値) 介護老人福祉施設 約△25% 通所介護事業所 約△25%		文書量の調査(平成28年度との比較調査) ■行政に提出する文書 ○更なる簡素化・標準化及びウェブ入力・電子申請による文書量の削減効果を調査(R3.9~10頃 自治体にアンケート調査予定) ■事業所におけるケア記録・ケアプラン等の文書 ○利用者の同意取得方法(押印)の見直しや紙から電磁的記録による保存への移行等による文書量の変化を調査(R3.9~10頃 事業者にアンケート調査予定)			
		行政に提出する文書の削減 ○指定申請項目を削減する 省令改正 ○文書負担軽減専門委員会を設置(R1.8) ○簡素化、標準化、ICT等の活用について検討し、対応方針を自治体へ周知			ウェブ入力・電子申請 令和3年度中に介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請システムを実現	ウェブ入力・電子申請 令和4年度より運用開始予定		○行政が求める帳票等の文書量の半減(2020年代初頭までに) ○介護現場の負担軽減を促進
		事業所のケア記録・ケアプラン等の文書の削減 ○利用者の同意取得方法(押印)や電磁的記録による保存等の見直し(省令改正) R3.4.1~ ケアプランデータ連携システム構築事業(対面を伴わないデータ連携の実現) ・標準仕様作成⇒・実証検証⇒ ・システム構築⇒ ・利活用の推進						
		ICT導入支援事業による介護ソフト等の購入費用の補助(地域医療総合確保基金) 補助上限額の増額 一定の要件を満たす場合に補助割合3/4下限に増						
ICT導入の促進 ICT導入の手引き策定		事業所のICT化の実態把握(R1年度) ○介護報酬請求(84.3%) ●システム要件作成(57%) ●サービス内容の記録(56%) ●ソフト要件作成(9.2%) ●記録不要(57.8%)			ICT導入の手引き改訂 報酬請求以外の機能の活用促進		好事例の横展開	
介護ロボット導入の促進 導入支援事業による介護ロボットの購入費用の補助(地域医療総合確保基金)		介護報酬での評価 ○要配慮職員配置加算におけるテクノロジー要件の導入			報酬上評価の見直し ○要配慮職員配置加算におけるテクノロジー要件の緩和 ○テクノロジー活用時の夜間人員配置基準の緩和			

➤ 2021.4.7 規制改革推進会議第10回医療・介護ワーキンググループ:治験のデジタル化、AI画像診断機器開発の促進

- ▶ 4月7日、規制改革推進会議第10回医療・介護ワーキンググループが開催され、「治験のデジタル化」、「AI画像診断機器開発の促進」について議論が行われた。
- ▶ 「治験のデジタル化」の電子カルテ情報及び交換方式の標準化においては、厚生労働省より、患者や医療機関同士などで入退院時や専門医・かかりつけ医との情報共有・連携がより効率・効果的に行われることにより、患者自らの健康管理等に資するとともに、より質の高い切れ目のない診療やケアを受けることが可能になることが目指すべき姿であると示された。
- ▶ 上記をふまえ、医療機関同士などでデータ交換を行うための規格を定める等の電子カルテ情報及び交換方式等の標準化の進め方について示された。

➤ 2021.3.22 規制改革推進会議第9回医療・介護ワーキンググループ:患者の医療情報アクセス円滑化、電子認証手段の見直し

- ▶ 3月22日、規制改革推進会議第9回医療・介護ワーキンググループが開催され、「患者の医療情報アクセス円滑化」、「医療分野における電子認証手段の見直し」について議論が行われた。
- ▶ 「患者の医療情報アクセス円滑化」については、日本経済団体連合会より一人ひとりのデータを軸に個人、医療介護関係者、政府、企業が連携し取り組みを進めるとの意見が出された。また、診療情報提供について、今後、申請方法や開示までの期間、診療記録の受領方法等に関する指針やガイドライン等において例示することを念頭に、厚労省検討会において検討していくことが示された。

➤ 2021.3.8 規制改革推進会議第8回医療・介護ワーキンググループ:医療分野における電子認証手段の見直し 等

- ▶ 3月8日、規制改革推進会議第8回医療・介護ワーキンググループが開催され、「医療分野における電子認証手段の見直し」、「治験の仕組みの円滑化」、「外部ネットワーク利用」について議論がおこなわれた。

<p>▶ 医療現場におけるデジタル化の推進に向けて、電子処方箋や SaMD(プログラム医療機器)等の拡大促進、医療のオンライン化、外部ネットワークの活用等、コロナ禍での現場における課題をふまえ、幅広い協議がなされた。</p>
<p>➤ 2021.2.24 規制改革推進会議第7回医療・介護ワーキンググループ:中古医療機器売買の円滑化 等</p>
<p>▶ 2月24日、規制改革推進会議第7回医療・介護ワーキンググループが開催され、「中古医療機器売買の円滑化」、「単回医療機器再製造品の普及」、「一般用医薬品(スイッチ OTC)選択肢の拡大」について議論が行われた。</p> <p>▶ 「一般用医薬品(スイッチ OTC)選択肢の拡大」については、セルフメディケーションの促進に向け、スイッチ OTC の普及策として、状況把握や施策の全体像をふまえ、ロードマップを設定することの必要性について意見が出された。厚労省では、2021年2月より「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」を立ち上げており、また4月からは省内に担当室を設置する予定。</p>
<p>➤ 2021.2.17 規制改革推進会議(書面議決):規制改革実施計画のフォローアップについて</p>
<p>▶ 2月17日、規制改革推進会議の書面議決が行われた。</p> <p>▶ 規制改革推進会議として、所轄庁に規制改革実施計画の令和2年度末時点の実施状況及び今後の予定について報告を求めることが示された。フォローアップの結果、要改善としたものについては、実施計画の趣旨に沿って速やかな実現を促すとともに、必要に応じて今期の答申に反映する。</p>
<p>➤ 2021.2.10 規制改革推進会議第6回医療・介護ワーキンググループ:介護サービスの生産性向上等について</p>
<p>▶ 2月10日、規制改革推進会議第6回医療・介護ワーキンググループが開催され、「歯科技工所の共同利用・リモートワークの解禁」、「介護サービスの生産性向上」について議論がなされた。</p> <p>▶ 「介護サービスの生産性向上」については、規制改革実施計画で示された、「介護事業者の行政対応・間接業務に係る負担軽減」や「ICT・ロボット・AI等の導入推進」、「介護アウトカムを活用した科学的介護の推進」について、現在の対応状況や今後の方針等が示された。</p>
<p>➤ 2021.2.5 第42回会合 行政改革推進会議:令和2年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省の対応状況</p>
<p>▶ 2月5日、持ち回り審議により第42回会合行政改革推進会議が開催され、令和2年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省の対応状況、令和2年秋の年次公開検証等の令和3年度予算政府案への反映等及び基金の国庫返納状況について報告された。</p> <p>▶ 「子供の貧困・シングルペアレンツ問題」についての各省庁における対応方針・スケジュールは下記のとおり。</p> <p>【データベースに関わる共通インフラの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府において、市町村を中心とする地方公共団体におけるデジタル技術を活用した子供の教育と福祉のデータの一元管理や連携に資する調査研究を行う(令和2年度第3次補正予算を活用し、速やかに着手)。〈内閣府〉 ・ 同調査研究においては、文部科学省及び厚生労働省を始めとする関係省庁の参画を得て、地方公共団体による子供に関するデータの保有状況、一元管理すべきデータ、要支援の子どもを判定する判定ロジックなどについて、個人情報保護との関係も踏まえた調査研究を行う。〈内閣府〉 <p>【現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現に向け、配置時間の充実等を図る。〈文部科学省〉 ・ 母子・父子自立支援員等によるひとり親家庭に対する相談支援体制の実態調査を行い、その結果を踏まえ、必要な対策を検討する(年度内に調査結果を取りまとめる)。〈厚生労働省〉 ・ 相談対応ツールや研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性向上及び相談支援体制の充実を図る(令和3年度予算を活用する予定)。〈厚生労働省〉 <p>【支援を必要とする人及びその予備軍の状況の適時・的確な把握】</p>

- ・ 内閣府において、市町村を中心とする地方公共団体におけるデジタル技術を活用した子供の教育と福祉のデータの一元管理や連携に資する調査研究を行う(令和2年度第3次補正予算を活用し、速やかに着手)。〈内閣府〉

【手続面での課題の整理、簡略化】

- ・ 子供に対する各種支援へのアプローチを容易にするため、例えば、高等学校等就学支援金のオンライン申請の際に別途提出を求めている書面の提出を不要とするなど、申請に係る利便性の向上など手続きの簡素化を図るとともに制度の周知を行う。〈文部科学省〉
- ・ IT機器の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る(令和2年度第3次補正予算を活用する予定)。〈厚生労働省〉

【学習支援のさらなる充実】

- ・ 学習支援の更なる充実に向けて、地域住民等による放課後等の学習支援活動を含む地域学校協働活動や高校中退者等の学習支援等の取組を充実する。〈文部科学省〉
- ・ 家庭環境等に関わらず学校に通う全ての子供の学力を保障するため、引き続き、児童生徒に応じたきめ細かな指導ができるよう、加配定数の措置や外部人材の配置支援を通して学校の指導体制の充実を図る。〈文部科学省〉

➤ 2020.12.22 第9回規制改革推進会議：当面の規制改革の実施事項の取りまとめについて

- ▶ 12月22日、第9回規制改革推進会議が開催され、議新内閣発足以降の議論等を踏まえた規制改革の事項について、当面の規制改革の実施事項の取りまとめを行い、原案どおり、規制改革推進会議決定がされた。

書面・押印・対面の見直し

行政手続の書面・押印・対面の見直し

- ・ 押印を求める行政手続のうち、引き続き本人確認等のために押印が必要な33手続を除くすべての手続について、押印がなくても手続を行うことができるよう、原則として年内に政省令、通達等の改正を行う。また、見直しに必要な法律案を次期通常国会に提出する。【令和2年度措置】
- ・ 国民や事業者等が行政機関に申請等を行う手続について、性質上、オンライン化が適当でないこととされる手続を除く95%超を5年以内にオンライン化する。【令和7年度までに措置】
- ・ 事業者が地方公共団体に対して行う手続について、地方公共団体毎に書式、様式等が異なることが事業者の負担となっていることから、規制所管府省がオンライン化のためのプラットフォームを整備するとともに、手続の標準化に取り組む。
- ・ 各府省は、手続件数が多いものや事業者からの要望が強いものなどから選定した手続について、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、速やかに必要な取組を行う。
- ・ 国及び地方公共団体の契約においてクラウド型の電子署名が利用できるよう必要な省令改正等を行う。【令和2年度速やかに措置】

押印・書面の見直しに係る一括法

【次期通常国会に法案提出】

専任・常駐義務等の見直し

特定建築物の建築物環境衛生管理技術者の業務要件の合理化

- ・ 業務が認められる要件について「維持管理権原者が同一」であること等の必要性も含め、合理化を検討し、必要な措置を講ずる。【令和2年度検討開始、令和3年度措置】

産業界の常駐及び業務要件の緩和

- ・ 専属産業界の常駐の必要性を見直し、オンラインで実施可能な業務の考え方を通知等で明らかにする。また、他の事業場の非専属産業界を兼務する際の地理的要件を廃止する。【令和2年度措置】

一般用医薬品販売規制の見直し

- ・ 販売期間(当該製品の期切れ前2分の1以上)の期切れ廃止する。【令和2年度継続論、結論を得次第速やかに措置】
- ・ 店舗での一般用医薬品の販売等について、薬剤師等によるICTを活用した管理体制・情報提供のあり方を検討し、必要な措置をとる。【令和2年度検討開始、早期に結論】

規制のデジタル・トランスフォーメーション

インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

- ・ 放送番組のインターネット配信を行う際の一括で円滑な権利処理が行えるようにするための著作権制度の見直しを行う。【令和3年通常国会での法案成立を目指す】
- ・ 放送事業者と権利者の双方が不安なく新しい制度を活用できるよう、関係者間の協議を進め、ガイドラインの策定をはじめとした、制度の詳細設計や実効的な運用の実現を行う。【令和3年措置】

最先端の医療機器の開発・導入の促進

- ・ 医療機器該当性、承認手続及び保険適用の可能性について、一元的な事前相談が可能な体制を整備するとともに、医療機器プログラム該当性の基準を明確化する。【令和2年度速やかに措置】
- ・ プログラムとしての特性を踏まえた一定の分類ごとに審査の考え方を整理し、具体的な評価指標を作成する。【令和2年度検討開始、早期に結論】
- ・ 医療従事者の働き方改革等の視点を含めて、SaMDを活用して提供される医療に対する診療報酬上の評価の考え方を明確化する。【令和2年度検討開始、早期に結論】

民間の手続の書面・押印・対面の見直し

- ・ 電子帳簿保存法に基づく帳簿書類の電子保存につき、領収書等の原本に代えてスキャナ画像を保存できる制度の利用に当たり税務署長の事前承認を不要とし、領収書等受領後の自署要件の廃止、領収書等スキャン後の廃棄可能化、タイムスタンプの付与の期限を概ね3営業日から2月以内に拡大するなど要件の大幅な緩和を行う。【次期通常国会に法案提出】
- ・ 民法第486条の弁済に係る受取証書(領収書)について、データの請求を可能とするよう改正措置を講じる。【次期通常国会に法案提出】
- ・ パーチャルオンライン型株主総会を開催できるよう、適切な措置を講じる。【次期通常国会に法案提出】
- ・ 不動産の賃貸・売買・媒介の契約を締結した際に宅地建物取引業者が交付する書面及び重要事項説明書等について、電磁的方法による提供を可能とするよう、宅地建物取引業法の改正措置を講じる。【次期通常国会に法案提出】
- ・ 借地借家法が義務付けている、定期借地権の特約に係る書面、定期建物賃貸借契約の締結に係る書面及び事前説明書の交付について、電磁的方法による提供を可能とするよう、改正措置を講じる。【次期通常国会に法案提出】

テレワークの普及・促進

- ・ テレワークの普及・促進のため、テレワークの特性を踏まえ、労働者の自己申告による労働時間管理、作業環境の整備や健康管理等の労働安全衛生等も含めた労務管理全般に関する事項を充実させ、労務双方にとってテレワークでの働き方が行いやすいものとなるよう、テレワークガイドラインの改定等に向けた議論を加速させ、年内に取りまとめを行う。【令和2年措置】
- ・ 取りまとめを踏まえ、テレワークガイドラインの改定及び関連する措置を実施する。【令和2年度中できるだけ早期に措置】

地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革

強い農林水産業の創出による地域経済の活性化

- ・ 農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策について、上場を目指す農業ベンチャーや資金提供者のニーズ等を踏まえて、農業で実績を残した法人の扱いなどを含めて、更に検討を進め、今年度中に結論を得る。【令和2年度検討・結論】
- ・ 消費者ニーズを把握し、農産物検査規格の在り方を見直し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。スマートフードチェーンの構築とJAS制定を支援するとともに、機械の長所を活かせる新たな規格を創設する。【令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】
- ・ 畜舎を建築基準法の適用対象から除外する特別法に基づく、構造審査が不要となる面積を1,000~2,000㎡程度に引き上げつつ、具体的な基準の大幅な緩和を行う。【令和4年措置】

飲食店等の道路占用許可基準の緩和

- ・ 国土交通省は、沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準の緩和を令和2年度末まで延長する。また、歩行者利便増進道路制度への円滑な移行のため手続簡素化等の必要な措置を講ずる。【令和2年措置】
- ・ 警察庁は、新制度を活用した道路使用許可申請に当たって、道路占用システムによる一括(ワンストップ)の申請も可能となるように対応する。【令和2年措置】

➤ 2020.12.9 第41回会合 行政改革推進会議：令和2年秋の年次公開検証等の取りまとめについて

- ▶ 12月9日、第41回会合行政改革推進会議が開催され、令和2年秋の年次公開検証等の取りまとめをもとに、議論がなされた。
- ▶ 令和2年秋の年次公開検証については、1月12~15日の4日間で実施し、子供の貧困・シングル

ペアレンツ問題や中小企業・農業の成長戦略、再エネルギー・省エネルギーの促進など 12 テーマを取り上げ、議論した。本会議では、その取りまとめのほか、通告等について示された。

- ▶ 「子供の貧困・シングルペアレンツ問題」については、ワンストップ化・プッシュ型の支援策を実現するためのデータベース化等福祉のデジタル化、教育現場のオンライン化等のICT化が必要であり、各省庁の業務の見直しと抜本的な改革を行うべきとの意見が出された。河野行政改革大臣からは、福祉分野においては必要な方に支援が届くよう、支援策のワンストップ化やプッシュ型支援を実現するため、デジタル・データの整備を含め、進めていく必要があるとの考えが示された。

➤ 2020.10.19 規制改革推進会議第1回医療・介護ワーキンググループ：当面の審議事項について

- ▶ 10月19日、規制改革推進会議第1回医療・介護ワーキンググループが開催され、当面の審議事項について議論がなされた。
- ▶ 当面の審議事項の重点項目として、以下の4点が示された。
 - ア 新規領域における医療機器・医薬品の開発・導入の促進
 - イ 医療現場におけるデジタル技術の活用を阻害する制度の見直し
 - ウ オンライン診療・オンライン服薬指導の普及促進
 - エ 医薬品提供方法の柔軟化・多様化
- ▶ 規制改革実施計画のフォローアップ事項として、「介護サービスの生産性向上」なども示された。

➤ 2020.10.7 第1回規制改革推進会議議長・座長会合：当面の審議事項について

- ▶ 10月7日、第1回規制改革推進会議議長・座長会合が開催され、規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)に寄せられた提案をもとに、当面の審議事項について議論がなされた。
- ▶ 当面の審議事項の柱として、以下の3点が示された。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式に向けた規制改革
 - ・デジタル時代に向けた規制全般のデジタルトランスフォーメーションとして大胆な改革に取り組むこと
 - ・地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革
- ▶ なかでも、「書面規制、押印、対面規制の見直し」や「デジタル技術を活用した最先端の医療・介護」などに取り組むことが示された。

➤ 2020.10.5 規制改革推進会議 書面議決：規制改革推進会議の進め方について

- ▶ 10月5日、規制改革推進会議の書面議決が行われた。
- ▶ 会議の開催については、令和3年6月までをサイクルとし、審議を進め、答申をとりまとめる方針。
- ▶ ワーキング・グループについては、「成長戦略」、「雇用・人づくり」、「投資等」、「医療・介護」、「農林水産」、「デジタルガバメント」の6つのWGを引き続き設置することとなり、会議運営や基本的事項等を議論する「議長・座長会合」を設置することが示された。

➤ 2020.7.2 第8回規制改革推進会議：答申取りまとめ

- ▶ 7月2日、第8回規制改革推進会議が開催され、これまで各ワーキンググループで検討してきた内容を踏まえ、規制改革推進に関する答申について取りまとめが行われた。
 - ▶ 医療・介護分野については、「①持続可能な社会保障制度の基盤整備」及び「②健康づくり・高水準の医療サービスの創出」の2つを大きな柱に掲げ、主要課題を抽出し、重点的に議論を行ってきた。
 - ①持続可能な社会保障制度の基盤整備については、持続可能な医療・介護提供体制を確保する観点から「医療・介護関係職のタスクシフト」や「介護サービスの生産性向上」について取りまとめた。
 - ②健康づくり・高水準の医療サービスの創出については、国民一人ひとりが自らの健康に責任を持ち、セルフメディケーションの実践を促す観点から「一般用医薬品(スイッチOTC)選択肢の拡大」について取りまとめた。
- また、「ICTの利活用」については、中長期的な課題として引き続き検討を行う予定としている。

3. 地方創生・地方分権等

<p>➤ 2021.5.19 第11次地方分権一括法の成立</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 5月19日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第11次地方分権一括法)」が参議院本会議可決、成立した。▶ 本法は、「提案募集方式(※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入)」に基づく地方からの提案について、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和212月18日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行うもの。▶ 改正内容については、通所を中心に、訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供する「小規模多機能型居宅介護」の利用定員に関する基準緩和が含まれる。これにより、地域の実情を反映した独自基準を自治体が定めることが可能となる。
<p>➤ 2021.4.5 報告書「ポストコロナの生き方、働き方を考える」(日本生産性本部社会ビジョン委員会)を公表</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 4月5日、公益財団法人日本生産性本部は、新たな生き方・働き方や国土ビジョンの方向性をまとめた報告書「ポストコロナの生き方、働き方を考える～誰もが自由に生き方を選択できる社会を目指して～」を公表した。▶ 報告書においては、人口急減による労働供給力不足や消費需要不足という長期的課題を抱える日本において、コロナ禍での東京一極集中やインバウンドに依存した地域経済、デジタル化の遅れ等構造的課題を指摘し、この報告書では、目指すべき社会を実現する方策として、以下3点をセットで行うべき、と示した。<ul style="list-style-type: none">① 働き方改革を進め、暮らし方や生き方そのものの選択肢を増やす② DX(デジタル・トランスフォーメーション)を進め、時間や場所に縛られず働くことができる拠点を地方に整備する③ 温暖化対策を成長の機会とするグリーン・トランスフォーメーション(GX)を進め、エネルギーの地産地消化や都市のスマート化を促進する▶ また、報告書内では、2010～40年の間に若年女性の人口が半分に減る「消滅可能性都市」が、全体の5割強にあたる927市区町村に達するとの推計を示した。民間の有識者らでつくる「日本創生会議」が2014年に示した推計より、人口減少が加速し、31市区町村増えるとした。
<p>➤ 2021.3.31 報告書「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書」(総務省)を公表</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 3月31日、総務省地球の未来予測に関する検討ワーキンググループ(座長:伊藤正次東京都立大学法学部法学科教授)は、「地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ」において取りまとめられた報告書の公表をした。▶ 地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書の概要は以下のとおり。

地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書（概要）

1 「地域の未来予測」の基本的な考え方

人口構造の変化や施設・インフラの老朽化が進む中で、地域社会においては、今後、多様な変化や課題が顕在化する。各市町村においては、これらの変化や課題に適切に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していく必要がある。

そのためには、各市町村において、将来、具体的にどのような資源制約が見込まれるのか、**その行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを、客観的なデータを基にして「地域の未来予測」として整理し、首長や議会、住民等の地域社会を支える主体がともに資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのかの議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要となる。**

2 「地域の未来予測」の対象となる分野・指標

(1) 分野について

上記の考え方を踏まえ、将来推計の対象となる分野の例としては、**人口構造の変化や施設・インフラの老朽化のほか、これらの影響を大きく受けるものとして「子育て・教育」「医療・介護」「公共交通」「衛生」「消防・防災」「空間管理」を提示した。**

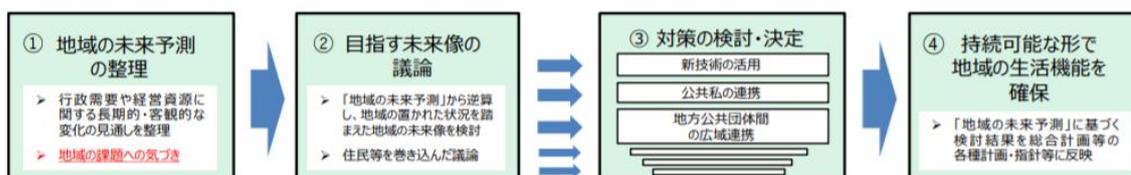
(2) 指標について

各分野における将来推計の指標の例としては、**市町村が掲げる目標とは異なるものとして、施策の効果を極力取り除いた、可能な限り客観的に推計できるものを採用した。**

3 「地域の未来予測」の活用方法

各市町村は、「地域の未来予測」を作成した上で、どのような未来を実現したいのか、「**目指す未来像**」について、**ワークショップの開催や地域の多様な主体が参画している協議会等のプラットフォームの活用等により住民等とともに議論すること、議論の結果を様々な政策や計画に反映させていくことが期待される。**「目指す未来像」の議論において、多様なステークホルダーと課題やビジョンを共有するには、GISソフト等を活用した「見える化」や、提示方法の検討も重要になる。

「地域の未来予測」を、広域連携を視野に入れている地域等において複数市町村の共同で作成することや、住民により身近な問題についても分析や議論を行うため、市町村より小さい単位で作成することも有用である。



➤ 2021.3.25 第50回国家戦略特別区域諮問会議

- ▶ 3月25日、第50回国家戦略特別区域諮問会議が持ち回りにより開催され、以下の「区域計画の認定について」については、全会一致で了承された。

(東京圏 区域会議)

- ・ 都市計画の決定等に係る都市計画法の特例(変更1事業、新規1事業)
- ・ エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・ 指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支給

(仙台市 区域会議)

- ・ 外国人を含めた開業を促進するための「仙台市開業ワンストップセンター」の設置

(広島県・今治市 区域会議)

- ・ 近未来技術の実証実験を促進するための「近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

➤ 2021.3.5 第11次地方分権一括法案が閣議決定

- ▶ 3月5日、政府は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第十一次地方分権一括法案)」を閣議決定した。
- ▶ 本法案は、地方公共団体が地域の実情に応じた取り組みを進め、住民の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、地方からの提案に基づき、実行するもので、小規模多機能型居宅介護の利用定員に係る「従うべき基準」の見直しや印鑑登録の廃止の手続きなどが含まれる。

➤ 2021.2.24 第44回地方分権改革有識者会議・第119回提案募集検討専門部会合同会議

- ▶ 2月24日、第44回地方分権改革有識者会議・第119回提案募集検討専門部会合同会議が開催され、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針、計画の策定等に関する条項の整理、令和3年の提案募集方式の実施について議論がなされた。
- ▶ 「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」については、2020年12月18日に閣議決定し、これに基づき第11次地方分権一括法案を今国会に提出する予定であることが示された。

▶ 「令和3年の提案募集方式の実施」については、例年どおり、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を受け付けることを示した。
➤ 2021.1.15 第49回国家戦略特別区域諮問会議
▶ 1月15日、第49回国家戦略特別区域諮問会議が持ち回りにより開催され、以下の国家戦略特区諮問会議決定(案)について全会一致で了承された。 ・養父市において活用されている「法人農地取得事業」については、政府として、当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においても来年度中に実施し、その結果に基づき全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う。 ・なお、当該事業に関する特例措置の期限を2年間延長することとし、そのための規定を盛り込んだ国家戦略特区法改正案の早期の国会への提出を行う。
➤ 2020.12.21 第48回国家戦略特別区域諮問会議／規制改革推進会議 議長・座長会合 合同開催
▶ 12月21日、第48回国家戦略特別区域諮問会議が規制改革推進会議 議長・座長会合と合同開催され、区域計画の認定、スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会及び専門委員の設置、追加規制改革等について議論がなされた。 ▶ 農地の適切な利用を促進するための施策など、農業分野を中心に重点的に規制改革を進めること等について決定した。
➤ 2020.10.22 第47回国家戦略特別区域諮問会議：国家戦略特別区域基本方針の一部変更
▶ 10月22日、第47回国家戦略特別区域諮問会議が開催され、国家戦略特別区域基本方針の一部変更等について議論がなされた。 ▶ 今回の変更では、経済のデジタル化等の情勢変化や新型コロナウイルス感染症への対応の必要性等を踏まえ、国家戦略特区制度の目標として、「デジタルトランスフォーメーション」の推進、「新たな生活様式」の実現のための規制改革の推進などが新たに追加された。 ▶ また、「スーパーシティ」構想の推進に向けて、区域の指定基準、基本構想に関する住民等の意向の反映や確認の方法などを定めるとともに、「スーパーシティ」におけるインフラの整備等に関する関係省庁の事業を集中投資することを規定した。 ▶ 菅総理からは、「改正された基本方針に基づき、地方自治体において、それぞれの地域が直面する課題を解決すべく、先端的なサービスの提供と大胆な規制改革を盛り込んだ野心的な計画をまとめていただいて、このスーパーシティに積極的に応募いただくことを期待しています」と発言があった。
➤ 2020.12.18 第14回地方分権改革推進本部：令和2年の地方からの提案等に関する対応方針について
▶ 12月18日、第14回地方分権改革推進本部会合が開催され、令和3年通常国会で提出予定の一括法案の内容について議論がなされた。 ▶ 子育て支援に関連して、「幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の取扱いの明確化」や「幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の月割りを可能とする見直し」などが提案されている。
➤ 2020.12.18 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020改訂版) 決定
▶ 12月18日、まち・ひと・しごと創生会議メンバーである総理を含む全閣僚の持ち回り決裁により、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)が決定された(12月21日に閣議決定)。 ▶ 新型コロナウイルス感染症(以下、感染症)の影響を踏まえ、新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性を提示するために、この5年間で進められてきた施策の検証を行い、「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」((2015年度～2019年度)について必要な見直しが行われた。 ▶ 第2期においては、感染症による影響をふまえ、3密の回避や地方自治体間での良好事例の共有などにより、地域において「感染症が拡大しない地域づくり」に取り組むことが重要であるとした。その上で、これまでの地方創生の取組を着実にを行うとともに、デジタル・トランスフォーメーション(DX)、脱炭素社会(グリーン社会)、地方創生テレワーク、魅力ある地方大学の創出、オンライン関係人口、企業版ふる

さと納税(人材派遣型)、スーパーシティ構想などの新たな地方創生の取組を、全省庁と連携を取りながら総合的に推進するとしている。

➤ 2020.12.16 第24回まち・ひと・しごと創生会議

- ▶ 12月16日、まち・ひと・しごと創生会議(第24回)が開催され、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)(案)について、意見交換が行われた。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症を機に、地方に関心が高まっていることを受け、こうした動きを東京一極集中の是正に確実につなげ、活力ある地方をつくっていくことが示された。農山漁村における人材活躍、デジタル化を通じた観光産業の生産性向上に向けた取組み等、地方の経済を活性化するとともに、感染症を機に広がったテレワークなどにより現地を訪れずに地域に関わる取組みや、スポーツを通じた地域活性化の取組み等を通じて、都会から地方への人の流れを作り出す方向性が示された。

➤ 2020.11.16 第43回地方分権改革有識者会議・第118回提案募集検討専門部会合同会議

- ▶ 11月16日、第43回地方分権改革有識者会議・第118回提案募集検討専門部会合同会議が開催され、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(案)について議論がなされた。
- ▶ 重点の一つ目に、「1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの」が掲げられ、保育所における保育室等の居室面積や幼保連携型認定こども園の園庭の基準見直しなどが提案されている。
- ▶ 重点の二つ目に、「医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの」が掲げられ、小規模多機能居宅介護の定員基準の見直しや、ICT等の活用による介護老人福祉施設および介護老人保健施設の人員基準の緩和などが提案されている。

➤ 2020.9.2 第42回地方分権改革有識者会議・第112回提案募集検討専門部会合同会議

- ▶ 9月2日、第42回地方分権改革有識者会議・第112回提案募集検討専門部会合同会議が開催され、令和2年の提案募集方式等について議論がなされた。
- ▶ 令和2年の主な案件として、「医療・福祉・子育て」分野では、以下の内容が提案されている。

【医療・福祉】

- ①国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し
- ②国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化
- ③乳がんの集団検診(マンモグラフィ)における医師の立会いを不要とする見直し
- ④訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し
- ⑤指定難病等の医療費助成制度に係る所得区分の確認等の事務の見直し
- ⑥障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直し

【子育て支援】

- ⑦幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の取扱いの明確化
- ⑧幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の月割りを可能とする見直し

➤ 2020.7.17 「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」閣議決定

- ▶ 7月17日、政府は、臨時閣議で、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」を閣議決定した。
- ▶ 政策の方向性として、まず、感染症の拡大を防止し、早期に収束させ、地域住民の命を守ると同時に、雇用の維持と事業の継続を確保。また、地域経済を早期に立て直し、さらには、危機に強い地域経済の構築を図り、感染症の克服と経済活性化の視点を入れつつ、感染症を乗り越えた後に、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた取組を加速化していくことが必要である、と示された。
- ▶ また、地方における、医療、福祉、教育など社会全体の未来技術の実装を推進することを通じて、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を強力に支援することも掲げられている。

<p>➤ 2020.6.29 第41回地方分権改革有識者会議・第106回提案募集検討検問部会： 令和2年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について</p>
<p>▶ 6月29日、第41回地方分権改革有識者会議・第106回提案募集検討検問部会が開催され、令和2年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について議論がなされた。</p> <p>▶ 重点事項として、1. 子ども・子育てについて、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るものが掲げられ、令和2年度の地方からの提案数では、医療・福祉関係(子育て・介護等)の提案が最多(90件)であった。</p>
<p>➤ 2020.6.26 2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申(令和2年6月26日)</p>
<p>▶ 6月26日、総務省地方制度調査会は、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」を取りまとめた。</p> <p>▶ 答申においては、今後の人口構造の変化、新型コロナウイルス感染症や大規模災害等のリスクをふまえ、地方行政のデジタル化による東京一極集中の是正や公共私連携と地方公共団体の広域連携等の重要性について示されている。</p> <p>▶ 答申の内容事項は、以下のとおり。(https://www.soumu.go.jp/main_content/000693733.pdf)</p>
<p>第1 基本的な認識</p>
<p>1 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症のリスク・課題</p> <p>3 目指すべき地方行政の姿</p>
<p>第2 地方行政のデジタル化</p>
<p>1 基本的な考え方</p> <p>2 地方行政のデジタル化と国の役割</p> <p>3 取組の方向性</p>
<p>第3 公共私連携</p>
<p>1 基本的な考え方</p> <p>2 公共私連携・協働の基盤構築</p> <p>3 共助の担い手の活動基盤の強化</p>
<p>第4 地方公共団体の広域連携</p>
<p>1 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供</p> <p>2 都道府県の区域を越えた広域的な課題への対応</p>
<p>第5 地方議会</p>
<p>1 基本的な考え方</p> <p>2 議員のなり手不足に対する検討の方向性</p> <p>3 今後の検討の方向性</p>
<p>➤ 2020.6.17 第32次地方制度調査会 第5回総会:2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制の在り方等に関する答申(案)</p>
<p>▶ 6月17日、第32次地方制度調査会 第5回総会が開催され、2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制の在り方等に関する答申(案)が示された。</p> <p>▶ 目指すべき地方行政の姿として、以下の対応が必要であると示された。</p>
<p>○地方行政のデジタル化</p> <p>全国的に深刻化する人手不足への対応に加え、新型コロナウイルス感染症への対応も契機として、今後、行政サービスの提供体制をデジタル社会の基盤となるサービスを提供していく必要がある。社会全体で徹底したデジタル化が進めば、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できる。</p>

○公共私連携と地方公共団体の広域連携

地域社会において、今後、様々な資源制約に直面し、住民ニーズや地域の課題が多様化・複雑化していく中であって、地域で住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるようにし、さらに、技術やデータを活用して安全性や利便性を高める都市・地域のスマート化の実現に向けて積極的に挑戦を行っていくためにも、市町村が、地域社会を支える多様な主体や他の市町村・都道府県との連携といった、組織や地域の枠を越えた連携を進めることが重要。

○地方議会への多様な住民の参画

今後、資源制約に伴って合意形成が困難な課題が増大し、地域における課題が一層複雑化する中、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である地方議会に、より多様な層の住民が参画できるようにすることが求められる。

4. 社会福祉法人等

- 2021.6.2 **成年後見制度利用促進専門家会議 成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ(第1回)**
 - ▶ 6月2日、厚生労働省は、「成年後見制度利用促進専門家会議地域連携ネットワークワーキンググループ」の第1回を開催した。これは、成年後見制度利用促進専門家会議において、成年後見制度利用促進基本計画の変更にあたっての検討に向け、円滑に議論を進めるために3つのワーキンググループ(以下、WG)「地域連携ネットワーク WG」「福祉・行政と司法の連携強化 WG」「成年後見制度の運用改善等に関する WG」に分けて議論を進める中のWGの一つ。
 - ▶ 第1回では、有識者より「意思決定支援ガイドライン」について報告が行われた。
 - ▶ 今後本WGでは「意思決定支援ガイドライン」の他、「後見人等の選任・交代の推進」「必要に応じた制度のあり方の検討」について協議が行われる。
- 2021.4.30 **令和2年労働災害発生状況**
 - ▶ 4月30日、厚生労働省は、令和2年の労働災害発生状況を公表した。
 - ▶ 令和2年1月から12月までの労働災害による死亡者数は802人と3年連続で過去最少となったが、休業4日以上死傷者数は131,156人と平成14年以降で最多となった。
 - ▶ 労働力調査(総務省)によると社会福祉施設での令和2年の雇用者数(役員除く)は前年比で2.1%増となっている。
 - ▶ このような状況の中、社会福祉施設の死傷者数は、「転倒」(前年比620人・18.9%増)、「動作の反動・無理な動作」(同766人・22.3%増)による死傷者数の増加に加え、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害(1,600人)の発生も相まって、全体では前年比3,222人(32.1%)増加となった。
 - ▶ 社会福祉施設の死傷年千人率は3.09となり、労働者数の増加以上に死傷者数が増加し、前年比0.70ポイントの増加となった。これにより製造業の死傷年千人率2.67を上回った。
 - ▶ 社会福祉施設の事故の型別の死傷者数は腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が最多で、全数に占める割合は31.6%となった。
 - ▶ 社会福祉施設での年齢別死傷者では、60歳以上の占める割合が30.6%(前年比1.9ポイント減)となった(全産業は26.6%)。
- 2021.4.28 **流域治水関連法成立**
 - ▶ 4月28日、「流域治水」関連法案が参議院本会議において全会一致で成立した。
 - ▶ 本法案の成立により、浸水リスクが高い場所に高齢者らの福祉施設を建てる場合、安全性を事前確認するなどの許可制が導入された。
 - ▶ 本法案は土地の利用規制や、避難体制の拡充に取り組み、自力で避難するのが難しい人たちの被害を軽減することが目的とされている。
 - ▶ 施行日は公布日から6カ月以内。

【国土交通省ホームページより一部抜粋】

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法案」を整備する必要

法案の概要

<p>1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大 <ul style="list-style-type: none"> - 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加（全国の河川に拡大） ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実 <ul style="list-style-type: none"> - 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議 - 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施 	<p>3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫 <ul style="list-style-type: none"> - 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制） - 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進（※予算関連） - 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化（※予算関連）
<p>2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進（予算） <ul style="list-style-type: none"> - 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参加）の創設（※予算・税制） - 下水道で浸水被害を防ぐべく目標降雨を計画に位置付け、整備を加速 - 下水道の樋門等の操作ルール策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止 ◆ 流域における雨水貯留対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> - 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保 - 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用 - 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援（※予算関連・税制） 	<p>4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消 - 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保 - 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加 

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現
 ○GPO ○浸水想定区域を設定する河川数：2,092河川（2020年度）⇒約17,000河川（2025年度）

➤ 2021.4.26 第5回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会（取りまとめ報告）

- ▶ 4月26日、厚生労働省は、「第5回 社会福祉連携推進法人の在り方に関する検討会」を開催し、本検討会のとりまとめ案について協議した。
 - ▶ その後、協議の内容をふまえ5月14日に議論のとりまとめが公表された。
- 【「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」とりまとめ資料より一部抜粋】

社会福祉連携推進法人について ※赤字が検討会で決まった事項

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。**

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）

理事会
(理事6名以上・監事2名以上)

- ※ 代表理事1名を選出
- ※ 理事及び監事の要件は、社会福祉法人と同水準

法人の業務を執行

社員総会
(法人運営に係る重要事項の議決機関)

- ※ 原則1社員1議決権
- ※ 議決権の過半数は、社会福祉法人である社員が持つ
- ※ 不当に差別的な取扱いしないなど、一定の要件を満たす場合であって、社員間の合意に基づき、定款に定める場合は、異なる取扱いも可能

社会福祉連携推進評議会
(3名以上)

- ※ 社会福祉連携推進区域の福祉状況の声を反映できる者を必ず入れる
- ※ 業務に応じて、福祉サービス利用者団体、経営者団体、学識有識者等から構成

事業計画等への意見申出や事業の評価
(社員総会・理事会は意見を尊重)

【法人運営のポイント】

- 社会福祉連携推進区域(業務の実施地域、実施地域の範囲に制約なし。)を定め、社会福祉連携推進方針(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- 社会福祉連携推進業務の実施(以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可(社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
- 社員からの会費、業務委託費等による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、職員(兼務)や設備の兼用可(業務を遂行するための財産の保有も可)

<p>①地域福祉支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域貢献事業の企画・立案 ・ 地域ニーズ調査の実施 ・ 事業実施に向けたノウハウ提供 等 	<p>②災害時支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急物資の備蓄・提供 ・ 被災施設利用者の移送 ・ 避難訓練 ・ BCP策定支援 等 	<p>③経営支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営コンサルティング ・ 財務状況の分析・助言 ・ 事務処理代行 等 ※ 介護職種に係る技能実習の監理団体は、経営支援業務として行う 	<p>④貸付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け ※ 貸付け毎に所轄庁の認可が必要 ※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額が上限 ※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない 	<p>⑤人材確保等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用・募集の共同実施 ・ 人事交流の調整 ・ 研修の共同実施 ・ 現場実習等の調整 等 	<p>⑥物資等供給業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達 ・ 給食の供給 等
--	--	---	--	---	---

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使
 社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

【社員として参画できる法人の範囲】 ※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

- 社会福祉法人
- 社会福祉事業を経営する法人
- 社会福祉を目的とする公益事業を経営する法人
- 社会福祉事業等に従事する者の養成機関を経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)

社会福祉連携推進法人

大学等福祉・介護人材養成施設への募集活動や合同説明会の開催
 合同の職員研修の実施、社員間の人事交流の調整

(社員)

特別養護老人ホームA 特別養護老人ホームB 特別養護老人ホームC

⇒学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいすれか)
認定・指導監督

<ul style="list-style-type: none"> ▶ また、これまでの検討会にて協議された内容をふまえ、「社会福祉連携推進法人の業務(総論)」「社会福祉連携推進法人の業務(社会福祉法人連携推進業務)」「社会福祉連携推進認定の申請等」「社会福祉連携推進法人のガバナンス」「その他の事項」の5点についての論点整理が示された。
<p>➤ 2021.4.14 成年後見制度利用促進専門家会議地域連携ネットワーク ワーキンググループ(第1回～第7回) ～2021.5.26</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月14日～5月26日、厚生労働省は、「成年後見制度利用促進専門家会議地域連携ネットワークワーキンググループ」の第1回～第7回を開催した。これは、成年後見制度利用促進専門家会議において、成年後見制度利用促進基本計画の変更にあたっての検討に向け、円滑に議論を進めるために3つのワーキンググループ(以下、WG)「地域連携ネットワークWG」「福祉・行政と司法の連携強化WG」「成年後見制度の運用改善等に関するWG」に分けて議論を進める中のWGの一つ。 ▶ 第1回～第7回では、「中核機関の取組と社会福祉協議会の権利擁護支援」「日常生活自立支援事業と市民後見・法人後見」「都道府県の役割と機能」「権利擁護支援と包括的・重層的な支援体制」「新たな支え合いの検討」「多様な主体の参画<各種専門職団体>」について全社協・地域福祉部長をはじめ有識者からのヒアリングが行われた。 ▶ 今後、各WGのうち、制度の運用改善に関する内容から順次議論を行った上で中間とりまとめを行い、その後他の論点に関わる議論を行って最終とりまとめを行う。
<p>➤ 2021.3.31 成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議(取りまとめ)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月31日、厚生労働省は、「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の取りまとめについて」を公表した。 ▶ 取りまとめでは、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策として、全国で統一的な申立基準を明確に示すとともに、利用支援事業に関する国の考え方を示すことや、親族調査における「意向調査」の省略の検討について示された。 ▶ また、取りまとめでは、「成年後見制度の利用促進」に関して、申立や利用支援事業の実施状況について、市町村間格差があることから、どのような場合に成年後見制度の利用が必要なのかという点についての共通認識の形成と制度の利用促進も必要ではないかという意見があったことから、成年後見制度利用促進計画や中間検証報告書記載の取り組みを引き続き実施していくことが求められると指摘している。
<p>➤ 2021.3.29 第7回成年後見制度利用促進専門家会議</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月29日、厚生労働省は、「第7回成年後見制度利用促進専門家会議」を開催した。会議では、成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況が報告されるとともに、成年後見制度利用促進基本計画の変更にあたっての検討が行われた。 ▶ 令和4年度からスタートする次期成年後見制度利用促進基本計画の検討にあたって、令和4年度から迅速に取り組むべき内容と次期計画期間内で丁寧な議論を行うなど中長期的な視点をもって取り組むべき内容にわけて検討を行い、令和4年度予算案に盛り込むものも含め迅速に取り組むべき内容は、中間とりまとめ(令和3年7月頃を目途)に記載できるよう優先的に議論を行うこととされた。 ▶ また、円滑に議論を進めるため、①地域連携ネットワークワーキンググループ、②福祉・行政と司法の連携強化ワーキンググループ、③成年後見制度の運用改善等に関するワーキンググループの3つに分けて議論を進めることとなった。
<p>➤ 2021.3.22 社会・援護局関係主管課長会議</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月22日厚生労働省は、社会・援護局関係主管課長会議の資料をホームページに掲載した(新型コロナウイルスの影響により集合での会議は実施せず)。 ▶ 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた社会福祉法人の運営関係について ○令和3年2月12日付福祉基盤課事務連絡を踏まえ、法人の令和2年度決算作業や役員・評議員の改選等に係る指導や一般監査等を行うにあたっては、引き続き柔軟に対応することが示された。

▶ 重層的支援体制整備事業の創設について

令和2年度の社会福祉法改正により、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設された。本事業は、実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業であるが、地域共生社会の実践に向けた効果的な取組と考えており、多くの市町村に取り組んでほしいと示した。

- ▶ 社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた検討については、本年の夏頃を目途に、「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」における検討状況などを含め、連携法人制度の施行に向けた説明・意見交換の場を設定したいと考えている旨が示された。
- ▶ 「地域における公益的な取組」を実践している法人について、現況報告書に取組内容を漏れなく記載するよう指導することがあらためて強調された。

【社会・援護局関係主管課長会議資料(地域福祉課)より一部抜粋】

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

(1)現状・課題

- 令和2年6月に社会福祉法が改正され、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業(新事業)を創設した。
- 新事業の施行(令和3年4月)に向けて、より多くの市町村において、事業の実施や次年度以降の実施に向けた準備を進める必要がある。

(2)令和3年度の取組

- 新事業を実施する市町村に、従来、各分野(介護、障害、子育て、生活困窮)ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助そして新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る事業への補助を加えて一体的に執行できる重層的支援体制整備事業交付金を交付する。
- 令和4年度以降に新事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるようにするため、重層的支援体制整備事業への移行準備事業による補助を実施。
- 重層的な支援体制を整備する市町村をさらにバックアップするため、都道府県が行う市町村への後方支援に必要な経費に対する補助を実施。
- また、国において、都道府県・市町村職員や新事業に従事する者等を対象とした人材養成事業を実施。

(3)依頼・連絡事項

- 市町村においては、新事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに新事業の実施計画の策定や新事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築をお願いします。
- 都道府県においては、地域共生社会の実現に向けた市町村の創意工夫ある取組を支援するため、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業を活用するなど、管内市町村への積極的なご支援をお願いします。

重層的支援体制整備支援事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

令和3年4月1日施行



地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和3年度予算案
116億円

【重層的支援体制整備事業】令和3年度予算案:76億円

- 令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営(介護分野) ・基幹相談支援センター等機能強化事業等(障害分野) ・利用者支援事業(子ども・子育て分野) ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業(生活困窮分野)	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業(介護分野) ・地域活動支援センター機能強化事業(障害分野) ・地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て分野) ・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業(生活困窮分野)	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4(※) 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

【その他(重層的支援体制整備事業への移行準備等)】令和3年度予算案:40億円

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援、本事業に従事する者等の人材養成を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○新事業への移行準備のために必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○都道府県による市町村の新事業への移行促進、重層的支援体制構築に向けた後方支援を実施するために必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○新事業の実施市町村、都道府県、新事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

(令和3年度予算案) 重層的支援体制整備事業交付金の創設について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。



➤ 2021.3.18 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

- ▶ 3月18日、厚生労働省と国土交通省は「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」によるこれまでの議論を取りまとめた。
- ▶ 本検討会は2020年7月に発生した豪雨災害により熊本県の特別養護老人ホームの利用者が犠牲となったことを契機に発足され、より実効性のある避難方策を模索するために設置された。
- ▶ とりまとめでは、法改正により、施設ごとの避難所確保計画に市区町村が助言・勧告できるよう制度化するほか、避難確保計画は利用者とその家族に内容を周知するよう福祉団体に協力を依頼する方針が示された。
- ▶ また、災害危険区域での福祉施設の新設を原則禁止とし、浸水ハザードエリアでの福祉施設の開発許可を厳格化するという2020年6月に法改正した都市計画法についても触れられた。

【令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会とりまとめ資料より一部抜粋】

高齢者福祉施設の避難確保に関する課題

- 避難確保計画等に定められている避難先が災害リスクに適切に対応した場所になっていない場合がある。【避難先の課題】
- 利用者のケアなど避難先での業務継続に懸念があるため、早期の立退き避難を躊躇している。【避難先や避難のタイミングの課題】
- 避難先に利用者を移動させる訓練まで実施している施設は少ない。【訓練の課題】
- 大雨や暴風等の事態が進行した状況では、交通が麻痺し、職員が施設に駆け付けることができない場合がある。【職員体制の課題】
- 令和2年7月豪雨で被災した高齢者福祉施設では、階段を使った上階への避難に大きな労力と多くの時間を要した。【設備の課題】等

避難の実効性を高める方策

避難確保計画等の内容や訓練の内容に関する事項

- 洪水や土砂災害等の災害リスクに適切に対応した避難確保計画等の作成の徹底

災害リスクに適切に対応した避難先等が選定されるよう、市区町村が施設に対して助言・勧告する支援策を講じる。等

- 訓練によって得られる教訓の避難確保計画等への反映

訓練結果を施設と市区町村が共有し、市区町村が施設に対して計画の見直し等について助言・勧告する支援策を講じる。等

- 職員や利用者の家族等への災害リスクおよび避難確保計画等の周知

避難支援の協力者としての役割が期待される利用者の家族に対して、避難確保計画等の内容を周知する。非常災害対策計画と避難確保計画を一体化して作成するとともに、タイムラインを踏まえた分かりやすい計画を作成する。等

利用者の避難支援のための体制や設備に関する事項

- 施設内の垂直避難先や他の施設と連携した立退き避難先の確保等

垂直避難スペースやエレベータ、スロープ等の設置を支援する。施設同士で避難受け入れ体制を構築する。業務継続計画の作成の徹底を図る。等

- 地域や利用者の家族と連携した避難支援体制の確保

地域住民や利用者の家族と連携した避難支援の協力体制を構築する。市区町村と施設が平時から情報交換するための場を構築する。等

- 職員への防災知識の普及と職員の防災スキルの向上

個々の施設の防災リーダーを育成するための講習会等の実施を推進する。等

- 災害リスクの低い場所へ的高齢者福祉施設の誘導等

災害リスクを有する場所に新設する場合の補助要件の厳格化を図る。著しい危害が生ずるおそれがある区域等の開発・建築行為の厳格化を図る。等

➤ 2021.3.8 第4回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会

- ▶ 3月8日、厚生労働省は、「第4回 社会福祉連携推進法人の在り方に関する検討会」を開催し、社会福祉連携推進業務のうち人材確保等業務と、法人ガバナンスルール等について協議した。
- ▶ 人材確保業務に関する論点整理については、社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修について示された。
- ▶ 法人ガバナンスに関する論点整理については、以下6点の論点が示され、協議が行われた。
 - ① 社員として参加できる者の範囲はどのように定めれば良いか
 - ② 社員の議決権の取扱いについてどのように定めれば良いか
 - ③ 会計監査人の設置義務の範囲や監査の内容等はどのように定めれば良いか
 - ④ 社会福祉連携推進評議会の構成員について、具体的なイメージ、役員との兼務の可否選任・解任についてどのように定めれば良いか
 - ⑤ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進評議会に意見を求めなければならない事項は、具体的にどのようなものが考えられるか
 - ⑥ 社会福祉連携推進評議会の評価項目は、具体的にどのようなものが考えられるか

社会福祉連携推進法人における法人ガバナンスルールの概要(案)

	社員総会 (社員)	代表理事	理事会 (理事)	監事・会計監査人	社会福祉連携推進 評議会
位置付け	法人運営に係る重要事項の議決機関	法人の代表、業務の執行機関	業務執行の決定、理事の職務執行の監督機関	理事の職務執行の監査機関	
構成員の資格	社員(法人)	理事	社会福祉連携推進業務について識見を有する者等	社会福祉連携推進業務について識見を有する者等	・公認会計士 ・監査法人
任期		2年	2年	2年	1年 (社員総会で別段の決議がない場合、自動再任)
構成員の員数	2以上	1名	6名以上	2名以上	1名以上
理事との兼務				不可 (一社法第65条第2項)	不可 (会計士法第24条第1項)
親族等特殊関係者の制限			・各理事の親族等の特殊関係者が3人以内であること ・上記の合計数が理事総数の1/3を超えていないこと	各役員の子親族等特殊関係者が含まれていないこと	・理事・監事から公認会計士等の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者等でないこと ・監査法人でその社員の半数以上が上記に該当していないこと
構成員の選任方法		理事の互選又は社員総会の決議	社員総会	社員総会	社員総会
議決(意見聴取)事項	・社員の除名 ・理事、監事、会計監査人の選任、解任 ・利益相反取引 ・役員報酬基準の承認 ・定款変更 ・計算書類の承認 等		・社員総会の日時、場所、議題、議案 ・代表理事の選定・解職 ・重要な財産の処分、譲受け ・計算書類の承認 等		
その他	・社員の過半数は社会福祉法人 ・議決権の過半数は社会福祉法人	理事会又は社員総会の決議で解任可(一社法第70条、第90条)	社員総会の決議で解任可(一社法第70条)	社員総会の決議で解任可(一社法第70条)	会計監査人については、収益30億円又は負債60億円超の場合に必置
					意見具申の内容及び理事会が諮問を行った場合、議事を社員総会に報告 22

【抜粋】第4回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会 資料1-22 頁 社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する論点整理(社会福祉連携推進業務③・法人ガバナンスルール等)

➤ 2021.2.15 第2回社会福祉法人会計基準等検討会:社会福祉連携推進法人会計基準策定に関する基本的な方針等

- ▶ 2月15日、厚生労働省は、第2回社会福祉法人会計基準等検討会(座長 秋山修一郎 日本公認会計士協会常務理事)を開催し、社会福祉連携推進法人会計基準策定に関する基本的な方針等について協議された。
- ▶ 社会福祉連携推進法人の会計基準素案の作成に当たり、会計に関する基本的な事項について、
 - ①会計基準をどのように作成するか
 - ②会計基準の構成をどのように定めるか
 - ③会計単位をどのように定めるか
 - ④計算書類等の種類をどのように定めるか
 の4つを論点として協議が行われた。
- ▶ 今後、「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」における制度設計の検討状況を踏まえ、詳細の検討を進め、素案が作成される。

➤ 2021.2.9 第3回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会

- ▶ 2月9日、厚生労働省は、「第3回 社会福祉連携推進法人の在り方に関する検討会」(座長 田中滋 埼玉県立大学理事長)を開催し、社会福祉連携推進法人が行う貸付業務等の内容や要件などが協議された。
- ▶ 厚生労働省は、貸付業務の内容の検討にあたって、
 - 貸付原資を提供する社員である社会福祉法人の運営の安定性を損なわない範囲で行われる必要があり、貸付業務は金融機関等からの資金調達との補完的位置付けとなり、一時的な資金需要に対応するも

のであるべき

- 制度施行から当面の間、リスク管理の観点から、慎重な検討を行った上、抑制的に行われるべき
- 資産の法人外流出が禁止されているなか、貸付業務は例外的に認めることとなるため、議論が必要となる

といった基本的な視点を示した。

そのうえで、貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルールとして、

- ・前年度の法人全体の当期活動増減差額が黒字であること
- ・直近3カ年度の本部拠点の当期活動増減差額の平均額を上限とすること

などの要件が示され、貸付内容については、

- ・貸付期間は3年以内
 - ・社会福祉事業の継続に最低限必要と認められる使途で返済が見込まれやすいものに限定
- などの案を示した。

- ▶ また、資産の法人外流出の例外となるため、所轄庁の認定、社会福祉連携推進評議会での意見聴取、理事会・社員総会の承認といった手続きの厳格化を示した。

➤ 2021.1.25 第26回社会保障審議会福祉部会：平成28年社会福祉法改正後5年後の見直し等への対応

- ▶ 1月25日、第26回社会保障審議会福祉部会が開催され、平成28年改正社会福祉法附則に基づく5年後見直し等への対応について協議された。
- ▶ 社会福祉法人制度改革の進捗状況について、厚生労働省は、地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合が53.8%であったことや、社会福祉充実財産発生法人は全体の9.8%であり、社会福祉充実財産は総額で4,546億円であったこと等を公表した。
- ▶ また、令和2年度までに改めて結論を得ることとされていた社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について、「新子育て安心プラン」(令和2年12月)を踏まえて、「保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットイングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得る」こととされた。

➤ 2020.12.24 重層的支援体制整備事業に関する政省令

- ▶ 12月24日、厚生労働省は、「社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の公布等について」の通知を発出した。
- ▶ 本通知において、上記の政令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(以下、改正法)の施行に伴い、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う重層的支援体制整備事業に要する費用に関する交付金の交付の方法、その額の算定の基礎となる費用の算定方法等を定める趣旨であることが示された。
- ▶ 交付金の交付の方法については、毎年度、重層的支援体制整備事業に要する費用の算定方法により算定した当該年度における重層的支援体制整備事業に要する費用について行う。
- ▶ 重層的支援体制整備事業に要する費用の算定方法については、全体の事業費に過去実績による按分率を乗じることにより、各事業費に相当する額を算出する算定方法が事業別に示された。

➤ 2020.12.10 第2回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会

- ▶ 12月10日、厚生労働省は、「第2回社会福祉連携推進法人の在り方に関する検討会」(座長 田中滋 埼玉県立大学理事長)を開催した。
- ▶ 「社会福祉連携推進法人」を創設する理由として、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」が必要であるとした。そして、そのメリットとして、個々の法人の自主性の確保、地域を限定せず広範囲での連携が可能、法人連携のみを理由として法人化が可能である(社会福祉事業を実施しないでもよい)ことなどが示された。

<p>➤ 2020.11.9 第1回 社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 11月9日、厚生労働省は、「第1回 社会福祉連携推進法人の在り方に関する検討会」(座長 田中滋 埼玉県立大学理事長)を開催した。 ▶ 令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、今後「社会福祉連携推進法人」制度が創設されることから、法人のガバナンスルールや業務内容、社会福祉連携推進法人による貸付けの実施方法を検討することとしている。 ▶ 社会福祉連携推進法人制度の施行は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日。
<p>➤ 2020.9.11 社会福祉法人の事業展開等に関するガイドライン／合併・事業譲渡等マニュアルの発出</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 9月11日、厚生労働省は、「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」、「合併・事業譲渡等マニュアル」を発出した。 ▶ 「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」は、公益性と非営利性の両面を備えた社会福祉法人が、今後の人口減少社会や複雑化・多様化する福祉ニーズへの対応、災害等の非常時における事業継続の確保など、地域社会からの様々なニーズに応え、良質な福祉サービスを継続して提供していくことができるよう、法人の自主的な判断の下、個々の法人を取り巻く状況に応じた事業展開を検討する際の参考として示されたもの。
<p>➤ 2020.7.15 第25回社会保障審議会福祉部会：地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 7月15日、第25回社会保障審議会福祉部会が開催され、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要」について説明されたのち、「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン(案)」について検討が行われた。 ▶ 「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン(案)」は、①社会福祉法人を取り巻く現状と課題、②社会福祉法人の事業展開と期待される効果、③合併・事業譲渡等の手続と留意点で構成されており、事業展開の種類と期待される効果では、法人間連携の現状分析として、「社会福祉協議会を通じた連携が行われ、地域づくりの一翼を担っている」と記載されている。
<p>➤ 2020.6.5 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月5日、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が成立した。 ▶ 成立にあたって、衆議院・参議院では、以下のとおり附帯決議が示された。 【衆議院附帯決議】 <ol style="list-style-type: none"> 一 重層的支援体制整備事業が、より多くの市町村において円滑に実施されるよう、同事業を実施していない市町村に対し、計画の策定、支援会議の設置及び同事業の実施の準備について、必要な助言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。 二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであることの周知を徹底すること。 三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営することができるよう、必要な予算の確保に努めること。 四 介護保険法第五条第一項に規定する介護サービス提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講ずるに当たっては、介護人材の確保及び資質の向上の重要性に十分に留意すること。

- 五 介護・障害福祉に関するサービスに従事する者の賃金等の状況を把握するとともに、賃金、雇用管理及び勤務環境の改善等の介護・障害福祉に関するサービスに従事する者の確保及び資質の向上のための方策について検討し、速やかに必要な措置を講ずること。
- 六 介護人材を確保しつつその資質の一層の向上を図るための方策に関し、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の終了に向けて、できる限り速やかに検討を行うこと。また、毎年、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態を調査・把握の上、公表し、必要な対策を講ずること。
- 七 今後、必要となる介護人材を着実に確保していくため、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を更に充実させること。
- 八 准介護福祉士の国家資格については、フィリピン共和国との間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン共和国政府との協議を早急に進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の在り方について、介護福祉士への統一化も含めた検討を開始すること。
- 九 社会福祉連携推進法人制度について、社会福祉連携推進法人が地域の福祉サービスの維持・向上に資する存在として円滑に事業展開できるよう、社員となることのメリットを分かりやすく周知すること。

【参議院附帯決議】

- 一 重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。
- 二 認知症に対する概念の変化、政令で定める状態について広く周知し、「共生」と「予防」の概念を分かりやすく国民に説明すること。
- 三 医療・介護のデータ基盤整備に関し、本法の施策によって解決・改善される問題・課題及びもたらされる具体的なメリットについて、費用対効果を含め、国民に分かりやすく提示するとともに、進捗管理を徹底すること。
- 四 介護・障害福祉サービスに従事する者、とりわけ国家試験に合格した介護福祉士の需要の充足状況及び賃金・処遇等の改善の状況を適切に把握するとともに、賃金・処遇、ハラスメント対策を含む雇用管理及び勤務環境の改善等の方策について検討し、処遇改善加算等が賃金・処遇等の改善に有効につながる施策を講ずる等、介護・障害福祉サービスに従事する者の確保・育成に向けて必要な措置を講ずること。
- 五 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置については、本来速やかに終了させるべきものであることに鑑み、その終了に向けて、直ちに検討を開始し、必要な施策を確実に実施すること。また、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態・実績を調査・把握の上公表するとともに、可能な範囲で過去に遡って公表し、必要な対策を講ずること。また、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を充実すること。
- 六 社会福祉連携推進法人制度について、社会福祉連携推進法人が地域の福祉サービスの推進に資する存在として事業展開できるよう、社員となることのメリットを分かりやすく示すこと。また、社会福祉法人の合併及び事業譲渡の推進策について検討すること。

➤ 2020.3.17 成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書

- ▶ 3月17日、第6回成年後見制度利用促進専門家会議が開催され、成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書が発表された。

- ▶ 成年後見制度利用促進基本計画に基づく、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討するため、成年後見制度利用促進専門家会議の中間検証ワーキンググループにおいて、整理・検討を行ったもの。報告書の柱立ては、以下のとおり。
 - 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - 3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - 4 基本計画に盛り込まれているその他の施策
 - (1)成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の検討
 - (2)成年被後見人等の権利制限の措置の見直し
- ▶ 国、地方公共団体及び関係団体は、本中間検証結果を踏まえ、令和3年度末までの約2年間に、掲げられた目標を達成し、基本計画の目指す成年後見制度の適切な利用促進を図るよう、取組の推進が求められている。

➤ 2019.12.26 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ公表

- ▶ 12月26日、厚生労働省は、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」(座長:宮本 太郎 中央大学法学部教授)の最終とりまとめを公表した。
- ▶ 最終とりまとめでは、市町村における包括的な支援体制の整備の在り方として、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設することが提言されている。
- ▶ 社会福祉法人については、「地域づくりに向けた支援」に関連して、地域における公益的な取組などのさまざまな実践が展開されていることに触れ、「こうした取組がさらに広がり、地域のニーズに応じて多様な支援、活動を積極的に展開することが求められる」とされている。
- ▶ また、新たな事業の実施主体は市町村であるが、本人や世帯の状態に合わせた支援を行うためには、日頃から支援に携わっている社会福祉法人などの民間団体とも協働して体制を組む必要があるとされている。
- ▶ 地域に根ざした社会福祉法人としては、断らない相談支援や、孤立しがちな人や世帯の社会参加に向けた支援においても、地域の生活課題・福祉ニーズに応じ、地域共生社会の実現に向けて主導的な役割を果たすことが期待される。

➤ 2019.12.10 第6回社会福祉法人の事業展開等に関する検討会:検討会報告書

- ▶ 12月10日、第6回社会福祉法人の事業展開等に関する検討会(座長:田中滋埼玉県立大学理事長)が開催され、第5回の議論を踏まえ、報告書の修正案が示された。
- ▶ 「社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度」について、議決権とともに社員の構成についても、「社員の過半数が社会福祉法人であることが必須」とされた。
- ▶ 報告書の取りまとめは座長に一任とされ、12月13日に公表された。

＜社会福祉法人の事業展開 等に関する 検討会 報告書＞(抜粋・整理)

- 1 社会福祉法人の連携・協働化の方法
 - (1)社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携
 - (2)社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設
 - (3)希望する法人が 合併・事業譲渡 に円滑に取り組めるような環境整備
- 2 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人

良質かつ適切な福祉サービスの提供や社会福祉法人の経営基盤を強化するための連携・協働化の選択肢を増やすため、社会福祉法人を中核とした非営利連携法人(「連携法人」)の制度を創設。

- (1)法人格…一定の基準に適合すると認めるものを、都道府県知事など所轄庁が認定。
- (2)業務…①地域包括ケアシステムの構築含めた、地域共生社会の実現に向けた連携、②災害対応に係る連携、③福祉人材確保・育成、④本部事務の集約や生産性向上のための共同購入など、社会福祉事業の経営に係る支援、⑤社会福祉法人への貸付
- (3)連携法人に参加できる社員…社会福祉法人の他、社会福祉従事者の養成施設、連携業務に関する業務を行う者(社会福祉事業を実施している法人2以上・過半数が社会福祉法人であることが必須)
- (4)連携法人の活動区域…自治体に関わらず、連携法人の自主的な判断で決める(ただし、活動区域については方針に盛り込む)
- (5)連携法人の経費…貸付業務を除き、社員からの会費、業務委託費で運営
- (6)議決権…原則として社員は各一個の議決権を有する(議決権の過半数を社会福祉法人とする)
- (7)社会福祉法人への貸付業務を行う場合の取扱い
 - 貸付を受ける社会福祉法人毎に、当該法人への貸付の内容を所轄庁が認定する
 - 社会福祉法人への貸付の原資として、貸付対象ではない社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を認める
認める貸付の限度額は、連携法人の貸付が当該社会福祉法人の拠点において運営に影響を与えないようにするため、拠点から法人本部に繰入が可能な範囲で認める
 - 連携法人は社員である社会福祉法人から貸し付けられた資金について他の資金とは区分経理をし、社会福祉法人への貸付以外の用途への使用は一切認めない
 - 貸付を受ける社会福祉法人社員が予算や事業計画等の重要事項を決定する際には、連携法人の承認を受けなければならない
- (8)地域の意見の反映…福祉サービスを受ける立場にある者や、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家(社会福祉士等)等の地域関係者からなる評議会を設置
- (9)所轄庁…事業区域に応じた、社会福祉法人の所轄庁と同様とすることを基本とし、所轄庁の職務として、連携法人の認定、方針の認定、貸付業務に関する認定等のほか、連携法人の指導監督を行う

5. 高齢者

▶ 2021.5.25 特定技能1号在留外国人数1年で6倍に

- ▶ 5月25日、出入国在留管理庁は日本で働く外国人向けの「特定技能」の資格で在留する人は、導入から2年となった今年3月末時点で22,567人となり、1年前の3,987人から6倍近くに増加したと発表した。
- ▶ 新型コロナウイルスの水際対策により海外から入国はできないものの、国内で「技能実習」から資格を変更する人が増えていることが主な要因となっている。
- ▶ 働いている分野別では、介護分野は1,705人で全体の7.6%だった。(最も多いのは飲食料品製造業の8,104人で全体の35.9%)

▶ 2021.5.21 新型コロナウイルス 介護施設内での入所継続(施設内療養)の支援措置(1人15万円)

- ▶ 5月21日、厚生労働省は都道府県知事宛に「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」を発出した。
- ▶ 本通知において、介護サービス事業所・施設等が、新型コロナウイルス感染対策下で必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業」及び介護サービス事業所・施設等で新型コロナ感染者が発生した場合等に他の施設・事業所等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費の支援を行う「緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業」が示された。
- ▶ 本事業により、新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象に施設内療養者1人につき、1日1万円(最大15万円)が4月1日に遡って支給される。

【厚生労働省ホームページより抜粋】

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 ＜地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)＞ 令和3年度予算:137億円の内数

※令和3年度までの実施

1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、
 ・新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
 ・高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められること
 から、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。

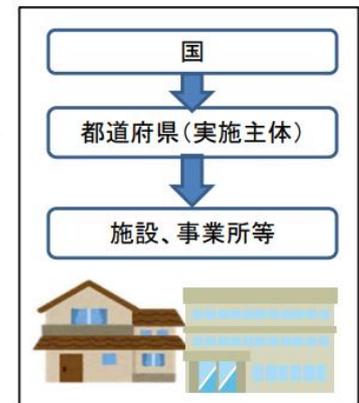
【助成対象事業所】

- ①新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等
※休業要請を受けた事業所を含む
- ②新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- ③感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】

【対象経費】

通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成

- ①緊急時の介護人材確保に係る費用
・職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用
- ②職場環境の復旧・環境整備に係る費用
・介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等
- ③連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用
・感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用



2 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業

都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

【対象経費】

都道府県や介護サービス事業所との連絡調整等に要する費用

▶ 2021.5.14 第8期(2021~23年度)介護保険料が全国平均月額6,014円に

- ▶ 5月14日、厚生労働省は第8期(2021~23年度)の65歳以上の介護保険料が全国平均で月額

6,014 円になったと発表した。

- ▶ 第 7 期(2018～21 年度)からの伸び率は 2.5%で 145 円増となり、初めて 6,000 円を超えた。高齢化や介護報酬の引き上げなどが影響したと考えられる。
- ▶ 前回(第 6 期～7 期)の伸び率(6.4%)と比べると緩やかであり、保険料を引き上げた自治体の割合も 5 割と前回の 8 割から大幅に減った。
- ▶ 厚生労働省は伸び率が緩やかになった要因について「介護給付費がそれほど増えておらず、要介護認定率が低下したことなどが影響している。はっきり分析できていないが介護予防の成果だと考えられる」と推察している。

➤ 2021.3.31 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査結果の公表:見届有料老人ホームの調査

- ▶ 3 月 31 日、厚生労働省は「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査結果の公表(第 12 回)」の調査結果を公表した。
- ▶ 本調査では「見届の有料老人ホーム」について、都道府県、指定都市及び中核市に対して届出や指導状況の調査を行った。

(調査結果)

○届出された有料老人ホームの数は 14,695 件(前年度 14,118 件)

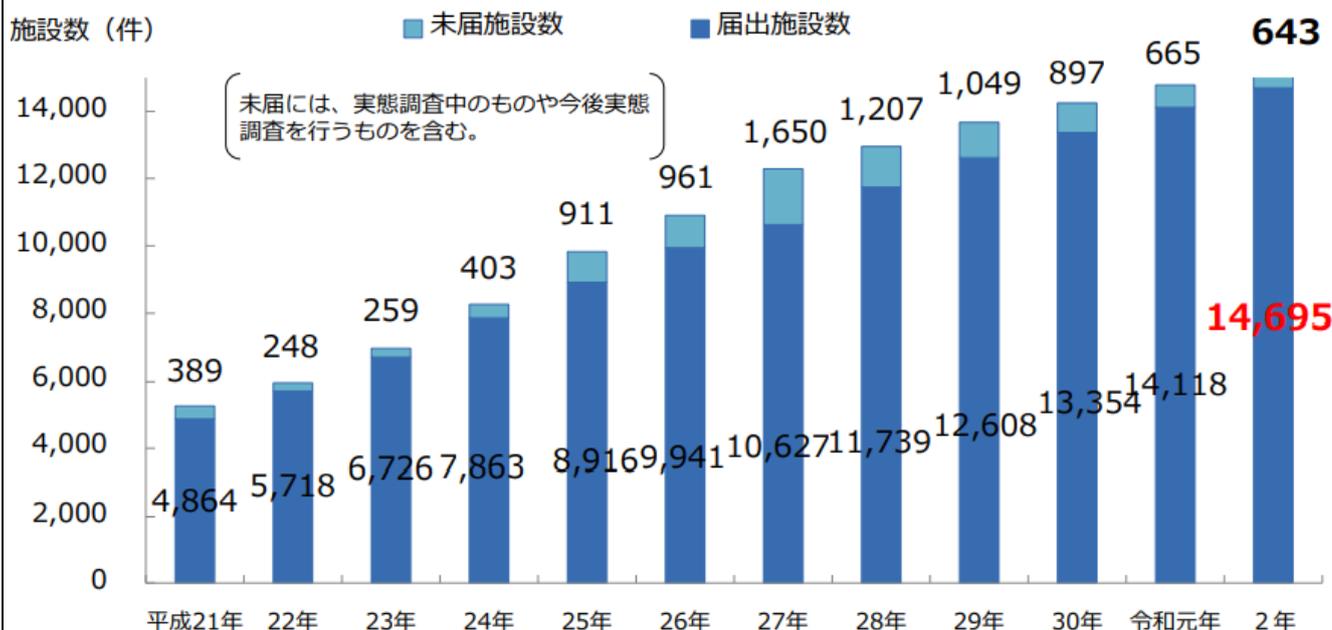
○未届の有料老人ホームの数は 643 件(前年度 665 件)

○有料老人ホーム全体に占める未届有料老人ホームの割合は 4.2%(前年度 4.5%)

【有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査結果(第 12 回)より一部抜粋】

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要



出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ(平成21年～26年は10月31日時点、平成27年以降は6月30日時点)

➤ 2021.3.24 第 200 回社会保障審議会介護給付費分科会:令和 3 年度介護報酬改定に向けて

- ▶ 3 月 24 日、社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、「平成 30 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和2年度調査)の結果」および「令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和3年度調査)の進め方及び実施内容」について、協議が行われた。

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「平成 30 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和2年度調査)の結果」については5つの調査項目について効果検証および調査研究が行われ、項目ごとに結果概要案が示された。 ▶ 「令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和3年度調査)の進め方及び実施内容」については、9月に調査を行い、2月に分析・検証を行うスケジュール案が示された。
<p>➤ 2021.1.18 第198回～199回社会保障審議会介護給付費分科会:令和3年度介護報酬改定に向けて</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1月13日(第198回)、1月18日(第199回)社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、第198回では、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正の主な内容について、第199回では、令和3年度介護報酬改定に係る介護給付費単位数等について協議が行われた。 ▶ 分科会では、すべてのサービスの基本報酬を引き上げる方向性が示された。特別養護老人ホームの基本報酬については、おおよそ15単位程度(一日あたり)、増加され、さらに、すべてのサービスについて、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされることが示された。 ▶ また、令和3年度より「高齢者の状態・ケアの内容等のデータベース(CHASE)」の本格運用がはじまり、「科学的介護推進体制加算」が新設される。今後、CHASE に集められる情報をエビデンスとしてアウトカム指標を構築し、令和6年度改定以降、これに基づく評価を拡大していくことが見込まれている。
<p>➤ 2020.12.23 社会保障審議会介護給付費分科会:令和3年度介護報酬改定に関する審議報告</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 12月23日、社会保障審議会介護給付費分科会は、第176回分科会(令和2年3月16日)から第197回分科会(令和2年12月18日)までにわたり議論を進めてきた令和3年度介護報酬改定についての審議報告が行われた。 ▶ 令和3年度介護報酬改定のポイントについては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図っている。
<p>➤ 2020.12.18 第197回社会保障審議会介護給付費分科会:令和3年度介護報酬改定に関する審議報告案</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 12月18日、第197回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、令和3年度介護報酬改定の審議報告のとりまとめに向けて、議論が行われた。 ▶ 前回の議論により見直された審議報告案が示され、議論が進められた。
<p>➤ 2020.12.9 第196回社会保障審議会介護給付費分科会:令和3年度介護報酬改定に関する審議報告案</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 12月9日、第196回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、令和3年度介護報酬改定に向けて、これまでの議論で整理ができていない論点および、審議報告案について議論が行われた。 ▶ 個別の論点は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症対応型共同生活介護 <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの夜勤職員の配置について、3ユニット3名夜勤のあり方についてどう考えるか。 (2) 介護老人福祉施設 <ul style="list-style-type: none"> ・個室ユニット型施設におけるケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を現行の「おおむね10人以下」から15名程度以内に緩和することについて、職員の負担増加やケアの質の低下への懸念があるとの指摘を踏まえてどのように考えるか。 (3) 運営基準に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や災害への対応力強化や地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新等についての検討。 (4) 介護人材の確保・介護現場の革新 <ul style="list-style-type: none"> ・第194回介護給付費分科会「介護人材の確保・介護現場の革新」で提案した、夜間における人員・報酬(テクノロジー活用)、サービスの質の向上や職員の職場定着に資する取組にかかる対応案について、

これまでの介護給付費分科会における議論を踏まえて、どのように考えるか。

- ・テクノロジーを活用した夜間における人員・報酬について、職員の負担に配慮しつつ、夜間における見守りセンサーの導入の実証結果を踏まえ、どのような対応が考えられるか。
- ・テクノロジーの活用によって、サービスの質の向上や職員の職場定着に取り組む介護事業所に対する報酬上の評価をどう考えるか。

(5) 感染症や災害への対応力強化

- ・通所介護及び通所リハビリテーションの基本報酬については、支出における管理的経費(減価償却費等)の状況等を踏まえ、スケールメリットを考慮しつつ、事業所の規模の拡大による経営の効率化に向けた努力を損なうことがないように設定されている。
- ・感染防止や3密回避などによる利用者の減少などの状況下においても、状況に即した安定的な運用を可能とする観点から、どのような方策が考えられるか。

- ▶ 審議報告書(案)では、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るという5つの論点が示された。

➤ 2020.12.2 第195回社会保障審議会介護給付費分科会:令和3年度介護報酬改定に向けて

- ▶ 12月2日、第195回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、令和3年度介護報酬改定に向けた運営基準に関する事項等について議論が行われた。

- ▶ 協議の論点は、以下のとおり。

(1) 運営基準に関する事項について

- ・感染症や災害への対応力強化
- ・地域包括ケアシステムの推進
- ・自立支援・重度化防止の取組の推進
- ・介護人材の確保・介護現場の革新
- ・制度の安定性・持続可能性の確保

(2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正等に関する事項について

- ・夜間対応型訪問介護におけるオペレーターの配置基準等の緩和
- ・居宅療養管理指導における、基本方針を踏まえた居宅療養管理指導の実施と多職種連携の推進
- ・訪問系サービス共通(定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く)における、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- ・通所介護における地域等との連携の強化
- ・認知症対応型通所介護の管理者の配置基準の緩和
- ・通所リハビリテーションのサービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- ・通所系サービス共通における、災害への地域と連携した対応の強化
- ・質の高いケアマネジメントの推進
- ・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

➤ 2020.11.26 第194回社会保障審議会介護給付費分科会:令和3年度介護報酬改定に向けて

- ▶ 11月26日、第194回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、令和3年度介護報酬改定に向け、居宅型サービスやその他横断的事項等について議論が行われた。

- ▶ 協議の論点は、以下のとおり。

(1) 居宅介護支援・介護予防支援について

- ・居宅介護支援事業所の公正中立性の確保や、資質向上、業務負担軽減等については、これまで事業

所内における取組や研修体系の見直し等を進めてきたが、今後、どのような対応が考えられるか。

- ・居宅介護支援においては、入退院時に係る医療機関との連携を報酬上評価しているが、通院時に同行して医療との連携を図る例があることも踏まえ、医療と介護の連携を強化する観点から、どのような対応が考えられるか。

(2) 介護老人福祉施設

- ・指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、サービスの質の確保に留意しつつ、どのような対応が考えられるか。
- ・特別養護老人ホームにおける中重度者や看取りへの対応を充実する観点から、どのような対応が考えられるか。

(3) 介護老人保健施設について

- ・この時、在宅復帰・在宅療養支援等評価指標及び要件について、更にきめ細かい評価ができるよう設定されたところであるが、指標の取得状況等を踏まえ、在宅復帰・在宅療養支援機能を更に推進する観点から、どのような対応が考えられるか。

(4) 介護医療院・介護療養型医療施設について

- ・特に介護療養病床を有する診療所から介護医療院への移行を一層促進する観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・看取りへの対応を含め、医療の必要な要介護者の長期療養施設としての機能及び生活施設としての機能をより充実させる観点から、どのような方策が考えられるか。
- ・介護療養型医療施設について、令和5年度末の廃止期限までに、介護医療院への移行等が確実に行われるよう、より早期の意思決定を促進するために、どのような方策が考えられるか。
- ・令和2年度診療報酬改定における医療療養病床に係る評価の見直しを踏まえ、介護保険の療養病床に対する評価について、どのように考えるか。

(5) その他横断的事項について(感染症や災害への対応力強化等)

- ・新型コロナウイルス感染症への対応により、感染症の発生やまん延防止に向けた日頃からの取組の重要性が再認識される中、各サービス事業者の感染防止の取組強化や、感染対策を図りながら継続的なサービス提供を求める観点から、どのような方策が考えられるか。
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるようにするため、どのような対応が考えられるか。
- ・地域と連携した災害対策を進める観点から、どのような方策が考えられるか。
- ・介護保険サービスにおける質の評価のあり方に係るこれまでの議論を踏まえ、今後、CHASE・VISIT 等により介護の質の評価と科学的介護を推進し、介護サービスの質の向上を図っていくため、どのような対応が考えられるか。
- ・介護現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止(定着促進)を図る観点から、人員配置基準における対応としてどのような方策が考えられるか。

➤ 2020.11.16 第193回社会保障審議会介護給付費分科会:令和3年度介護報酬改定に向けて

- ▶ 11月16日、第193回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査の結果(速報値)が公表された他、令和3年度介護報酬改定に向け、地域密着型サービス等について議論が行われた。

- ▶ 協議の論点は、以下のとおり。

(1) 令和3年度介護報酬改定に向けた定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について

- ・指定権者(市町村)によっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員配置等に関して、独自の制度・ルールが設けられているケースがあることについて、どのような対応が考えられるか。

- ・小規模多機能型居宅介護については、今日においても制度創設当時と同様、中重度になっても在宅生活が続けられるようにするためのサービスとしての役割の重要性は変わっていないと考えられるが、一方で、近年の経営状況の調査結果や、要介護1・2であっても介護の手間を要する高齢者の利用が多いことなどを踏まえ、現行の要介護度別の基本報酬のバランスをどのように考えるか。
 - ・空床があるにも関わらず短期利用居宅介護を利用できない現状や、介護保険部会における意見も踏まえて、小規模多機能型居宅介護事業所において、在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境をより一層推進する観点から、どのような対応が考えられるか。
- (2) 令和3年度介護報酬改定に向けた特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護について
- ・介護付きホームにおける中重度者や看取りへの対応を充実する観点から、どのような対応が考えられるか。
 - ・自立支援・重度化防止の取組を進める観点から、介護付きホームにおける機能訓練の充実について、どのような対応が考えられるか。
 - ・グループホームの夜勤職員の配置について、現在、他のサービス(2ユニット1人夜勤)より手厚い配置(1ユニット1人夜勤)となっているが、どう考えるか。
- (3) 令和3年度介護報酬改定に向けた通所介護・認知症対応型通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーションについて
- ・共用型(介護予防)認知症対応型通所介護の管理者については、人員配置基準上、同事業所の管理上支障がない場合は、本体施設と兼務することが可能であるが、その場合、同事業所の他の職務に従事することができないこととされていることをどのように考えるか。
 - ・認知症対応型通所介護においては、他の通所系サービス(通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション)・多機能系サービス(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)には設けられている、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算が設けられていないが、中山間地域等におけるサービスの充実の観点から、どのような対応が考えられるか。
 - ・医療と介護の両方のニーズをもつ中重度の要介護者の状態やニーズに合わせた柔軟なサービスを提供する観点から、どのような対応が考えられるか。
- (4) 令和3年度介護報酬改定に向けた短期入所生活介護、短期入所療養介護について
- ・(介護予防)短期入所生活介護における人員配置基準は、原則介護職員又は看護職員について常勤換算方法において3:1で配置することとされており、必ずしも看護職員を配置する必要はないとしているが、類型・定員によっては常勤での配置が求められている。
 - ・介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護について、短期入所生活介護と利用目的、提供サービスが類似している実態があることを踏まえて、医療ニーズのある利用者の受入を促進する観点、介護老人保健施設の在宅療養支援機能を推進する観点から、どのような対応が考えられるか。
 - ・緊急短期入所受入加算の算定については、7日を限度としているが、在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズを受け止めることができるようにする観点から、どのような対応が考えられるか。
- (5) 令和3年度介護報酬改定に向けた福祉用具・住宅改修について
- ・退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、退院・退所時のカンファレンスにおいて、福祉用具専門相談員や作業療法士等の関係職種が介護支援専門員と連携を推進するため、どのような対応が考えられるか。
 - ・福祉用具の製品安全に関しては、消費者庁や独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)において製品事故に関する注意喚起やメーカー等への対策を求める等の対応が行われており、福祉用具の使用の安全に関しては、テクノエイド協会が「ヒヤリ・ハット情報」等を収集し、その要因の分析を行っているところ。こうした福祉用具の事故等に関する情報について、再発防止の観点から、介護事業所や利用

者、家族、自治体の関係者への迅速な共有、福祉用具専門相談員のさらなる質の向上等の観点から、どう活用するか。

(6) 令和3年度介護報酬改定に向けた訪問介護・訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導について

- ・訪問介護の特定事業所加算(体制要件+人材要件+重度者対応要件で構成)について、事業所を適切に評価する観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・訪問リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算について、自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、どのような対応が考えられるか。

➤ 2020.11.9 第192回社会保障審議会介護給付費分科会：令和3年度介護報酬改定に向けて

▶ 11月9日、第192回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、令和3年度介護報酬改定に向け、感染症や災害への対応力強化、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保等について議論が行われた。

▶ 協議の論点は、以下のとおり。

(1) 感染症や災害への対応力強化について

- ・新型コロナウイルス感染症への対応により、感染症の発生やまん延防止に向けた日頃からの取組の重要性が再認識される中、各サービス事業者の感染防止の取組強化や、感染対策を図りながら継続的なサービス提供を求める観点から、どのような方策が考えられるか。
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるようにするため、どのような対応が考えられるか。
- ・昨今大規模な災害の発生がみられる中、施設等において、発生時において適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを提供していくためには、地域と連携しながら対応していくことが重要となる。

(2) 介護人材の確保・介護現場の革新

- ・介護現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止(定着促進)を図る観点から、人員配置基準における対応としてどのような方策が考えられるか。
- ・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算(特定処遇改善加算)の算定要件の1つである職場環境等要件について、介護事業所における職場環境の改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・特定処遇改善加算について、導入の趣旨を踏まえつつ、取得促進を図るとともに、より事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や、職員のキャリアアップを一層促進する観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・介護事業者の適切な就業環境維持(ハラスメント対策)について、これまで予算上の対応を進めてきたが、対応を強化する観点からどのような方策が考えられるか。

(3) 制度の安定性・持続可能性の確保について

- ・一部のサービス付き高齢者向け住宅等において、家賃等を不当に下げて入居者を集め、その収入の不足分について入居者に過剰な介護保険サービスを提供している場合があるとの指摘があることも踏まえ、どのような対応が考えられるか。
- ・財務省の財政制度等審議会等において、福祉用具の貸与種目を販売種目に移行すべきと指摘されているが、どう考えるか。
- ・加算の役割を踏まえつつ、報酬体系の簡素化を進める観点から、どのような対応が考えられるか。

➤ 2020.11.5 第191回社会保障審議会介護給付費分科会：令和3年度介護報酬改定に向けて

▶ 11月5日、第191回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、令和3年度介護報酬改定に向け、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の推進について議論が行われた。

▶ 協議の論点は、以下のとおり。

(1) 地域包括ケアシステムの推進

- ・認知症の人の行動・心理症状(以下、BPSD という。)の発症の予防、重症化の緩和を図る観点や、介護現場の負担を軽減する観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・行動・心理症状への緊急対応を含め、在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズへの対応を強化していく観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくことが求められるが、どのような取組が考えられるか。
- ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に基づく取組を促進する観点から、どのような対応が考えられるか。

(2) 自立支援・重度化防止の推進

- ・今後、VISIT・CHASE 等により介護の質の評価と科学的介護を推進し、介護サービスの質の向上を図っていくため、どのような対応が考えられるか。
- ・リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組は、一体となって運用されることでより効果的な自立支援・重度化予防につながることを期待されるが、どのような方策が考えられるか。
- ・ADL 維持等加算について、現状の取得状況や課題も踏まえながら、自立支援・重度化防止に向けた取組を一層進めていく観点から、どのような方策が考えられるか。
- ・生活期リハビリテーションは「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけ、日常生活の活動を高め、家庭や地域・社会での役割を果たすことが重要とされている。自立支援・重度化防止に資する、より効果的なリハビリテーションの提供体制を構築する観点から、リハビリテーションにおける活動・参加の測定方法、および心身機能である ADL の評価についてどのような方策が考えられるか。
- ・看取り期における栄養ケアの充実を図る観点から、介護保険施設における看取りへの対応を評価する加算において、関与する専門職として、管理栄養士を明記することを検討してはどうか。
- ・居宅要介護高齢者について、個々の口腔・栄養状態を効率的に把握し、口腔機能低下や低栄養状態のリスクがある者を適切な口腔・栄養改善の取組につなげていく観点から、どのような対応が考えられるか。

▶ 2020.10.30 第 190 回社会保障審議会介護給付費分科会：令和 3 年度介護報酬改定に向けて

- ▶ 10 月 30 日、第 190 回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、令和2年度介護事業経営実態調査結果等が公表された他、令和3年度介護報酬改定に向け、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の具体的な検討の方向性(案)が示された。
- ▶ 全体の収支差率は、2.4%で、平成 30 年度決算時と比較し-0.7 ポイントであり、介護老人福祉施設の収支差率は、1.6%で、前年度比-0.2 ポイントであり、経営環境が厳しい状況にあることがわかった。
- ▶ 介護報酬改定に向けた協議の論点は、以下のとおり。

(1) 居宅介護支援・介護予防支援の報酬・基準について

- ・居宅介護支援費については、介護支援専門員(常勤換算)1人当たり 40 件を超えた場合、60 件を超えた場合にそれぞれ逡減制の仕組みを設けているが、居宅介護支援事業所の経営状況、現行の算定状況や報酬体系の簡素化等の観点から、どのように考えるか。
- ・居宅介護支援の特定事業所加算について、人員や体制、利用者の状況等を踏まえた評価が行われているが、質の高いケアマネジメントとする観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・居宅介護支援においては、入退院時に係る医療機関との連携を報酬上評価しているが、通院時に同行して医療との連携を図る例があることも踏まえ、医療と介護の連携を強化する観点から、どのような対応

が考えられるか。

(2) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の報酬・基準について

- ・指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、サービスの質の確保に留意しつつ、どのような対応が考えられるか。
- ・地域密着型特養(サテライト型を除く。)における栄養士の配置基準を見直してはどうか。
- ・ユニット型個室的多床室を新たに設置することを禁止することなどについて、どのように考えるか。
- ・特別養護老人ホームにおける中重度者や看取りへの対応を充実する観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・入所者・家族との事故に関する情報共有、より適切な事故発生時の対応、介護事故の発生予防・再発防止の推進の観点から、介護保険施設における安全対策に係る体制についてどのような対応が考えられるか。
- ・養介護施設従事者等による虐待は、相談・通報件数及び虐待判断件数についていずれも過去最多となっている現状を踏まえ、高齢者虐待防止の取組を強化する観点から、どのような対応が考えられるか。

(3) 介護老人保健施設の報酬・基準について

- ・介護老人保健施設について、在宅復帰・在宅療養支援機能の推進に加え、リハビリテーションを提供して機能を維持・改善する役割を担う施設としての機能をより推進するため、どのような対応が考えられるか。
- ・介護老人保健施設における中重度者や看取りへの対応を充実する観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・介護老人保健施設の入所者のより早期の在宅復帰を促進する観点から、居宅介護支援事業者との連携についてどのような対応が考えられるか。
- ・入所者・家族との事故に関する情報共有、より適切な事故発生時の対応、介護事故の発生予防・再発防止の推進の観点から、介護保険施設における安全対策に係る体制についてどのような対応が考えられるか。

(4) 介護医療院・介護療養型医療施設 の報酬・基準について

- ・特に介護療養病床を有する診療所から介護医療院への移行を一層促進する観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・看取りへの対応を含め、医療の必要な要介護者の長期療養施設としての機能及び生活施設としての機能をより充実させる観点から、どのような方策が考えられるか。
- ・介護療養型医療施設の令和5年度末の廃止期限に向け、円滑かつ早期の移行を促進する観点から、介護医療院への移行状況等を踏まえ、どのような移行支援が考えられるか。

➤ 2020.10.22 第189回社会保障審議会介護給付費分科会：令和3年度介護報酬改定に向けて

- ▶ 10月22日、第189回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、令和3年度介護報酬改定に向け、訪問介護・訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の報酬・基準について議論が行われた。
- ▶ 協議の論点は、以下のとおり。

(1) 訪問介護・訪問入浴介護の報酬・基準について

- ・訪問介護の特定事業所加算について、重度者対応などの質の高いサービスを提供する事業所を評価していくという政策目的や、有効求人倍率が高いこと、人手不足感が強いことなどの現状を踏まえ、訪問介護員の処遇改善に向けた取組をより一層推進する観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・初回に係る対応については、主な訪問系・多機能系サービスでは、初回・初期加算として評価されている

るが、訪問入浴介護においてはこのような加算はない。新規利用者への対応を適切に評価する観点から、どのような対応が考えられるか。

(2) 訪問看護の報酬・基準について

- ・独居や認知症高齢者の増加も見込まれるなか、要介護者等の在宅生活を支援する観点からどのような対応が考えられるか。
- ・医療ニーズのある要介護者等の在宅療養を支える観点から、訪問看護体制の強化についてどのような対応が考えられるか。

(3) 訪問リハビリテーションの報酬・基準について

- ・訪問リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算について、自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・診療未実施減算について、訪問リハビリテーションの提供にあたって事業所の医師の関与を進める観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・近年の受給者数や利用者の利用期間及び ADL 等を踏まえて、趣旨・目的を踏まえた適切なサービス提供とする観点から、どのような対応が考えられるか。

(4) 居宅療養管理指導の報酬・基準について

- ・基本方針を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、より適切なサービスを提供していくため、上記の取組や医療介護連携の観点も踏まえつつ、どのような対応が考えられるか。
- ・居宅療養管理指導については、在宅の利用者であって通院が困難なものに対して行うものであり、こうした利用者に適切にサービスを提供していく観点から、どのような方策が考えられるか。
- ・令和 2 年度診療報酬改定において、在宅患者に対する栄養食事指導を推進する観点から、「在宅患者訪問栄養食事指導料」について、他の医療機関等と連携した場合の取扱を含めた要件の見直しが行われたことを踏まえ、医療保険と介護保険との整合性の観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・歯科衛生士等による居宅療養管理指導の充実を図る観点から、どのような対応が考えられるか。

▶ 2020.10.15 第 188 回社会保障審議会介護給付費分科会：令和 3 年度介護報酬改定に向けて

- ▶ 10 月 15 日、第 188 回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、令和3年度介護報酬改定に向け、通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護の報酬・基準や福祉用具・住宅改修について議論が行われた。

- ▶ 協議の論点は、以下のとおり。

(1) 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の報酬・基準について

○認知症対応型通所介護 管理者に係る配置基準について

- ・共用型(介護予防)認知症対応型通所介護の管理者については、人員配置基準上、同事業所の管理上支障がない場合は、本体施設と兼務することが可能であるが、その場合、同事業所の他の職務に従事することができないこととされていることをどのように考えるか。

○通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 生活機能向上連携加算について

- ・通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の生活機能向上連携加算算定率(※)は、
・通所介護 事業所ベース:1.2%/3.9% 回数ベース:0.4%
・地域密着型通所介護 事業所ベース:0.7%/1.1% 回数ベース:0.2%
・認知症対応型通所介護 事業所ベース:2.3%/2.5% 回数ベース:0.4%
・介護予防認知症対応型通所介護 事業所ベース:1.8%/3.3% 回数ベース:0.0% と非常に低くなっている。加算創設の目的(外部のリハビリテーション専門職と連携することにより、自立支援・重度化防止に資する介護を推進すること)を達成する観点から、どのような対応が考えられるか。

○通所介護・地域密着型通所介護 個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)について

・個別機能訓練加算については、通常規模型・地域密着型において算定率が低く、算定できている事業所であっても、それぞれの加算の目的に応じた機能訓練項目を設定することが難しい場合もあるが、どのような対応が考えられるか。

(2) 療養通所介護の報酬・基準について

○柔軟なサービス提供のための報酬体系

・医療と介護の両方のニーズをもつ中重度の要介護者の状態やニーズに合わせた柔軟なサービスを提供する観点から、どのような対応が考えられるか。

○人材の有効活用(利用者の状態確認)

・療養通所介護においては、全ての利用者について看護職員が毎回訪問し通所できる状態か確認することが求められている。人材の有効活用の観点から、どのような対応が考えられるか。

(3) 通所リハビリテーションの報酬・基準について

○自立支援及び活動・参加の促進

・現行の通所リハビリテーションの報酬体系は「規模別」「時間区分別」を基本とし、加算においてリハビリテーションの機能を評価している。通所リハビリテーションはその目的を「利用者の心身機能の維持回復を図ること」とされているところであり、自立支援及び活動・参加を促す機能を重点的に評価する観点から、どのような対応が考えられるか。

○リハビリテーションマネジメント加算

・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算について、自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、どのような対応が考えられるか。

○社会参加支援加算

・社会参加支援加算について、算定要件である「社会参加への移行状況」の達成状況等を踏まえ、利用者に対する適時・適切なリハビリテーションの提供を更に促進する観点から、どのような対応が考えられるか。

(4) 短期入所生活介護の報酬・基準について

○看護職員に係る配置基準

・(介護予防)短期入所生活介護における看護職員の配置基準は、原則介護職員又は看護職員について常勤換算方法で3:1で配置することとされており、必ずしも看護職員を配置する必要はないとしているが、医療的ケアの必要な利用者を一定数受け入れていること、類型・定員によっては常勤での配置が求められていることを踏まえ、どのような対応が考えられるか。

○生活機能向上連携加算

・(介護予防)短期入所生活介護の生活機能向上連携加算算定率は、
・短期入所生活介護 事業所ベース:1.6%/0.6%、回数ベース:0.1%
・介護予防短期入所生活介護 事業所ベース:0.6%/0.4%、回数ベース:0.2% と非常に低くなっている。加算創設の目的(外部のリハビリテーション専門職と連携することにより、自立支援・重度化防止に資する介護を推進すること)を達成する観点から、どのような対応が考えられるか。

(5) 短期入所療養介護の報酬・基準について

○介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護の在り方

・介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護について、短期入所生活介護と利用目的、提供サービスが類似してきている実態があることを踏まえて、医療ニーズのある利用者の受入を促進する観点、介護老人保健施設の在宅療養支援機能を推進する観点から、どのような対応が考えられるか。

○緊急短期入所受入加算について

・緊急短期入所受入加算の算定については、7日を限度としているが、在宅高齢者の緊急時の宿泊ニ

ズを受け止めることができるようにする観点から、どのような対応が考えられるか。

(6) 福祉用具・住宅改修について

○退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用

・退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、どのような対応が考えられるか。

○福祉用具の安全な利用の促進

・福祉用具に関する事故等の情報は、消費者庁、製品評価技術基盤機構、テクノエイド協会、市町村等がそれぞれ収集しているが、福祉用具の安全な利用、福祉用具専門相談員のさらなる質の向上等の観点から、どのような対応が考えられるか。

▶ 2020.10.9 第187回社会保障審議会介護給付費分科会：令和3年度介護報酬改定に向けて

▶ 10月9日、第187回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和2年度調査)の結果(速報値)について、令和3年度介護報酬改定に向けた地域密着型サービスについて協議が行われた。

▶ 令和2年度調査については、(1)介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業(2)福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業(3)訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業(4)医療提供を目的とした介護保険施設等のサービス提供実態及び介護医療院等への移行に関する調査研究事業(5)認知症対応型共同生活介護等における平成30年度報酬改定の影響に関する調査研究事業 について速報結果が示された。

▶ 地域密着型サービスに関する協議の論点は、以下のとおり。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の報酬・基準について

・指定権者(市町村)によっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員配置等に関して、独自の制度・ルールが設けられているケースがあることについて、どのような対応が考えられるか。

・夜間対応型訪問介護の人員・運営等の基準については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護との均衡を考慮したものとなっているが、オペレーターが兼務可能な職務の範囲など、一部揃っていない点がある。地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、どのような対応が考えられるか。

・離島や中山間地域等の要介護者に対する訪問介護等の提供を促進する観点から、離島振興法等の指定地域で実施されるサービスについて加算が行われていることを踏まえ、同様の地域における夜間対応型訪問介護への対応についてどのように考えるか。

(2) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の報酬・基準について

・グループホームについては、短期利用として、利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が、緊急に利用が必要と認めた場合などの一定の条件下で、定員を超えて受け入れができる。当該一定の条件とは、「1事業所あたり1人まで」、「7日を限度に」、「個室で受け入れ可」、等であるが、認知症施策推進大綱等を踏まえ、グループホームが地域における認知症ケアの拠点として、在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズを受け止めることができるようにするために、どのような対応が考えられるか。

・医師や看護職員の配置が必須とされていないグループホームについては、入居者が可能な限りホームでの生活を継続できるように、医療ニーズのある者に適切な対応ができる看護体制を整えている事業所を、医療連携体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)で評価。

このうち(Ⅱ)・(Ⅲ)は、看護体制に加えて、医療的ケアが必要な者の受け入れ実績が要件となっており、喀痰吸引と経腸栄養の状態の者に限られているが、医療ニーズのある入居者への対応によって増加する負担に対する評価や、積極的な受け入れ促進の観点から、どのような対応が考えられるか。

(3) 小規模多機能型居宅介護の報酬・基準について

小規模多機能型居宅介護の基本報酬については、

・利用者の平均要介護度が減少傾向にあること

- ・ 収支差率が 2.8%、金額ベースでは 13.7 万円であり、また、51.8%の事業所が赤字であること
- ・ その要因として、基本報酬は、要介護1・2と要介護3～5との間で差が大きい中で、契約終了者は比較的重度の者が多い一方で、新規契約者は比較的軽度者が多い実態があるため、利用者の入れ替わりが経営に与える影響が大きいこと(要介護1と要介護3の報酬差は 11,793 単位/月)を踏まえ、経営の安定化を図る観点から、要介護度ごとの報酬設定のバランスを見直すことを検討してはどうか。

(4) 看護小規模多機能型居宅介護の報酬・基準について

- ・ 褥瘡の治癒や排せつの自立度の改善など、多職種協働による自立支援や重度化防止を一層推進する観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護において、改善の効果が認められている自立支援や重度化防止のケアについて、多職種が協働して計画的に行っている場合の評価について、検討してはどうか。

(5) 高齢者住まい(特定施設入居者生活介護)の報酬・基準について

- ・ 介護付きホームにおける中重度者や看取りへの対応を充実する観点から、どのような対応が考えられるか。
- ・ 退所者の看取り率や看取りへの取組状況等についての評価や、基準以上に看護職員を配置する事業所を評価すること等についてご意見があることも踏まえながら、看取りへの対応を充実する観点から、看取り介護加算等の在り方について検討してはどうか。
- ・ 「人生の最終段階における医療・ケア決定プロセスにおけるガイドライン」等に基づく取組を促進する観点から、対応を検討してはどうか。

➤ 2020.9.30 第 186 回社会保障審議会介護給付費分科会:介護人材の確保・介護現場の革新に向けて

- ▶ 9 月 30 日、第 186 回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、令和3年度介護報酬改定に向けた分野横断的なテーマのひとつとして、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保について検討が行われた。
- ▶ 介護人材の確保・介護現場の革新については、①人員配置基準等の取扱い、②介護職員の処遇改善、③サービス提供体制強化加算等、④ハラスメント対策、⑤介護現場の革新、⑥文書に係る負担軽減に関して論点が示され、議論がなされた。
- ▶ 制度の安定性・持続可能性の確保については、介護サービスの適正化や重点化、報酬体系の簡素化等について、議論がなされた。

➤ 2020.8.19 第 182～185 回社会保障審議会介護給付費分科会:令和3年度介護報酬改定に向けて～9.14

- ▶ 8 月 19 日(第 182 回)、8 月 27 日(第 183 回)、9 月 4 日(第 184 回)、9 月 14 日(第 185 回)、社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、令和3年度介護報酬改定に向けた検討の一環として、関係団体等に対してヒアリングや事業所ごとの検討が行われた。
- ▶ 今後、
 - ・ 感染症や災害への対応力強化
 - ・ 地域包括ケアシステムの推進
 - ・ 自立支援・重度化防止の推進
 - ・ 介護人材の確保・介護現場の革新
 - ・ 制度の安定性・持続可能性の確保
 といった、各サービスを横断したテーマを検討し、12 月を目処に基本的な考え方の整理が進められる。

➤ 2020.9.21 総務省統計局調査:統計からみた我が国の高齢者

- ▶ 9 月 21 日、総務省統計局は、敬老の日にあわせて、65 歳以上の高齢者のすがたについて取りまとめを行った。
- ▶ 高齢者の人口については、総人口が減少するなかで、高齢者人口は、3617 万人と過去最多となり、高

<p>齢化率は 28.7%であった。</p> <p>▶ 高齢者の就業者数については、892 万人と過去最多となり、主要国のなかでも高い水準であった。</p>
<p>➤ 2020.8.7 令和元年度介護労働実態調査の公表</p>
<p>▶ 8 月 7 日、介護労働安定センターは、令和元年度介護労働実態調査結果を公表した。</p> <p>▶ 調査結果では、介護サービスに従事する従業員の不足感(「大いに不足」+「不足」+「やや不足」)は 65.3%(前年度:67.2%)であり、「適当」は 34.4%(前年度:32.4%)であった。人材不足感は、昨年まで 5 年連続して増加していたところ、今回は若干減少したが、依然として高い状況であることが示された。</p>
<p>➤ 2020.8.3 第 181 回社会保障審議会介護給付費分科会:令和3年度介護報酬改定に向けて</p>
<p>▶ 8 月 3 日、第 181 回社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、令和3年度介護報酬改定に向けた検討の一環として、関係団体等に対してヒアリングが実施された。</p> <p>▶ 全国経営協からは「次期介護報酬改定に向けた意識調査(基礎調査)」に関する意見等を踏まえ、1. 経営基盤の強化、2. 福祉人材の確保、3. 生産性の向上と ICT・ロボット等の活用、4. 自立支援・重度化防止、認知症施策の総合的推進、5. 加算の見直し・創設について、要望が行われた。</p>
<p>➤ 2020.7.27 第 91 回社会保障審議会介護保険部会:基本指針案について等</p>
<p>▶ 7 月 27 日、第 91 回社会保障審議会介護保険部会が開催され、「基本指針(案)」、「「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえた医療療養病床等から介護医療院等への移行の扱いについて」などについて、議論がなされた。</p> <p>▶ 第 8 期となる基本指針では、「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、以下の柱立てが示された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 2 地域共生社会の実現 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施) 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 7 災害や感染症対策に係る体制整備

6. 障害者

➤ 2021.5.28 改正障害者差別解消法が成立

- ▶ 5月28日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(改正障害者差別解消法)」が成立した。
- ▶ 障害者差別解消法は、施行(平成28年4月)後3年を経過した際に所要の見直しを行う旨が規定されており、今回障害者政策委員会での議論等をふまえ、改正が行われた。
- ▶ 本改正では、「国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加」「事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化」「障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化」が行われた。

【第54回 障害者政策委員会資料より一部抜粋】

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日:公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

➤ 2020.11.6 ～2021.6.4 障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会(第1回～第7回)

- ▶ 厚生労働省は2020年11月6日～2021年6月4日に障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会(第1回～第7回)を開催した。
- ▶ 本検討会は2020年9月に取りまとめられた「障害者雇用・福祉連携プロジェクトチーム」中間報告をふまえ、雇用施策と福祉施策の更なる連携強化に向け、必要な対応策のより具体的な検討の方向性を議論することを目的として設置された。
- ▶ 検討会では関係団体からのヒアリングの他、「障害者の就労能力等の評価の在り方について」「障害者就労を支える人材の育成・確保について」「障害者の就労支援体系の在り方について」のテーマについてはそれぞれ3つのワーキンググループを開催し、論点整理等集中的に検討を実施した。
- ▶ 第6回では、これまでの議論の内容をふまえ報告書(素案)が示され、取りまとめに向けて議論が行

われた。

- ▶ 第7回において、第6回での議論をふまえ報告書(案)が示され、最終的な調整が行われた。報告書(案)では、「障害者の就労支援における基本的な考え方」と「雇用施策と福祉施策の連携強化に関する対応策の具体的な検討の方向性」に分けて各ワーキンググループにて議論された内容について整理されている。

【障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会 報告書(案)より一部抜粋】

(1)障害者のニーズの把握と就労能力や適性の評価の在り方

- ・ 将来的には、福祉・雇用それぞれのサービス等を選択・決定する前の段階で、「共通の枠組み」によるアセスメントの実施が望ましい。
- ・ まずは福祉・雇用それぞれのサービス体系におけるアセスメントについて、実効あるものとなるよう仕組みの構築又は機能強化を図る。

(2)障害者就労を支える人材の育成・確保

- ・ 雇用と福祉の両分野の基本的な知識等を分野横断的に付与する基礎的な研修を確立する。
- ・ 専門人材の高度化に向けた階層的な研修制度を創設する。
- ・ 専門人材の社会的認知度の向上や社会的・経済的地位の向上等による専門人材の確保を図る。

(3)障害者の就労支援体系の在り方

- ・ 企業等で就労しつつ、就労継続支援事業を利用することについては、一定のニーズを踏まえて取組として進めることが適当である。
- ・ 定着支援について、現行の取扱いに基づく各支援の関係を就労定着支援事業所等の関係者間で十分に理解することが重要である。
- ・ 地域の関係機関との連携について、障害者就業・生活支援センターは基幹型の機能として、地域の支援ネットワークの強化、充実を図ることも必要である。ただし、地域の実情等に応じて個別支援の実施機関としての役割とのバランスにも留意する必要がある。また、地域障害者職業センターとも連携を進めていくことが必要である。

➤ 2021.4.19 第107～111回社会保障審議会障害者部会：障害者総合支援法の施行3年後の見直しについて
～2021.5.24

- ▶ 社会保障審議会障害者部会(部会長：菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授)第107回～第111回が開催された。
- ▶ 第107～111回の計5回の同部会では、改正障害者総合支援法施行3年後の見直しに向け関係団体からのヒアリング(計45団体)が行われた。
- ▶ 関係団体からのヒアリングは全て終了となり、今後6月から11月にかけて個別論点についての議論が行われ、12月頃を目途に報告書が取りまとめられる。

➤ 2021.5.20 第107回労働政策審議会 障害者雇用分科会：～障害者雇用促進法様式の一部改正について

- ▶ 5月20日、第107回労働政策審議会障害者雇用分科会が持ち回り審議により開催された。
- ▶ 今回、障害者雇用促進法及び障害者雇用促進法に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件案要綱について審議が行われた。
- ▶ 今回の改正により、様式に基づく国又は地方公共団体の任命権者の記名押印又は署名を不要とする旨が審議され、翌5月21日に議決された。
- ▶ 本改正は告示日より適用される。

➤ 2021.4.23 第106回労働政策審議会 障害者雇用分科会：～就労継続支援事業所における実態調査等について

- ▶ 4月23日、第106回労働政策審議会障害者雇用分科会が開催され、週20時間未満の就労

を希望する障害者に関する調査報告、障害者雇用率制度・納付金制度等についての協議、地方公共団体における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務に関する実態調査報告が行われた。

- ▶ 協議では、障害者雇用率制度の対象障害者の範囲について、および短時間勤務者の取り扱いについて以下の論点で協議が行われた。

- 対象障害者の範囲について、手帳を所持しない者の取扱いについて、精神通院医療の自立支援医療受給者証や指定難病の医療受給者証の交付者等の取扱いをどう考えるか。

- 短時間勤務者の取扱いについて、現行の障害者雇用率制度においては、週所定労働時間が20時間以上の雇用が算定対象となっているため、令和2年度より特例給付金制度を創設したところではあるが、週20時間未満の短時間勤務者の取扱いについて、更にどのように考えるか。

- ▶ 今後、令和3年夏頃にこれまでの分科会の意見や、厚労省にて開催している「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」での報告書(令和3年6月とりまとめ予定)を踏まえて論点を再整理し、議論が進められる予定。

➤ 2021.4.1 **障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について**

- ▶ 市町村および都道府県が、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に当たり即すべき事項を定めた基本方針について示された。

- ▶ 今回の改正では、「令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。」等をはじめとした数値目標の設定や、基本的理念に係る事項の見直し、サービス提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し等が行われた。

➤ 2021.3.22 **第54回障害者政策委員会：障害者基本計画(第4次)の実施状況について**

- ▶ 3月22日、第54回障害者政策委員会が開催され、障害者差別解消法の一部改正法案についての報告等が行われた。

- ▶ 今回の改正では、これまで努力義務とされていた事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化や、行政機関相互間の連携の強化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置が講じられた。

- ▶ 施行期日は「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。

➤ 2021.3.22 **障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン**

- ▶ 3月22日、厚生労働省は事務連絡「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等について」を発出し、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」および、「自然災害発生時における業務継続計画(ひな型)」を公表した。

- ▶ 全ての障害福祉サービス等事業者を対象に運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等が義務化される(3年間の経過措置の後、令和6年度より義務化)

- ▶ 本ガイドラインは大地震や水害等の自然災害に備え、障害福祉サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、障害福祉サービス類型に応じたガイドラインとして整理されている。

➤ 2021.3.19 **第106回社会保障審議会障害者部会：障害者総合支援法の施行3年後の見直しについて**

- ▶ 3月19日、第106回社会保障審議会障害者部会(部会長：菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授)が開催され、平成30年4月に改正された障害者総合支援法の施行3年後の見直しに向けた議論が開始された。

- ▶ 主な検討事項案として、重度化・高齢化への対応や相談支援の在り方といった地域における障害者支援や、放課後等デイサービス・児童発達支援等が担うべき役割・機能、「過齡児」への対応、

一般就労から福祉的就労への移行や雇用・福祉との連携強化といった障害者の就労支援などが示された。

- ▶ 見直しに向けた同部会のスケジュール案が示され、今後 5 月までに計 5 回程度、関係団体からのヒアリングを実施し、11～12 月に報告書を取りまとめるとした。

➤ 2021.3.18 **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会(報告書取りまとめ)**

- ▶ 3 月 18 日、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会の報告書が取りまとめられた。
- ▶ 報告書では、精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築に際しては、精神障害者や精神保健(メンタルヘルス)上の課題を抱えた者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要があるとした。また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要であるとした。

➤ 2021.3.12 **障害保健福祉主管課長会議**

- ▶ 3 月 12 日、厚生労働省は、障害保健関係主管課長会議の資料をホームページに掲載した。(新型コロナウイルスの影響により集合での会議は実施せず)

＜令和2年度主管課長会議＞(資料より抜粋)

(1)令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

○令和3年度障害福祉サービス等報酬改定については、昨年末の令和3年度予算の編成過程において、改定率は全体で+0.56%とし、感染症等への対応力を強化するとともに、サービスごとの報酬の設定においては、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保等の観点から、サービスごとの収支状況を踏まえつつ、メリハリのある対応を行うこととされた。

○なお、改定率のうち+0.05%は、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価であり、これを踏まえ、令和3年4月から同年9月までの間、通常の基本報酬に 0.1%の上乗せを行う(満年度換算で+0.05%)。

○今後の予定としては、まず、報酬告示(平成 18 年度告示第 523 号他)等については、改定内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3月下旬に公布する予定。報酬に関する関係通知やQ&Aについても、同じく3月下旬を目途に発出する予定。

(2)障害福祉サービス事業所等の新型コロナウイルス感染症への対応に係る支援について

○令和3年度予算案では、「新型コロナウイルスの感染者等が発生した障害福祉サービス施設・事業所等に対する職員確保や消毒などのサービス提供の継続に必要な経費の支援(都道府県、指定都市、中核市事業)」「緊急時の応援に係るコーディネート機能確保等(都道府県事業)」に必要経費を計上している。

○このほか、令和2年度には国が使い捨てマスクや使い捨て手袋やガウン等を直接調達し、都道府県等への配布の実施については、令和3年度においても引き続き実施する予定。

➤ 2021.3.12 **第 105 回労働政策審議会 障害者雇用分科会:障害者雇用関係助成金の見直し等について**

- ▶ 3 月 12 日、第 105 回労働政策審議会障害者雇用分科会が開催され、障害者雇用関係助成金の見直しに等について、精神障害者である短時間労働者の雇用の実態調査の報告、障害者雇用率制度・納付金制度等、2020 年度の年度目標に係る中間評価について協議がなされた。
- ▶ 2020 年4月～12 月のハローワークにおける障害者の就職件数は、66,598 件であり、新型コロナウイルスの影響もあり、前年同期(80,396 件)を 17.2%下回る実績となった。

➤ 2021.2.26 **第 105 回社会保障審議会障害者部会:障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論の状況について**

- ▶ 2 月 26 日、第 105 回社会保障審議会障害者部会が開催され、令和3年度障害福祉サービス等

報酬改定における主な改定内容について報告が行われ、その後、意見交換が行われた。

▶ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定については、昨年末の令和3年度予算の編成過程において、改定率は全体で+0.56%となった。

➤ 2021.2.19 第104回労働政策審議会 障害者雇用分科会：障害者雇用率制度・納付金制度について

- ▶ 2月19日、第104回労働政策審議会障害者雇用分科会が開催され、障害者雇用関係助成金の見直しに等について、除外率制度の対象業種における障害者雇用に対する実態調査についての報告、障害者雇用率制度・納付金制度等について協議がなされた。
- ▶ 除外率制度の対象業種における障害者雇用に対する実態調査をふまえ、障害者雇用の除外率設定業種については、企業に対し除外率廃止・縮小の必要性に係る説明を十分に行い、理解を得たうえで進めていくこと等が示された。

➤ 2021.2.4 第24回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム：令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要について

- ▶ 2月4日、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(第24回)が開催され、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について、改定の概要について協議がなされ、とりまとめられた。
- ▶ 改定の主な内容は以下のとおり。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05% (令和3年9月末までの間)

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
・ 一般就労への移行の更なる評価等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し(スコア方式の導入)
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し(報酬体系の類型化)
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児者を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設((3)も同様)
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底(委員会開催、指針の整備、訓練の実施)
・ 業務継続に向けた取組の強化(業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施)
・ 地域と連携した災害対応の強化(訓練に当たっての地域住民との連携)
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用(再掲)
- (5) その他経過措置の取扱い等
・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
・ 送迎加算の継続(就労継続支援A型、放課後等デイサービス)

▶ なお、就労継続支援A型の基本報酬等の見直しにおいて、「支援力向上」の取り組みのなかに、福祉サービス第三者評価の受審状況が評価要素として取りあげられた。

➤ 2021.1.22 第103回労働政策審議会 障害者雇用分科会：障害者雇用率制度・納付金制度について

- ▶ 1月22日、第103回労働政策審議会障害者雇用分科会が開催され、障害者雇用率制度・納付金制度について協議がなされた。
- ▶ 障害者雇用率制度、障害者の継続雇用状況、障害者雇用納付金制度、障害者雇用納付金財政、障害者総合支援法等における給付・事業等についての論点が示され、令和3年夏頃までに、論点を再整理し、議論を進めることとしている。

➤ 2021.1.15 令和2年 障害者雇用状況の集計結果 公表

- ▶ 1月15日、厚生労働省は、民間企業や公的機関などにおける、令和元年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめ、公表した。
- ▶ 障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したもの。

＜民間企業＞（法定雇用率2.2%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は57万8,292.0人、対前年3.2%（1万7,683.5人）増加
- ・実雇用率2.15%、対前年比0.04ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は48.6%（前年比0.6ポイント上昇）

＜公的機関＞（同2.5%、都道府県などの教育委員会は2.4%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数はいずれも対前年で上回る。

- ・国：雇用障害者数9,336人（7,577人）、実雇用率2.83%（2.31%）
- ・都道府県：雇用障害者数9,699.5人（9,033人）、実雇用率2.73%（2.61%）
- ・市町村：雇用障害者数3万1,424人（2万8,978人）、実雇用率2.41%（2.41%）
- ・教育委員会：雇用障害者数1万4,956人（1万3,477人）、実雇用率2.05%（1.89%）

＜独立行政法人など＞（同2.5%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

- ・雇用障害者数1万1,759.5人（1万1,612人）、実雇用率2.64%（2.63%）

➤ 2021.1.6 **第1回障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議**

- ▶ 1月6日、第1回障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議が開催され、障害児入所施設のいわゆる加齢児（18歳を超えた障害者）の移行問題等について協議された。
- ▶ 平成22年の児童福祉法改正を受け、18歳を超える障害者は歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。令和2年7月時点で446人が未移行であり、移行が困難な者がいることが想定されることから、現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないよう対応する必要があるため、移行が困難な者の受け入れ先調整や、今後、毎年発生する18歳以上に達する障害者の移行調整の枠組み、受け皿整備の有効な方策等を整理し、円滑な移行を進めていくことができるよう、実務者会議で検討することとした。
- ▶ 今後、計6回の会議を開催後、6月頃に議論の取りまとめを行うとされた。

➤ 2020.12.15 **令和2年障害福祉サービス等経営実態調査の結果**

- ▶ 12月15日、令和2年障害福祉サービス等経営実態調査の結果が公表された。
- ▶ 全サービス平均での収支差率は5.0%であった。
- ▶ 対28年度増減収支差率では、就労継続支援A型で-10%、就労継続支援B型で-6.8%と最も大きなマイナス幅であった。

➤ 2020.12.11 **第23回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム：令和3年度障害福祉サービス等報酬の基本的な方向性について**

- ▶ 12月11日、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第23回）が開催され、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について協議がなされた。
- ▶ 主要事項として、
 - ①障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
 - ②効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応

<p>③医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進</p> <p>④精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進</p> <p>⑤感染症や災害への対応力の強化等</p> <p>⑥障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し が示され、大筋で異論なく、基本的な方向性は、承認された。</p>
<p>➤ 2020.12.14 第 53 回障害者政策委員会：障害者基本計画(第 4 次)の実施状況について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 12 月 14 日、障害者政策委員会(第 53 回)が開催され、障害者基本計画(第 4 次)の実施状況について協議がなされた。 ▶ 各分野における障害者施策の実施状況について、目標数値に対する実績数値が示され、おおむね目標値に近い実績値であったが、「障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数」や、「聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等を用いて円滑に 119 番通報できるシステムを導入している消防本部の割合」、「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修を実施している都道府県及び政令指定都市の割合」などは、目標数値からはまだ乖離があり、「高等教育における障害学生支援の推進」分野については、全体として実施が進んでいないようすが報告された。
<p>➤ 2020.12.11 第 102 回労働政策審議会 障害者雇用分科会：プライバシーガイドライン等に関する調査結果報告</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 12 月 11 日、第 102 回労働政策審議会障害者雇用分科会が開催され、プライバシーガイドライン、障害者差別禁止指針及び合理的配慮指針に関する実態調査結果および、障害認定及び就労困難性の判定に係る諸外国の具体的実務状況等に関する調査研究について協議がなされた。
<p>➤ 2020.12.11 第 104 回社会保障審議会障害者部会：障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論の状況について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 12 月 11 日、社会保障審議会障害者部会(第 104 回)が開催され、障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論の状況を含め、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について協議がなされた。大筋で異論なく、基本的な方向性は、承認された。
<p>➤ 2020.11.30 第 103 回社会保障審議会障害者部会：障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論の状況について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 11 月 30 日、社会保障審議会障害者部会(第 103 回)が開催され、障害保健福祉施策の動向について協議がなされた。 ▶ 自立支援医療、補足給付、医療型個別減免の経過的特例について厚生労働省より令和6年3月末まで延長することが提案されるとともに、第 20～22 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論の状況について厚生労働省より報告が行われたのちに、それぞれの内容について協議された。
<p>➤ 2020.11.12 「令和 2 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」の調査結果 公表</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 厚生労働省は、「令和 2 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」調査結果を公表した。 ▶ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得状況は、加算を「取得(届出)している」事業所等が 81.1%、処遇改善特別加算を「取得(届出)している」事業所等が 1.1%、加算を「取得(届出)していない」事業所等が 17.8%。加算の種類別では、加算(Ⅰ)を取得している事業所等が 61.8%。 ▶ 福祉・介護職員処遇改善加算等未取得(届出)していない事業所全体における加算を取得しない理由(複数回答)をみると、「事務作業が煩雑」が 26.4%、「対象職種の制約のため困難」が 15.0%、「キャリアパス要件を満たすことが困難」が 18.7%となっている。一方、「入所施設」の状況を見ると、「対象の制約のため困難」が 33.3%と最も高くなっている。 ▶ 各事業所等における障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法(複数回答)をみると、「定期昇給を実施(予定)」が 57.2%、「各種手当を引上げまたは新設(予定)」が 39.1%、「一時金の支給金額を引き上げまたは新設(予定)」が 37.9%となっている。「入所施設」の状況を見ると、「定期昇給を実施(予定)」が 67.5%、「各種手当を引上げまたは新設(予定)」が 47.4%、「一時金の支給金額を引き上げまたは新設(予定)」が 43.0%となっている。

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ)を取得(届出)している事業所等における福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額について、平成 31 年と令和2年の状況を比較すると、平成 31 年 2 月の 304,570 円から令和 2 年 2 月の 321,820 円へ 17,250 円増加している。一方、平均基本給額については、4,690 円増となっている。
<p>➤ 2020.10.29 令和元年度 国の機関における障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの調達実績(速報値)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 10 月 29 日、厚生労働省は、国の機関における障害者就労施設等からの令和元年度の調達実績を取りまとめ公表した。 <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度の調達実績の合計(国)：(件数) 6,296 件 (金額) 9.75 億円 ○令和元年度の調達実績は平成 30 年度と比べ約 0.9 億円の増加(前年度比約 10.2%増)であり、法施行(平成 25 年 4 月)から 6 年連続で、過去最高を更新した。 ○障害者就労施設等からの物品の調達額は約 3.7 億円であり、品目としては事務用品・書籍の金額が大きい。また、役務の調達額は約 6.0 億円であり、品目としては印刷の金額が大きい。
<p>➤ 2020.8.28 「令和元年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8 月 28 日、厚生労働省は、「令和元年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表した。 ▶ 2019 年度に虐待の通報・届け出があった事業所数(1,458 事業所)、および虐待が認められた事業所数(535 事業所)は、前年度と比べいずれも減少した。 ▶ 虐待種別では経済的虐待(84.8%)が最も多く、虐待が認められた事業所の業種では製造業(27.5%)に次いで「医療、福祉」(20.4%)が多かった。
<p>➤ 2020.6.22 令和元年度 障害者の職業紹介状況等 公表</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6 月 18 日、「令和元年度 障害者の職業紹介状況等」が公表された。 ▶ 新規求職申込件数は 223,229 件で、対前年度比 5.7%の増となり、また、ハローワークを通じた就職件数は 103,163 件で、対前年度比 0.8%の増となった。 ▶ このうち、精神障害者の新規求職申込件数は 107,495 件で、対前年度比 6.1%の増となり、また、就職件数は 49,612 件で、対前年度比 3.3%の増となった。 ▶ 就職率(就職件数/新規求職申込件数)は 46.2%で、対前年度差 2.2 ポイントの減。 ▶ 産業別の就職件数は、多い順に、「医療、福祉」(35,774 件、構成比 34.6%)、「製造業」(13,418 件、同 13.0%)、「卸売業、小売業」(12,357 件、同 12.0%)、「サービス業」(10,524 件、同 10.2%)などとなった。 ▶ ハローワークに届出のあった障害者の解雇者数は、2,074 人(平成 29 年度は 1,980 人)。
<p>➤ 2020.2.10 障害児入所施設の在り方に関する検討会 最終報告 公表</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2 月 10 日、厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」(座長：柏女霊峰淑徳大学総合福祉学部教授)は、「障害児入所施設の機能強化をめざして一障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書」をとりまとめ、公表した。 ▶ 平成 26 年の障害児支援の在り方に関する検討会において施設の機能等について一定の整理がなされたことを踏まえ、現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮し、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うため、有識者、関係者の参集を得て、平成 31 年 2 月から検討会を行ってきたもの。 ▶ 被虐待児の増加や昨今の社会的養護分野の動向を背景に、障害児入所施設において、最大限、本人の発達保障がされるよう、入所施設改革に関する基本的視点・方向性、各施設機能に照らして見直すべき事項、今後の支援の方向性を提言した。 ▶ 今後、報告書で示された方向性を踏まえ、令和 3 年度の障害福祉サービス等報酬改定や第 2 期障害児福祉計画等において、障害児支援の充実について具体的な検討が行われる。
<p>➤ 2019.12.20 平成 30 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果) 公表</p>

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 12月20日、厚生労働省は、平成30年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)について公表した。 ▶ 調査結果によると、障害福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は、平成29年度から10%増加(平成29年度:2,374件→平成30年度:2,605件)し、虐待判断件数も28%増加している(平成29年度:464件→平成30年度:592件)。また、相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合は、増加となっている(平成29年度:20%(464件/2,374件)→平成30年度:23%(592件/2,605件))。 ▶ 虐待行為の類型は、「身体的虐待」が52%と最も多く、次いで「心理的虐待」が43%、「性的虐待」が13%、「経済的虐待」が7%、「放棄、放置(ネグレクト)」が6%となっている。 ▶ 虐待者の職種は、「生活支援員」が42%と最も多く、次いで、「その他従事者」と「管理者」が10%、「世話人」が7%、「サービス管理者」が5%となっている。 ▶ 障害福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が73.1%と最も多く、次いで、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が57.0%、「倫理観や理念の欠如」が52.8%、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」が22.6%、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が20.6%、となっている。
<p>➤ 2019.8.28 国の行政機関の「採用・定着状況等特別調査」の集計結果</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月28日、厚生労働省は、令和元年6月1日現在の国の行政機関の「採用・定着状況等特別調査」の集計結果を取りまとめ公表した。 <p>【集計結果の主なポイント】</p> <p>＜国の行政機関＞平成30年10月23日～令和元年6月1日までに採用された障害者を対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用計画に対する進捗率 80.6%。 ・ 採用者数 3,444人、離職者数 161人(定着率 94.9%) ・ 在職障害者に対する「職場等の満足度に関するアンケート調査」では、「現在の府省で働いていることの全体評価」について、88.2%が「満足」、「やや満足」と回答。 <p>また、仕事内容や職場環境などの各項目については、7割以上が「満足」、「やや満足」と回答。</p>
<p>➤ 2019.6.25 平成30年度障害者雇用実態調査の結果 公表</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月25日、平成30年度障害者雇用実態調査の結果が公表された。本調査は、民営事業所における障害者の雇用の実態に関して、5年に1度実施される調査結果。 ▶ 今回調査から発達障害者が調査対象に含まれた。従業員5人以上の事業所に雇用されている障害者数は82万1,000人と推計。また、雇用されている精神障害者のうち、週所定労働時間20時間以上30時間未満の割合は39.7%、20時間未満の割合は13.0%で、正社員の割合は25.5%。
<p>➤ 2019.6.7 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案 参議院可決、成立</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月7日、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案が参議院で可決、成立した。 ▶ 障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。
<p>➤ 2019.4.24 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案 可決成立</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月24日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案が、可決成立した。 ▶ 成立法律をうけて総理は、「このような事態を二度と繰り返さないよう、全ての国民が疾病や障害の

有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、政府として最大限の努力を尽くす」旨の談話を発表した。

➤ 2019.4.11 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案 衆議院可決

- ▶ 4月11日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案が、衆議院において全会一致で可決され、参議院に送付された。被害者へのおわびと、一時金320万円の支給を柱とする。対象は法施行時に生存している本人に限り、記録のない人についても医師の所見や本人、家族の証言などを基に判断するとしている。

7. 子ども・家庭福祉

➤ 2021.6.3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案 成立

- ▶ 6月3日、第204回通常国会にて、男性の育児休業取得促進や育児休暇の取得しやすい雇用環境整備などをめざした「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」が成立した。

【厚生労働省資料より一部抜粋】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設**【育児・介護休業法】
子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。
①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。 ※現行の育児休業(1か月前)よりも短縮
②分割して取得できる回数は、2回とする。
③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。
- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け**
①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置
②妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける。
- 3 育児休業の分割取得**
育児休業(1の休業を除く。)について、分割して2回まで取得することを可能とする。
- 4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け**
常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。
- 5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和**
有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。
- 6 育児休業給付に関する所要の規定の整備**【雇用保険法】
①1及び3の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する。
②出産日のタイミングによって受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例を設ける。

施行期日

- ・2及び5: 令和4年4月1日
- ・1、3及び6: 公布日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日(ただし、6②については公布日から3月を超えない範囲内で政令で定める日)
- ・4: 令和5年4月1日

等

➤ 2021.5.27 「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ」公表

- ▶ 5月27日、「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ」が公表された。
- ▶ ワーキングチームでは、令和元年12月からの計11回にわたる議論、社会的養護の経験者や先駆的な取組を実施する関係者へのヒアリング、社会的養育のもとで生活している子どもへの意見聴取を通して、子どもの意見表明権の保障のあり方、権利擁護の仕組みのあり方等を検討し、目指すべき方向性を整理した。
- ▶ とりまとめでは、児童相談所が親子を分離する一時保護や里親委託、施設入所を決定する際に、子どもから意見を聴くことを児童福祉法に義務付けるよう提言。また、都道府県に意見表明に関する支援環境整備の努力義務も提言した。

➤ 2021.5.27 第2回コミュニティ・スクールの在り方に関する検討会議

- ▶ 5月27日、文部科学省は、第2回コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議を開催した。
- ▶ 第2回会議では、今後の検討に向け、委員からの報告により、各地のコミュニティ・スクールに関する取組について情報共有が行われた。

➤ 2021.5.26 第1回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

- ▶ 5月26日、第1回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会が開催された。
- ▶ 検討会は、子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、中長期的な視座に立って今後の保育所や保育士等の在り方について検討することを目的に、社会保障審議会児童部会内に新たに設置されたもの。
- ▶ 第1回会議では、はじめに座長選出・座長代理指名が行われ、座長に倉石哲也構成員(武庫川女子大学教授)が選出、座長代理に古賀松香構成員(京都教育大学教授)が指名された。その後、地域における保育所・保育士等の在り方について意見交換が行われた。
- ▶ 今後は主な論点や目指すべき方向性について整理し、夏以降に具体的な議論を進め、年末までにとりまとめを行う予定。
- ▶ なお、検討会における議論については、子ども家庭福祉施策全体としての対応を検討する観点から、「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」に報告しつつ、同専門委員会の中間整理・とりまとめにも適宜反映させる方針。また、検討会の議論を進める際には、内閣府に設置されている「子ども・子育て会議」に検討会の議論を報告しつつ、子ども・子育て会議での意見も検討会の議論にも適宜反映させる方針。

＜主な検討事項＞

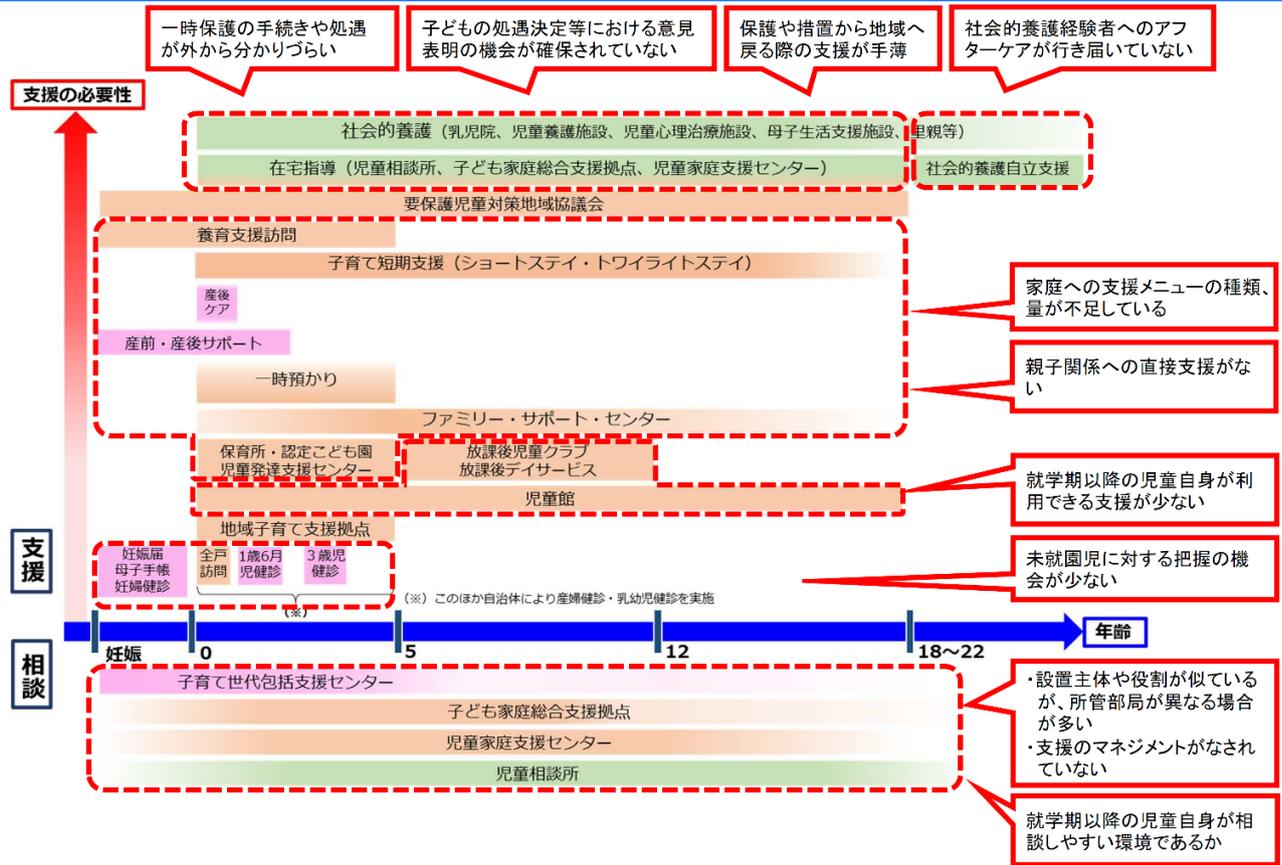
- (1)地域における保育所等の役割に関すること
- (2)今後の地域・社会情勢を踏まえた保育士等の在り方や確保方策に関すること
- (3)その他保育所や保育士等の在り方に関すること

➤ 2021.5.25 第28回社会保障審議会(児童部会社会的養育専門委員会)

- ▶ 5月25日、第28回社会保障審議会(児童部会社会的養育専門委員会)が開催された。
- ▶ 第28回会議では、事務局から示された全体像の枠組み、及び各論点に関するたたき台を中心に、子どもとその保護者、家庭への支援等の現状・課題について協議された。また、今後、委員会では家庭支援の取組に関するヒアリングを実施する予定であり、そのヒアリング先の候補案についても協議された。
- ▶ 今後の進め方としては、次回会議にてヒアリング内容の検討を行い、その後ヒアリングを実施したのちに、中間とりまとめの作成に向けて各論点等について議論を深める予定。

【第 28 回社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）資料より一部抜粋】

1-2 子どもとその保護者、家庭への支援等の課題



3

➤ 2021.5.21 第 11 回子どもの権利擁護に関するワーキングチーム:とりまとめ(案)について

- ▶ 5月21日、厚生労働省は、第11回子どもの権利擁護に関するワーキングチームを開催した。
- ▶ 第11回会議に先立ち、5月前半には、とりまとめに反映させることを目的に、現在社会的養護のもとで暮らす子ども達(小学生～19歳、計62名)を対象とした意見聴取(グループインタビュー)が計5回実施されている。
- ▶ 第11回会議では、子どもへの意見聴取結果をふまえて修正されたとりまとめ(案)について協議された。

➤ 2021.5.21 少年法等の一部を改正する法律案 成立

- ▶ 5月21日、第204回通常国会にて、「少年法等の一部を改正する法律案」が成立した。
- ▶ 民法の成人年齢が来年4月から18歳に引き下げられることに伴う見直しであり、改正法案では18、19歳を「特定少年」と位置づけ、逆送(家庭裁判所から検察官への送致)する対象犯罪の拡大、起訴後の実名報道等、一部厳罰化の規定を盛り込んだ。

➤ 2021.5.19 第10回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)結果 公表

- ▶ 5月19日、厚生労働省は、第10回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)結果を公表した。
- ▶ 同調査は、同一客体を長年にわたって追跡する縦断調査として、平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察するとともに、21世紀の初年である平成13年に出生した子を継続的に観察している調査との比較対照等を行うことにより、少子化対策等の施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とするもの。
- ▶ 第10回調査(平成22年出生児・小学4年生)結果からは、主に次のことが明らかになった。

1. 母の就業状況の変化

- ・母親が有職である割合は77.0%であり、第1回調査(出生半年後)の35.5%以降、年々上がっている。また、平成13年出生児(第10回)の65.7%と比較しても、11.3ポイント高くなっている。
- ・母が「勤め(常勤)」である割合は28.2%であり、第1回調査(出産半年後)の25.3%以降、ゆるやかな

上昇傾向にある。

- ・母が「勤め(パート・アルバイト)」である割合は 41.7%であり、第1回調査(出産半年後)の 5.9%以降年々上がっている。
- ・出産1年前の就業状況が「勤め(常勤)」の母のうち、第1回調査から第10回調査まで継続して「勤め(常勤)」の母の割合は、平成22年出生児においては 36.5%である。同割合は、平成13年出生児(第10回)の 25.9%と比較しても、10.6ポイント高くなっている。

2. 子どもの生活の状況

(1) 携帯電話(スマートフォンを含む)の保有状況

- ・小学4年生に携帯電話(スマートフォンを含む)を持たせている割合は 32.8%と、平成13年出生児の 14.4%と比較しても 18.4ポイント高い。また、持たせた時期は「小学1年生から」が 31.6%と最も高く、平成13年出生児については「小学4年生から」が 34.0%と最も高い。
- ・携帯電話(スマートフォンを含む)を持たせた理由(複数回答)は、「子どもと連絡ができるように」が 89.3%と最も高い。

(2) コンピュータゲームの利用状況

- ・登校日にコンピュータゲームをする割合は 74.8%と、平成13年出生児の 65.2%と比較すると 9.6ポイント高くなっている。
- ・コンピュータゲームをする時間別にみると、学年が上がるにつれて、コンピュータゲームをする時間が長くなっている。

3 子どもの日常生活で気になることや悩み

- ・子どもの日常生活で気になることや悩みがある割合は 78.4%と、平成13年出生児の 75.4%に比べて 3.0ポイント高く、学年が上がるにつれて増加している。
- ・子どもの日常生活で気になることや悩みの内容(複数回答)をみると「テレビを見たりゲームをする時間が長い」が 58.0%と最も高く、次いで「身体を動かして遊ぶことが少ない」が 35.1%となっており、平成13年出生児と比較すると、「テレビを見たりゲームをする時間が長い」が 23.6ポイント、「身体を動かして遊ぶことが少ない」が 12.0ポイント高くなっている。

➤ 2021.5.17 ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム(取りまとめ報告)

- ▶ 5月17日厚生労働省は、第4回ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを開催した。
- ▶ 今回の会議では、本プロジェクトチームの取りまとめ報告案が示され、協議が行われた。
- ▶ 協議内容をふまえ、同日付で取りまとめ報告が公表された。
- ▶ 取りまとめ報告では、厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策として「早期発見・把握」「支援策の推進」「社会的認知度の向上」の3点に分けて整理している。

【「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」資料より一部抜粋】

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

令和3年5月17日

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
 - ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
 - ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。
-  福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

➤ 2021.5.13 第4回コロナ禍の雇用・女性支援プロジェクトチーム～もつとあなたを支えたい～

- ▶ 5月13日、厚生労働省は、第4回コロナ禍の雇用・女性支援プロジェクトチームを開催した。
- ▶ 第4回会合では、主に「厚生労働省の情報発信の仕組み」をテーマに議論が行われた。また、これまでの議論を踏まえた報告書骨子案が提示され、次回プロジェクトチーム（6月下旬開催予定）での「報告書のとりまとめ」に向けて、各メンバーからの政策提言案を含め、議論が展開された。

➤ 2021.4.30 社会的養護施設退所者の実態調査を公表

- ▶ 4月30日、厚生労働省は社会的養護施設を退所した子どもの実態を把握するための初めての全国調査の結果を公表した。
- ▶ 就職や進学をした後に、施設と連絡していた割合は9割に上り、多くが困ったときに友人よりも施設職員を頼っていることが明らかとなった。
- ▶ 調査では、連絡先が不明等の理由により調査票を渡すことができたのは対象者の内4割にとどまり、全体の回答率は2割と調査の難しさが浮き彫りとなった。
- ▶ 退所後の支援事業である「社会的養護自立支援事業」については、約4割の児相において同事業を統括する支援コーディネーターを配置していない等、支援内容に地域差が見られた。

➤ 2021.4.28 コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 報告書

- ▶ 4月28日、内閣府男女共同参画局は、コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書をとりとまとめた。
- ▶ 報告書では、新型コロナウイルス感染症の拡大は男女で異なる影響を及ぼしたとし、女性の非正規雇用労働者の減少や自殺者数の増加など女性への深刻な状況が明らかになったとした。
- ▶ こうした深刻な影響の根底には、平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことがあり、コロナの影響により顕在化したと指摘している。

- ▶ 報告書では、コロナ下の緊急対応として、「女性に対する暴力」「経済」「健康」「家事・育児・介護」に分けて整理している。
 - ▶ 上記の整理等をふまえ、ポストコロナに向けた対応として「ジェンダー統計・分析の重要性」「ジェンダー平等・男女共同参画の取組、女性の参画」「制度・慣行の見直し」について整理している。
- 【「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 報告書」より一部抜粋】

令和3（2021）年4月28日
研究会事務局：内閣府男女共同参画局調査室

内閣府
男女共同
参画局

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書 ～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は男女で異なる影響。女性の非正規雇用労働者の減少や自殺者数の増加など女性への深刻な影響が明らか
- ・ 女性への深刻な影響の根底には、平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことがあり、コロナの影響により顕在化
- ・ 今こそ幅広い政策分野でジェンダー視点を入れた政策立案が不可欠。女性に焦点を当てて、我が国の課題を明らかにし、既存の制度や慣行の見直しを

Gender-based Violence

● 1 女性に対する暴力

- ・ DV相談件数の増加（前年同期比1.5倍）
- ・ 精神的暴力や経済的暴力も顕在化
- ・ 給付金の世帯主給付の課題
- ・ DV被害者の自立には経済的自立が重要
- ・ 10代～20代の若い女性への支援策の強化が必要

Health Impacts

● 3 健康

- ・ 女性の自殺者数が増加（前年比935人増）
- ・ 特に無職者（主婦等）、女子高生の自殺が増加
- ・ 妊産婦への十分な配慮が必要
- ・ 医学・公衆衛生学でもジェンダーに着眼した検討を
- ・ 男性への感染予防策の啓発を積極的に

雇用面や生活面で女性に特に強い影響 格差拡大の懸念

コロナ下の緊急対応

女性と女の子をコロナ対応の中心に据えることが重要
(国連クテレス事務総長)

Economic Impacts

● 2 経済

- ・ 女性の多い産業や非正規雇用労働者に大きな影響
- ・ 女性の所得はもはや家計の補助ではない
- ・ 非正規雇用労働者の女性の収入状況にも留意
- ・ シングルマザーの失業率が上昇。支援の強化が必要
- ・ テレワークの受け止めに男女差。後戻りせずに柔軟な働き方を加速する必要
- ・ デジタルスキルの向上を推進すべき

Unpaid Care and Domestic Work

● 4 家事・育児・介護（無償ケア）

- ・ 休校は特に小学生の母親の就業に大きな影響
- ・ 子供のいる有配偶女性の非労働力化が進行
- ・ コロナ下で女性の家事・育児・介護の負担感が増加
- ・ 男性の家事・育児参画の兆し。これをチャンスに

ポストコロナに向けて 誰一人取り残さない社会へ

ジェンダー統計・分析の重要性	ジェンダー平等・男女共同参画の取組、女性の参画	制度・慣行の見直し
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女別、都道府県別のデータ把握、既存統計の個票分析、オーバーサンプリング等、様々な手法で迅速、的確な実態把握と分析が重要 ・ 調査の実施のみならず分析にも予算・人員を 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対応に加え、経済的自立等の女性のエンパワーメントを拡大し、ジェンダー平等・男女共同参画の取組を加速させていくことを、政府、政党、地方自治体、民間企業、NPO等に強く求めたい ・ 意思決定の場における女性の参画の推進を ・ 政策論議に多様な視点を。ジェンダーに配慮した施策の実現を加速 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本社会の根底にある固定的な性別役割分担モデルや制度等を見直す好機 ・ 変革のチャンスにできるかは政府、企業、地域等そして一人一人にかかっている ・ 女性の活躍の場が広がることは企業経営、経済にもプラス、国としても不可欠の課題 ・ 政府が先導的役割を担うことを強く求める

➤ 2021.4.28 第63回 男女共同参画会議

- ▶ 4月28日、第63回男女共同参画会議が開催された。
- ▶ 第63回会議では、はじめに、令和2年12月に閣議決定した第5次男女共同案核基本計画に基づく各府省の取組を強力に進めることを目的とした「計画実行・監視専門調査会」、「女性に対する暴力に関する専門調査会」の新たな設置について検討され、了承された。
- ▶ その後、第5次男女共同参画基本計画を着実かつスピード感を持って実行していく必要があるという政府の課題意識のもと、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」策定に向けた議論が展開された。同重点方針は、「女性の登用・採用拡大」「新型コロナ対応」「女性活躍のための環境整備」などの観点が盛り込まれる方向性。

➤ 2021.4.26 第3回ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム

- ▶ 4月26日、厚生労働省は、第3回ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを開催した。
- ▶ 今回は当事者、支援者からのヒアリングが行われた。当事者からのヒアリングとしては親の介護を行ってきた子の立場を経験した2名からヒアリングが行われ、支援者からのヒアリングでは障害や病気のある方のきょうだいの会、及びヤングケアラーへの支援を行っている行政の2団体から行われた。

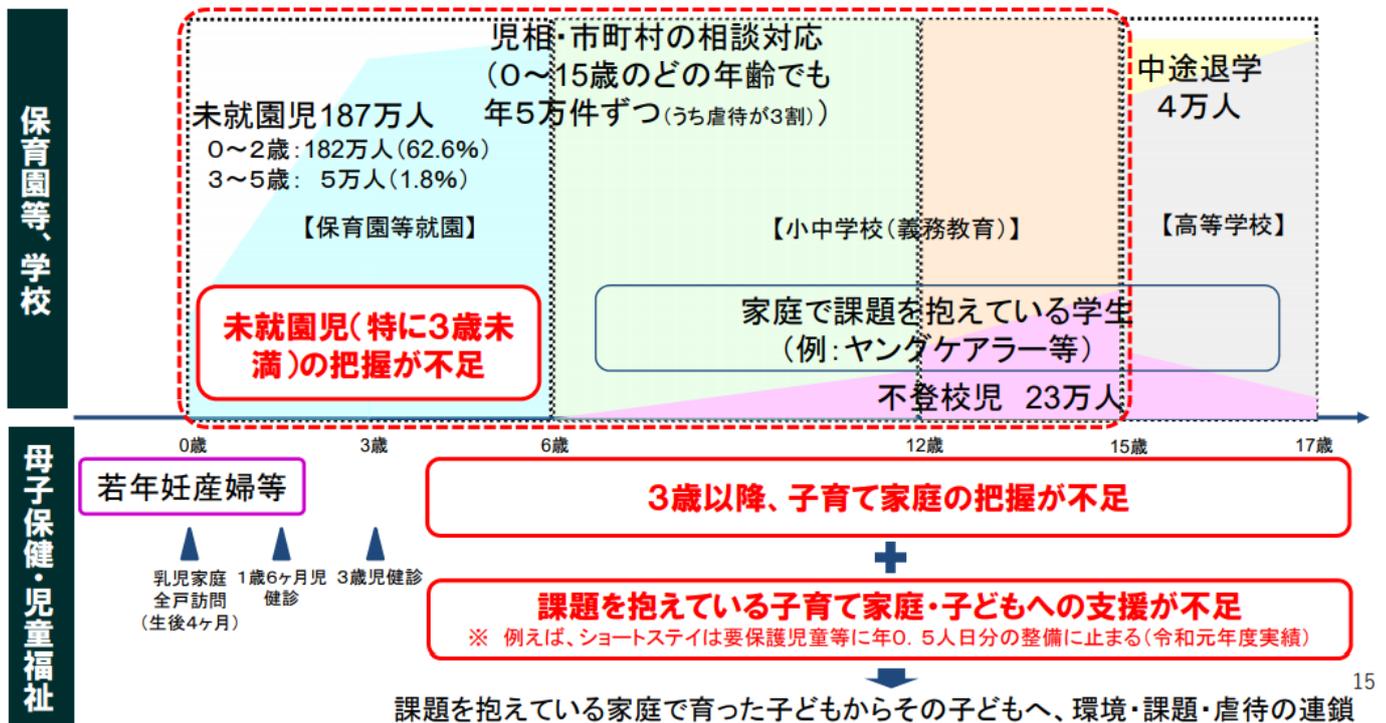
➤ 2021.4.23 第27回社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）

- ▶ 4月23日、第27回社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）が開催された。
- ▶ 平成28年の児童福祉法改正からの動向についての説明の後、児童とその保護者、家庭を取り巻く環境について報告が行われた。
- ▶ 子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関する議論の叩き台が示された。

【第27回社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）資料より一部抜粋】

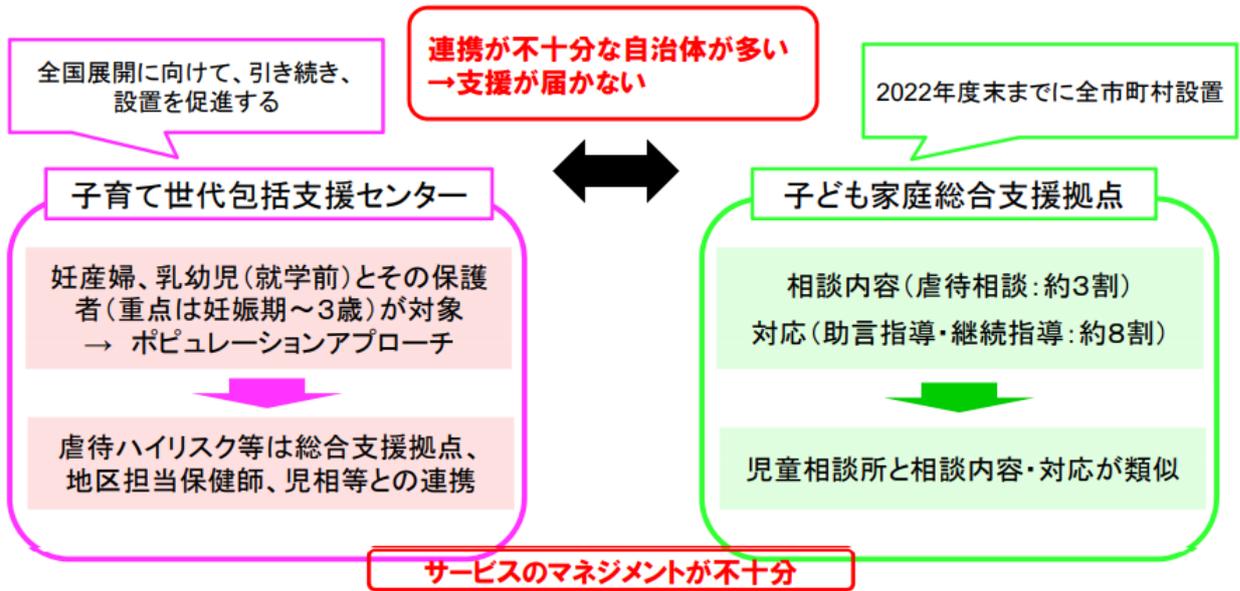
考えられる子ども家庭行政の今後の課題①

課題は、①未就園児（特に虐待死亡事例が多い3歳未満）の把握が不足、②3歳以降の就学世帯を含めた子育て家庭の把握が不足、③課題を抱えている家庭や子どもに対する支援が不足、の3つ。
→ 結果として、課題を抱えている家庭で育った子どもからその子どもへ、環境・課題・虐待が連鎖。



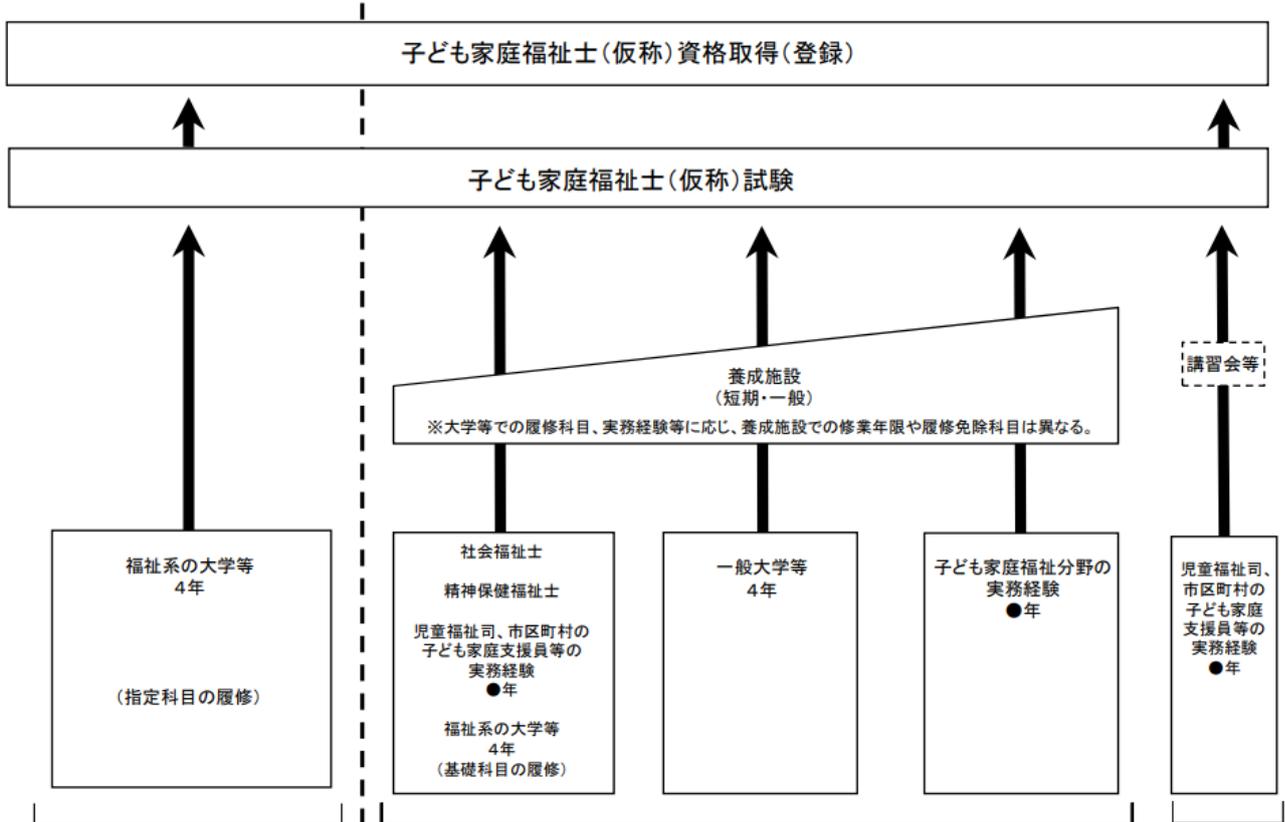
考えられる子ども家庭行政の今後の課題②

- 「子育て世代包括支援センター（法律上は「母子健康包括支援センター）」と「子ども家庭総合支援拠点」は、それぞれ、全国展開に向けて設置を進めている。
- 虐待要因は複合的なため、保健、福祉単独での対応では不十分であり、母子保健と児童福祉との一体的対応が必要。
- しかしながら、現場では支援がばらばらに提供されており、支援提供のハブとなる機能（マネジメント）が必要となっている。



16

資格取得ルートのイメージ①



① 大学で子ども家庭福祉に関する科目を修めて卒業した者のルート

② ①以外で、養成施設で必要な知識・技能を修得した者のルート

経過措置

資格取得ルートのイメージ②

《大学ルート》

①大学で社会福祉士等の資格取得のための科目の履修とあわせて、無理のない範囲で履修できるルートとする



《社会人ルート》

②既存の資格を取得したうえで、現場に出てからでも効率的に取得できるルートとする



②大学等で福祉系の科目を履修していない者でも実務経験を積みながら取得できるルートとする

1200時間	社会福祉士専門科目 690時間 240時間 ○ソーシャルワークの理論と方法(専門) ○ソーシャルワークの基礎と専門職(専門) ○福祉サービスの組織と経営 ○高齢者福祉 ○貧困に対する支援 ○保健医療と福祉 ○児童・家庭福祉	精神保健福祉士専門科目 690時間 300時間 ○ソーシャルワークの理論と方法(専門) ○精神医学と精神医療 ○現代の精神保健の課題と支援 ○精神保健福祉の原理 ○精神障害リハビリテーション論 ○精神保健福祉制度論	子ども家庭福祉士(仮称)専門科目 ●時間 ○児童関係の専門科目 ※左記と一部重複があり得る
	450時間 ○ソーシャルワーク演習(専門) ○ソーシャルワーク実習指導 ○ソーシャルワーク実習	390時間 ○ソーシャルワーク演習(専門) ○ソーシャルワーク実習指導 ○ソーシャルワーク実習	○演習・実習(児童関係)
	共通科目 510時間 ○医学概論 ○心理学と心理的支援 ○社会学と社会システム ○社会福祉の原理と政策 ○地域福祉と包括的支援体制 ○社会保障 ○障害者福祉 ○権利擁護を支える法制度 ○刑事司法と福祉 ○社会福祉調査の基礎 ○ソーシャルワークの基礎と専門職 ○ソーシャルワークの理論と方法 ○ソーシャルワーク演習		

養成施設(短期・一般)

- 児童関係の専門科目
- 演習・実習(児童関係)
- 子ども家庭福祉士(仮称)の履修科目(左記の1200時間相当)

(※1)社会福祉士・精神保健福祉士養成課程との重複部分は免除
職能団体が実施する研修の一部を振替可とすることも検討
(※2)児童福祉司(法定)研修の一部を振替可とすることや、実習の一部を免除することも検討

社会福祉士(※1) 精神保健福祉士(※1) 児童福祉司、市区町村の子ども家庭支援員等の実務経験 ●年(※2) 福祉系の大学等 4年(基礎科目の履修)	一般大学等 4年	子ども家庭福祉士分野の実務経験 ●年
---	-----------------	---------------------------

基本的な考え方

子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの資格を創設するうえでは、以下の考え方を基本とする。

- 子ども家庭福祉分野の専門性を共通に担保する仕組みとして資格を創設すること
 - 子ども家庭福祉は、自ら意見表明することが難しい子どもへの支援、家庭全体を捉えた虐待予防、親子分離を伴う保護などの介入的ソーシャルワーク、といった専門性が必要とされる分野。
 - 既存のソーシャルワークの資格の養成課程ではこうした分野の学びが十分でないため、これをしっかりと学ぶ場を設けることとあわせ、その専門性を客観的に担保する仕組みが必要。
 - これらの専門性を、全国どこでも共通に担保する必要がある、法律(児童福祉法)に根拠を持つ資格とすることが適当。
- 現場で支援に従事する職員の意欲や専門性向上につながる仕組みとすること
 - 児童相談所の児童福祉司は5割が勤続年数3年未満(令和2年4月1日現在)であるなど、人材の確保・定着が喫緊の課題。子ども家庭福祉分野への就職を希望する学生や、日夜現場で支援に従事する現任者の意欲を喚起することが重要。
 - 国として統一の資格を付与することにより、自治体・民間機関等による採用の枠組みに位置付けやすくなる、採用後の人事・キャリアパスを資格と紐付けて構築できるようになる、処遇改善の根拠になるといったメリットが想定され、そのことが職員の意欲や専門性の向上につながるようにする。
- 都道府県(児童相談所)、市区町村、民間の児童福祉施設など、幅広い活躍の場があること (P5参考資料参照)
 - 家庭的養育の推進や、虐待予防、家庭支援の強化に伴い、児童相談所のみならず、市区町村の虐待相談対応部門、乳児院や児童養護施設等のファミリーソーシャルワーカー、児童家庭支援センター、保育所などの幅広い職場においてソーシャルワークの重要性が増してきている。
 - 資格制度は、このような子ども家庭福祉分野全体の動きを踏まえて、多様な職場におけるソーシャルワーカーの活躍を後押しできるものとする。
- 学生や既に現場で働いている社会人等、多様な人材が取得できる資格とすること
 - 多くの有資格者を現場に配置していくためには、子ども家庭福祉分野への就職を希望する学生が資格を取得できるようにすること、児童相談所や民間施設等の現任者が業務と両立しながら資格を取得できるようにすることが必要。
 - 「①大学で専門課程を修了して取得するコース」、「②社会人が実務経験を基礎として①よりも短縮した課程を修了して取得するコース」など、多様な人材が資格を取得できる設計とする。こうした資格取得ルートへの設計にあたっては、養成校の対応可能性を十分に考慮して検討する。
- 既存の資格との関係に留意して制度設計すること
 - 既存のソーシャルワークに関する資格である社会福祉士・精神保健福祉士は、養成課程に共通の科目を設定し、ソーシャルワークの共通基盤を担保できるようにしている。
 - 子ども家庭福祉分野の資格についても、ソーシャルワークの共通基盤は担保する必要があり、養成課程の検討にあたっては社会福祉士・精神保健福祉士養成課程との整合性に留意する。

社会的養育専門委員会の今後の進め方としては、
 ○平成28年5月に成立した改正児童福祉法では、改正事項については、施行の5年後(令和3年度内)を目途に検討を行い、必要な措置を講ずることとされている。
 ○令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正す

る法律」では、「一時保護その他の措置に係る手続の在り方」「児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策」については、同改正法の施行の1年後(令和2年度内)を目途に、「児童の意見表明権を保障する仕組みその他の児童の権利擁護の在り方」については、同改正法の施行の2年後(令和3年度内)を目途に検討を行い、必要な措置を講ずることとされている。

上記をふまえ、まず、令和元年の児童福祉法等の改正法の検討規定に基づく検討状況の報告、家庭をとりまく環境に関する課題の整理、自治体や関係団体(民間の子育て支援団体、ソーシャルワークの資格団体等)からのヒアリングなどを行うことが示された。

その上で、別途設置予定の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会(仮称)」における議論の状況も踏まえ、本専門委員会として、今後の取組みの方向性を整理(中間整理)する。そして、夏以降に、今後の取組みの方向性(中間整理)を踏まえた具体的議論を行い、検討期限との関係で、年末には最終的に本専門委員会としてとりまとめを行うことが案として示された。

➤ 2021.4.23 第1回 コミュニティ・スクールの在り方に関する検討会議

- ▶ 4月23日、文部科学省は、第1回コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議を開催した(座長:東京学芸大学理事・副学長 松田恵示氏)。
- ▶ 検討会議は、今後の学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、コミュニティ・スクールの在り方について外部有識者の協力を得て検討を行うことを目的に設置されたもの。
- ▶ 第1回会議では、主な検討事項(案)として、「これからのコミュニティ・スクールの在り方」「コミュニティ・スクールの設置促進、活動の充実方策」「その他、地域と学校の連携・協働に関することについて」が示され、コミュニティ・スクールの在り方等に関する意見交換が行われた。
- ▶ 検討会議は、今後、令和3年12月までに各月1回程度開催する予定。

➤ 2021.4.22 「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会 とりまとめ」公表

- ▶ 4月22日、「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会 とりまとめ」が公表された。
- ▶ 検討会は、「一時保護・社会的養護措置その他児童相談所が採る措置」「保護者への指導・支援」など、一時保護から社会的養護措置及び家庭復帰支援に至る一連の制度全体について、効果的な運用も含めた手続等の在り方を検討することを目的に、令和2年9月に設置されたものであり、令和3年4月までに計8回にわたる議論、及び関係者へのヒアリングが実施されてきた。
- ▶ とりまとめは、検討会の成果として示されたものである。構成(概要)は次のとおり。

【「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会 とりまとめ」構成(概要)】

- I はじめに
- II 基本的な考え方
- III 一時保護の開始に当たっての手続等の在り方
 - 1. 一時保護の開始に当たってのアセスメントやカンファレンスの在り方について。
 - 2. 児童相談所の調査権の在り方について
 - 3. 一時保護に関する司法審査の在り方について
- IV 一時保護中の手続等の在り方
 - 1. 一時保護中の処遇の在り方について
 - 2. 面会通信制限、接近禁止命令の在り方について
- V 一時保護の解除に当たっての手続等の在り方
 - 1. 一時保護の解除に当たってのアセスメントやカンファレンスの在り方等について
 - 2. 保護者支援・指導の在り方について

<p>VI 一時保護を通じて共通する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの権利擁護について 2. 保護者との関係について <p>VII おわりに</p>
<p>➤ 2021.4.22 第 11 回:コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会:構成員報告</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月22日、内閣府男女共同参画局は、第11回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会を開催した。 ▶ 冒頭、前回に引き続き筒井淳也立命館大学教授から「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」の追加分析の報告が行われ、山口慎太郎東京大学教授より「コロナ下の子育て女性の就業状況」について、武藤香織東京大学教授より「COVID-19の医学・公衆衛生の観点からみたジェンダー平等」について、種部恭子代表(女性クリニック We!TOYAMA)より「COVID-19の流行下での「困難な問題を抱える居場所のない若年女性」の予期せぬ妊娠等に関する実態調査と支援方策の検討の研究調査」が報告された。
<p>➤ 2021.4.21 第 2 回ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月21日、厚生労働省は、第2回ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを開催した。 ▶ 今回、令和2年12月21日から実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」について、取りまとめ報告が行われ、以下の内容が報告された。 <ul style="list-style-type: none"> <調査対象> 全国の中学校、全日制高校、定時制高校、通信制高校の中から無作為抽出した学校に在籍する中学2年生、および高校2年生(相当を含む) <主な調査結果> ○世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1% ○ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、わからないとした子どもが1~2割程度 ○ヤングケアラーの認知度は低く、「聞いたことはない」と回答したのは、8割を超えた。 ○世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3~6割程度となっている。 ○平日1日あたり世話に費やす時間について、「3時間未満」が約3~5割と多いが、「7時間以上」も1割程度いる。 ▶ 今回の調査結果をふまえ、ヤングケアラーの支援に向けた主な論点と課題として「早期発見・把握に向けた取組み」「孤立しやすいヤングケアラーの支援の充実」「社会的認知度の向上」が示された。 ▶ 有識者ヒアリングとして、埼玉県、埼玉県教育委員会、千葉県中核地域生活支援センターでのヤングケアラーの支援について説明が行われた。
<p>➤ 2021.4.20 第 15 回法制審議会民法(親子法制)部会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月20日、法制審議会民法(親子法制)部会第15回会議が開催された。 ▶ 会議では、懲戒権に関する規定の見直しに関する参考人ヒアリング及び無戸籍者問題に関する参考人ヒアリングが行われた。
<p>➤ 2021.4.14 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会報告書とりまとめ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月14日、厚生労働省は児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会報告書を取りまとめた。 ▶ 一時保護された子どもが年々増加傾向となる一方、児相から保護者への説明が不十分であることや、一時保護所での支援の質などが課題として挙がっていたことをふまえ、一時保護等に関する司法関与に関する検討に加え、一時保護から社会的養護措置及び家庭復帰支援に至る一連の制度全体について、効果的な運用も含めた手続等の在り方を検討するため本検討会が設置された。

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 報告書では、一時保護について、子どもや保護者の権利制限を伴うことから適法性の担保が必要だと指摘し、権限行使にあたっては司法などの第三者の中立な関与が重要だとした。 ▶ 一方、司法審査の導入は児童の事務量の増大にもつながりかねないとし、報告書では児相に弁護士配置を進めることで負担軽減を図る方針が示された。 ▶ 定員超過による受け皿不測の解消に向けては、地域の状況に応じて、里親や児童養護施設、障害児入所施設など多様な委託先を確保することを求めた。ただし、措置されている子どもと同じ空間で過ごすのは望ましくないとして、一時保護専用施設の設置を進めるべきとしている。
<p>➤ 2021.4.13 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」の作成</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月13日、厚生労働省は「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」の作成についての通知を発出した。 ▶ 本手引きでは、不適切な保育が起きる背景には保育士の認識欠如と職場環境の問題があるとし、保育所、市区町村、都道府県ごとの役割や手法を示した。 ▶ 不適切な保育や虐待禁止については、児童福祉施設運営基準において規定されているが、国から不適切保育の防止や対応に関する考え方は示されておらず、今回自治体への実態調査と有識者による検討が行われ、手引きが作成された。 ▶ 本手引きでは、不適切な保育が生じる背景や、不適切な保育の未然防止についての取り組み、また不適切な保育が疑われる事案の把握及びその後の対応等についてまとめられている。
<p>➤ 2021.4.9 第10回子どもの権利擁護に関するワーキングチーム：取りまとめ(案)について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月9日、厚生労働省は、第10回子どもの権利擁護に関するワーキングチーム(座長：相澤仁 大分大学教授)を開催した。 ▶ 前回の議論をふまえ修正された取りまとめ案が示され、協議が行われた。 ▶ また、本とりまとめ案の子どもへの意見聴取の方法(対象者、手法、説明資料等)が示され、議論が行われた。 ▶ 今回議論された内容を反映し、4月下旬から5月中旬にかけて子どもへの意見聴取が行われ、次回(第11回)に取りまとめ案の最終修正が行われる。
<p>➤ 2021.4.6 子供・若者育成支援推進大綱が決定(子ども・若者育成支援推進本部決定)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月6日、子ども・若者育成支援推進本部は、今後5年間の政策をまとめた「子供・若者育成支援推進大綱」(第三次)を決定した。コロナ禍で深刻化する若年世代の孤独・孤立問題や格差拡大への対策が柱で、自殺の増加を受け、相談体制の充実などに取り組む。 ▶ 子供・若者育成支援推進大綱の主なポイントは下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭、学校、地域等を問わず、子供・若者の生命・安全を脅かす深刻な状況が生じている。コロナ禍や激甚災害、児童虐待、性被害など、いつ、どこにいても生命・安全の危機に直面しうる状況。 ・孤独・孤立の存在は、自殺やひきこもり等、さまざまな社会問題に共通する背景。 ・自殺対策として、対面および電話相談に加え会員制交流サイト(SNS)を活用した相談体制の拡充、孤立を防ぐ居場所づくり、自殺の原因に関する調査研修等を実施。 ・大綱に基づく施策全体を点検・評価する「子供・若者インデックス」を新設。自己肯定感やチャレンジ精神に関する意識調査結果、自殺やひきこもり、不登校者数等の各種データをまとめ可視化した「インデックスボード」を作成し、子供・若者白書や政府のホームページ等で広く公開する。 <p style="text-align: right;">https://www8.cao.go.jp/youth/wakugumi.html</p>
<p>➤ 2021.4.6 第3回コロナ禍の雇用・女性支援プロジェクトチーム～もっとあなたを支えたい～</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4月6日、厚生労働省は、第3回コロナ禍の雇用・女性支援プロジェクトチーム(チームリーダー：厚生労働副大臣 三原じゅん子氏)を開催し、「職場における女性支援策・子育て支援策」について協議が

なされた。

- ▶ 本プロジェクトチームは、新型コロナウイルス感染症の影響による、女性の雇用者数の減少や自殺者数の増加等の状況をふまえ、困難な問題を抱える方々に必要な支援情報等が十分に行き渡るように、支援策の効果的なPR方法等について、発信力のある有識者も交えて議論し、取り組みを進めるもの。
- ▶ 第1回会合(2/22)では「雇用・人材開発支援」をテーマに、各委員の課題意識に基づく協議がなされ、多様化する働き方に合わせ、メディアや SNS(LINE、You Tube)などの活用も含めた PR 戦略等を考えていく必要性について意見が出された。第 2 回会合(3/18)では、「生活支援・自殺防止」をテーマに、自殺防止に向けた取り組みやメディア・インターネットの活用方法、生活福祉資金特例貸付等の幅広い協議がなされた。
- ▶ プロジェクトチームの会合の様子は、You Tube にアップロードされ、配信されている。

➤ 2021.4.6 **第 10 回:コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会:構成員報告**

- ▶ 4月6日、内閣府男女共同参画局は、第10回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会を開催した。
- ▶ 第10回会合では、前回に引き続き筒井淳也立命館大学教授から「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」の追加分析の報告が行われ、大竹文雄大阪大学教授より「男女間賃金格差の理由と対策」について、山田久副理事長(株)日本総研)より「わが国における男女賃金格差の背景とデフレ(サービス物価低迷)との関わりについて」が報告された。

➤ 2021.3.31 **子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドラインの改正**

- ▶ 3月31日、厚生労働省は、子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン(改訂版)を事務連絡で通知した。今回の改訂は、マッチングサイトを通じ依頼を受けたベビーシッターが子どもに対し、わいせつな行為をし、逮捕されるという複数の事案が報道されたことも踏まえたもの。
- ▶ 今回の改正により、マッチングサイトの運営者にも一定の責任が課されることとなった。定められた項目に適合していない場合には、6ヶ月の間(6ヶ月を経過してもなお当該項目について適合していることが確認できない場合は、適合していることが確認できるまでの間)、当該マッチングサイトを公表しないことが加えられた。
- ▶ また、マッチングサイトの利用規約に定めるべき事項として「保育者は、マッチングサイト運営者に提出した事業停止命令等を受けたことがないこと等を申告する書類を保護者に提示すること。」が追加された。

➤ 2021.3.29 **第 9 回子どもの権利擁護に関するワーキングチーム:取りまとめ(案)について**

- ▶ 3月29日、厚生労働省は、第9回子どもの権利擁護に関するワーキングチーム(座長:相澤仁 大分大学教授)を開催した。
- ▶ 本 WT は、2019 年の児童福祉法改正の際に附則で子どもが意見を表明できる機会の確保や権利擁護の仕組みなどについて検討することとされたことを受けて設置されたもの。2019 年 12 月から計 9 回にわたり協議を行い、取りまとめ案が作成された。
- ▶ 取りまとめ(案)では、子どもの最善の利益の実現に向け、①措置や一時保護、②施設による自立支援計画の策定、③施設や里親等での日常生活など、さまざまな場面で子どもが意見を表明できる手続きが必要だと指摘し、なかでも自立支援計画の策定にあたっては「子どもの意見を十分に聞いたうえで策定することが求められるが、現行制度では明確になっていない」とし、運営基準等で定めるべきとした。また、日常生活での子どもの意見徴収では「児童相談所や施設が聞き取ると中立的ではない」といった指摘があり、独立した立場の「意見表明支援員」等を配置することを提案している。
- ▶ 今後、WT では、取りまとめ(案)について施設や里親のもとで暮らす子どもたちからのヒアリングを実施し、最終とりまとめに反映することとしている。

<p>➤ 2021.3.29 「放課後児童健全育成事業版第三者評価基準ガイドライン」通知</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月29日、厚生労働省は「放課後児童健全育成事業版第三者評価基準ガイドライン」を通知した。 ▶ 放課後児童クラブについては、「社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会中間まとめ」(平成30年7月27日)において、質の確保にあたって第三者評価の実施が重要であるとの指摘がされた一方、第9次地方分権一括法に基づき、令和2年4月1日より放課後児童クラブの職員の配置・資格に係る基準(設備及び運営に関する基準 第10条)が「参酌すべき基準」に改正されたことにより、地域の実情に応じて市町村が放課後児童支援員に求める資格や配置等を決められることになり、事業の質を担保するためにも、第三者評価の仕組みを導入する必要性が生じていた。
<p>➤ 2021.3 保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 厚生労働省は、「保育の質の確保」という保育所指導監査の目的を果たしつつ、効率的かつ効果的に保育所指導監査を行うための都道府県等における取組の検討に資するよう、「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」を取りまとめた。 ▶ 都道府県等において実際に行われている取組の事例を収集するとともに、自治体による当該取組に対して保育現場から寄せられた意見や、保育現場の意見から想定される、都道府県等において取組を検討・実施するに当たっての留意点が紹介されている。
<p>➤ 2021.3 令和2年度民間シェルター等による配偶者暴力被害者等の支援の充実のための調査研究事業報告書</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月、内閣府は令和2年度委託研究「民間シェルター等による配偶者暴力被害者等の支援の充実のための調査研究事業」の報告書を公表した(委託先:有限責任監査法人トーマツ)。 ▶ 本研究事業では、DV被害者等を支援する民間シェルター等について、その実態を把握するための調査を行うとともに、パイロット事業を活用した先進的な取組に係る事例調査を行い、地域における官民が連携したDV被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築を目的に実施したもの。 ▶ 民間シェルターの運営資金総額は、「0～199万円」が最も多く40.0%、次いで「200～399万円」が17.5%、「2,000万円以上」が10.0%と全体的に財政面での脆弱性がうかがえた。報告書では、交付金を活用した事業において従前よりも手厚い支援が行えるようになるなど、支援の質の向上等の効果を感じる声も多く挙げられた。 ▶ また、民間シェルター等に関する調査研究とともに、「社会福祉法人におけるDV被害者等への一時的な避難場所の提供等の支援に関する事例調査」も行い、同時に報告書を公表している。この報告書では、DV被害者等の多様な困難を抱える者に対する支援においても、社会福祉法人が地域貢献の一環として取り組む例が見られるが、どのような取組を行っているかについて明らかになっていないとの課題認識のもと、社会福祉法人におけるDV被害者等への一時的な避難場所の提供等の支援について事例調査を行っている。 ▶ 本研究事業では、施設の本来業務とは別にDV被害者等への支援にあたる施設が複数あり、その施設の種類の種類は老人福祉施設や児童福祉施設、障害者支援施設、救護施設等、多岐に渡るということ、しかも、それらの施設は公的機関での対応が困難な場合や民間シェルターがない場合等で支援の受け皿として機能しており、地域においてとても重要な役割を担っていたとまとめている。また、社会福祉法人がこうした人びとへの一時的な避難場所提供を行っている場合、制度的な枠組みによらず、法人独自の事業として十分な運営資金が確保されていないなかであっても使命感により支援を行っている場合もあったとし、施設により置かれている環境や状況はさまざまであるため、その施設に合った方法で支援が実施できることが重要であり、使命感に支えられて行う支援については社会福祉法人に係る制度上でもしっかりと認めていくことも重要であるとしている。

<p>➤ 2021.3.17 第1回ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月17日、厚生労働省は、第1回ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを開催した。 ▶ 本プロジェクトチームは、支援が必要であっても表面化しにくい構造にあるヤングケアラーについて、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野の連携を一層推進し、支援につなげるための方策について検討することを目的に開催。第1回会合では、澁谷智子成蹊大学教授および日本ケアラー連盟よりヒアリングを実施した。 ▶ 今後、計4回開催され、5月頃に報告書を取りまとめるスケジュールが示された。
<p>➤ 2021.3.17 社会保障審議会児童部会 第16回遊びのプログラム等に関する専門委員会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月17日、厚生労働省は、社会保障審議会児童部会 第16回遊びのプログラム等に関する専門委員会を開催した。 ▶ 本専門委員会は平成27年3月の「子どもの城」の閉館に伴い、これまで「子どもの城」が果たしてきた遊びのプログラムや機能及び役割について、国が引き継ぎ行っていくために設置されたもの。第16回委員会では委員改選があり、大竹智立正大学教授が委員長に選任された。委員会では、これまでの委員会での検討内容や児童館版第三者評価基準の改正等について厚生労働省より報告され、協議が行われた。
<p>➤ 2021.3.15 第9回:コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会:構成員報告</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月15日、内閣府男女共同参画局は、第9回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会を開催した。 ▶ 第9回会合では、筒井淳也立命館大学教授から「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」の報告が行われ、山口慎太郎東京大学教授より「コロナ下の子育て女性の就業状況」について分析報告が行われた。 ▶ また、本研究会の報告書骨子案が示され、協議が行われた。
<p>➤ 2021.3.5 児童福祉主管課長会議</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月5日、厚生労働省は、児童福祉主管課長会議の資料をホームページに掲載した(新型コロナウイルスの影響により集合での会議は実施せず)。 ▶ 短時間勤務保育士の活用については、「新子育て安心プラン」により待機児童解消が目指されてるが、待機児童がいる自治体において、常勤の保育士の確保が困難である場合、各組・各グループに1名以上の常勤の保育士を充てるべきとされているところを、短時間勤務の保育士2名をもって対応してもさしつかえないことが示され、市町村の判断による要件の緩和等の通知案(概要)が示された。 ▶ 処遇改善等加算Ⅱにかかる「保育士等キャリアアップ研修」の必須化について、令和4年度をめどに研修要件の必須化を目指すと言われていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、研修の受講状況や実施状況等に関する調査を行い、その結果をもとに研修修了要件の部分的な緩和も含めて検討し、令和3年度早期に研修修了要件の必須化時期の取扱いについて示すこととされた。 ▶ ファミリーホーム養育者の負担軽減については、令和3年度予算案において <ul style="list-style-type: none"> ○「児童養護施設等体制強化事業」を拡充し、ファミリーホームにおいて補助者等を雇い上げ、体制強化を行うための費用の補助 ○「児童入所施設措置費等負担金」を拡充し、児童養護施設等における一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)の対象にファミリーホームを追加 ○「里親養育包括支援(フォスタリング)事業」を拡充し、障害児養育に係る負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業の創設を計上しているため各都道府県等において積極的に活用するよう示された。

➤ 2021.3.3 令和元年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況 公表

- ▶ 3月3日、厚生労働省は「令和元年度における母子家庭の母と父子家庭の父に対する就業支援などの自立支援に関する施策の実施状況」を公表した。平成25年3月に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、毎年公表するもの。

【主な内容】※()内の値は、平成30年度の実績

(1)支援につながる取組

- ・母子・父子自立支援員数：1,762名(1,762名) 相談実績：690,636件(715,174件)
- 就業支援専門員数：93名(74名) 相談実績：27,959件(26,169件)
- ・就業相談件数：87,241件(75,918件) 就職件数：3,891件(4,227件)

(2)生活を応援する取組

- ・子どもの生活・学習支援事業の延べ利用者数：285,370人(258,703人)
- ・児童扶養手当受給者数：90.1万人[概数値](94.1万人)
- ・養育費確保に関する相談件数：22,597件(21,484件)

(3)学びを応援する取組

- ・家計管理・生活支援講習会等事業 利用延べ件数：9,836件(12,431件)
- ・学習支援事業 利用延べ件数：9件(13件)

(4)仕事を応援する取組

- ・高等職業訓練促進給付金 総支給件数：7,348件(7,990件) 就業実績数：2,121件(2,106件)

➤ 2021.2.22 第8回：コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会：関係者ヒアリング

- ▶ 2月22日内閣府男女共同参画局は、第8回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会を開催した。
- ▶ コロナ下の女性の影響について、DV相談件数の推移では、2020年4月から12月の相談件数は、14万7,277件で、前年同期の約1.5倍となっている。また、自殺者数の推移では、年合計では男性は対前年で26人の減少であったが、女性は934人の増加となっている。
- ▶ 第8回会合では、プラン・インターナショナル・ジャパンより「コロナ禍における若年女性への影響」について、また労働政策研究・研修機構より「新型コロナと女性の雇用危機」についてヒアリングが実施された。また、今後の論点項目案が示され、当面の対応として重要な項目として「DV、性暴力、自殺」「雇用、労働」「エッセンシャルワーカー」「ひとり親」「感染症対策の影響、差別への対応等」が示された。

➤ 2021.2.9 法制審議会民法(親子法制)部会(中間とりまとめ)

- ▶ 2月9日、法制審議会民法(親子法制)部会第14回会議が開催され、「民法(親子法制)等の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。

【懲戒権に関する見直しの方向性】

○監護及び教育に関する一般的な規律の見直し

監護及び教育に関する一般的な規律である民法第820条「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」に、「親権を行う者は、監護及び教育に際して、子の人格を尊重しなければならない」との規律を加える。

○懲戒権に関する規定の見直し

甲案：民法第822条「親権者は、監護教育のために必要な範囲内で、子を懲戒することができる」を削除する。

乙案：親権者は、監護教育のために必要な指示及び指導をすることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

丙案：親権者は、監護教育を行うに際し、体罰を加えてはならない。

【嫡出推定制度に関する規定等の見直し】

○「嫡出の推定の見直し等」「女性の再婚禁止期間の見直し」「嫡出否認制度の見直し」について試案が取りまとめられた。

➤ 2021.2.2 子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ報告書とりまとめ

- ▶ 2月2日、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループは、第1回(2020年9月10日)から第10回(2021年1月26日)までにわたり議論を進めてきたワーキンググループの報告書を取りまとめた。
- ▶ 報告書では、子ども家庭福祉分野の専門性を担保する仕組みとして資格制度の創設を明記し、対象は児童相談所、市区町村、施設など子ども家庭福祉全体としている。資格の建て付けは、両論併記や引き続き検討するとされている部分が多く、今後、社会保障審議会社会的養育専門委員会で検討されることとなる。

➤ 2021.1.20 第56回子ども・子育て会議：子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について

- ▶ 1月20日、第56回子ども・子育て会議が開催され、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案について議論された。
- ▶ 改正法案の概要については、以下のとおり。

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案の概要

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる。

概要

(1) 子ども・子育て支援法の一部改正

- ① 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加
市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。【子ども・子育て支援法第61条第3項関係】
- ② 施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ
都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等(保育所等運営費)の支給に要する費用のうち満3歳未満保育認定子ども(0~2歳)に係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てることができる割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更する。【子ども・子育て支援法第66条の3第1項関係】
- ③ 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設
政府は、令和9年3月31日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとする。【子ども・子育て支援法附則に条を新設】

(2) 児童手当法の一部改正

特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額[※]以上の者を支給対象外とすることとする(令和4年10月支給分から適用)。【児童手当法附則第2条関係】

※児童手当法施行令に、子ども2人+年収103万円以内の配偶者がいる場合は年収1,200万円等となる基準額を規定予定。

※併せて、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めている現況届を原則廃止(児童手当法施行規則改正予定)。

※ 検討規定【改正法附則に規定】

政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

令和4年4月1日 (ただし、(1)の③は、令和3年10月1日、(2)は令和4年6月1日)

➤ 2020.12.25 第55回子ども・子育て会議：予算案および新子育て安心プランについて

- ▶ 12月25日、第55回子ども・子育て会議が開催され、子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況および新子育て安心プランについて、報告された。
- ▶ 令和3年度予算案については、内閣府、厚生労働省、文部科学省それぞれから、予算案の主要施

策について説明がされた。また、児童手当の見直しについて、高所得者を対象外とする方針などが示された。
<p>➤ 2020.12.24 第5回～第7回：コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会：関係者ヒアリング ～21.2.15</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 12月24日(第5回)、1月25日(第6回)、2月15日(第7回)、内閣府男女共同参画局は、コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会を開催した。 ▶ コロナ下の女性の影響についての資料の追加・アップデートを行うとともに、労使団体や、関係省庁、有識者へのヒアリングを行い、対応について協議した。
<p>➤ 2020.12.23 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(2020年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 12月23日、厚生労働省は、放課後児童クラブ数や利用登録している児童の数(登録児童数)などの2020年の実施状況を取りまとめ、公表した。 ▶ 放課後児童クラブは、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年(2018年)9月14日策定)に基づき、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図ることとしている。 ▶ 登録児童数は前年比1万1,701人増の131万1,008人、放課後児童クラブ数は前年比744か所増の2万6,625か所、放課後児童支援員数は前年比3,034人減の9万5,871人となった。
<p>➤ 2020.12.21 新子育て安心プランの公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 12月21日、厚生労働省は、「新子育て安心プラン」を公表した。 ▶ 待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めることをポイントとし、4年間で約14万人の保育の受け皿を整備するほか、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用を柱として、各種取組を推進するとしている。
<p>➤ 2020.12.21 第13回子供・若者育成支援推進のための有識者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 12月21日、第13回子供・若者育成支援推進のための有識者会議が開催され、「新たな子供・若者育成支援推進大綱の在り方について(報告書)」案についての検討がなされた。 ▶ 本会議は、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第8条に基づく子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱に掲げられている施策の実施状況や対策の効果等を点検・評価し、子供・若者育成支援施策についての検討を行うもの。
<p>➤ 2020.12.18 第9、10回子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ ～2021.1.26</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 12月18日、1月26日に子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ(第9回、第10回)が開催され、示された取りまとめ案について議論が行われた。 ▶ とりまとめ案では子ども家庭福祉の資格の在り方について以下のように示された。 <ul style="list-style-type: none"> ○資格の付与方法については、「試験を実施し、合格者へ付与する方法」「特定の教育課程を認定し、修了者に付与する方法」等が示されたが、資格制度の全体像を検討する中で引き続き検討していくべきと示された。 ○養成課程・養成ルートについて、「4年制大学の課程を経れば取得可能な仕組み」「採用後においても資格を取得できる社会人ルート」「資格制度創設時に現に児童福祉司等として働いている者が円滑に資格を取得できるような経過措置」が示されたが、こちらも資格制度の全体像を検討する中で引き続き検討していくべきと示された。

➤ 2020.12.15 要保護児童の社会的養護に関する実態調査

- ▶ 12月15日、総務省は、虐待など様々な理由で児童養護施設や里親等の下で暮らす児童への適切な養育の実施や自立に向けた支援を推進する観点から、その養育現場の実態や課題を明らかにし、関係行政の改善に資することを目的に行った要保護児童の社会的養護に関する実態調査について、報告書を取りまとめた。
- ▶ 本調査をふまえ、総務省は厚生労働省へ「現場実例を踏まえた支援方策の提示」や「施設内虐待が疑われる事案の処理フローの見直し」等について勧告を行った。

➤ 2020.12.1 第54回子ども・子育て会議：公定価格について

- ▶ 12月1日、第54回子ども・子育て会議が開催され、公定価格について議論された。
- ▶ 10月に人事院が、国家公務員のボーナス(期末手当・勤勉手当)を引き下げる旨の勧告等を行っており、その内容を反映した給与法の改正案が国会に提出(11月27日に改正)されていることを受け、公定価格の算定を「積み上げ方式」によっていること、人件費については国家公務員の給与に準じていることから、子ども・子育て支援新制度における公定価格についても減額改定する方向が示された。
- ▶ 減額にあたっては、国家公務員の給与と同様に4月に遡らず、改正告示の公布日の翌月分の公定価格から適用することとし、具体的には、
 - ・令和2年度については、改定後の月の公定価格で年間の減額相当額の全額を減額
 - ・令和3年度以降については、毎月の公定価格から年間の減額相当額の1/12を減額することとした。
- ▶ その後、委員からは、引き続き一層の処遇改善と安定的な財源確保を行うよう意見があった。
- ▶ 保育の受け皿整備については菅総理が待機児童の解消を目指し、年末までに新たな計画を策定するとしている。
- ▶ 同会議では今後の課題として、女性の就業率の上昇(2025年に82%の目標)に対応していくため、更なる保育の受け皿が必要と考えられること、市町村の第2期子ども・子育て支援事業計画の積み上げでは2024年度末までに更に14.1万人超分の受け皿整備が必要となっていることが説明された。

➤ 2020.11.19 コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会：緊急提言

- ▶ 新型コロナウイルスの感染拡大が女性に及ぼす影響を議論してきた内閣府の「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会(白波瀬佐和子座長:東京大学大学院教授)」が橋本聖子男女共同参画担当大臣に緊急提言を提出した。
- ▶ 新型コロナウイルスの感染拡大が女性に及ぼす影響が深刻であり、「女性不況」の様相が確認されると指摘。女性就業者数が多いサービス産業等が受けた打撃は極めて大きく、厳しい状況にあり、2020年4月には非正規労働者の女性を中心に就業者数は対前月で約70万人の減少(男性の約2倍)となり、女性の非労働力人口は増加(男性の2倍以上)した。DV等の増加・深刻化等が懸念されるとともに、10月の女性の自殺者数の増加率は前年同月と比べ増加率は8割に上っている。
- ▶ 医療・介護・保育の従事者などには女性が多く、処遇面や働く環境面が厳しい状況にあり、感染症による差別も報告されている等とし、政府に対し、自治体や民間企業等を含めた取り組みを進めることを求めた。

➤ 2020.11.18 令和元年度児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)の公表

- ▶ 11月18日、厚生労働省は、令和元年度児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)を公表した。
- ▶ 令和元年度中に、全国215か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、過去最多の19万3780件で、前年度比3万3942件(21.2%)増だったと発表した。なかでも、心理的虐待に係る相談対応件数や警察等からの通告件数が増加していることが報告された。

<p>➤ 2020.11.17 第 8 回子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ:とりまとめに向けた議論</p>
<p>▶ 11 月 17 日、第 8 回子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループが開催され、これまでの議論をもとに、取りまとめに向けた議論が行われた。</p> <p>▶「更にご議論いただきたい論点」として、以下の論点が示され、議論が行われた。</p> <p>(1)研修・人材養成の在り方</p> <p>①研修・人材養成の共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門人材の資質向上のための研修・人材養成のあり方をどう考えるか <p>②児童福祉司・スーパーバイザー・児童相談所長・市区町村職員等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの職制に応じた具体的な研修等の仕組みをどう考えるか <p>(2)人事制度・キャリアパスの在り方</p> <p>①採用・人事・キャリアパス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務員制度の中でも専門性の積み上げができる採用・人事制度・キャリアパスをどう考えるか <p>②スーパーバイザー・市区町村職員・児童相談所長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所のスーパーバイザーや市区町村職員、児童相談所長のキャリアパスをどう考えるか <p>(3)子ども家庭福祉の資格の在り方</p> <p>①資格の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭福祉の資格について、その位置づけや既存の資格との関係、付与方法をどう考えるか <p>②養成課程・養成ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得に必要な養成課程、養成ルートをどのように考えるか <p>③任用・配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格者の児童福祉関係職種への任用・配置の在り方をどう考えるか <p>④スーパーバイザー等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイズ等の指導的役割を担う者について、資格の位置づけや取得方法等をどう考えるか
<p>➤ 2020.11.16 第 4 回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会</p>
<p>▶ 11 月 16 日、内閣府男女共同参画局は、第 4 回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会を開催した。</p> <p>▶ コロナ下の女性の影響についての資料の追加・アップデートを行うとともに、新型コロナウイルス下で、雇用や家庭環境、暴力・妊娠・貧困の連鎖等が女性に与えた影響に関する報告とともに、早急に対処すべきことと中長期的対応について協議した。</p>
<p>➤ 2020.10.29 第 3 回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会</p>
<p>▶ 10 月 29 日、内閣府男女共同参画局は、第 3 回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会を開催した。</p> <p>▶ コロナ下の女性の影響についての資料の追加・アップデートを行うとともに、新型コロナウイルス下での女性の働き方や雇用に関し、協議を行った。</p>
<p>➤ 2020.10.21 第 2 回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会</p>
<p>▶ 10 月 21 日、内閣府男女共同参画局は、第 2 回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会を開催した。</p> <p>▶ 第 1 回(9/30)に引き続き、コロナ下の女性の影響について、委員やしんぐるまざあず・ふおーらむから報告がなされたのち、協議を行った。</p>

<p>➤ 2020.10.20 第 7 回子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ:有識者ヒアリング</p>
<p>▶ 10月20日、第7回子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループが開催され、有識者ヒアリングが行われた。</p>
<p>➤ 2020.10.16 第 6 回子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ:議論の中間整理</p>
<p>▶ 10月5日、第6回子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループが開催され、これまでの議論の中間整理(案)が示されるとともに、有識者ヒアリングが行われた。</p> <p>▶ 中間整理案は、第5回の議論をもとに修正され、基本的な考え方としてたたき台が示された。</p> <p>○児童相談所や市区町村、民間施設等の専門職は、専門的な知識、技術及び態度を備え、子どもの権利や家族の支援を考えたソーシャルワークを展開する必要がある。</p> <p>○一方、現状はマニュアル等に頼り過ぎた支援が展開されており、適切なソーシャルワークを行えるよう、人材の資質の向上が求められる。</p> <p>○このため、専門性を客観的に評価し、子ども家庭福祉に携わる者の専門性を共通に担保できる仕組みが必要であり、資格の創設が考えられるのではないかと。</p> <p>○児童相談所や市区町村の職員は公務員であり、異動があるため、専門性の積み上げが難しい。</p> <p>○このため、公務員制度の中で組織として専門性が継続できる人事制度・キャリアパスの在り方についても、研修・人材養成の充実とあわせて検討していく必要がある。</p> <p>○資格、研修・人材養成及び人事制度・キャリアパスは、それぞれ相互に密接に関連した論点であり、今後、どのような形で連動させることが考えられるかという観点から、総合的に検討すべきである。</p>
<p>➤ 2020.10.5 第 53 回子ども・子育て会議:令和 3 年度予算概算要求 等</p>
<p>▶ 10月5日、第53回子ども・子育て会議が開催され、令和3年度予算概算要求について概要の説明、保育の質に関して「保育の現場・職業の魅力向上に関する報告書」、保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会「議論のとりまとめ」の概要について説明がされた。</p> <p>▶ その後、各委員から、概算要求などに対する発言があった。</p>
<p>➤ 2020.9.30 第 1 回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会</p>
<p>▶ 9月30日、内閣府男女共同参画局は、コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会(座長:白波瀬佐和子 東京大学教授)を開催した。</p> <p>▶ 本研究会は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活不安・ストレスからのDVや性暴力の増加・深刻化が懸念されていることや、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響により、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加への危惧、さらに、子育てや介護等の負担増加の懸念などを踏まえ、性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、今後の政策立案につなげていくことを目的に開催された。</p> <p>▶ 就業者数・雇用者数とも、令和2年4月に大幅に減少し、特に女性の減少幅が大きいことや、休業者数の増加、DV相談件数が5月・6月に例年の1.6倍に増加していることなど、コロナ下でさまざまな影響が出ていることが報告された。</p> <p>▶ 今後、①新型コロナウイルス感染症の拡大が女性の雇用や生活等に与えている影響 ②女性の視点からの政策課題の把握について調査検討し、「第5次男女共同参画基本計画」や「女性活躍加速のための重点方針2021」の策定に向けた議論に反映させることを目的としている。</p>
<p>➤ 2020.9.30 子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第16次報告) 公表</p>
<p>▶ 9月30日、子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第16次報告)が公表された。</p> <p>▶ 子ども虐待による死亡事例等の検証については、社会保障審議会児童部会に設置されている「児童</p>

虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において検証が行われ、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が各都道府県を通じて把握した 64 例(73 人)、また、平成 30 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の 3 か月間に児童相談所が受理した重症事例(死亡に至らなかった事例)として厚生労働省が各都道府県を通じて把握した 7 例(7 人)について分析等を実施し、明らかになった課題を受けて報告がまとめられた。

▶ 結果を踏まえ、虐待の発生予防および発生時の的確な対応等について、国、地方公共団体へ、以下の 6 つの観点から提言している。

- ①虐待の発生予防及び早期発見
- ②関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援
- ③要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園(校)情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施
- ④母子生活支援施設入所中の対応と支援
- ⑤児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理
- ⑥児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上
- ⑦虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

➤ 2020.9.30 **保育の現場・職業の魅力向上に関する報告書**

▶ 9 月 30 日、厚生労働省は、保育の現場・職業の魅力向上検討会の議論を踏まえ、「保育の現場・職業の魅力向上に関する報告書」を公表した。

▶ 基本的な考え方として、

- ①保育士の職業の魅力を広く地域や社会に発信するとともに、養成段階の取組を充実させること
- ②保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するため、働き方改革と業務効率化・業務改善を進め、技能・経験・役割に応じた処遇としつつ、多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境を整備していくこと
- ③保育士資格を有する者と保育所とのマッチングを図るため、保育士・保育所支援センターは関係機関とネットワークを構築すること

が、保育士の確保や専門性を向上させていくために必要であるとしている。

➤ 2020.9.30 **令和 2 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議**

▶ 9 月 30 日、厚生労働省は、令和 2 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議を開催した。

▶ 児童虐待防止に関する施策・動向について、関係省庁から報告があったほか、「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」を 10 月～12 月に実施予定であることなどが報告された。

▶ また、重層的支援体制整備事業を子育て分野で進めるにあたっては、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業の実施などが求められることなどが報告された。

➤ 2020.9.28 **第 16 回子供の貧困対策に関する有識者会議：新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた子供の貧困対策に資する主な施策 等**

▶ 9 月 28 日、第 16 回子供の貧困対策に関する有識者会議が開催され、令和元年度の子供の貧困対策の実施状況や、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた子供の貧困対策に資する主な施策について、令和 2 年度子供の貧困に関する実態調査について議論が行われた。

▶ 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた子供の貧困対策に資する主な施策として、補正予算や予備費で、学びの継続にむけた教育の支援や、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援などが行われたことが報告された。

▶ 令和 2 年度の子供の貧困に関する実態調査を、中学 2 年生とその保護者を対象に令和 3 年 1 月頃から実施予定であることが示された。

➤ 2020.9.7	第 5 回子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ:議論の中間整理
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 9月7日、第5回子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループが開催され、これまでの議論の中間整理と今後のワーキンググループの進め方について議論が行われた。 ▶ 基本的な考え方として、 <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所等の専門職は、専門的な知識、技術及び態度を備え、子どもの権利や家族の支援を考えたソーシャルワークを展開する必要があるが、現状はマニュアル等に頼った支援が展開され過ぎており、適切なソーシャルワークを行えるよう、人材の資質の向上が求められる。 ○このため、専門性を客観的・普遍的に評価し、子ども家庭福祉に携わる者の専門性を共通に担保できる仕組みが必要であり、資格の創設が考えられるのではないか。 ○他方、児童相談所の職員は公務員であり、数年で異動してしまうため、専門性の積み上げが難しいという課題があり、公務員制度の中で組織として専門性が継続できる人事制度・キャリアパスの在り方についても、研修・人材養成の充実とあわせて検討していく必要があるのではないか。といった考えが示された。
➤ 2020.9.3	「児童館版第三者評価基準ガイドライン」通知
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 9月3日、厚生労働省は、「児童館における第三者評価基準ガイドラインの全部改正について」を通知した。 ▶ 児童館版第三者評価基準ガイドラインは、平成18年に厚生労働省より通知されているが、その後、児童館ガイドラインが平成23年に策定されたことを受け(平成30年改定)、見直しを実施したもの。
➤ 2020.8.24	第5～6回保育の現場・職業の魅力向上検討会:報告書(案)について～9.17
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月24日(第5回)、9月17日(第6回)、保育の現場・職業の魅力向上検討会が開催され、保育の現場・職業の魅力向上に関する報告書(案)について議論が行われた。 ▶ 保育の現場・職業の魅力向上のための具体的な方策として、以下の3つの柱立てが示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の職業の魅力発信の向上 ・生涯働ける魅力ある職場づくり ・保育士資格を有する者と保育所とのマッチング ▶ 報告書を踏まえ、国や地方自治体、保育団体、養成校団体、保育所等の関係者が、取り組みを進めていくことが期待されている。
➤ 2020.9.4	保育所等関連状況取りまとめ(令和2年4月1日)及び「子育て安心プラン」集計結果を公表
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 9月4日、厚生労働省は、保育所等関連状況取りまとめ(令和2年4月1日)及び「子育て安心プラン」集計結果を公表した。 ▶ 2020年4月1日時点の全国の保育所等の利用児童数などが公表され、「子育て安心プラン」(2018～2020年度の3年計画)による保育の受け皿拡大量は、企業主導型保育事業含め、2020年度末までに目標どおり約31.2万人分が見込まれるとした。
➤ 2020.8.28	社会保障審議会 児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会(第11回):認可外の居宅訪問型保育事業に係る対応
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月28日、社会保障審議会第11回児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会が開催され、マッチングサイトを介した認可外の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)の適正利用に向けた検討を行うこととして、今後同様の事案が生じた場合の行政間の情報共有や公開などの対応について協議が行われた。
➤ 2020.8.7	「都道府県社会的養育推進計画」の「見える化」
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月7日厚生労働省は、「都道府県社会的養育推進計画」について、各都道府県等の計画に記載

された里親等委託率の数値目標、里親等委託推進に向けた取組等を取りまとめ、レーダーチャート等を用いて「見える化」を行った。

- ▶ 今後、厚生労働省では、「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対し、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組をお願いするとともに、このような取組による里親等委託率の目標値の引き上げ等について、「家庭養育優先原則」の趣旨に鑑み個別に助言等を実施していく予定。

➤ 2020.7.9 **保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 議論のとりまとめ**

- ▶ 7月9日保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会は、議論の取りまとめを公表した。
- ▶ 議論の取りまとめでは、「保育の質は、子どもが得られる経験の豊かさと、それを支える保育の実践や人的・物的環境など、多層的で多様な要素により成り立つ」としており、1. 保育所等における保育の質の基本的な考え方 2. 保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方 3. 今後の展望にもとづきまとめられている。

➤ 2020.7.1 **すべての女性が輝く社会づくり本部：女性活躍加速のための重点方針 2020**

- ▶ 7月1日、内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」は「女性活躍加速のための重点方針 2020」を決定した。
- ▶ 重点方針では、以下の基本的な考え方にもとづき、女性の活躍を推進していくとしている。
 - 女性に対する暴力の根絶に向けた取組や困難に直面する女性への支援の充実
 - 女性活躍推進のための自主的な取組や地域の実情に応じた取組の後押し
 - 仕事と育児・介護等を両立できる環境の整備及び社会全体での意識改革の推進
 - あらゆる施策における男女共同参画・女性活躍の視点の反映
- ▶ なお重点方針には、配偶者からの暴力(DV)の被害者の一時避難先として、空き部屋を持つ社会福祉法人を活用することも盛り込まれている。

➤ 2020.6.26 **令和元年教育・保育施設等における事故報告集計 公表**

- ▶ 6月26日、令和元年教育・保育施設等における事故報告集計が公表された。
- ▶ 令和元年に教育・保育施設等で発生し報告された死亡・重傷事故に関する集計結果。報告件数は前年比103件増の1,744件であり、うち死亡6件、負傷等が1,738件となっている。負傷等においては、骨折が1,401件(81%)を数えている。

➤ 2020.6.26 **保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会(第10回)：議論のとりまとめについて**

- ▶ 6月26日、第10回保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会が開催され、事務局においてこれまでの検討結果を踏まえた取りまとめを行い、その報告がなされた。
- ▶ 「議論の取りまとめ」を踏まえて今後求められることとして、下記の内容が示された。

1 保育の現場

【主な取組】

- ・「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)」を活用した保育内容等の評価の充実
- ・多様な関係者(保護者・地域住民・他園の職員・専門家など)が関与・参画する、開かれた評価・研修
- ・保護者等にもわかりやすい評価結果の公表など、自園の保育や様々な取組の「見える化」と情報発信
- ・保育士等一人一人の主体性を尊重し、職員間の対話を促す職場の環境づくり(マネジメント)
- ・地域における、研修・公開保育等を通じた他の現場や専門家との情報共有と学び合いの場づくり

2 自治体

【主な施策】

- ・各現場・保育団体・保育士養成施設等との緊密な連携によるキャリアアップ研修等の機会の確保
- ・地域における保育・幼児教育関係者のネットワーク構築と協議の場づくりの支援
- ・現場の実践を支援する人材の育成・配置

➤ 2020.6.26 子ども・子育て会議(第52回):子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに関するフォローアップについて

- ▶ 6月26日、子ども・子育て会議(第52回)が開催され、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について取りまとめ、関係府省における対応状況が報告された。
- ▶ 子どものための教育・保育給付における地域区分の在り方については、引き続き検討すべきとされたことを踏まえて自治体調査が行われ、今後の検討にあたって、以下の視点が示された。
 - ・人件費に係る地域区分の在り方については、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について、(令和元年12月子ども・子育て会議)」において、「統一かつ客観的なルールによることが必要であり、国家公務員及地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠して設定するという基本的な考え方を維持すべき」とされたことを踏まえて検討する必要がある。
 - ・今回の調査結果において、都道府県では6割超が、市町村では9割超が、「特に見直しの必要はない」と回答していること等を踏まえつつ、他の社会保障分野の制度との整合性の観点から介護保険制度における改正の状況等も考慮して引き続き議論する必要がある。
 - ・その際、仮に地域区分の在り方を見直す場合、必要となる財源について、財政中立の原則の下でどのように確保していくのか、併せて検討することが必要と考えられる。
- ▶ このほか、関係府省における新型コロナウイルス感染症への対応状況について報告された。

➤ 2020.5.29 第4次少子化社会対策大綱～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～ 閣議決定

- ▶ 5月29日、第4次となる少子化社会対策大綱が閣議決定された。
- ▶ 基本目標としては、「希望出生率1.8」の実現にむけて、「新しい令和の時代にふさわしい少子化対策」が示された。
- ▶ 基本的な考え方として、以下の5つの点が整理された。
 - 1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる
 - ・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備(経済的基盤の安定)
 - ・結婚を希望する者への支援(地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等)
 - ・男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備(保育の受け皿整備、育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実など)
 - ・子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援(学び直し支援など)
 - ・男性の家事・育児参画の促進
 - ・働き方改革と暮らし方改革(学校・園関連の活動、地域活動への多様で柔軟な参加の促進など)
 - 2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える
 - ・子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)
 - ・在宅子育て家庭に対する支援(一時預かり、相談・援助等の充実)
 - ・多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
 - ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
 - ・子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い
 - 3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める
 - ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援
 - 4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる
 - ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成
 - ・妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備
 - ・結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信
 - 5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する
 - ・結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進

<p>➤ 2020.5.19 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会(第9回):「中間的な論点の整理」における総論的事項について</p>
<p>▶ 5月19日、厚生労働省は、第9回保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会を開催した。保育に関する知見を共有するため、保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会総論的事項研究チームの検討報告「保育所等における保育の質に関する基本的な考え方等(総論的事項)に関する研究会報告書」に基づき、保育の理念や保育所の役割について説明がなされた。</p>
<p>➤ 2020.5.13 第9回 21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)結果 公表</p>
<p>▶ 5月13日、厚生労働省は、第9回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)結果を公表した。 ▶ 母が有職の割合が年々上がっている(平成13年出生児63.8%⇒75.0%)ことや、子どもが放課後に過ごす場所については放課後児童クラブが多くなっている(平成13年出生児14.0%⇒26.3%)こと等がわかった。</p>
<p>➤ 2020.4.1 保育所における第三者評価の改訂について</p>
<p>▶ 4月1日、厚生労働省から「保育所における第三者評価の改訂について」が発出された。 ▶ これは、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について(平成30年3月26日)により改正された共通評価基準等および保育所保育指針の改正内容にあわせ、保育所版第三者評価基準についても見直しを実施し、改正したもの。</p>
<p>➤ 2020.3.19 「保育所における自己評価ガイドライン」の改訂について</p>
<p>▶ 3月19日、「保育所における自己評価ガイドライン」の改訂について」が発出され、「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)」が公表された。 ▶ 「保育所における自己評価ガイドライン」は、平成21年3月に発出されていたが、保育所保育指針の改定(2017.3告示、2018.4適用)、保育所における自己評価の実施状況等を踏まえ、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」(座長:汐見稔幸・東京大学名誉教授)において見直しを実施した。主に保育所保育指針の改定内容にあわせ、さまざまな保育の現場における保育内容等に関する自己評価の取組が、より保育の改善や組織としての機能強化に実効性あるものとなるよう、記載内容を充実している。</p>
<p>➤ 2020.3.18 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～の公表</p>
<p>▶ 3月18日、厚生労働省は、体罰等によらない子育ての推進に関する検討会において取りまとめた報告書「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」を公表した。 ▶ 体罰による悪影響や体罰等によらない子育て等の考えを普及し共有するとともに、保護者が子育てについて適切な支援につながることを目的とした報告書となっている。</p>
<p>➤ 2020.2.21 子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】が開催</p>
<p>▶ 2月21日、内閣府は、子ども・子育て支援新制度説明会を開催した。「新制度施行後5年後の見直しに係る対応方針」に基づき、処遇改善等加算の運用改善等について説明された。</p> <p>【処遇改善等加算の運用の改善】</p> <p>①処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和 各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、現行の「4万円の加算額の算定対象人数の1/2(端数切捨て)以上」を「1人以上」に緩和する。</p> <p>②基準年度の見直し 給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通で、基準年度を「加算当年度の前年度」に見直す。 毎年度の賃金改善の確認(加算額と賃金改善額の比較)は、当該施設・事業所において加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化して行う。 基準年度の見直しと併せ、処遇改善の対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職員に重点的に講じられるよう、職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告</p>

書の添付書類として通知上で位置付ける。

【社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件について】

既存の社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合、国や地方公共団体以外からの不動産の貸与により可能となること(令和 2 年 4 月 1 日適用)が示されている。

【保育教諭の教員免許更新制度について】

幼保連携型認定こども園の「保育教諭等」は「幼稚園免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則。

ただし、施行後 10 年間(令和 7 年 3 月 31 日まで)は、「いずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができる」という経過措置あり。

幼稚園教諭免許状の修了確認期限等を既に経過し、保育士の登録のみで保育教諭等となった者については、経過措置期間が終了する前までに旧免許状の有効性の回復等の手続を行わない場合、経過措置期間の終了後、保育教諭等は失職となる。

経過措置期間の終了間際である令和 6 年度には、講習の受講希望が集中することが予想される。幼稚園教諭免許状をお持ちの保育教諭は、免許状更新講習の受講期間を必ず確認した上で、当該期間のできるだけ早い段階から計画的に講習を受講し、免許管理者への手続きを行っていただくようお願いしたい。

【保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方】

「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しについて」の説明動画の中で、保育所等において「子どもが全員帰宅した後の取扱いに関し、保育士がいなくても可」とすることを改めて周知することとされている。

➤ 2020.1.31 児童養護施設入所児童等調査の結果 公表

- ▶ 1 月 31 日、厚生労働省は、児童養護施設入所児童等調査の結果を公表した。
- ▶ 概ね 5 年ごとに実施される入所児童等の実態に係る、平成 30 年 2 月 1 日現在の調査結果。児童の現在の状況、委託(入所)時の家庭の状況、家族との関係、里親家庭の状況及び各施設等に入所する児童の状況について調べている。今回から、障害児入所施設の児童の状況の項目等が新たに加えられた。

➤ 2019.12.24 出生数 86.4 万人に 令和元年(2019)人口動態統計の年間推計

- ▶ 12 月 24 日、厚生労働省は、令和元年(2019)人口動態統計の年間推計を公表した。
- ▶ 2019 年の出生数は 86.4 万人となり、1899 年の統計開始以後、初めての出生数 90 万人割れとなった。国立社会保障・人口問題研究所の「将来推計人口」(平成 29 年推計)では、2023 年に出生数が約 86 万人になるとの予測であり、少子化の進行の状況が予測よりも 4 年早く現れた。

➤ 2019.12.10 子ども・子育て会議(第 50 回):新制度施行後の 5 年の見直しに係る対応方針決定

- ▶ 12 月 10 日、子ども・子育て会議(第 50 回)が開催され、「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について(案)」が示され、協議内容を反映して、対応方針が決定された。
- ▶ 秋田喜代美会長(東京大学教授)は政府に対し、令和 2 年度予算編成過程において対応方針に記載された内容を反映するよう努めることを求めた。

<子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について>(抜粋)

【公定価格全般に関する主な事項】

- 公定価格の設定方法については、「積み上げ方式」を維持すべき。
- 本年 10 月の改定により 2 号認定子どもに係る公定価格に存置された旧副食費相当額の一部については、経営実態調査において人件費割合が増加し収支差率が悪化している状況に鑑み、その財源分を人件費に上乗せするべき。
- 地域区分について、自地域より支給割合の高い区分の地域に囲まれている場合には、それらの地域のうち、支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる仕組みの導入を検討すべき。
- 保育所等の安定的な運営にも配慮しつつ、土曜日の開所日数に応じた調整について検討すべき。一方で、土曜日の利用児童が少ないことに着目した評価については、保育所等の運営全体に与える影響に鑑み、慎重に検討すべきであり、特に人件費の削減は、人員配置の実態にも鑑み行うべきではない。

○ 減価償却費加算の地域区分について、保育所等整備交付金制度と同様に区分を見直すべき。

【処遇改善や事務負担軽減等、人材の確保に関する主な事項】

- 更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべき。
- 処遇改善等加算について、賃金改善の基準年度の取扱いを含め、事務負担の軽減を図る観点から見直しを検討すべき。
- 夜間保育所のより安定した経営の構築に向け、夜間保育加算を拡充すべき。
- 離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関する実態把握や対応策の検討に着手すべき。

【教育・保育の質の向上に関する主な事項】

- 職員配置基準の改善については、「0.3 兆円超」の安定的な財源の確保と併せて引き続き検討すべき。
- チーム保育推進加算(※保育所)・栄養管理加算(※保育所・認定こども園・幼稚園)の充実については、必要となる財源の確保と併せて検討すべき。
- 給食実施加算(※認定こども園・幼稚園)については、園として必要となる費用に応じた内容となるよう加算適用の在り方を見直すとともに、きめ細かな栄養・衛生管理等の下で調理し給食を実施する場合の加算単価の充実を検討すべき。
- 主幹教諭等専任加算(※認定こども園・幼稚園)について、継続的な幼少連携など教育・保育の質の向上に資する取組によっても取得できるよう要件を弾力化すべき。
- 施設関係者評価加算(※認定こども園・幼稚園)について、学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、自己評価の実施を前提に、公開保育の取組と一体的な実施に対する一層の支援に向け、検討すべき。

【終わりに】

- 制度全般に対する見直しは第 3 期の子ども・子育て支援事業計画期間との関係性も考慮し、5 年後を目途として行うべき。
- 公定価格の次回の全般的な見直し及び経営実態調査は、制度全般の見直しにあわせて 5 年後に実施することとし、それまでの間における中間的な見直しの実施についても引き続き検討すべき。

➤ 2019.12.26 企業主導型保育事業の助成決定後(平成 28 年度～30 年度分)の状況について

- ▶ 12 月 26 日、公益財団法人児童育成協会は平成 28 年度～30 年度分の企業主導型保育事業の助成決定後の状況について公表した。
- ▶ 平成 28 年度～30 年度に助成決定を受けた全施設(4,089 施設)のうち、開設取りやめ、取消し、休止等が行われた施設、また整備費の助成決定から 1 年以上経過しても運営開始していない施設について、その理由や状況等について令和元年 10 月 31 日時点で確認した結果。
- ▶ 助成決定後に、事業者が申請を取り下げ、事業を取りやめたものが 239 施設あったほか、助成金の不正受給を理由に助成決定を取り消したものが 16 施設、事業譲渡が 46 施設(破綻、民事再生)、休止が 16 施設であった。また、整備費の助成決定から 1 年以上経過しても運営開始していない施設は 11 施設あった。

➤ 2019.11.29 「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定

- ▶ 11 月 29 日、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。
- ▶ 平成 26 年 8 月に閣議決定した「子供の貧困対策に関する大綱」を改定するもので、本年 8 月に取りまとめられた子供の貧困対策に関する有識者会議における提言等を踏まえたもの。

<子供の貧困対策に関する大綱のポイント>(抜粋)

【目的】 現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す

子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

【基本の方針】

- ①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
- ②支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮

③地方公共団体による取組の充実

【指標】 ひとり親の世紀雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加(指標数25→39)

【指標の改善に向けた重点施策(主なもの)】

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
- 真に支援が必要な低所得世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施
- 妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援
- 生活困窮家庭の親の自立支援
- ひとり親への就労支援
- 児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進

➤ 2019.11.25 企業主導型保育事業点検・評価委員会(第1～10回)開催
～2021.3.29

- ▶ 内閣府は令和元年11月25日～令和3年3月29日に、企業主導型保育事業点検・評価委員会(第1～10回)を開催した。
- ▶ 本委員会は2018年に企業主導型保育事業の補助金不正受給が発生したことから、「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」の後継の委員会として、国及び国の補助事業者として企業主導型保育事業に要する経費を補助する事業の実施主体となる機関が適切な役割分担を図りながら事業を効果的・安定的に運営していく実施体制の構築に資することを目的に開催しているもの。
- ▶ 委員会では、経費を補助する事業の実施主体の公募を行ったが、2020年3月6日の第5回委員会において児童健全育成財団が再任されたため、「新規募集における審査基準」や「指導・監査方針」「企業主導型保育事業における情報公開」等について協議が行われ、継続して事業の質の確保への取り組みが行われている。

➤ 2019.10.11 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ公表

- ▶ 10月4日、第9回困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会が開催され、検討会中間まとめについて協議され、11日に公表された。
- ▶ 中間まとめで示された、新たな制度の「基本的な考え方」では、女性が男性に比べ、性差に起因して社会的にさまざまな困難な問題に直面する場面が多く、複合的な課題を抱えることが多いことは国際的な共通認識であり、人権擁護の観点からも、困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要であることを指摘している。
- ▶ そして、売春防止法に基づく「要保護女子」としてではなく、多様化する困難な問題を抱える女性を対象として、相談から保護・自立支援までの包括的な支援を提供できるようにすることが必要とされており、本人の状況や希望に応じた伴走型支援をめざし、施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなどニーズに応じて必要な支援が行えるような制度としていくことが求められている、としている。
- ▶ なお、未成年の若年女性に対しては、児童相談所とも情報共有や連携のうえ支援していくことが必要であり、女性に同伴する児童についても、児童福祉法に基づく支援を含め適切な支援が受けられるよう支援の対象としての位置付けの明確化を図る必要があるとしている。
- ▶ 取りまとめでは、今後は、基本的な考え方に沿って、DV法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ具体的な制度設計等が進められ、できるだけ早く実現していくことを期待している。

➤ 2019.9.27 外国籍の子ども19,654人が不就学の可能性

- ▶ 9月27日、文部科学省は、国内にいる外国籍の子ども19,654人が、小中学校などに通っていない不就学の可能性があることを発表した。住民登録されている約124,000人の16%に上る。外国人労働者の受け入れ拡大で今後、外国籍の子どもが増える可能性もあり、初めて調査を実施したもの。
- ▶ 全区市町村教育委員会を対象に2019年5月1日時点で小中学生にあたる外国籍の子どもの就

学状況を調べた。19,654 人のうち 1,000 人が、住民登録されている自治体の小中学校や外国人学校に在籍しておらず、多くが自宅にいるとみられる。18,654 人は、就学状況が不明で、学校に通わず自宅にいたり、外国人学校に通ったりしている可能性がある。このほか約 3,000 人が、既に出国しているか他の自治体に転居していた。

- ▶ 都道府県別では、東京都の 7,898 人が最多で、神奈川県(2,288 人)、愛知県(1,846 人)、千葉県(1,467 人)、大阪府(1,457 人)と続いた。
- ▶ 外国籍の子どもは義務教育の対象外だが、国際人権規約に基づき、保護者が公立小中学校への就学を希望する場合、各教育委員会などで受け入れ、日本人と同じ教育を受ける機会を保障している。
- ▶ 文科省は今後、自治体に就学状況の実態把握を求めるとともに、就学機会の確保のため、先進的な取り組み事例を周知する。

➤ 2019.9.10 法制審議会民法(親子法制)部会(第 2 回):懲戒権に関する規定の見直し

- ▶ 9 月 10 日、法制審議会民法(親子法制)部会第 2 回会議が開催され、懲戒権に関する規定の見直しについて協議された。
- ▶ 本部会は、令和元年 6 月 19 日に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならないこととされたことを受けて、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方のガイドライン等の作成・普及等に向けて検討を行っている。
- ▶ 第 2 回では、懲戒権に関する規定の見直しについて、論点が示された。

【懲戒権に関する見直しの方向性】

○①懲戒権に関する規定を削除する、②懲らしめ、戒めるという「懲戒」の文言を改める、③民法においても親権者の体罰禁止を明文で定めるなど懲戒権の行使として許されない範囲を更に明確化するということが考えられるが、これらの方向性を組み合わせることや、その他の方向性を含め、懲戒権に関する規定の見直しの在り方について、どのように考えるか。

【民法第 820 条との関係の整理】

○懲戒権に関する規定を削除する場合には、併せて、居所指定権に関する規定及び職業許可権に関する規定を削除することについて、どのように考えるか。

【民法第 820 条の改正】

○民法第 820 条の規定について、義務の側面をより強調するように規定振りを改めることについて、どのように考えるか。

➤ 2019.8.7 子供の貧困対策に関する有識者会議「今後の子供の貧困対策の在り方について」公表

- ▶ 8 月 7 日、子供の貧困対策に関する有識者会議は、報告書「今後の子供の貧困対策の在り方について」をとりまとめ公表した。
- ▶ 「子供の貧困対策」に関する新たな大綱について、①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援、②地方公共団体による取組の充実、③支援が届かない、または届きにくい子供・家族への支援、の 3 つの視点を踏まえ、盛り込むべき事項を検討するよう提言している。
- ▶ また、子供の貧困に関する新しい指標として、滞納経験や困窮経験、頼れる相手の有無、ひとり親家庭の親の正規職員の割合等が示された。

➤ 2019.7.19 第 48 回社会保障審議会児童部会:今後の子ども家庭行政における主要課題

- ▶ 7 月 19 日、第 48 回社会保障審議会児童部会が開催された。
- ▶ 社会保障審議会児童部会専門委員会の議論の状況及び今後の予定、最近の子ども家庭行政の動向、今後の子ども家庭行政における主要課題等について報告された。

＜社会保障審議会児童部会専門委員会の議論の状況及び今後の予定＞（抜粋）

【子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会】

- 本年10月からの幼児教育・保育の無償化を契機として、いわゆるベビーシッターの質の確保・向上を図っていく必要があり、ベビーシッターの資格・研修受講に関する基準を創設することとし、同基準の在り方や指導監督の方法などを検討するため、3月以降、専門委員会において議論。
- 5月に資格・研修受講に関する基準を専門委員会としてとりまとめ、指導監督基準を改正。
- その後の専門委員会での議論を踏まえ、7月に議論をとりまとめ。今後、とりまとめの内容を踏まえ、指導監督基準の改正等を実施。

【社会的養育専門委員会】

- 6月19日に成立した、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の附則の検討規定に基づき、児童福祉に関し、専門的な知識・技術を必要とする者についての資格の在り方その他資質の向上策等について、ワーキンググループを設置し検討予定。

【社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会】

- 第15次報告のとりまとめに向け検証中。（平成30年11月以降5回開催）

【遊びのプログラム等に関する専門委員会】

- 平成27～30年度までの専門委員会での議論の経過を踏まえ、平成30年9月に「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について」（報告書）をとりまとめた。
- 専門委員会が作成した「児童館ガイドライン」（案）を踏まえ、平成30年10月に厚生労働省より改正「児童館ガイドライン」を自治体宛に通知。
- 今後、報告書に基づき、年1～2回程度、全国の児童館での遊びのプログラムの取り組み状況についての情報収集や検証・評価等を行う。

➤ 2019.6.19 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案 参議院可決、成立

- ▶ 6月19日、子どもへの体罰禁止などを柱とした児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案が、参議院で可決、成立した。
- ▶ 親権者や児童福祉施設長等による体罰行為を禁止するとともに、児童相談所において、子どもの一時保護と保護者支援を行う職員を分けることや、医師・保健師を各1人以上配置するなどの体制強化を図ることとされた。

➤ 2019.6.12 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案 参議院可決、成立

- ▶ 6月12日、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が、参議院本会議で可決、成立した。これまで都道府県に努力義務として課していた子どもの貧困対策に関する計画策定を、市区町村にも広げる。
- ▶ 「子供の貧困対策大綱」に、貧困状況の子どもや保護者の意見を反映させ、関連政策の検証と評価の仕組みを整備すると規定。生活保護世帯の子どもの大学進学率と、ひとり親世帯の貧困率の2指標を大綱に明記するよう求めている。

➤ 2019.6.7 民法等の一部を改正する法律案 参議院可決、成立：特別養子縁組原則15歳未満に引き上げ

- ▶ 6月7日、民法等の一部を改正する法律案が、参議院本会議で可決、成立した。特別養子縁組の対象年齢を原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げる。公布から1年以内に施行される。
- ▶ 特別養子縁組は虐待や貧困などが原因で適切な養育を受けられない子の救済を目的とし、普通養子とは違い、実父母との親子関係はなくなる。特別養子縁組の成立件数は近年、年間500～600件程度で推移している。改正法は、民法の規定で15歳になると各種手続きで本人の意思が尊重されることなどを踏まえ、対象年齢の上限を定めた。15～17歳の縁組も、本人の同意などを条件に例外的に認められる。

➤ 2019.5.10 幼児教育・保育を無償化する子ども・子育て支援法改正案 参議院で可決、成立

- ▶ 5月10日、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案は、衆議院の内閣委員会における附帯決議、衆議院本会議での可決を経て、令和元年5月10日、参議院本会議において可決成立した。
- ▶ 10月の消費税率の引き上げにあわせて、幼児教育・保育の無償化が実施される予定。

＜子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)の概要＞

本案は、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念の追加

子ども・子育て支援の内容及び水準は、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならないものとする。

二 子育てのための施設等利用給付の創設

- 1 子育てのための施設等利用給付を創設し、その支給に係る施設等として、子どものための教育・保育給付の対象外の幼稚園、認可外保育施設等を市町村が確認するものとする。
- 2 市町村が認定した三歳から五歳までの子供又は零歳から二歳までの住民税非課税世帯の子供が対象施設等を利用した際に要した費用について、その保護者に対し、施設等利用費を支給するものとする。
- 3 施設等利用費の支給に要する費用は、原則として、市町村が支弁することを基本とし、国はその二分の一を、都道府県はその四分の一を負担するものとする。なお、平成三十一年度に限り、都道府県及び市町村の負担相当分について、全額国費で補填する措置を講ずるものとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成三十一年十月一日から施行するものとする。
- 2 この法律の施行に伴う必要な経過措置について定めるものとする。
- 3 その他関係法律について、所要の規定の整備を行うものとする。

＜子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院 内閣委員会)＞

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 待機児童に関する問題の早急な解消、保育士の配置基準の改善その他の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。
- 二 保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、保育等従業者の賃金その他の保育等従業者の処遇の改善について、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。
- 三 保育士及び保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していないものについて職業紹介を行う体制の整備及び充実等教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 四 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付について、安定した財源を確保しつつ、零歳から二歳までの保育の必要性がある子ども全てが対象となるよう検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 五 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であって学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

➤ 2019.3.18 企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告 公表

- ▶ 3月18日、企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会の4回にわたる検討を経て、検討会報告が公表された。

<検討会報告 ※今後の方向性、抜粋>

- 保育事業者設置型の新規参入は、自治体における認可保育所の事業者の選定例を参考に、一定の事業実績(5年以上)のある者に限るべきである。単独設置型・共同設置型・共同利用型の設置者が、今後、保育事業者へ委託する場合も同様とする。
- 保育事業者設置型については、定員20名以上の施設は、保育士割合を75%以上(現50%以上)に上げるべきである。本事業の既存施設には、3年程度の経過措置を設けることが適当である。
- 平成31年度以降の企業主導型保育事業の実施体制については、国と実施機関(※現行は、公益財団法人児童育成協会)との役割分担を明確にしつつ、実施機関に求められる役割とその要件を整理すべきである。本年夏を目途にあらためて国において本事業の実施機関を公募し、選定することが適当である。平成31年度分の新規の企業主導型保育事業の実施施設の募集については、選定された実施機関のもとで、実施されることとなる。

8. 生活困窮・生活保護

➤ 2021.6.2 生活保護の被保護者調査(令和3年3月分概数)の結果

- ▶ 厚生労働省は、被保護者調査(令和3年3月分概数)の結果を公表した。
- ▶ 令和2年度分の調査結果が出揃い、令和2年度の申請件数(228,081件)、及び利用開始世帯数(202,856世帯)は、平成21年度以降、11年ぶりに増加に転じたことが明らかになった。

<生活保護の被保護者調査(令和3年3月分概数)の結果 概要>

	令和3年3月	前年同月		前月	
		対前年 同月差	対前年同 月伸び率	対前月差	
1. 被保護実人員(保護停止中を含む。)					
総数	2,053,268	2,066,650	(-13,382)	(-0.6%)	2,047,778
保護率(人口百人当)	1.64%	1.64%			1.63%

※保護率の算出は、当月の被保護実人員を同月の総務省「人口推計(概算値)」で除した。

2. 被保護世帯数(保護停止中を含む。)					
総数	1,641,536	1,635,200	(6,336)	(0.4%)	1,637,143

		令和3年3月		前年同月		前月	
		対前年 同月差	対前年同 月伸び率	対前月差		対前月差	
3. 世帯類型別世帯数及び割合(保護停止中を含まない。)							
総数		1,634,374		1,627,678	(6,696)	(0.4%)	1,629,774
		構成割合					
世帯 類型 別 内 訳	高齢者世帯	911,167	55.8%	906,027	(5,140)	(0.6%)	899,632
	(内訳)						
	単身世帯	837,973	51.3%	830,240	(7,733)	(0.9%)	827,440
	2人以上の世帯	73,194	4.5%	75,787	(-2,593)	(-3.4%)	72,192
	高齢者世帯を除く世帯	723,207	44.2%	721,651	(1,556)	(0.2%)	730,142
(内訳)	母子世帯	72,362	4.4%	77,307	(-4,945)	(-6.4%)	75,556
	障害者・傷病者世帯計	403,163	24.7%	403,183	(-20)	(-0.0%)	407,003
	その他の世帯	247,682	15.2%	241,161	(6,521)	(2.7%)	247,583

4. 保護の申請件数、保護開始世帯数					
申請件数	22,839	21,030	(1,809)	(8.6%)	17,424
保護開始世帯数	20,336	18,713	(1,623)	(8.7%)	16,518

- ・被保護実人員は2,053,268人となり、対前年同月と比べると、13,382人減少(0.6%減)。
- ・被保護世帯は1,641,536世帯となり、対前年同月と比べると、6,336世帯増加(0.4%増)。
- ・保護の申請件数は22,839件となり、対前年同月と比べると、1,809件増加(8.6%増)。
- ・保護開始世帯数は20,336世帯となり、対前年同月と比べると、1,623世帯増加(8.7%増)。

➤ 2021.6.1 内閣官房「孤独・孤立対策担当室」政策参与に村木厚子氏(元厚生労働省事務次官)ら就任

- ▶ 6月1日付で、村木厚子氏(厚生労働省元事務次官)、大西連氏(認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長)が内閣官房「孤独・孤立対策担当室」の政策参与に就任した。

➤ 2021.5.31 第3回 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議

- ▶ 5月31日、「第3回 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」(議長:坂本 哲 孤独・孤立対策担当大臣)が開催された。
- ▶ 会議では、有識者へのヒアリング結果の概要が提示されるとともに、実態把握のための全国調査やホームページ改編等、孤独・孤立問題全般に関する議事のほか、ヤングケアラー支援、ひきこもり支援等についても報告・協議された。
- ▶ 孤独・孤立の実態把握のための全国調査については、本年度中の実施に向けて、有識者・NPO法人

等からのヒアリング等を通じた意見・ニーズ等の収集・集約を実施し、その後研究会を設置して具体的な調査内容等を検討する予定であることが示された。調査事項の設定にあたっては、英国の取組も参考とする方針。

- ▶ 孤独・孤立対策のホームページ改編については、孤独・孤立に悩む人の目線に立ち、情報提供の手法や利便性の観点からの向上を図るために必要な視点等を整理するため、相談支援を行っているNPO や検索事業者等の有識者で構成する「孤独・孤立対策ホームページ企画委員会」を新たに設置することが報告された。改編したホームページは企画委員会での協議を経て、8 月頃に公開される予定。
- ▶ 会議では、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」(計 4 回開催) とりまとめ、厚生労働省におけるひきこもり支援施策について情報共有された。また、国の災害用備蓄食品の提供に関するポータルサイト(農林水産省設置)についても報告された。

【会議配布資料より抜粋】

孤独・孤立の実態把握のための今後の取組について ～「孤独・孤立の実態把握に関するタスクフォース」における検討の取りまとめ～ 令和3年5月 内閣官房孤独・孤立対策担当室		資料 1 - 1
<p>1 関連統計調査等の整理・公表</p> <p>○各府省が実施している孤独・孤立の実態把握に関連する統計調査等について、「調査対象」、「孤独・孤立に関する主要調査項目」、「調査結果の所在 (URL)」等の情報を整理・公表 (現在71種類・今後随時更新)</p>	<p>2 全国調査の実施</p> <p>○孤独・孤立の全体像の概括的把握のための全国調査を本年度中に実施 ※一般統計調査として総務大臣から承認を得る予定。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">全国調査 (素案) ※有識者等で構成する研究会を設けて確定</p> <p>①調査対象：全国・全世代の個人を対象 (対象年齢の下限につき要検討)</p> <p>②調査方法：統計的な手法で抽出した個人に調査票を郵送 (2万人程度) → 郵送又はWEBフォームにより回答</p> <p>③調査事項： [孤独に関する事項] 孤独感 (英国の取組、UCLA尺度等を参考)、孤独を感じようになった出来事・契機、対処方法 (家族等に相談したか等) 等 [孤立に関する事項] 社会的交流 (家族・友人等との接触状況等)、社会的サポート (他人からの/他人への支援状況)、社会参加 (活動への参加状況) 等 [その他関連項目] 心身や生活面の不調・悩みの有無、支援策の認知度・支援策の利用意向、情報通信機器・SNS等の利用状況 等 [属性情報] 年齢、性別、配偶者の有無 (離死別を含む)、家族構成 (同居人の有無等)、教育・就業状態、居住形態 (住居の建て方、持ち家か否か等)、世帯の年間収入 等</p> <p>④調査期間：令和3年12月～令和4年1月 (予定) ※結果公表 (3月)</p> </div> <p>○上記のほか、現に孤独・孤立の状態に陥っている人々に対し、支援を実施しているNPO等を通じてアンケート等を実施</p>	
<p>3 関連統計調査等における対応</p> <p>○各府省の統計調査等について、全国調査をベンチマークとした把握・分析ができるよう、必要に応じ調査項目等を見直し</p> <p>○各府省の統計調査等において、「単身者 (単身世帯)」等に着目した特別集計の実施等により、孤独・孤立の把握・分析を強化</p> <p>← 対応可能なものは今年度から実施し、それ以外のは今後の調査設計などのタイミングに合わせ、順次実施</p>		
<p>孤独・孤立の実態を的確に把握 各府省の政策分野におけるEBPMやPDCAサイクルに反映</p>		

➤ 2021.5.28 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」(仮称)

- ▶ 5月28日、厚生労働省は、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯(注)で一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」(仮称)を支給することを公表した。

(注)特例貸付について、総合支援資金の再貸付まで借り終わった世帯(3月以前に総合支援資金(初回)を申請した世帯は最大200万円)や、再貸付について不承認とされた世帯

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」(仮称)について

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされた、といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」(仮称)を支給する。
 - 対象：緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯(注)で、以下の要件(住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象)を満たすもの
 - (注)借入額が限度額に達している世帯(本年3月以前に総合支援資金(初回)を申請した世帯は最大200万円)や、再貸付について不承認とされた世帯。生活保護世帯は除く。
 - ・ 収入：①市町村民税均等割非課税額の1/12+②住宅扶助基準額
(例：東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円)
 - ・ 資産：預貯金が①の6倍以下(ただし100万円以下)
 - ・ 求職等：ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請
 - 支給額(月額)：生活扶助受給額(1世帯あたり平均額)を基に設定
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円
 - ※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。
 - 支給期間：7月以降の申請月から3か月(申請受付は8月末まで)
 - 実施主体：福祉事務所設置自治体

➢ 2021.4.28 ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果 公表

- ▶ 4月28日、厚生労働省は、令和3年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査(目視による概数調査)結果を公表した。本調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)等に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、毎年、各自治体の協力を得て行っているもの。

【調査結果のポイント】

1. ホームレスが確認された自治体は、250市区町村であり、前年度と比べて5市区町村(▲2.0%)減少している。
2. 確認されたホームレス数は、3,824人(男性3,510人、女性197人、不明117人)であり、前年度と比べて168人(▲4.2%)減少している。
3. ホームレス数が最も多かったのは大阪府(990人)である。次いで多かったのは東京都(862人)、神奈川県(687人)である。なお、東京都23区及び指定都市で全国のホームレス数の8割弱を占めている。
4. ホームレスが確認された場所の割合は、前年度から大きな変化は見られなかった。
(「都市公園」25.5%、「河川」23.9%、「道路」20.3%、「駅舎」5.6%、「その他施設」24.7%)

【調査概要】

- ・調査方法：市区町村による巡回での目視調査
- ・調査対象：法第2条に規定するホームレス(都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者)
- ・調査実施時期：令和3年1月

➤ 2021.4.28 「ひとり親自立支援パッケージ」策定

- ▶ 4月28日、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大で、特に厳しい状況にあるひとり親について、安定した就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につなげることを目的に「ひとり親自立促進パッケージ」を策定した。
- ▶ 厚生労働省では、「ひとり親自立促進パッケージ」を踏まえ、今後、ひとり親に対して確実に支援情報を届け、個々人のニーズに応じて支援メニューを組み合わせながら、ワンストップで寄り添い型の支援を実施する方針。

【パッケージのポイント】

(1) 高等職業訓練促進給付金(月10万円)の拡充

- ・対象訓練の期間:1年以上から6か月以上に緩和(※)
- ・対象資格:看護師等の国家資格に加え、デジタル分野等の民間資格に拡大

※「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第141号)」が令和3年4月23日から施行されることに伴い開始

(2) 償還免除付の住宅支援資金貸付の創設

- ・住居の借上げに必要な資金を無利子で貸し付け(月上限4万円×12か月)
- ・1年間継続して就労した場合は一括償還免除

➤ 2021.4.27 第38回 社会保障審議会生活保護基準部会

- ▶ 4月27日、第38回社会保障審議会生活保護基準部会が開催され、5年に1回の生活扶助基準の検証に向けた検討が開始された。同部会は、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、生活保護基準の定期的な評価・検証について審議を行う専門の部会として設置されているもの。
- ▶ これまでの経過としては、前回の検証(平成29年)における指摘を踏まえ、平成30年度から社会・援護局長の下での私的検討会として「生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会」が設置・開催されている(令和2年度末までに計7回開催)。同局長検討会では、第38回からの次期基準部会開催に向けて、生活扶助基準における新たな検証手法の改善・開発に向けた課題と論点の整理が行われた。
- ▶ 第38回部会では、はじめに部会長選出及び部会長代理指名が行われ、部会長に小山隆士委員(一橋大学経済研究所教授)が選出、部会長代理には栃本一三郎委員(上智大学総合人間科学部教授)が指名された。その後、今後の検討に向けて、生活保護基準の検討に係る課題(案)等について議論された。
- ▶ 部会では、令和4年末の報告書のとりまとめに向け、令和3年度末までに生活扶助基準の検証の準備・関連事項の整理、級地区分の検証、生活扶助以外の検証の課題整理等が行われ、その後、生活扶助基準の検証(モデル世帯の検討、新たな検証手法についての検討、消費実態に基づく検証等)が実施される予定である。

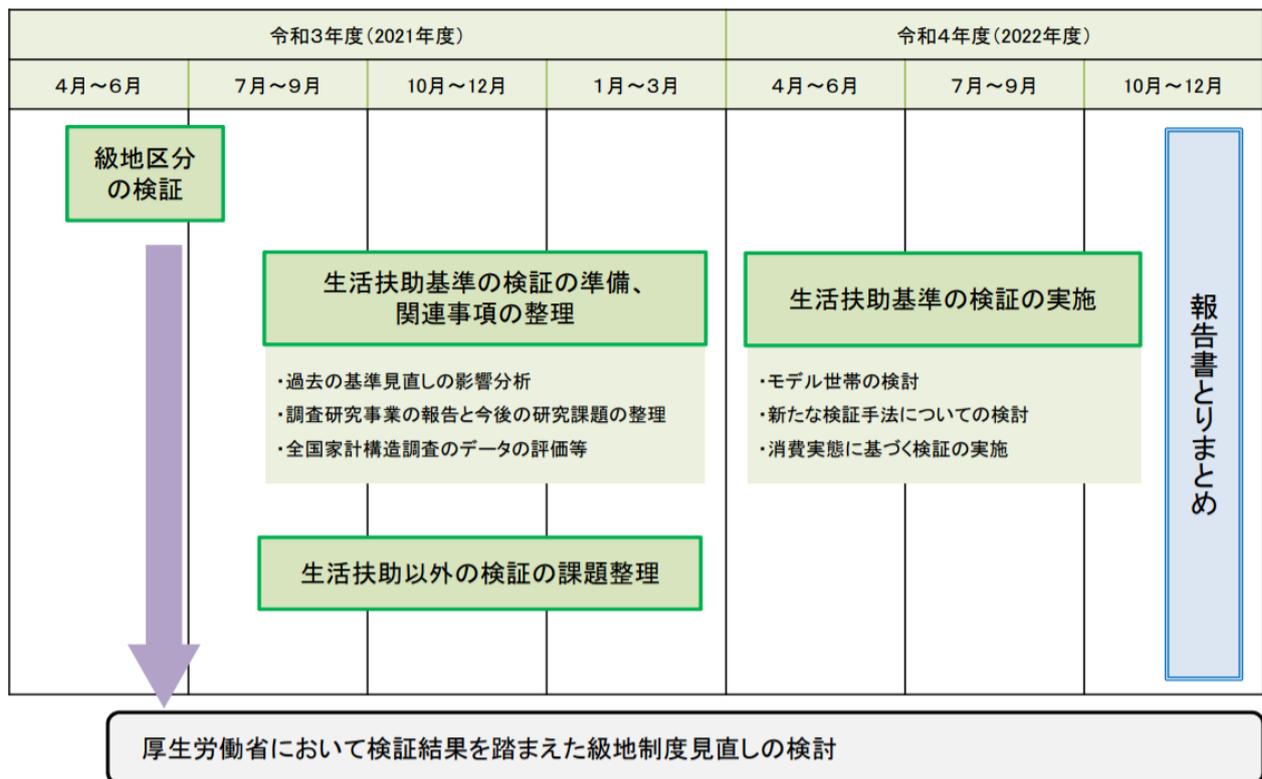
《生活保護基準の検証に係る検討事項(案)》

(1) 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

- ア 2019年全国家計構造調査のデータに基づいた検証方法について
- イ 水準の検証に用いるモデル世帯について
- ウ 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映について
 - ・ 新型コロナウイルス感染症による影響等の評価

- エ 新たな検証手法の開発等について
- (2)生活保護基準の体系に関する検証
 - ア 生活保護基準における級地区分の検証について
 - イ 生活扶助基準の第1類・第2類の区分の検証について
- (3)前回(平成29年)検証後の生活保護基準見直しの影響分析
 - ア 生活扶助基準(本体)の改定の影響分析
 - イ 有子世帯の扶助・加算見直しの影響分析
- (4)その他
 - ア 生活扶助以外の扶助や加算等の検証について
 - イ その他検討が必要とされる事項

今後の生活保護基準部会のスケジュール(案)



※ 本スケジュール(案)は、今後の議論の状況等を踏まえ、変更があり得ること留意が必要。

➤ 2021.4.23 第2回 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議

- ▶ 4月23日、「第2回 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」(議長:坂本 哲 孤独・孤立対策担当大臣)が開催された。
- ▶ 会議では、はじめに、孤独・孤立対策を見える化し全体像を整理することが重要との認識のもと、現時点で各省庁が実施している関連施策について、様々なライフステージや生活環境ごとに対応させた整理が共有された。今後の方向性としては、制度のはざまとなっている課題、施策のさらなる充実・強化について、さらに検証を進める必要があると確認された。
- ▶ その後、3つのタスクフォース(①ソーシャルメディアの活用に関するタスクフォース、②孤独・孤立の実態把握に関するタスクフォース、③孤独・孤立関係団体の連携支援に関するタスクフォース)の検討状況が報告された。②孤独・孤立の実態把握に関するタスクフォースに関しては、孤独・孤立の実態把握を目的とした全国調査の骨子案が示され、実施に向けて有識者等からのヒアリングと骨子案の具体化をさらに進めるとされた。
- ▶ 最後に、国の災害用備蓄食品の有効活用について報告された。

➤ 2021.3.31 住宅セーフティネット制度：ひとり親世帯向けシェアハウスの基準 新設

- ▶ 3月31日、国土交通省は、高齢者や障害者、子育て世代等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給の促進を目的とした「住宅セーフティネット制度」について、セーフティネット登録住宅の基準に、新たにひとり親世帯向けシェアハウスの基準を設けた。新たな基準は令和3年4月1日より施行。
- ▶ 従来セーフティネット住宅の登録基準のうち、シェアハウスについては単身世帯向けの基準のみが規定されていたが、近年ひとり親世帯が入居可能なシェアハウスへのニーズが高まり、一定の事例が蓄積されたことから、今回基準が新たに加えられることとなった。

➤ 2021.3.12 第1回 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議

- ▶ 3月12日、社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため、「第1回 孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」(議長：坂本 哲 孤独・孤立対策担当大臣)が開催された。
- ▶ 会議では、孤独・孤立対策の当面の柱について、3つのタスクフォースを立ち上げることが報告され、そこでの検討もふまえ報告をまとめる。また、検討結果は今夏の「骨太の方針」に盛り込む方針。

<3つのタスクフォースの概要>

①ソーシャルメディアの活用に関するタスクフォース

- ・これまで指摘されているソーシャルメディア利用に関する問題点を踏まえつつ、孤独・孤立の問題や自殺防止対策に対応していく観点から、効果的な方策を提示するため、ソーシャルメディア関係者及び行政側によりタスクフォースを編成して共同して作業を行う。必要に応じてアドバイザーより意見を聴取する。
- ・タスクフォースにおいては、これまで指摘されているソーシャルメディア利用に関する問題点を踏まえつつ、ソーシャルメディアの利用者に対する適切な情報提供支援方策、相談体制の充実と連携強化、事業者とNPO法人との連携推進等について検討を行う。

②孤独・孤立の実態把握に関するタスクフォース

- ・孤独・孤立をめぐる問題や社会調査に関して学識経験を有する者、各行政分野において孤独・孤立の把握に資する統計・データを作成している関係府省等で構成するタスクフォースを編成する。
- ・タスクフォースにおいては、「孤独」「孤立」をどのように捉えるのか考え方を整理した上で、孤独・孤立に係る実態把握の現状と課題の洗い出し、今後の取組等について検討を行う。

③孤独・孤立関係団体の連携支援に関するタスクフォース

- ・内閣官房(孤独・孤立対策担当室)を中心に、NPO等民間団体の支援策を講じる関係省庁で構成するタスクフォースを編成する。
- ・タスクフォースでの検討に当たっては、必要に応じて学識経験者、NPO等の団体との意見交換等を行い、連携支援の取組を深化させていく。

➤ 2021.3 令和2年度 生活困窮者自立支援制度の実施状況

- ▶ 3月、令和2年度の社会・援護局関係主管課長会議の資料が公表された。

<生活困窮者自立支援制度の推進について(概要)>

○現状・課題

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方々へ必要な支援を行うため、下記をはじめとする取組を進めてきた。

①生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金等について、低所得世帯の要件等を緩和した特例貸付の実施

②住居確保給付金について、離職・廃業等により、住居を失うおそれがある方への支給の着実な実施

③急増する相談ニーズに対応するための自立相談支援機関の相談員の加配

・さらに先般、緊急事態宣言の延長等を踏まえた経済支援策として、下記をはじめとする支援の拡充を行った。

①緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了となった方を対象として、総合支援資金の再貸付の実施

②緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税が確認できた場合に一括免除の実施

③住居確保給付金の支給が終了した方に対して、3か月の再支給を可能とすること

・新型コロナウイルス感染症や経済情勢等を踏まえつつ、引き続き、自立に向けた継続的な支援が求められる。

○令和3年度の取組

・令和3年度は、活困窮者自立支援制度による支援の充実を目的として、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援制度の機能強化を進める。また、支援の充実のため、就労準備支援事業等の完全実施に向け、引き続き、特に重点的な支援が必要な都道府県を指定した「重点支援」を進める。

・緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金が終了する方に対しては、支援が途切れないよう、社会福祉協議会、自立相談支援機関、ハローワーク、福祉事務所等の連携の下、切れ目ない支援を行う。

➤ 2021.3.3 生活保護の被保護者調査(令和2年12月分概数)の結果

▶ 厚生労働省は、被保護者調査(令和2年12月分概数)の結果を公表した。

		令和2年12月	前年同月		前月	
			対前年 同月差	対前年同 月伸び率	対前月差	
1. 被保護実人員(保護停止中を含む。)						
総数	2,050,391	2,071,257	(-20,866)	(-1.0%)	2,048,675	(1,716)
保護率(人口百人当)	1.63%	1.64%			1.63%	

※保護率の算出は、当月の被保護実人員を同月の総務省「人口推計(概算値)」で除した。

		令和2年12月	前年同月		前月	
			対前年 同月差	対前年同 月伸び率	対前月差	
2. 被保護世帯数(保護停止中を含む。)						
総数	1,638,124	1,637,015	(1,109)	(0.1%)	1,636,411	(1,713)

		令和2年12月	前年同月		前月		
			対前年 同月差	対前年同 月伸び率	対前月差		
3. 世帯類型別世帯数及び割合(保護停止中を含まない。)							
総数		1,630,795	1,629,050	(1,745)	(0.1%)	1,629,081	(1,714)
		構成割合					
世帯 類型 別 内 訳	高齢者世帯	902,410 55.3%	896,348	(6,062)	(0.7%)	902,249	(161)
	(内訳)						
	単身世帯	829,475 50.9%	820,983	(8,492)	(1.0%)	829,047	(428)
	2人以上の世帯	72,935 4.5%	75,365	(-2,430)	(-3.2%)	73,202	(-267)
世帯 類型 別 内 訳	高齢者世帯を除く世帯	728,385 44.7%	732,702	(-4,317)	(-0.6%)	726,832	(1,553)
	(内訳)						
	母子世帯	75,724 4.6%	81,052	(-5,328)	(-6.6%)	75,675	(49)
	障害者・傷病者世帯計	406,083 24.9%	408,668	(-2,585)	(-0.6%)	405,873	(210)
	その他の世帯	246,578 15.1%	242,982	(3,596)	(1.5%)	245,284	(1,294)

		令和2年12月	前年同月		前月	
			対前年 同月差	対前年同 月伸び率	対前月差	
4. 保護の申請件数、保護開始世帯数						
申請件数	17,308	16,253	(1,055)	(6.5%)	19,072	(-1,764)
保護開始世帯数	17,272	16,610	(662)	(4.0%)	16,905	(367)

・被保護実人員は2,050,391人となり、対前年同月と比べると、20,866人減少(1.0%減)。

・被保護世帯は1,638,124世帯となり、対前年同月と比べると、1,109世帯増加(0.1%増)。

・保護の申請件数は17,308件となり、対前年同月と比べると、1,055件増加(6.5%増)。

・保護開始世帯数は 17,272 世帯となり、対前年同月と比べると、662 世帯増加(4.0%増)。

➤ 2020.12.17 第 13 回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会

- ▶ 令和 2 年 2 月 17 日、厚生労働省は、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(第 13 回)を開催し、医療扶助に関する検討会の検討状況について協議を行った。
- ▶ 医療保険におけるマイナンバーカードを利用した資格確認が導入されることを受け、生活保護の医療扶助での対応の必要性について協議した。
- ▶ また、コロナ禍での生活困窮者自立支援への影響について、自立相談支援件数(令和元年度:24.8 万件→令和 2 年4月～9 月:39.2 万件)や住宅確保給付金(令和元年度:4 千件→令和 2 年4月～10 月:11 万件)、緊急小口資金等の特例貸付(令和元年度:1 万件→令和 2 年4月～11 月:133 万件)の件数がそれぞれ増加しており、現場の人手不足や労働環境の改善の必要性などが指摘された。

➤ 2020.11.30 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果(令和元年度)

- ▶ 厚生労働省は、全国の生活困窮者自立支援制度における支援状況調査の集計結果(令和元年度分)を公表した。

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④) (⑤+⑥)/③
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		(就労支援対 象プラン作成 者分(⑤))		(就労支援対 象プラン作成 者分(⑥))		
都道府県 (管内市区町村含む)	144,731	15.4	40,950	4.3	20,044	2.1	15,567	9,571	6,053	3,144	63%
指定都市	63,414	19.3	27,178	8.3	9,587	2.9	5,808	4,439	1,345	957	56%
中核市	40,253	15.5	11,301	4.3	5,800	2.2	3,837	2,707	1,252	789	60%
合計	248,398	16.2	79,429	5.2	35,431	2.3	25,212	16,717	8,650	4,890	61%

各月における支援状況

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④) (⑤+⑥)/③
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		(就労支援対 象プラン作成 者分(⑤))		(就労支援対 象プラン作成 者分(⑥))		
4月分	19,085	14.9	6,389	5.0	2,787	2.2	2,100	1,333	724	385	62%
5月分	21,181	16.6	6,397	5.0	2,835	2.2	1,983	1,258	669	372	57%
6月分	21,257	16.6	7,126	5.6	3,160	2.5	2,168	1,374	697	376	55%
7月分	22,566	17.7	7,275	5.7	3,253	2.5	2,171	1,377	696	401	55%
8月分	19,479	15.3	6,577	5.2	2,840	2.2	2,042	1,339	756	436	63%
9月分	20,871	16.3	6,617	5.2	2,892	2.3	2,105	1,376	752	424	62%
10月分	20,698	16.2	7,054	5.5	3,133	2.5	2,189	1,498	787	470	63%
11月分	18,756	14.7	6,527	5.1	2,909	2.3	2,088	1,388	716	421	62%
12月分	17,530	13.7	6,366	5.0	2,838	2.2	2,252	1,584	840	491	73%
1月分	19,720	15.4	6,123	4.8	2,742	2.1	1,877	1,314	623	384	62%
2月分	19,265	15.1	6,180	4.8	2,860	2.2	1,840	1,236	571	291	53%
3月分	27,990	21.9	6,798	5.3	3,182	2.5	2,397	1,640	819	439	65%
合計	248,398	16.2	79,429	5.2	35,431	2.3	25,212	16,717	8,650	4,890	61%

- ▶ 令和 2 年 3 月は、前年同月との比較で、新規相談受付件数(+7,684)・プラン作成件数(+285)・就労支援対象者数(+446)と大幅に増えており、年度内で比較しても、3 月の新規相談受付件数は大幅に増加していることがわかる。

➤ 2020.10.27 ひきこもり支援施策の推進について 通知・発出

- ▶ 令和2年10月27日、厚生労働省は、市町村における引きこもり支援体制の構築の基礎として、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営について、原則、令和3年度末までに、全ての市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示した通知を発出した。

➤ 2020.3.27 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令 公布

- ▶ 日常生活支援住居施設の認定要件を定めるとともに、基本方針、人員、設備及び運営に関する基準等を定める厚生労働省令について、省令(案)に対するパブリックコメント実施(2月7日～3月7日)を経て、令和2年3月27日に公布された。

<「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」 概要>

○日常生活支援住居施設の認定要件

日常生活支援住居施設は次のいずれの要件にも該当すること。

- ・施設の経営者が、自治体又は法人であること。
- ・無料低額宿泊所であって、経営者が社会福祉事業の経営の制限又は停止を命ずる処分を受けていないこと。
- ・日常生活支援住居施設の人員、設備及び運営に関する基準に従って、将来にわたり適正に事業を運営することができること。
- ・経営者が日常生活支援住居施設の認定の取り消し又は社会福祉事業を經營することの停止命令を受けてから5年を経過しない場合は、認定の対象とはならない。

※ 都道府県知事は、地域における要保護者の分布状況その他の状況からみて、日常生活支援住居施設の認定が必要でないとする場合は認定しないことができる。

○日常生活支援住居施設の位置づけ(入所対象者及び支援の内容)

【対象者】 ・保護の実施機関が、本人の心身の状況、生活歴、生活上の課題、活用可能な社会資源や家族等との関係などを踏まえて、日常生活支援住居施設で支援を行うことが必要と総合的に判断する者であって、入所を希望しているものとする

【支援内容】 ・入所者の生活課題に関する相談、必要に応じた食事等の便宜を供与するとともに、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき、家事等に関する支援、健康管理の支援、金銭の管理の支援、社会との交流その他の支援及び関係機関との連絡調整を行う

○日常生活支援住居施設の人員、設備及び運営に関する基準

【人員基準】

- ・入所者に対して日常生活上の支援を行う「生活支援員」を、常勤換算方法で入所定員15人に対して1名配置する。
- ・生活支援員のうち1名は、「生活支援提供責任者」とする。
- ・生活支援提供責任者は、社会福祉主事任用資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者とする。
- ・生活支援提供責任者は、常勤専従職員として、入所定員が30人を超える毎に1名追加で配置しなければならない。

【運営基準】

- ・日常生活支援住居施設は、入所者の状況、希望する生活や課題等を把握(アセスメント)した上で、支援の方針や支援目標等を記載した個別支援計画を策定し、当該支援計画に基づき、適切な支援を行うこととする。
- ・個別支援計画は、実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上見直しを

行う。

- ・日常生活支援住居施設の基準は、当該省令に規定する基準のほか、無料低額宿泊所の基準の例による。

➤ 2019.8.19 **無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準 公布**

- ▶ 平成 30 年 11 月に国に設置された「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」において、社会福祉住居施設のうち無料低額宿泊所の最低基準について議論が行われた。今般、その基準案について 6 月 7 日から 7 月 6 日までパブリックコメントが行われ、8 月 19 日に、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」が公布された。
- ▶ 基準では、基本方針として「基本的に一時的な居住の場である」ことを条文に明記し、居室の床面積 7.43 ㎡以上(地域の実情により 4.95 ㎡以上)、居室は原則個室(家族同居は可)で地階不可、利用定員 5 人以上、職員の資格要件(施設長…社会福祉主事もしくは経験 2 年以上又は同等以上/職員…社会福祉主事(努力規定))等が規定された。
- ▶ 今後、基準の解釈に係る詳細事項等について通知が発出される予定であり、省令および解釈通知をもとに、法施行日(令和 2 年 4 月 1 日)までに都道府県・指定都市・中核市が条例により基準を定めることとなる。

➤ 2019.8.2 **自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果 公表**

- ▶ 令和元年 8 月 2 日、自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果が公表された。令和元年 5 月時点で、128 の自治体が概ね過去 10 年間に実施したひきこもり状態にある者の実態等に関する調査について厚生労働省がとりまとめたもの。
- ▶ 公表されている 43 自治体の調査結果について、各調査の定義に基づいたひきこもり状態にある者の該当数、出現率、推計数等が報告された。
- ▶ なお、出現率等を算出する際の母数となる人口は、算定方法が自治体ごとに異なり、また、調査方法や調査対象であるひきこもり状態にある者の定義が自治体ごとに異なるため、調査結果(人数)を自治体間で単純に比較することはできないとしている。

➤ 2018.10.1 **生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行**

- ▶ 平成 30 年 10 月 1 日、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が施行された。(一部は、平成 31 年 4 月 1 日、32 年 4 月 1 日、33 年 4 月 1 日等、施行)
- ▶ 施行されたのは、以下の項目(全体の概要から抜粋)。

1. 生活困窮者の自立支援の強化(生活困窮者自立支援法)

- (1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
 - ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
 - ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
 - ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化(生活保護法、社会福祉法)

- (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
 - ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化
 - (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例
- ▶ 10 月 1 日の施行に先立って、9 月 4 日に「生活保護関係全国係長会議」が開催され、改正内容に

係る周知が行われた。

➤ 2018.7.13 ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果 公表

- ▶ 平成 30 年 7 月 13 日、厚生労働省は、平成 30 年 1 月に実施したホームレスの実態に関する全国調査(目視による概数調査)結果を公表した。本調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成 14 年法律第 105 号)等に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、毎年、各自治体の協力を得て行っているもの。

【全国調査(概数調査)結果 概要】

1. ホームレスが確認された自治体は、300 市区町村であり、前年度と比べて 8 市区町村(▲2.6%)減少している。
2. 確認されたホームレス数は、4,977 人(男性 4,607 人、女性 177 人、不明 193 人)であり、前年度と比べて 557 人(▲10.1%)減少している。
3. ホームレス数が最も多かったのは東京都(1,242 人)である。次いで多かったのは大阪府(1,110 人)、神奈川県(934 人)である。なお、東京都 23 区及び指定都市で全国のホームレス数の約4分の3を占めている。
4. ホームレスが確認された場所の割合は、前年度から大きな変化は見られなかった。
(「都市公園」22.7%、「河川」31.0%、「道路」18.0%、「駅舎」4.9%、「その他施設」23.4%)

9. 人材確保等

➤ 2021.6.1 「令和2年労働災害動向調査」公表

- ▶ 6月1日、厚生労働省は、令和2年労働災害動向調査を公表した。本調査は、主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的としている。
- ▶ 調査結果の概要(一部抜粋)は、以下の通り。

1 事業所調査(事業所規模100人以上)における労働災害の状況

(1) 調査産業計における労働災害の状況

令和2年の労働災害の状況を調査産業計でみると、度数率が1.95(前年1.80)、強度率が0.09(同0.09)、死傷者1人平均労働損失日数が44.5日(同52.3日)となっている。

前年と比べ、度数率は上昇し、強度率が横ばい、死傷者1人平均労働損失日数は減少した。また、不不休害度数率は3.62(同3.72)となっている。(第1-1図、第1表)

なお、無災害事業所の割合は57.3%(同58.0%)となっている(第1-2図)。

(2) 産業別労働災害の状況

ア 度数率

主な産業の度数率をみると、「製造業」が1.21(前年1.20)、「運輸業,郵便業」が3.31(同3.50)、「卸売業,小売業」が2.27(同2.09)、「医療,福祉」(一部の業種に限る。)が2.11(同1.60)となっている(第2図、第1表)。

イ 強度率

主な産業の強度率をみると、「製造業」が0.07(前年0.10)、「運輸業,郵便業」が0.13(同0.14)、「卸売業,小売業」が0.11(同0.04)、「医療,福祉」(一部の業種に限る。)が0.06(同0.04)となっている(第2図、第1表)。

ウ 死傷者1人平均労働損失日数

主な産業の死傷者1人平均労働損失日数をみると、「製造業」が58.6日(前年84.3日)、「運輸業,郵便業」が39.0日(同39.3日)、「卸売業,小売業」が50.0日(同17.3日)、「医療,福祉」(一部の業種に限る。)が28.4日(同26.1日)となっている(第1表)。

(3) 事業所規模別労働災害の状況

事業所規模別に労働災害の状況をみると、1,000人以上では、度数率が0.69、強度率が0.03、100~299人では、度数率が2.60、強度率が0.12となっている。度数率、強度率ともに、事業所規模が小さくなるほど高くなる傾向となっている(第2表)。

➤ 2021.5.28 「毎月勤労統計調査(令和2年度分)」公表

- ▶ 5月28日、厚生労働省は、毎月勤労統計調査の令和2年度分結果確報を公表した。本調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的の変動を明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を明らかにすることを目的としている。
- ▶ 調査結果の概要は、以下の通り。

(前年度と比較して)

- 現金給与総額は318,081円(1.5%減)となった。うち一般労働者が416,570円(1.9%減)、パートタイム労働者が99,083円(0.9%減)となり、パートタイム労働者比率が31.01%(0.50ポイント低下)となった。
なお、一般労働者の所定内給与は313,502円(0.2%減)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,221円(3.9%増)となった。
- 就業形態計の所定外労働時間は9.0時間(13.9%減)となった。
- 就業形態計の常用雇用は0.7%増となった。

➤ 2021.5.24 第4回外国人との共生社会の実現のための有識者会議

- ▶ 5月24日、第4回外国人との共生社会の実現のための有識者会議が開催され、「共生社会の基盤整備に向けた取組について」等についての協議がなされた。
- ▶ 会議では、共生社会の基盤整備に向けた総合的対応策の主な取り組みとして、下記の内容が示された。

(総合的対応策における主な取り組み)

- ・国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
- ・啓発活動の実施
- ・地域における多文化共生の取組の促進・支援
- ・在留資格手続の円滑化・迅速化
- ・在留管理基盤の強化

➤ 2021.5.24 第5回外国人雇用対策の在り方に関する検討会

- ▶ 5月24日、厚生労働省は、第5回外国人雇用対策の在り方に関する検討会を開催し、「就職や定着のための職場におけるコミュニケーションの改善と文化ギャップの克服の支援」の検討および関係者ヒアリングを行った。
- ▶ 会議では、これまでの議論をふまえ、「外国人雇用対策の在り方に関する検討会」中間取りまとめに向けた骨子案が示された。新型コロナウイルス感染症禍における外国人雇用の状況や新型コロナウイルス感染症等の影響を受け困窮する外国人労働者等に対するハローワーク等の対応、外国人労働者の職場・地域での定着、国際的な人の移動の中での外国人雇用対策、留学生の国内就職支援及び外国につながる子どものキャリア支援等の現状と課題から、対応の方向性を示している。

➤ 2021.5.14 第4回外国人雇用対策の在り方に関する検討会

- ▶ 5月14日、厚生労働省は、第4回外国人雇用対策の在り方に関する検討会を開催し、「留学生の国内就職支援及び外国につながる子どものキャリア支援等について」の検討および関係者ヒアリングを行った。
- ▶ 厚生労働省からは、留学生の国内就職支援及び外国につながる子どものキャリア支援等の現状について、下記内容が示された。(一部抜粋)

1 留学生の国内就職支援

- ① 現下の就職・求職状況と中長期的な就職・進学状況
 - ・ ハローワークにおける留学生新規求職者数(卒業後に専門的・技術的分野での就職希望。アルバイト含まず。)は、5月に前年同月比0.2倍まで落ち込んだ後、8月の2.13倍まで急上昇し、その後、減少したが、本年1月から上昇し、直近では1.83倍(前々年同月比では1.69倍※)となっている。
 - ・ 在学中の求職が多くを占めるが、既卒の求職も25%~50%を占める。

② 国内就職促進の課題と取組

- ・ 外国人留学生のうち、高度人材の卵は、大学などの在籍者。大学などの留学生のうち、毎年度の卒業生は約 6.2 万人で、そのうちの 2.9 万人が、大学(学部・院)の卒業生。
- ・ 進路希望調査では、日本において就職を希望する外国人留学生が 65%に上る一方で、実際に日本で就職する大学などの留学生は、卒業生の 37%に留まる。
- ・ 政府目標として、卒業生の日本就職率を 50%に引き上げることを目指す。

2 外国につながる子どものキャリア支援

① 子どもをとりまく状況

- ・ 外国につながる子どもの在留状況(推移)は、7～12 歳(小学校相当年齢)、13 歳～15 歳(中学校相当年齢)、16～18 歳(高校相当年齢)の在留外国人数の推移を見ると、2012 年から 2019 年(各年 12 月末現在)にかけて増加してきたが、2020 年(6月末現在)では若干減少。
- ・ 外国につながる子どもの在留状況(国籍・在留資格別)は、7～12 歳(小学校相当年齢)、13 歳～15 歳(中学校相当年齢)、16～18 歳(高校相当年齢)の在留外国人数の構成比を国籍別に見ると、いずれの年齢層でも中国、ブラジルで約半数を占める。
- ・ 在留資格別に見ると、永住者、定住者、家族滞在の占める割合が大きい。16～18 歳(高校相当年齢)では、他の年齢層と比べて家族滞在の割合が減少し(13.3%)、留学が 13.6%を占める。

② 外国につながる子どもの在留資格とキャリア形成・課題

(日系人等定住外国人の子ども)

- ・ 身分に基づく在留資格を有する外国人の子どもは、基本的には親と同じく、身分に基づく在留資格を得る。このため、在留資格上は就労に制限がない。(例)在留資格「定住者」の子どもは「定住者」。ただし、未成年で未婚の実子の場合。
- ・ 他方で、特に日系人等定住外国人は、派遣・請負の雇用形態で働く者が多く、現実的には、子どもも同様に派遣・請負での就労を選択することが多いといった指摘がある。

(就労目的で在留が認められる外国人の子ども)

- ・ 就労目的で在留が認められる外国人の子どもは、在留資格「家族滞在」を得て在留する。就労に当たっては、資格外活動許可を受けて週 28 時間以内での就労のみ認められる。
 - ・ 来日時期など一定の要件の下で、高校卒業後に「定住者」や「特定活動」に在留資格変更を行い、週 28 時間の制限なく就労を行うことが可能なケースがある。
- ▶ 第 1 回～第 3 回検討会では、新型コロナウイルス感染症禍における外国人雇用の状況、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け困窮する外国人失業者等に対するハローワークの対応、外国人労働者の職場・地域における定着などの幅広い意見交換がなされている。

➤ 2021.5.14 令和 2 年賃金構造基本統計調査(3.31 公表、5.14 訂正)

- ▶ 厚生労働省では、「令和2年賃金構造基本統計調査」の結果の公表がなされた。「賃金構造基本統計調査」は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性別、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年6月分の賃金等について7月に調査を実施している。
- ▶ 調査結果のポイントは、以下の通り。

<調査結果のポイント>

1 一般労働者(短時間労働者以外の労働者)の賃金(月額)^(注1)

(1) 性別にみた賃金(月額)

男女計	307,700円	(前年比 ^(注2) 0.6%増)	(年齢43.2歳、勤続年数11.9年)
男性	338,800円	(同 0.8%増)	(年齢43.8歳、勤続年数13.4年)
女性	251,800円	(同 0.8%増)	(年齢42.0歳、勤続年数9.3年)

※ 男女間賃金格差(男=100) 74.3(前年差^(注2)0.0ポイント) 【1頁・第1表、2頁・第2表】

(2) 新規学卒者の学歴別にみた賃金(月額)【新規項目】^(注3)

大学院	255,600円	大学	226,000円
高専・短大	202,200円	専門学校	208,000円
高校	177,700円		

【10頁・第9表】

2 短時間労働者の賃金(1時間当たり)^(注1)

男女計	1,412円	(前年比 ^(注2) 8.3%増)	(年齢45.9歳、勤続年数6.0年)
男性	1,658円	(同 2.9%増)	(年齢43.7歳、勤続年数5.2年)
女性	1,321円	(同 11.6%増)	(年齢46.8歳、勤続年数6.3年)

【11頁・第10表】

(注1) 6月分として支払われた所定内給与額の平均値(1は月額、2は時間額)。

(注2) 前年比(差)は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。

(注3) 新規学卒者の賃金については、通勤手当を含む値となっているなど、令和元年以前の「初任給額」とは異なる方法により集計しているため、注意を要する。

➤ 2021.5.12 労働政策審議会:新会長に清家篤会長を選出

- ▶ 5月12日、労働政策審議会が開催され、2021年度労働行政関係予算の主要施策、分科会及び部会等の審議状況、法案の国会審議状況について報告、協議がなされた。
- ▶ 新会長には清家篤会長(全国社会福祉協議会会長、日本私立学校振興・共済事業団理事長)が選出し、清家会長は守島基博委員(学習院大学経済学部教授)を会長代理に指名した。
- ▶ 清家会長は、「労・使・公益代表の三者構成のなかで、労使の合意に基づき労働法制がつけられていく意義は非常に大きい」をあいさつした。

➤ 2021.4.28 第3回外国人との共生社会の実現のための有識者会議

- ▶ 4月28日、第3回外国人との共生社会の実現のための有識者会議が開催され、第2回での協議をふまえて整理された重点事項や論点が示され、重点事項の一つである「ライフサイクルに応じた支援」についての出入国管理局による報告や具体的な協議がなされた。
- ▶ 「外国人との共生社会を実現するために取り組むべき重点事項について」の重点事項および論点の整理は以下の通り。

円滑なコミュニケーションのための日本語教育等の取組

(主な論点)

- 日本語教育の機会の提供、質の向上、動機付け
- 日本語教育の推進に係る国及び地方公共団体等関係機関の連携
- 行政情報や日本社会の習慣等についての情報提供等
- 日本語教育を担う専門人材の育成・確保、ポスト創設
- 日本語教育の体系化
- 日本語による日本人と外国人の相互理解

等

外国人に対する情報発信・相談体制等の強化

(主な論点)

- 外国人のニーズを踏まえた情報発信（発信先・発信手段を含む）・相談対応
- 通訳・翻訳体制
- 各種情報等の多言語化・やさしい日本語化
- 相談・支援に関する専門人材の育成・確保

等

ライフサイクルに応じた支援

(主な論点)

- 外国人の子育てに対する支援
- 就学前及び学齢期における外国人の子供に対する支援
- 中学生・高校生等の進路・キャリア形成支援(高校・大学等への進学支援、就職支援)
- 外国人の子供の母語・母文化の支援
- 外国人学校の位置付け、役割を踏まえた支援
- 外国人の子供に対する支援に関する専門人材の育成・確保
- 企業側の意識改革を含む労働環境の整備、改善
- 介護等高齢者に対する支援

等

共生社会の基盤整備に向けた取組

(主な論点)

- 差別に対する働きかけ（日本人側も学び外国人が包摂される社会）
- 外国人が保健、医療・福祉に関するサービスを受受するための仕組みづくり
- 外国人自身が共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり
- 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携
- 外国人の共生を評価するための政府統計の充実
- 災害時等の非常時の対応（防災）
- 在留資格「永住者」の在り方

等

1

➤ 2021.4 「医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者の基準」が策定

- ▶ 厚生労働省では、関係団体と職業紹介事業者、労働省等の学識経験者等からなる「介護分野における職業紹介事業に関する協議会」「保育分野における職業紹介事業に関する協議会」を開催し、有料職業紹介事業者が適切な事業運営を行う際に満たすべき「基準」をとりまとめた。
- ▶ 有料職業紹介事業者が「基準」を満たしているかどうかは、同協議会が作成した「介護分野の適正基準チェックシート」および「保育分野の適正基準チェックシート」で確認できる。
- ▶ 「チェックシート」を活用してもらうことで、人手不足の状況が続くなか、一部の悪質な有料職業紹介事業者との間でトラブルが生じている状況の改善をめざしている。

➤ 2021.3.24 第2回外国人との共生社会の実現のための有識者会議

- ▶ 3月24日、第2回外国人との共生社会の実現のための有識者会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症の影響により困難を抱えている在留外国人の状況等について」報告がなされた後、「外国人との共生社会を実現するために取り組むべき重点事項について」「外国人に対する情報発信・相談体制等の強化について」等について協議が行われた。
- ▶ 帰国困難な在留外国人等に対しては、帰国できる環境が整うまでの間、就労が可能な「特定活動(6か月)」等の在留資格により在留を認めている状況にあるが、令和3年3月1日現在、本国への帰国が困難な元留学生は「特定活動(就労可)」が約1万1,400人、「特定活動(就労不可)」が約100人、技能実習生については令和3年3月5日付で「特定活動(就労可)」が約3万6,900人、「特定活動(就労不可)」が約1,700人いるとの報告があった。また、このほかに新型コロナウイルスの影響により解雇された技能実習生等が4,265人おり、一定の条件の下で最大1年間の就労が可能な「特定活動」への在留資格の変更を認めていることが報告された。

➤ 2021.3.19 「令和2年度大学等卒業予定者の就職内定状況」公表

- ▶ 3月19日、厚生労働省は、令和3年3月大学等卒業予定者の就職内定状況を調査し、令和3年2月1日現在の状況を取りまとめを公表した。

- ▶ 調査結果の概要は、以下の通り。

－就職内定率の概要－

- 大学(学部)は89.5%(前年同期比2.8ポイント低下)
- 短期大学は82.7%(同6.6ポイント低下)
- 大学等(大学、短期大学、高等専門学校)全体では89.3%(同3.1ポイント低下)
- 大学等に専修学校(専門課程)を含めると88.0%(同3.8ポイント低下)

➤ 2021.3.4 第38回労働政策審議会雇用環境・均等分科会

- ▶ 3月4日、第38回労働政策審議会雇用環境・均等分科会が開催され、「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱について(諮問)」、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるとするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱について(諮問)」、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの改定について(報告)」、「第5次男女共同参画基本計画について(報告)」についての協議が行われた。
- ▶ 「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの改定について(報告)」については、情報通信技術を利用した事業場外勤務(テレワーク)のガイドラインの改定案が示された。ガイドラインが、テレワークの推進を図るためのものであることを明示的に示す観点から、そのタイトルを「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」としている。
- ▶ テレワークの対象者を選定するに当たっては、正規雇用労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者から除外することのないよう留意する必要があること等幅広いテレワークに関する内容が盛り込まれている。

➤ 2021.2.24 第1回外国人との共生社会の実現のための有識者会議

- ▶ 2月24日、第1回外国人との共生社会の実現のための有識者会議が開催された(座長:田中明彦政策研究大学院大学長、出入国在留管理庁)。同会議では、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」のもと、共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的に開催されるもの。
- ▶ 会議では外国人を取り巻く現状に関して報告が行われ、5回の会議(ヒアリング含む)後、6月に意見を取りまとめたスケジュール案が示された。

➤ 2021.1.29 第9回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

- ▶ 1月29日、第9回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が開催され、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催と、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の進捗状況、特定技能制度の運用状況、困窮したわが国に在留する外国人への緊急対応方針についての報告がなされた。
- ▶ 「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」を2月から随時開催し、6月に意見を取りまとめ、関係閣僚会議に提出するスケジュール案が示された。

➤ 2021.1.27 第37回労働政策審議会雇用環境・均等分科会

- ▶ 1月27日、第37回労働政策審議会雇用環境・均等分科会が開催され、「法案要綱(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係)について(諮問)」、「行動計画策定指針の一部を改正する告示案要綱(一般事業主行動計画に係る部分)について(諮問)」について協議が行われ、「概ね妥当」ということで諮問への報告がなされた。
- ▶ 育児・介護休業法、雇用保険法の一部を改正する法律案の主な内容は以下のとおり。
 - ① 有期雇用労働者の育児・介護休業に関し、周知および意向確認の義務を明記
 - ② 育児休暇を2回に分割して取得することを可能とする

③ 出生児育児休業の新設

④ 労働者が1000人を超える事業所に対し育児休業の取得状況の公表の義務付け

➤ 2021.1.18 第36回労働政策審議会雇用環境・均等分科会

- ▶ 1月18日、第36回労働政策審議会雇用環境・均等分科会が開催され、「男性の育児休業取得促進等について」について協議が行われた。
- ▶ 男性の育児休業取得率は、令和元年度で7.48%と上昇傾向にはあるものの、いまだに低い水準にとどまっていることを受け、男性の育児休業取得促進等に関し、協議を行ったもの。「男性の育児休業取得促進等について」を雇用環境・均等分科会として取りまとめ、労働政策審議会として厚生労働大臣に建議することとなった。

➤ 2020.12.24 第35回労働政策審議会雇用環境・均等分科会

- ▶ 12月24日、第35回労働政策審議会雇用環境・均等分科会が開催され、「男性の育児休業取得促進等について」「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について(諮問)」「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱について(諮問)」について協議が行われた。
- ▶ 省令案、告示案要綱の改正に関しては、新型コロナウイルスにかかる両立支援等助成金制度における2つの助成金の延長について諮問するものであり、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金に関しては令和2年12月31日までの期限を令和3年3月31日まで、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金を令和3年1月31日までとされている期限を令和4年1月31日に延長することを提案し、了承された。

➤ 2020.12.14 第34回労働政策審議会雇用環境・均等分科会

- ▶ 12月14日、第34回労働政策審議会雇用環境・均等分科会が開催され、「男性の育児休業取得促進等について」「不妊治療と仕事の両立について」に関し協議が行われた。
- ▶ 同分科会では、「不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた今後の取組方針」が報告され、不妊治療と仕事の両立に関し、協議がなされた。

➤ 2020.12.9 令和2年度第1回介護分野における特定技能協議会運営委員会

- ▶ 12月9日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議幹事会が開催された。
- ▶ 特定技能制度の運用状況についての報告と、外国人材の受入れ(手続きや受入実績等)について説明・報告がなされた。
- ▶ 介護分野の外国人受入実績については、以下の通り。

在留資格	受入実績
EPA介護福祉士・候補者	在留者数：3,155人(うち資格取得者782人) ※2020年10月1日時点(国際厚生事業団調べ)
在留資格「介護」	1,324人 ※2020年6月末時点(入管庁)
技能実習	申請件数：20,005件 認定件数：18,034件 ※2020年10月末時点(速報値)(外国人技能実習機構)
特定技能	在留資格認定証明書交付件数：139件 在留資格変更許可件数：181件 ※2020年7月10日時点(速報値)(入管庁) 在留者数：343人 ※2020年9月末時点(速報値)(入管庁)

- ▶ 介護人材受入促進事業の一環として、新たにホームページサイト「Japan Care Worker Guide」や

Youtube チャンネルを立ち上げ、海外に向けた日本の介護の PR 等の取り組みを行っていきとした。
<p>➤ 2020.12.3 不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた今後の取組方針取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 12 月 3 日、「不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた検討チーム」(共同座長:内閣府特命担当大臣(少子化対策)、厚生労働大臣)が行われ、「不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた今後の取組方針」が取りまとめられた。 ▶ 「今後の取組方針」では、①社会的機運の醸成、②不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備、③不妊治療等に関する情報提供・相談体制の強化に取り組んでいくとされた。
<p>➤ 2020.11.12 第 33 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 11 月 12 日、第 33 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会が開催され、「男性の育児休業取得促進等について」「次世代育成支援対策推進法の施行状況について」「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案(仮称)要綱及び押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示案(仮称)要綱について(雇用環境・均等分科会関係)(諮問)」に関し協議が行われた。 ▶ 次世代育成支援対策推進法に関しては、令和 7 年 3 月末までの時限立法となっており、分科会では令和 2 年 3 月末時点での企業の行動計画策定・実施状況を報告した。
<p>➤ 2020.10.30 令和 2 年版 過労死等防止対策白書 公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 10 月 30 日、政府は「令和 2 年版過労死防止対策白書」を閣議決定し、公表した。 ▶ 過労死等の実態把握のための調査研究として行った、労災認定事案の分析、企業の労働者等に対するアンケート調査結果、疫学研究等の分析について報告している。労働時間の縮減については 374 万人(6.4%)が週 60 時間以上の勤務をしているが、平成 30 年と比較して約 23 万人減少している。年次有給休暇の取得率は平成 9 年の 53.8%から減少してきていたが平成 27 年以降は上昇し、平成 29 年からは 50%を超え 30 年には 52.4%と平成 9 年に迫る数値となった。 ▶ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は 59.2%(前年比 0.8%増)、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合は 73.3%(前年比 0.8%増)、ストレスチェック結果を終端分析し、その結果を活用した事業場の割合は 63.7%(前年比 12.0%増)となっている。 ▶ 過労死等の認定件数は、脳・心臓疾患、精神障害ともに、近年、横ばい傾向となっている。 ▶ 民間雇用労働者の労災補償の状況で、脳・心臓疾患の支給決定(認定)件数中、死亡に係る支給決定件数は令和元年度で 86 件、精神障害の支給決定(認定)件数中、死亡に係る支給決定件数は令和元年度で 88 件となっている。 ▶ 労災認定事案を分析では、平成 22 年 4 月から平成 30 年 3 月までに認定された脳・心臓疾患事案 2,280 件、精神障害事案 3,517 件を分析した結果、脳・心臓疾患事案については、発症前 6 か月の労働時間以外の負荷要因は、「拘束時間の長い勤務」(30.1%)、「交代勤務・深夜勤務」(14.3%)、「不規則な勤務」(13.3%)が多い。業種別の特徴として、「医療、福祉」、「建設業」では、「精神的緊張を伴う業務」が他の要因と比べて多い結果となった。
<p>➤ 2020.10.9 令和 2 年 6 月末現在における在留外国人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 10 月 9 日、法務省は、令和 2 年 6 月末現在における在留外国人数を公表した。 ▶ 令和 2 年 6 月末現在における中長期在留者数は 257 万 6,622 人、特別永住者数は 30 万 9,282 人で、これらを合わせた在留外国人数は 288 万 5,904 人となり、前年末(293 万 3,137 人)に比べ、4 万 7,233 人(1.6%)減少した。 ▶ 男女別では、男性が 142 万 5,043 人(構成比 49.4%)、女性が 146 万 861 人(構成比 50.6%)となり、いずれも減少した。 ▶ 在留資格別では、「永住者」が 80 万 872 人(対前年末比 7,708 人(1.0%)増)と最も多く、次いで、「技能実習(1号イ, 同口, 2号イ, 同口, 3号イ及び同口の総数)」が 40 万 2,422 人(同 8,550 人

(2.1%)減)、「技術・人文知識・国際業務」が28万8,995人(同1万6,996人(6.2%)増)、「特別永住者」の地位をもって在留する者が30万9,282人(同3,219人(1.0%)減)と続いている。

➤ 2020.7.14 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂) 決定

- ▶ 7月14日、第8回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が開催され、特定技能制度の運用状況についての報告と、外国人在留支援センター(FRESCO/フレスク)の開所、新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)について協議がなされた。
- ▶ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」には、日本語教育に関する施策(日本語教室開設に向けた支援の強化、公認日本語教師(仮称)制度の整備等)が盛り込まれている。

➤ 2020.3.10 短時間・有期雇用労働者対策基本方針(案) 答申

- ▶ 3月10日、持ち回り審議により第25回労働政策審議会雇用環境・均等分科会が開催され、短時間・有期雇用労働者対策基本方針(案)の答申が行われた。
- ▶ 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム・有期雇用労働法)」に基づき、短時間・有期雇用労働者の福祉の増進を図るため、その雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき基本方針を定め、令和2年4月の法施行にあわせて策定するもの。
- ▶ 施策の方向性及び具体的施策について、通常の労働者との均等・均衡待遇の確保等を通じて、短時間・有期雇用労働者の待遇の改善を推進すること、不本意非正規雇用労働者に関しては、通常の労働者への転換等のための取組を一層進めることとして、以下の取り組みをあげている。

均等・均衡待遇の確保等

- ・パートタイム・有期雇用労働法等の内容について、事業主及び短時間・有期雇用労働者双方に対する積極的な周知
- ・法等の趣旨に沿った事業主の取組を推進(取組手順書やマニュアルの活用促進、好事例集の周知等)
- ・行政による助言・指導や裁判外紛争解決手続による法の履行確保

短時間・有期雇用労働者の希望に応じた通常の労働者への転換・キャリアアップの推進

- ・パートタイム・有期雇用労働法に基づく通常の労働者への転換推進措置や労働契約法に基づく無期転換ルールの履行確保
- ・通常の労働者への転換を行う事業主に対する助成金の支給
- ・能力開発、職業紹介の充実等

労働者に適用される基本的な法令の履行確保

行政体制の整備等

➤ 2019.12.27 医療・介護分野における職業紹介事業に関するアンケート調査 集計結果公表

- ▶ 12月27日、厚生労働省職業安定局需給調整事業課は、「医療・介護分野における職業紹介事業に関するアンケート調査」結果を公表した。
- ▶ 本調査は、平成29年改正職業安定法(平成30年1月1日施行)が施行後1年を経過したことから、その施行状況を把握するとともに、特に人材不足が顕著である医療、介護分野における職業紹介事業者、求人者、就職者を対象に職業紹介に係る実態を把握し、職業紹介事業の適正な運営を確保するべく、今後の指導監督業務等に活用することとしている。
- ▶ 調査結果では、民間職業紹介事業者を利用する理由として、「ハローワークやナースセンターなど他の採用経路では、人材が確保できなかったため」が73.7%と最も多かった。また、採用1件あたりの職業紹介事業者を支払った手数料額は、介護職員の場合は平均で50.1万円であり、賃金(年収)

333.4 万円に占める割合は、15.0%であった。

- ▶ 同調査の医療分野と比較すると、看護師・准看護師の手数料額平均は、91.8 万円であり、賃金(年収)479.9 万円に占める割合が 19.1%であったことから、他業界と比較して介護分野の手数料額が高額という結果ではなかったが、70.4%の介護事業所が、紹介手数料等が経営上負担となっており、手数料等は高いと考えると回答した。
- ▶ 平成 29 年改正職業安定法により、厚生労働省は、職業紹介事業者は「人材サービス総合サイト」で職業紹介の実績に関する情報提供を行うことや、紹介した求職者が早期に離職することのないよう、返戻金制度を設けること、2 年間の転職勧奨禁止、お祝い金等を支給することは望ましくないといった指針を示している。今回の調査では、求人事業所の 7~8 割がそうした改正法の内容を知らなかったと回答した。
- ▶ 厚生労働省は、求人事業所が不利な状況が生じる恐れもあることから、平成 29 年法改正の内容を解説するリーフレットを改めて作成することとしている。

▶ 2019.12.20 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂) 決定

- ▶ 12 月 20 日、第 6 回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が開催され、特定技能制度の運用状況についての報告と、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の改訂について協議がなされた。
- ▶ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の改訂」については、2018 年末に決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について、6 月に取りまとめた総合的対応策の充実策の方向性に沿って、改訂するもの。
- ▶ 改訂内容として、「外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組」では、地域における外国人材と企業とのマッチングの支援、特定技能試験の受験資格対象者の拡大などの施策を盛り込んでいる。「生活者としての外国人に対する支援」では、「外国人共生センター」を設置し、地方からの問合せへの対応や、研修等の地方に対する支援を実施すること、やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成などの施策を盛り込んでいる。「新たな在留管理体制の構築」として、留学生の在籍管理が不適正な大学等についての在留資格審査の厳格化、技能実習生について、日本人との同等報酬の確認を徹底するとともに、人権侵害などやむを得ない場合には実習先の変更が可能なことの周知などの施策を盛り込んでいる。

▶ 2019.9.18 第 7 回介護人材確保地域戦略会議:地域医療介護総合確保基金を活用した事業展開

- ▶ 厚生労働省では、介護人材の確保に向けた取組を促進するため、平成 27 年度から実施している地域医療介護総合確保基金などのさらなる活用を図り、総合的・計画的な取組を推進することとしている。
- ▶ 人材の確保にあたっては、都道府県や都道府県福祉人材センターをはじめとする地域の関係主体が、高い意識と同じ方向感を持ち、多様な施策を有機的に連携させながら、実効性の高い取組を進めることが重要であることから、9 月 18 日に第 7 回介護人材確保地域戦略会議を開催した。
- ▶ 会議では、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課川端福祉人材確保対策室長による行政説明の他、東京都、千葉県、静岡県、三重県による「地域医療介護総合確保基金を活用した事業展開に関する報告」が行われた。

▶ 2019.6.28 令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて 公表

- ▶ 6 月 28 日、厚生労働省は「令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」を公表した。2017 年度から行われた有識者会議による検討を踏まえ、基本的な考え方は 2018 年 3 月に報告書として整理していた。
- ▶ 新たなカリキュラムでは、「地域福祉と包括的支援体制(60 時間)」が新設され、地域共生社会の実

現に向けて社会福祉士が担うべき役割を理解するほか、多機関の協働による包括的な相談支援体制の仕組みなどの知識を習得する内容とされた。

- ▶ また、実習の時間数も拡充され、現行の 180 時間から 240 時間へ増える。地域の多様な福祉ニーズや多職種・多機関の協働、社会資源の開発などの実態を現場で深く学べるよう、2 カ所以上の施設で実習を行うこととされたほか、司法と福祉の連携の促進に向けた授業の充実が図られる。

▶ 2019.6.10 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議幹事会

- ▶ 6 月 10 日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議幹事会が開催された。
- ▶ 特定技能制度の運用状況についての報告と、外国人材の受入れについて協議された。
- ▶ 新規施策として、特定技能外国人の大都市圏等への集中防止策等として、介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援が挙げられた。
- ▶ また、共生社会実現のための受入れ環境整備として、外国人の雇用促進等を効率的に支援するため、入管庁、法テラス、人権擁護機関、ハローワーク、査証相談窓口、JETRO 等の関係部門を集約させた外国人共生センター(仮称)を創設するとされた。

▶ 2019.3.29 介護分野における特定技能協議会 設置

- ▶ 3 月 29 日、介護分野における特定技能協議会が開催された。
- ▶ 本協議会は、「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定)の規定に基づき、設置されたもの。
- ▶ ① 構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ること、② 各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地域における人手不足の状況を把握し、必要な措置を講ずることを目的としている。
- ▶ 在留資格「特定技能」で外国人材を受け入れる法人・機関は、初めて 1 号特定技能外国人を受け入れた日から 4 か月以内の間に、同協議会の構成員になることが必要となる。
- ▶ 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に運営委員会が置かれている。今後、協議会は必要に応じて、運営委員会は 3 ヶ月に 1 回程度の開催を予定とされている。

▶ 2019.3.20 介護職種の技能実習生に関する日本語要件緩和に関する告示(N3要件の撤廃)

- ▶ 3 月 20 日、介護職種の技能実習生に関する日本語要件緩和に関する告示が公布された。
- ▶ これまで介護職種の技能実習生の日本語要件は、入国時(1 年目)が日本語能力試験「N4」程度、入国 2 年目が日本語能力試験「N3」程度とされていた。
- ▶ 今回の改正では、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)において、介護の技能実習生について入国 1 年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みについて検討を進めるとされたことを踏まえ、入国 1 年後の技能実習評価試験に合格した実習生について、以下の条件を満たす場合は、当分の間、「N4」であっても、2号修了時(入国後3年間)まで在留を可能とすることとされた。

- ① 介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。
- ② 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければならない。

▶ 2019.3.20 介護分野における特定技能外国人受入れに関する運用要領 公表

- ▶ 3 月 20 日、法務省は、介護分野における特定技能外国人受入れに関する運用要領を公表した。
- ▶ 運用要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としている。
- ▶ 具体的には、① 特定技能外国人が従事する業務、② 特定技能外国人が有すべき技能水準、③ 特

定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準、④上陸許可に係る基準が示されている。

- ▶ 介護分野の1号特定技能外国人を受け入れる事業所は、介護福祉士国家試験の受験資格の認定において、実務経験として認められる介護等の業務に従事させることができる事業所でなければならず、訪問介護などの訪問系サービスについては、利用者、1号特定技能外国人双方の人権擁護、適切な在留管理の観点から、受け入れ対象にはならない。
- ▶ 1号特定技能外国人の人数枠は、事業所単位で、日本人「等」の常勤の介護職員の総数を超えないこととされている。この日本人「等」については、①介護福祉士国家試験に合格したEPA介護福祉士、②在留資格「介護」により在留する者、③永住者や日本人の配偶者など、身分・地位に基づく在留資格により在留する者とされている。このため、日本人「等」の中には、技能実習生、EPA介護福祉士候補者、留学生は含まれない。
- ▶ また、初めて介護分野の1号特定技能外国人を受け入れた場合には、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に、厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければならない。

➤ 2018.12.28 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針 公表

- ▶ 平成30年12月28日、厚生労働省は、同一法人における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すため、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」を公布した。
- ▶ 同一労働同一賃金については、平成28年12月20日に、「同一労働同一賃金ガイドライン案」が公表されたところであるが、働き方改革関連法の国会審議や厚生労働省労働政策審議会における議論等を踏まえ、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」(ガイドライン)として示された。
- ▶ 指針では、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、不合理なもの・不合理でないものの原則となる考え方と具体例を示している。
- ▶ 「基本給」、「昇給」、「ボーナス(賞与)」、「各種手当」といった賃金のみならず、「教育訓練」や「福利厚生」等についても記載されている。
- ▶ ガイドラインに記載がない退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理な待遇差の解消等が求められる。
- ▶ また、正社員の待遇を不利益に変更する場合は、原則として労使の合意が必要であり、就業規則の変更により合意なく不利益に変更する場合であってもその変更は合理的なものである必要があるが、正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するに当たり、基本的に、労使の合意なく正社員の待遇を引き下げることが望ましい対応とはいえない、とされている。
- ▶ なお、ガイドラインは、改正法の施行時期である2020年4月1日に合わせて適用される(ただし、中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日)。

➤ 2018.12.8 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律

- ▶ 外国人材受け入れのための新たな在留資格創設に係る出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案が第197回国会(臨時会)に提出され、11月27日衆議院を通過し、12月8日未明、参議院本会議にて可決、成立した。
- ▶ 深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるため、新しい在留資格「特定技能」を創設。在留資格「特定技能」には、「特定技能1号」と「特定技能2号」があり、「特定技能1号」では家族帯同が認められず、在留期間の上限は通算で5年とされる。

【特定技能1号】:不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験

を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

【特定技能 2 号】:同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ▶ 現状では、特定技能 1 号は「介護」を含む 14 業種とされる一方、特定技能 2 号は 2 業種(「建設」、「造船・船用工業」となっている。
- ▶ 特定技能 1 号に基づく介護人材について、厚生労働省は 5 年間で 5 万人～6 万人、そのうち初年度においては 5 千人程度を推計している。
- ▶ 技能実習制度に基づき 3 年間(最長 5 年間)の研修を終えた場合には、「特定技能 1 号」に移行することが可能とされている。
- ▶ 特定技能 1 号で介護の仕事をして 3 年以上続けた後に、介護福祉士の資格を取得すれば、既存の在留資格「介護」に移行でき、在留資格の更新に制限がなくなる。
- ▶ 特定技能 1 号の技能水準は、受入れ分野で即戦力として活動するために必要な知識又は経験を有することとし、対象となる各業の所管省庁が定める試験等によって確認することとしている。
- ▶ また、日本語能力水準については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、受入れ分野ごとに業務上必要な能力水準を考慮して定める試験等によって確認することになる。
- ▶ なお、技能実習 2 号の修了者(技能実習 3 年修了者)は、これらの試験等が免除される。

▶ 2018.6.29 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 成立

- ▶ 平成 30 年 6 月 29 日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)が参議院で可決・成立した。
- ▶ 働き方改革関連法は、労働基準法や労働契約法など合計 8 つの法律で構成され、(1)残業時間の上限規制、(2)高度プロフェッショナル制度、(3)同一労働同一賃金が盛り込まれている。

(1) 残業時間の上限規制

- 現行の労働基準法が定めている労働時間は「1 日 8 時間、週 40 時間」だが、企業と労働者が協定を結んだ場合に限り、法定労働時間を超えて仕事をさせることが可能だった(いわゆる 36 協定)。
- 厚生労働省では、36 協定を結んだ場合でも、残業時間について「月 45 時間、年 360 時間」を限度にする目安を定めていたが、強制力はなかった。
- 今回、残業時間の上限規制では「月 45 時間、年 360 時間」という基準が明確化され、繁忙期など、残業を行う必要がある場合においても、45 時間を超えて残業できるのは 6 か月までとされ、年間の上限は 720 時間となる(休日労働を含めない場合)。休日労働を含めた場合、単月では 100 時間未満、複数月の平均では 80 時間未満に制限される。
- 上限規制を超えて労働させた企業には、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科される。
- 大企業は 2019 年 4 月から、中小企業は 2020 年 4 月からの適用となる。
- また、10 日以上有給休暇が付与される労働者に対し、使用者は 5 日について、毎年、時季を指定して与えなければならない。
- なお、新技術・新商品の研究開発業務には上限規制が適用されず、自動車運転、建設、医師に対する上限規制の適用は 5 年後となっている。

(2) 高度プロフェッショナル制度

- 高度プロフェッショナル制度は、年収が高い一部の専門職について労働時間規制の対象から外す。
- 対象の年収は、1 年間に支払われると見込まれる賃金が「平均の 3 倍を相当程度上回る水準」と規定し、政府は年収を 1,075 万円以上と想定、詳細は今後政省令で定める。
- 制度を導入するためには、労働側と企業が合意し、対象者本人も適用に同意することが条件となっている。また、実際に制度を運用する場合には、年間 104 日の休日取得が義務付けられる。
- 企業規模を問わず 19 年 4 月からの適用となる。

(3)同一労働同一賃金

- 正社員と非正社員は、現行でも仕事の内容や責任の程度、転勤・異動の範囲などが同じなら待遇も同じにする必要がある。今回の法改正では、待遇ごとの性質や目的などに照らして不合理かどうか判断すべきとした。企業には、待遇差の内容やその理由を非正社員に説明する義務が課される。
- 具体的にどのような待遇差が違法かは、今後、労働政策審議会で議論し「ガイドライン」を定め、法の施行と同時に適用される。厚労省が2016年12月に公表したガイドライン案では、通勤手当などの手当や、食堂の利用などの福利厚生では原則、待遇差を認めておらず、基本給や賞与は経験や能力の差などに応じた違いを認めている。
- 大企業は2020年4月から、中小企業は2021年4月からの適用となる。

10. 予 算

▶ 2021.5.14 令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績(5.14 現在)

- ▶ 5月14日、財務省は令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用実績を公表した。

閣議決定日	事項	金額
令和3年度予算額		50,000
4月30日(金)	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	5,000
5月14日(金)	ワクチンの確保	5,120
予備費残額		39,880

▶ 2021.3.26 令和3年度予算成立

- ▶ 3月26日、令和3年度予算は、政府案どおり成立した。
- ▶ 厚生労働省予算については、新型コロナウイルス感染症から国民のいのち・雇用・生活を守り、「新たな日常」を支える社会保障を構築していくため、いわゆる「15か月予算」の考え方により、令和2年度第三次補正予算と一体的に編成し、切れ目のない予算措置を行う。
- ▶ 令和3年度厚生労働省予算(一般会計)については、ポストコロナ時代を見据えて、全分野におけるデジタル化を重点的に推進すべく、以下を柱に予算が組まれた。
 - ・ウィズコロナ時代に対応した保健・医療・介護の構築
 - ・雇用就業機会の確保
 - ・「新たな日常」の下での生活支援

▶ 2021.1.28 令和2年度 厚生労働省第三次補正予算の概要

- ▶ 新型コロナウイルス感染対策を踏まえた令和2年度第三次補正予算が成立した。政府は「15か月予算」として第三次補正予算と令和3年度予算編成を行い、切れ目のない歳出需要に対応している。厚生労働省の追加歳出額は4兆7,330億円となり、第二次補正予算の4兆9,733億円に近い歳出額となった。
- ▶ 厚生労働省の第三次補正予算では、
 - ・第1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策(2兆5,484億円)
 - ・第2 ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現(2兆1,310億円)
 - ・第3 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保(535億円)
 を柱に補正予算が組まれた。
- ▶ 主な福祉関係補正予算については、以下のとおり(抜粋)。

第1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策

(1) 更なる感染拡大防止対策の支援

- 地域の医療提供体制を維持・確保するための医療機関等支援(1兆9,374億円)
 - ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援(1兆1,763億円)
 - ・ 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施(5,736億円)
- 福祉施設における感染拡大防止等への支援 1,459億円

(2) 検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備

- PCR検査及び抗原検査等、検査体制の更なる充実 672億円
- 一定の高齢者等に対する検査の取組支援 42億円

○ ワクチン接種体制等の整備 5,798億円

第2 ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

(1) 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現

① 雇用就業機会の確保

- 業種・職種を越えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組への支援(11億円)
- 非正規雇用労働者や女性等、求職者の特性に応じた支援等の強化(9.1億円)
- 介護・障害福祉分野への就職支援(6.9億円)
- 新規学卒者等への就職支援の強化(0.9億円)

② 生活の安心の確保

- 個人向け緊急小口資金の特例貸付等の各種支援の実施(4,300億円)
- 生活困窮者自立支援等の機能強化、ひきこもり支援の推進(140億円の内数)
- 自殺防止対策に係る相談支援の体制強化(140億円の内数)
- 成年後見制度の利用促進(140億円の内数等)

③ 子どもを産み育てやすい環境づくり

- 待機児童解消に向けた保育の受け皿整備(317億円)
- 不妊治療の助成の拡充(370億円)
- 「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り支援の強化(36億円)
- ひとり親家庭のワンストップ相談体制の構築・強化(4.0億円)

(2) デジタル改革の実現

- 保健医療情報等の利活用(51億円)
- 介護・福祉分野におけるデジタル化・データ連携の推進(36億円)
- 保育分野におけるICT等導入支援(14億円)
- ICTの活用等による児童虐待等の相談支援体制の強化(57億円)
- 児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制(SNS版「189」)の構築等(7.9億円)
- 障害福祉分野におけるICT導入支援(3.3億円)

(3) 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上

- 介護・障害福祉分野におけるロボット等導入支援(5.3億円)

▶ 2020.12.8 令和3年度予算編成の基本方針

- ▶ 12月8日、第19回経済財政諮問会議(議長:菅義偉 内閣総理大臣)が開催され、その後、臨時閣議が行われ、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」および「令和3年度予算編成の基本方針」が決定した。
- ▶ 総合経済対策では、感染拡大防止を柱としながら、「雇用・生活を守る」、「新たな事業再構築」の視点で取りまとめられ、「生活を守る」視点では、緊急小口資金の特例措置の令和3年3月末までの延長や、低所得の一人暮らし世帯への臨時給付金の再給付を行うこと等が示された。
- ▶ 令和3年度予算編成の基本方針については、前回(第18回)会議で示された方針をもとに、与党との調整を踏まえ、内閣総理大臣から諮問があり、閣議決定された。

▶ 2020.9.30 令和3年度 厚生労働省 予算概算要求の概要 公表

- ▶ 9月30日、令和3年度厚生労働省予算概算要求が公表された。
- ▶ 一般会計における要求・要望額は、32兆9,895億円で前年度当初予算に比べ、34億円増加。年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増分等については、現時点では見込めないため、令和2年度と同水準とされている。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症関連経費は「緊要な経費」とされ、概算要求時点では、原則、「事項要

求」とし、予算編成過程で検討することとなる。

- ▶ 令和3年度概算要求では、新型コロナウイルス感染症から国民のいのち・雇用・生活を守るために講じてきたこれまでの対策に加え、「新たな日常」を支える社会保障を構築するために必要な施策について、重点的な要求を行い、ポストコロナ時代を見据えて、全分野におけるデジタル化を重点的に推進することとされている。

➤ 2020.6.12 令和2年度 厚生労働省第二次補正予算の概要

- ▶ 新型コロナウイルス感染対策を踏まえた令和2年度第二次補正予算が成立した。決定した第二次補正予算は、歳出額総額31兆9,114億円となり、第一次補正予算(25兆6,914億円)を6兆円余り上回る。このうち、厚生労働省の追加歳出額は4兆9,733億円。

- ▶ 厚生労働省の第二次補正予算案では、「新型コロナウイルスとの長期戦が見込まれる中、国民のいのち、雇用、生活を守るため、第一次補正予算等で措置した対策と相まって、『感染拡大の抑え込み』と『社会経済活動の回復』の両立を目指すための対策を強化する」として、

- ・第1 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発
 - ・第2 ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保
 - ・第3 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援
- を柱に補正予算が組まれた。

- ▶ 主な福祉関係補正予算については、以下のとおり。

第2 ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保(総額2兆7,179億円)

○新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援交付金の抜本的拡充(2兆2,370億円)

- ・感染症対策を徹底したサービス等の提供をするために必要な経費、介護・障害福祉事業所の職員への慰労金の支給、サービス利用の再開支援等

○医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充(365億円)

○介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援(3.3億円)

- ・事業所職員が医療的見地からの相談を受けられる窓口の設置、専門家による実地指導等

○就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制の確保(22億円)

- ・生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所の再起を支援

○医療的ケア児者への衛生用品等の優先配布(9.4億円)

第3 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援(総額1兆9,835億円)

(2)生活の支援等

○個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施(2,048億円)

○生活困窮者等への支援の強化(65億円)、住まい対策の推進(99億円)

- ・自立相談支援機関等の人員体制強化、住居確保給付金の支給、アパート等への入居支援

➤ 2020.4.30 令和2年度 厚生労働省補正予算の概要

- ▶ 新型コロナウイルス感染対策を踏まえた令和2年度補正予算が成立した。成立した補正予算は、歳出額総額25兆6,914億円となり、このうち厚生労働省の追加歳出額は1兆6,371億円。

- ▶ 厚生労働省補正予算(案)のうち、主な福祉関係補正予算については、以下のとおり。

第1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発(総額6,695億円)

○ マスク、消毒用エタノール等の物資の確保(1,838億円)

- ・再利用可能な布製マスクや使い捨てマスクを買い上げ、福祉施設に配布

○ 福祉施設における感染症拡大防止策(272億円)

- ・都道府県等が施設等へ配布する消毒用エタノールなどの一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床化の個室化に要する改修等に必要な費用を補助

○ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等(123億円)

・臨時休業に伴い、追加的に生じた利用者負担等について支援

○ 福祉サービス提供体制の確保(157 億円)

- ・感染等により出勤が困難になり職員が不足する社会福祉施設等に、他の施設などから応援職員を派遣するための費用
- ・休業要請を受けた通所介護サービス事業者、通所障害福祉サービス事業者等に対し代替サービスの提供や他事業所との連携に要する経費を支援、在宅生活を強いられる障害者等に対し緊急的な相談受付等を実施

第2 雇用の維持と事業の継続(総額9,627億円)

○ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施(359 億円)

○ 住居を失う恐れのある生活困窮者等への支援の拡充(27 億円)

・住居確保給付金について支給対象を見直し、支援を拡充

○ 生活支援、包括的支援等に関する相談体制の強化(18 億円)

○ 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充(41 億円)

・独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資の拡充

第3 強靱な経済構造の構築(総額54億円)

○ 介護支援専門員研修等オンライン化等事業(4.6 億円)

・在宅においても研修の受講の促進が図れるような通信教材を喫緊に作成

○ 障害福祉分野における ICT・ロボット等導入支援(5.1 億円)

・感染拡大の防止・生産性の向上・介護等業務の負担軽減に向けた取り組みを促進

➤ 2019.12.20 **令和2年度予算政府案、令和2年度税制改正大綱 閣議決定**

▶ 12月20日、令和2年度予算政府案及び令和2年度税制改正大綱が閣議決定された。

▶ 政府予算案における一般会計の総額は102兆6580億円と、令和元年度当初予算から1.2%、1兆2009億円増となり、8年連続で過去最大を更新した。

▶ 税収は、63兆5,130億円(令和元年度当初予算比1.6%、1兆180億円増)と過去最高を見込むとともに、新規国債発行額は32兆5,562億円(同△0.3%、1,043億円減)と10年連続で縮減された。

▶ 社会保障関係費は、35兆8,608億円(同5.1、1兆7,302億円増が計上された。「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(7月31日閣議了解)では、「高齢化等に伴ういわゆる自然増」を5,300億円と見込みつつも、「経済・財政再生計画改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びに収めることをめざすとされていた。予算案では、実勢価格の動向を反映した薬価改定や、これまでに決定した社会保障制度改革の実施等の結果、社会保障関係費の実質的な増額は、「高齢化による増加分」相当(4,111億円)に抑制された。

▶ 消費税増収分等を活用した「社会保障の充実」については、全世代型の社会保障制度の構築に向け、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)および「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日)等を踏まえ、本年10月の消費税率の引き上げによる増収分のおおむね半分により実施するとして、約1.2兆円増が確保された。

○消費税率引き上げに伴う社会保障の充実(主なもの)…高等教育の無償化(+4,882億円)、幼児教育・保育の無償化(+1,878億円)、予防・健康づくりの取組の抜本的強化(+700億円)、勤務医の働き方改革の推進(+183億円)

▶ なお、令和元年度当初予算では、10%への消費税率引き上げ対策等として2兆280億円(うち、社会保障費679億円)が盛り込まれたが、令和2年度予算案では、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(12月5日閣議決定)の着実な実行のための「臨時・特別の措置」として1兆7,788億

円(うち、社会保障関係費 487 億円)が計上された。

○「臨時・特例の措置」(主なもの)…キャッシュレス・ポイント還元事業(2,703 億円)、マイナンバーカードを活用した消費活性化策(2,478 億円)、すまい給付金(1,145 億円)、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の着実な実行(1 兆 1,432 億円)

- ▶ 厚生労働省予算案(一般会計)は、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代の減少が進む 2040 年頃を見据え、誰もがより長く元気に活躍でき、安心して暮らすことができるよう、人生 100 年時代に対応した全世代型社会保障の構築に取り組むとして、令和元年度当初予算(31 兆 9641 億円)比 3.2%、1 兆 220 億円増の 32 兆 9,861 億円となった。
- ▶ 内訳としては、「年金」が 4.0%増の 12 兆 4,615 億円、「医療」が 2.3 増の 12 兆 2,674 億円、「介護」が 5.4%増の 3 兆 4,038 億円、生活保護などの「福祉等」が 3.0%増の 4 兆 4,517 億円、「雇用」が 2.0%増の 480 億円となった。

区分	元年度 当初予算(A)	2 年度 予算案(B)	増△減 額(C) ((B)-(A))	増△減 率 (C)/(A)
一般会計	319,641	329,861	10,220	3.2%
社会保障関係費	315,829	326,323	10,494	3.3%
年金	119,870	124,615	4,745	4.0%
医療	119,974	122,674	2,700	2.3%
介護	32,301	34,038	1,736	5.4%
福祉等	43,214	44,517	1,303	3.0%
雇用	470	480	10	2.0%
その他の経費	3812	3,538	△274	△7.2%

(単位:億円)

➤ 2019.8.27 **令和 2 年度厚生労働省予算概算要求・税制改正要望 公表**

- ▶ 8 月 27 日、令和 2 年度厚生労働省予算概算要求・税制改正要望が公表された。
- ▶ 一般会計における要求・要望額は、32 兆 6,234 億円で前年度当初予算に比べ、6,593 億円の増加(前年度比 2.1%増)。うち、年金・医療等に係る経費は、30 兆 5,269 億円で前年度当初予算に比べ、5,353 億円の増加(前年度比 1.8%増)。
- ▶ 令和 2 年度予算概算要求では、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代の減少が進む 2040 年頃を見据え、誰もがより長く元気に活躍でき安心して暮らすことができるよう、人生 100 年時代に対応した全世代型社会保障の構築に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を図ることとしている。①多様な就労・社会参加の促進、②健康寿命延伸等に向けた保健・医療・介護の充実、③安全・安心な暮らしの確保等を 3 つの大きな柱とし、重点的な要求を行うこととしている。
- ▶ 令和 2 年度の税制改正要望では、「社会福祉法人制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置」が盛り込まれ、社会福祉法人の協働化・大規模化の促進方策等について、検討会及び社会保障審議部会福祉部会において検討を行い、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずることとされている。

11. 災害対策

➤ 2021.5.25 内閣府「防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言」公表

- ▶ 5月25日、内閣府は、デジタル・防災技術、事前防災・複合災害、防災教育・周知啓発の3つの分野で防災・減災、国土強靱化の取り組みを飛躍的に進展させるために、各ワーキンググループ(① デジタル・防災技術未来構想チーム、社会実装チーム)、② 事前防災・複合災害、③ 防災教育・周知啓発 防災教育チーム、災害ボランティアチームで検討した内容をとりまとめた「防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言」を公表した。
- ▶ 本提言では、遠い未来のデジタルを極限まで活用した真に先手を打つ災害対応と絶対的な行政機能を堅持すること、生命を守る災害対応力を飛躍的に向上すること、防災教育を第3次学校安全推進計画の柱に位置付けること等が挙げられている。
- ▶ 「防災教育・周知啓発ワーキンググループ 災害ボランティアチーム」では、避難生活支援・防災人材育成エコシステムの構築が提言されており、具体的な政策の方向性として、①地域の災害ボランティア人材の発掘とスキルアップ支援、②地域の災害専門ボランティアとの連携・協働による地域防災力の向上が示されている。

➤ 2021.5.25 内閣府「第40回中央防災会議」を開催

- ▶ 5月25日、内閣府は、第40回中央防災会議を開催し、「防災基本計画等の修正について」および「令和3年度総合防災訓練大綱について」、「中央防災会議運営要領の改正について」について、それぞれ示された概要案に沿って、協議がなされた。
- ▶ 「防災基本計画」および「総合防災訓練大綱」の主な修正項目については、下記のとおり。

【防災基本計画等の修正(案)】

(災害対策基本法の改正を踏まえた修正)

- ・災害対策本部の見直し
- ・個別避難計画の作成
- ・避難勧告・避難指示の一本化
- ・広域避難に関する事項

(新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正)

- ・避難所における感染症対策
- ・避難所開設・運営訓練の実施
- ・パーティション等の備蓄の促進
- ・コロナの自宅療養者等に対する情報共有等
- ・被災自治体への応援職員等の感染症対策

(その他最近の施策の進展等を踏まえた修正)

- ・災害対応業務のデジタル化の推進
- ・福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- ・今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応
- ・あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- ・首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進
- ・事前防災の取組や複合災害への対応の推進
- ・ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの
必要な経費に対する災害救助法による支援
- ・防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進

- ・正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進
- ・それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建
- ・女性の視点を踏まえた防災対策の推進

【総合防災訓練大綱の修正(案)】

(災害対策基本法の改正を踏まえた修正)

- ・避難勧告・指示の一本化等に伴う、新たな避難情報の発令・伝達、避難判断等の理解促進のための訓練の実施
- ・作成が努力義務化された避難行動要支援者の避難先等を記載した個別避難計画を活用した訓練の実施
- ・大規模水害等が発生するおそれがある段階での広域避難に関し、必要な訓練の推進

(新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正)

- ・感染症の拡大防止を徹底しつつ可能な限り訓練を行うべきことの周知
- ・訓練内容に必要に応じ感染症対策に関する項目を取り入れることの周知
- ・感染症対策に必要な手順・課題等を確認するための避難所開設・運営訓練等の実施

(各種訓練の実施)

- ・システム操作の習熟度向上やデジタル技術を活用した実践的な訓練の実施
- ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した物資支援業務に関する訓練の実施
- ・病院船の活用に関する検討を踏まえた、船舶における災害医療活動に関する訓練の実施

➤ 2021.5.21 第6回防災教育・周知啓発ワーキンググループ(災害ボランティアチーム)

- ▶ 5月21日、内閣府は、第6回防災教育・周知啓発ワーキンググループ(災害ボランティアチーム)を開催し、前回までの議論をふまえ、意見交換がなされた。

➤ 2021.5.20 福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定(令和3年5月)

- ▶ 5月20日、内閣府防災担当は、災害対策基本法が令和3年に改正(「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号):5月10日公布、5月20日施行)されたことを受け、市町村が事務を行う際の参考となるよう、これまでの「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定・公表した。
- ▶ 「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ(最終とりまとめ)」において福祉避難所の受入対象者をあらかじめ特定して公示すること等について指摘を受け、指定福祉避難所の受入対象者等の公示制度に係る災害対策基本法施行規則の改正(令和3年5月)を踏まえ、改正したもの。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/r3_guideline.html

➤ 2021.5.20 内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」改定

- ▶ 5月20日、内閣府は、災害対策基本法が令和3年に改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されたこと等を踏まえ、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定・公表を行った。
- ▶ 本取組指針では、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(令和2年12月)や災害対策基本法の改正内容等を踏まえ、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたっての留意すべき事項や参考となる事項等を示している。
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>

➤ 2021.5.10 「避難情報に関するガイドライン」改定(令和3年5月)

- ▶ 5月10日、内閣府防災担当は、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」からの提言を踏まえ、災害対策基本法が令和3年に改正(災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号):5月10日公布、5月20日施行)されたことを受け市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考となるよう、これまでの「避難勧告等に関

するガイドライン」を名称を含め改定し、「避難情報に関するガイドライン」として公表した。
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/

➤ 2021.4.30 内閣府「令和3年度における被災者支援の適切な実施について」

- ▶ 4月30日、内閣府は、近年、災害による被害が相次いで発生していることを受け、各都道府県知事・各救助実施市市長宛に通知「令和3年度における被災者支援の適切な実施について」を発出した。
- ▶ 本通知では、災害発生時にあたって、以下の留意点やポイント等が示されている。
 - ① デジタル技術の活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化
 - ② 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所及び避難所外の避難者への生活支援等
 - ③ 被災者台帳の作成
 - ④ 国による物資支援と「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用
 - ⑤ 災害救助法の適用等
 - ⑥ 住家の被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付
 - ⑦ 被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準じる都道府県における支援措置の検討等
 - ⑧ 保険・共済の加入促進
 - ⑨ 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け
 - ⑩ 「被災者支援に関する各種制度の概要」の活用

➤ 2021.4.28 内閣府「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」成立

- ▶ 4月28日、「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決、成立した。続く4月30日、「災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が閣議決定され、法律は5月10日に公布し、5月20日より施行される予定。
- ▶ 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図ることを目的とし、以下の一部改正を行った。

【内容】

1. 災害対策基本法の一部改正

- ① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保
 - 1. 避難勧告・避難指示の一本化等
 - 2. 市町村による個別避難計画の作成
 - 3. 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等
- ② 災害対策の実施体制の強化
 - 1. 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更
 - 2. 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置
 - 3. 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

➤ 2021.4.26 第5回防災教育・周知啓発ワーキンググループ(災害ボランティアチーム)

- ▶ 4月26日、内閣府は、第5回防災教育・周知啓発ワーキンググループ(災害ボランティアチーム)を開催し、前回までの議論をふまえた論点整理が行われ、協議がなされた。
- ▶ また、前回ワーキンググループをふまえ、避難所運営ボランティアスキルアップ研修及びマッチングシステムの仕組み(考え方)が示された。

<p>➤ 2021.3.26 第4回防災教育・周知啓発ワーキンググループ(災害ボランティアチーム)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月26日、内閣府は、第4回防災教育・周知啓発ワーキンググループ(災害ボランティアチーム)を開催し、「防災教育とボランティア」についての協議がなされた。 ▶ 第1回～第3回ワーキンググループでは、ボランティアへのスキル向上に向けた研修・訓練、ボランティア人材の体制整備・ネットワーク化(平時・発災時の活動)、避難所運営のエキスパート等の人材育成、災害対策本部における行政とボランティア団体との適切な連携方策などの幅広い意見交換がなされており、第4回では「避難所運営ボランティアスキルアップ研修及びマッチングシステムの仕組み(考え方のたたき台)」および「避難所運営に関わる災害専門ボランティアの研修内容の骨子(たたき台)」についての検討が行われた。 ▶ 赤澤副大臣からは、「向上心のあるボランティアが経験を積み、キャリアアップしていくためのキャリアパスモデルや体系的な訓練、認定制度を整備するとともに、コロナ禍の現状を鑑み、地域密着型でマッチングする仕組みを整備する。この結果、個々のボランティアスキル及び地域の防災力の向上が実現する仕組みを構築することが必要であり、このシステムの実現に向けた工程表を作成することも必要。」「NPOなどが市町村から避難所運営業務などについて責任をもつ形で受託する場合は、所要の経費を公費負担する検討も必要。」などの考えが示された。 ▶ 委員からは、「『ボランティアを分類して、育成、管理する』という表現は違和感がある。資料に記されている避難所運営に関する内容(機能)には、対応・運営・管理のレベルがあり、それらを誰が担うべきかという主体の議論と分けて検討した方が良い。」との意見も出されている。
<p>➤ 2021.3.9 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月9日、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月閣議決定)について、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、名称を「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」とした改正を行い、閣議決定された。 ▶ 改正後の内容としては、被災者支援(心のケア、コミュニティ形成、子どもへの支援等)の継続支援や災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業の実施、沿岸被災地の造成宅地及び移転元地等の活用、東日本大震災事業者再生支援機構等による支援、水産業の支援等の事項が盛り込まれている。また、人口減少等の中長期的な課題に対応するため、地方創生等の政府全体の施策の総合的な活用を重要とし、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化させるとしている。
<p>➤ 2021.3.4 「令和元年度台風19号等を踏まえた避難情報並びに広域避難等のあり方について(最終とりまとめ)」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」の周知並びに消防防災主管部局と連携した避難行動要支援者の個別避難計画作成の協力をお願いについて</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月4日、内閣府および厚生労働省は事務連絡「令和元年度台風19号等を踏まえた避難情報並びに広域避難等のあり方について(最終とりまとめ)」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」の周知並びに消防防災主管部局と連携した避難行動要支援者の個別避難計画作成の協力をお願いについてを発出した。 ▶ 「令和元年度台風19号等を踏まえた避難情報並びに広域避難等のあり方について(最終とりまとめ)」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」への周知協力、自ら避難することが困難な高齢者など避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするための個別避難計画の策定を進めるよう、自治体に対し依頼したものの。
<p>➤ 2021.3.1 第36回復興推進委員会:「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」の改定案について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月1日、第36回復興推進委員会が開催され、復興庁から、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」の改定案について説明がなされた。

▶ また、宮城県、福島県、岩手県の3県から報告が行われ、意見交換が行われた。

➤ 2020.12.24 令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について

▶ 12月24日、内閣府(防災)は、令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)を公表した。

▶ とりまとめでは、以下の4つの制度上の課題について対応の方向性を整理している。

○避難行動要支援者名簿

・避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、地域の鍵となる人や団体との連携。

○個別計画

- ・災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別計画の策定が有効。個別計画について、制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、さらに取組を促進。
- ・市区町村が策定の主体となり、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員等の日常の支援者及び地域住民と連携して策定。
- ・災害の危険度の高いところなど優先度の高い方から個別計画を策定。並行して、本人(状況により、家族や地域)が記入する本人・地域記入の個別計画を策定。
- ・人材の確保と育成を支援する仕組みづくり、市区町村の個別計画策定の取組に対する財政的な支援、また、モデル地区を設定した取組を実施し検証することが重要。

○福祉避難所等

- ・個別計画の策定プロセス等を通じて、事前に避難先である福祉避難所ごとに受入れ者の調整等を行い、福祉避難所等への直接の避難を促進。
- ・福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受け入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、福祉避難所における受け入れを促進。
- ・小規模な施設やスペースでも、主として要配慮者の滞在が想定される場合は、福祉避難所の指定が適当であること等を明確化。

○地域防災計画

- ・事例集など地区防災計画の普及啓発の取組とともに、計画素案作成を支援する仕組み、人材の育成の仕組みを構築。
- ・個別計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に策定を促すとともに、地区防災計画の素案の策定が、地区のあらゆる人が参画するものとなり、また、個別計画がある場合には整合を図れるよう、防災、福祉、医療的ケアを理解する方など地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。

➤ 2020.12.11 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」

▶ 12月11日、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震等に備え、取り組みの加速化・深化のために実施する対策として「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定された。概要は以下のとおり。

<「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(概要)>

1. 基本的な考え方

○本対策は、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、

- ・ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策(26対策)
- ・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策(12対策)
- ・ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進(15対策)

を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に53の対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策

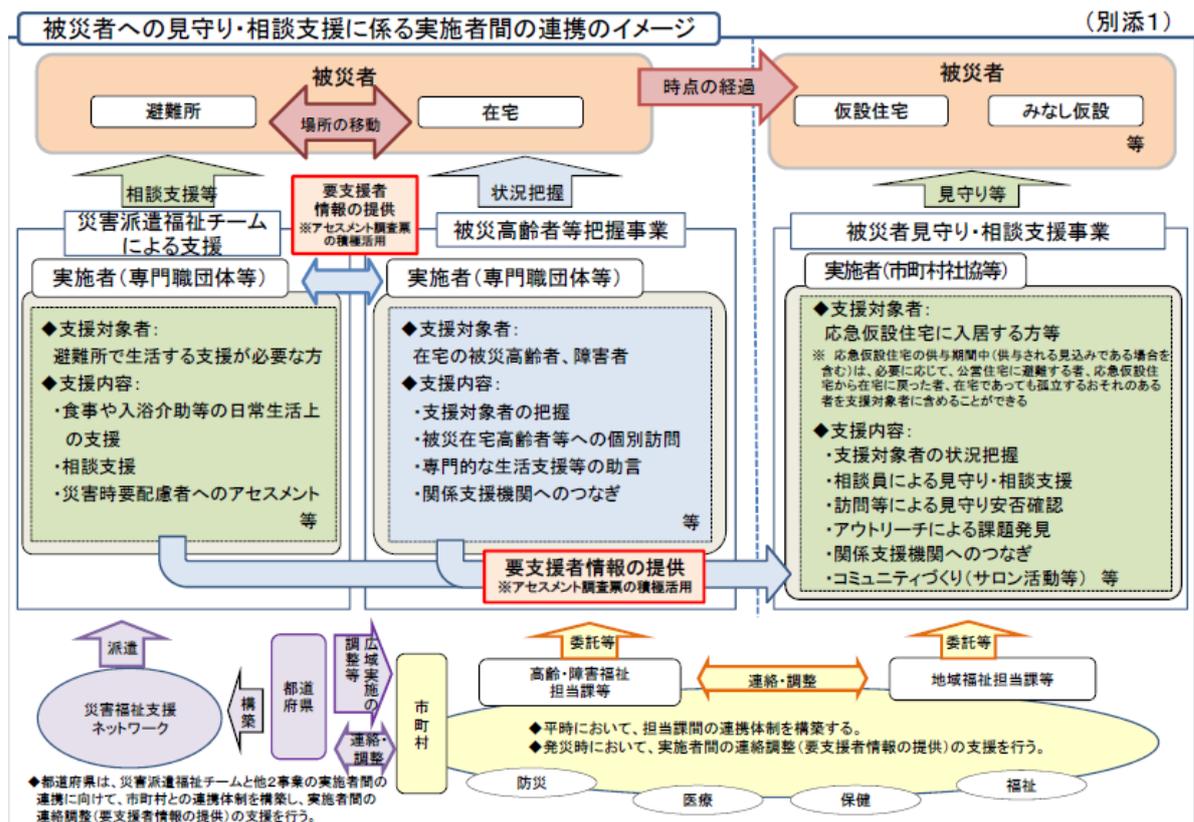
激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進
<p>気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、事前防災対策を推進</p>	<p>大規模地震時の緊急物資輸送機能等の確保のため、社会資本の耐震対策等を推進</p>	<p>緊急または早期に措置すべき社会資本に対する集中的な修繕等の対策を推進</p>
		<p>国土強靱化事業を円滑化するICTの活用を推進</p> <p>観測体制強化やスパコン等活用により気象予測を高度化</p>

3. 本対策の期間

事業規模を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)の5年間

➤ 2020.12.7 被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について(通知)の発出

- ▶ 12月7日、厚生労働省は「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」を発出した。
- ▶ 災害発生時に、これまでではそれぞれで行われていた、災害派遣福祉チームによる相談支援、被災高齢者等把握事業による生活支援、被災者見守り・相談支援事業による相談支援などの各事業が十分な連携の下で実施されるよう、連携体制の構築や情報共有を進めるように助言したもの。



<p>➤ 2020.11.30 第35回復興推進委員会：東日本大震災からの復興の状況に関する報告(案)等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 11月30日、第35回復興推進委員会が開催され、東日本大震災からの復興の状況に関する報告(案)、福島浜通り地域の国際教育研究拠点、復興推進委員会現地調査の報告がなされた。 ▶ また、宮城県、福島県、岩手県の3県から報告・意見があげられ、意見交換が行われた。
<p>➤ 2020.9.7 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第2版)について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 9月7日、内閣府(防災)は、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第2版)」を示した。 ▶ 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等についての確認の参考と提言について示したものの。
<p>➤ 2020.8.31 令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月31日、内閣府(防災)は「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」を開催した。 ▶ 中間とりまとめに向けて、骨子案とともに避難行動要支援者名簿および個別計画、福祉避難所のあり方等に関する論点案が示された。
<p>➤ 2020.8.31 令和2年7月豪雨を踏まえた今後の災害対応における取組みの実施について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月31日、内閣府(防災)は「令和2年7月豪雨を踏まえた今後の災害対応における取組みの実施について」を発出した。 ▶ 災害ボランティアの効果的な活動体制や活動を補う公助の充実など、新型コロナウイルス感染症の影響下での対応の観点も含め、避難に関する経験やノウハウ等をとりまとめたもの。
<p>➤ 2020.8.28 災害ボランティアセンターに係る費用の一部国庫負担について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月28日、内閣府は、「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」を発出し、自治体の委任を受けた災害ボランティアセンターの運営に係る費用の一部を災害救助法の国庫負担の対象とすることを示した。 ▶ 国庫負担の対象となるのは、以下の経費。 <ul style="list-style-type: none"> ・人件費(社協等職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む。)及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る。) ・旅費(被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費)
<p>➤ 2020.8.7 第1回災害ボランティア活動における多様な主体による連携・協働に関する検討会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 8月7日、内閣府は、「災害ボランティア活動における多様な主体による連携・協働に関する検討会(第1回)」を開催した。 ▶ 都道府県・指定都市における被災者支援主体の連携体制に関する調査結果の報告とともに、連携体制を構築するためのガイドライン案等について協議が行われた。
<p>➤ 2020.6.16 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】について</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月16日、内閣府(防災)は「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】」を示した。 ▶ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&Aや個別分野ごとの留意事項等について整理された。
<p>➤ 2020.6.15 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントについて</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6月15日、内閣府(防災)は、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントについて、主な業務ごとのポイントが示された。 ▶ 主な内容は以下のとおり

1. 避難所の開設

- ・密になりにくい場所に避難所入り口や受付を設置
- ・感染症リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する方、障がい者、妊産婦などについては、避難所内に専用スペースを設けることや別室に案内すること等を推奨
- ・備蓄物資の確認
- ・避難所運営スタッフの個人用防護具を準備し、着脱手順や洗浄、消毒手順を確認する 等

2. 避難者の受付

- ・受付時に避難者の体温や体調の確認、要配慮者の確認などを行う
- ・避難者カードの記入、名簿の作成 等

3. 生活ルールの策定

- ・常時マスクの着用、手指消毒の徹底
- ・人と人の間隔は、できるだけ 2m、最低 1m空けることを意識 等

4. 情報の受発信

- ・情報ニーズが高まる避難生活において、避難者に対し適時適切に情報提供を行うことができるよう、情報取得手段を確保する。
- ・地域の被害情報や復旧情報など様々な情報を避難者に提供・共有する 等

5. 食糧・物資管理

- ・容器や食器は使い捨てを推奨
- ・避難者に並んでもらう場合は、密にならない工夫をする 等

6. トイレ・浴室

- ・手指消毒等を行うスペースをトイレ近辺に設置
- ・定期的に喚起し、掃除、消毒をこまめに実施
- ・発熱者、濃厚接触者、一般の方のシャワー・浴室を別にそれぞれ設置 等

7. 環境改善

- ・普通廃棄物と感染性廃棄物は分ける
- ・喚起、消毒に配慮しつつ、避難者同士が協力して定期的な清掃を行うなど、衛生管理に努める
- ・消毒方法について習熟しておく 等

8. 健康管理

- ・毎日の体温・体調チェック、心のケアなどの被災者の心身の状態に丁寧に気を配る
- ・発熱・咳などの症状のある方や濃厚接触者が来所した場合又は避難所で熱などを発症した場合の対応を事前に決めておく 等

9. 車中泊者への対応

- ・受付の際に車と車の間のスペースを十分とるよう案内
- ・保健師等の巡回 等

➤ 2020.6.11 第34回復興推進委員会：復興庁設置法等の一部を改正する法律等について

- ▶ 6月11日、第34回復興推進委員会が開催され、復興庁設置法等の一部改正する法律等について説明がなされた。
- ▶ また、宮城県、福島県、岩手県の3県から報告・意見があげられ、意見交換が行われた。

➤ 2020.6.5 復興庁設置法等の一部を改正する法律の可決

- ▶ 6月5日、復興庁設置法等の一部改正する法律が参議院で可決された。
- ▶ 主な法改正の内容については以下のとおり

1. 復興庁設置法

- ・復興庁の設置期間を10年間延長(令和13年1月31日)

- ・現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置
- ・復興局の位置等の政令への委任 等
- 2. 東日本大震災復興特別区域法
 - ・規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域の重点化(復興の取組を重点的に 推進する必要がある地方公共団体を政令で定める)
 - ・復興特区税制について、対象地域の重点化(産業集積 の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める)
 - ・復興交付金の廃止(所要の経過措置を規定) 等
- 3. 福島復興再生特別措置法
 - ・帰還促進に加え、移住等の促進(交付金の対象に新たな 住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加)
 - ・営農再開の加速化(農地の利用集積や6次産業化施設の整備 を促進するための特例の創設等)
 - ・福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした 産業集積の促進(課税の特例を規定等)
 - ・風評被害への対応(課税の特例を規定等)
 - ・福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を 受ける制度の創設(現行の3計画を統合) 等
- 4. 復興財源確保法・特別会計法
 - ・復興債の発行期間の延長
 - ・株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等

▶ 2020.4.7 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

- ▶ 4月7日、内閣府(防災)は「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を都道府県・保健所設置市・特別区の主管部に通知し、新型コロナウイルスの影響が懸念されるなかでの避難所のあり方に対し、周知を図った。
- ▶ 主な内容は以下のとおり
- (可能な限り多くの避難所の開設)
 - ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。
- (親戚や友人の家等への避難の検討)
 - ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。
- (自宅療養者等の避難の検討)
 - ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。
- (避難者の健康状態の確認)
 - ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。
- (手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底)
 - ・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。
- (避難所の衛生環境の確保)
 - ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

(十分な換気の実施、スペースの確保等)

・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

(発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保)

・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするるとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。

・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。

・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。

・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

(避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合)

・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

➤ 2019.12.20 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」閣議決定

- ▶ 12月20日、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定された。
- ▶ 復興施策の総括として、「前例のない手厚い支援」により、復興は大きく前進し、地震津波被災地域においては復興の「総仕上げ」の段階に、原子力災害被災地域においては「復興・再生」に向けた本格的な動きが始まっているとした。
- ▶ 今後の推進体制として、復興庁の設置期間を10年間延長(令和3年度～令和12年度)するとともに、これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加するとして、次期通常国会に所要の法案提出を図るとした。

➤ 2019.12.18 令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ

- ▶ 12月18日、令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループが設置され、第1回ワーキンググループが開催された。激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するべく防災対策実行会議の下に設置されたもの。
- ▶ 論点の一つとして挙げられた、「高齢者等の避難の実効性の確保」では、個別計画策定の促進や共助による避難支援の必要性が示された。

➤ 2019.11.7 第32回復興推進委員会：東日本大震災からの復興の基本方針【骨子案】

- ▶ 11月7日、第32回復興推進委員会が開催され、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(骨子案)が示された。
- ▶ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示すとともに、復興・創生期間後の適切な対応を図るため、令和元年内にその基本方針を定めることとされたことを受けて、検討されたもの。
- ▶ 骨子案では、これまでの復興施策の総括として、被災者支援・住まいとまちの復興・産業生業の再生等の各項目について、「成果」、「今後の課題」、「今後の大規模災害に向けた教訓」といった視点から整理された。
- ▶ また、「復興・創成期間」後の復興施策として、各分野(地震・津波被災地域、原子力災害被災地域)ごとの取組を記載するとともに、復興を支える仕組みとして、復旧・復興事業の財源、法制度の見直し等についても記載されている。
- ▶ なお、法律の改正により措置すべき事項のうち、速やかに対応すべきものについては、所要の法案を次期通常国会に提出するとされており、台風19号等に係る被災状況や復興への影響、今後の動向等を踏まえ、必要な記載を検討するとされた。

➤ 2019.10.23 第31回復興推進委員会:東日本大震災からの復興の状況に関する報告

- ▶ 10月23日、第31回復興推進委員会が開催され、東日本大震災からの復興の状況に関する報告が示された。
- ▶ 本報告は、東日本大震災復興基本法に基づき、政府として毎年国会に対し、震災からの復興の状況を報告するもの。今回は、平成30年10月～令和元年9月を中心にまとめられ、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月閣議決定、平成31年3月閣議決定)のフォローアップを兼ねる。
- ▶ 復興の現状について、以下のとおり復興後に向けた取り組みに移行する状況が報告されている。
 - 地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧はおおむね終了、産業・生業の再生も着実に進展。復興は「総仕上げ」に向けて着実に進展している。
 - 福島原子力災害被災地域においては、平成31年4月までに、帰還困難区域を除き、ほとんどの地域の避難指示が解除。福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。
 - 一方で、復興の進展に伴い、地域や個人からのニーズは多様化しており、それらに対応したきめ細かな支援に取り組んでいる。

➤ 2019.5.31 第39回中央防災会議:防災基本計画の修正、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更等、令和元年度総合防災訓練大綱及び地震調査研究の推進について

- ▶ 5月31日、第39回中央防災会議が開催され、防災基本計画の修正、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更等、令和元年度総合防災訓練大綱及び地震調査研究の推進について決定された。
- ▶ 防災基本計画の修正には、西日本豪雨等の教訓を踏まえ、住民の自らの命は自らが守る意識の徹底や取るべき避難行動の理解促進、5段階の警戒レベルによる、分かりやすい防災情報の提供等の対策が盛り込まれた。
- ▶ また、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を変更し、南海トラフ地震の発生が相対的に高まったと評価がされた場合の対策等を盛り込んだ。加えて、内閣府が今年度より本格運用を始めた、災害時情報集約支援チーム“ISUT”については、今後とも関係省庁の協力の下、地方公共団体等との連携を密に活動していくとされた。

12. その他

<p>➤ 2021.3.16 令和2年中における自殺の状況 公表</p>
<p>▶ 3月16日、厚生労働省自殺対策推進室および警察庁生活安全局生活安全企画課は「令和2年中における自殺の状況」を公表した。</p> <p>▶ 自殺者数年次推移は令和2年の自殺者数は21,081人となり、対前年比912人(約4.5%)増。</p> <p>▶ 男女別にみると、男性は11年連続の減少、女性は2年ぶりの増加となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.0倍となっている。</p> <p>▶ 報告書では自殺の原因・背景について、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていているとしている。(「経済・生活問題」や「家庭問題」等、他の問題が深刻化する中で、これらと連鎖して、うつ病等の「健康問題」が生ずる等)</p>
<p>➤ 2021.2.18 令和元年度衛生行政報告例 公表</p>
<p>▶ 2月18日、厚生労働省は「令和元年度衛生行政報告例」を公表した。</p> <p>▶ 精神保健福祉関係では、令和元年度末現在の精神障害者の「措置入院患者数」は1,443人で、前年度に比べ35人(2.4%)の減少、「医療保護入院届出数」は186,930件で、前年度に比べ753件(0.4%)減少している。その一方、精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数(有効期限切れを除く。)は1,135,450人で、前年度に比べ72,750人(6.8%)している。</p> <p>▶ 精神保健福祉センターにおける相談延人員は125,164人であり、主な相談内容別では、「社会復帰」が46,623人(37.2%)と最も多く、次いで「心の健康づくり」14,751人(11.8%)、「思春期」13,236人(10.6%)になっていた。</p>
<p>➤ 2021.2.4 令和元年度福祉行政報告例 公表</p>
<p>▶ 2月4日、厚生労働省は「令和元年度福祉行政報告例」を公表した。</p> <p>▶ 令和元年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は5,054,188人で、前年度に比べ33,069人(0.7%)減少している。療育手帳交付台帳登録数は1,151,284人で、前年度に比べ35,322人(3.2%)増加していた。</p> <p>▶ 老人ホーム(有料老人ホームは除く。)の施設数は13,456施設で、前年度に比べ174施設(1.3%)増加し、定員は787,754人で前年度に比べ10,670人(1.4%)増加している。施設の種類別に定員の増減をみると、前年度に比べ「特別養護老人ホーム」が10,666人(1.7%)、「軽費老人ホーム」が361人(0.4%)、「都市型軽費老人ホーム」が105人(7.9%)増加している。</p> <p>▶ 老人クラブ数は92,836クラブで、前年度に比べ2,987クラブ(3.1%)減少し、会員数は498万8,999人で、前年度に比べ25万6,724人(4.9%)減少した。</p> <p>▶ 民生委員・児童委員数は229,071人、前年度に比べ3,170人(1.4%)減少した。民生委員が受けた相談・支援件数は536万2,338件(前年比42万8,399件(7.4%)減)であり、その他の活動件数は2,493万0,435件(171万3,150件(6.4%)減)。また、訪問回数は3,586万3,593回(188万1,810回(5.0%)減)となっている。</p>
<p>➤ 2021.1.29 2020年度労働力調査平均結果 公表</p>
<p>▶ 1月29日、総務省統計局は「2020年度労働力調査平均結果」を公表。結果要約は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2020年平均の完全失業率は2.8%と、前年に比べ0.4ポイント上昇(11年ぶりの上昇) 完全失業者数は191万人と29万人増加(11年ぶりの増加)・ 2020年平均の就業者数は6676万人と、前年に比べ48万人減少(8年ぶりの減少)・ 2020年平均の就業率は60.3%と、前年に比べ0.3ポイント低下(9年ぶりの低下)・ 2020年平均の正規の職員・従業員数は3539万人と、前年に比べ36万人増加(6年連続の

<p>増加)。非正規の職員・従業員数は 2090 万人と 75 万人減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020 年平均の非労働力人口は 4204 万人と、前年に比べ 7 万人増加(8 年ぶりの増加) 												
<p>➤ 2020.12.23 令和元年社会福祉施設等調査の概況 公表</p>												
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 12 月 23 日、厚生労働省は「令和元年社会福祉施設等調査の概況」を公表した。令和元年 10 月 1 日現在の施設・事業所の状況を示したものの。 ▶ 施設種類別の数字では「保育所等」は 28,737 施設(前年比:786 施設、2.8%増)であり、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は 15,134 施設(前年比:680 施設、4.7%増加)。 ▶ 定員別では、「保育所等」は 278 万 7,946 人、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は 57 万 6,116 人であり、在所者数では「保育所等」は 258 万 6,393 人、「有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)」は 49 万 6,771 人となっている。 ▶ 常勤換算従事者の総数は 1,16 万 6,919 人。施設の種類の別、職種別にみると、保育所等の「保育士」が 38 万 94 人、「保育教諭」は 10 万 1,292 人(うち保育士資格保有者は 9 万 3,322 人)、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)の「介護職員」は 12 万 4,105 人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は 6 万 3,154 人となっている。 												
<p>➤ 2020.10.27 令和 2 年(2020 年)版自殺対策白書 公表</p>												
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 10 月 27 日の閣議で政府は「令和 2 年版自殺対策白書」を決定し、厚生労働省がこれを公表した。 ▶ 白書によれば 19 年の自殺者は 2 万 169 人(警察庁自殺統計)で、前年から 671 人減少し、統計を取り始めた 1978 年以降で最少となった。女性についても令和元年は 6091 で最少となっている。 ▶ 人口 10 万人当たりの自殺者数を示す自殺率は、昭和 58 年の 21.1 をピークに平成 3 年に 17.0 まで低下したがその後増加に転じ、平成 15 年の 27.0 をピークとして高水準が続いていたが平成 21 年以降低下し、2019 年は全体で 16.0 と、統計を取り始めた 1978 年以降で最も少なくなった。 ▶ 年齢階級別でみると平成 10 年の自殺者急増に伴う自殺率の上昇に対し、近年は全体に低下している。年代別では 60 歳以上が最も多く、50 歳代、40 歳代が多くなっている。ただ、20 歳未満だけは自殺者数が前年より増えており、自殺率も前年比 0.3 ポイント増の 3.1 で最悪を更新し、若年層の自殺が依然として深刻な状況にあることがわかった。 												
<p>➤ 2020.10.23 令和 2 年版厚生労働白書の公表</p>												
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 10 月 23 日、厚生労働省は、令和 2 年版厚生労働白書を公表した。 ▶ 白書の構成は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 部(テーマ編)「令和時代の社会保障と働き方を考える」 第 2 部(年次行政報告)「現下の政策課題への対応」 <p>今後の対応の方向性について、(1)人生 100 年時代に向けて、(2)担い手不足・人口減少の克服に向けて、(3)新たなつながり・支え合いに向けて、(4)政策を支える社会保障制度の維持・発展に向けての 4 つの柱で整理されている。</p>												
<p>➤ 2020.9.17 令和元年(2019)人口動態統計(確定数)の概況</p>												
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 9 月 17 日、厚生労働省は、令和元年(2019)人口動態統計(確定数)を公表した。 ▶ 基本統計のうち、出生数・自然増減数・死産数は、前年に比べ減少しており、死亡数・婚姻件数・離婚件数が前年に比べ増加している。合計特殊出生率は、1.36(前年 1.42)。 ▶ 厚生労働省は、令和元年(2019)人口動態統計の年間推計を公表した。 <p>《結果のポイント》</p> <table> <tr> <td>出生数</td> <td>: 86 万 5,239 人</td> <td>死亡数</td> <td>: 138 万 1,093 人</td> </tr> <tr> <td>自然増減数</td> <td>: △51 万 5,854 人</td> <td>婚姻件数</td> <td>: 59 万 9,007 組</td> </tr> <tr> <td>離婚件数</td> <td>: 20 万 8,496 組</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	出生数	: 86 万 5,239 人	死亡数	: 138 万 1,093 人	自然増減数	: △51 万 5,854 人	婚姻件数	: 59 万 9,007 組	離婚件数	: 20 万 8,496 組		
出生数	: 86 万 5,239 人	死亡数	: 138 万 1,093 人									
自然増減数	: △51 万 5,854 人	婚姻件数	: 59 万 9,007 組									
離婚件数	: 20 万 8,496 組											

➤ 2020.8.21 **すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申(令和2年度)**

- ▶ 8月21日、厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和2年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめた。
- ▶ これは、7月22日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」などを参考として、各地方最低賃金審議会でも調査・審議した結果を取りまとめたもの。
- ▶ 答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定。

【令和2年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・最低賃金の引上げを行ったのは40県で、1円～3円の引上げ
(引上げ額が1円は17県、2円は14県、3円は9県)
- ・改定後の全国加重平均額は902円(昨年度901円)
- ・最高額(1,013円)と最低額(792円)の金額差は、221円(昨年度は223円)
- ・最高額に対する最低額の比率は、78.2%(昨年度は78.0%)

➤ 2020.8.5 **住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和2年1月1日現在)**

- ▶ 8月5日、総務省は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数を公表した。
- ▶ 日本人住民の人口は1億2,427万1,318人と前年から50万5,046人減少(平成21年をピークに11年連続で減少し、現行調査開始(昭和43年)以降最大の減少数)。
- ▶ 外国人住民は19万9,516人増え、過去最多の286万6,715人となった(対前年で7.48%増)。

➤ 2020.7.17 **2019年国民生活基礎調査の結果 公表**

- ▶ 7月17日、厚生労働省は、2019年国民生活基礎調査の結果を公表した。
- ▶ 調査結果のポイントは以下の通り。

【調査結果のポイント】

1 世帯の状況

- ・単独世帯は1490万7千世帯<1343万4千世帯>、全世帯の28.8%<26.9%>と世帯数、割合とも過去最高(3頁表1)
- ・高齢者世帯は1487万8千世帯<1327万1千世帯>、全世帯の28.7%<26.6%>と世帯数、割合とも過去最高(3頁表1)
注：高齢者世帯は、65歳以上の人のみか、65歳以上の人と18歳未満の未婚の人で構成する世帯

2 所得等の状況

- ・1世帯当たり平均所得金額は552万3千円<545万4千円>と増加(9頁表7・図8)
- ・相対的貧困率は15.4%<15.7%>で対2015年0.3ポイントの低下、
子どもの貧困率は13.5%<13.9%>で対2015年0.4ポイントの低下(14頁表11)
なお、OECDの所得定義の新基準に基づき算出した相対的貧困率は15.7%、
子どもの貧困率は14.0%
注：平均所得金額及び相対的貧困率を算出している所得は、調査前年1月1日から12月31日までの1年間の所得である。
- ・生活意識が「苦しい」とした世帯は54.4%<56.5%>と低下(16頁図15)
注：生活意識は、5段階の選択肢であり、「苦しい」は「大変苦しい」「やや苦しい」の合計

3 健康の状況

- ・がん検診の受診率はいずれも上昇傾向(22頁図24)

過去1年間	胃がん	男 48.0% <46.4%>、	女 37.1% <35.6%>
	肺がん	男 53.4% <51.0%>、	女 45.6% <41.7%>
	大腸がん	男 47.8% <44.5%>、	女 40.9% <38.5%>
過去2年間	胃がん	男 54.2% (新規)、	女 45.1% (新規)
	子宮がん(子宮頸がん)		女 43.7% <42.4%>
	乳がん		女 47.4% <44.9%>

4 介護の状況

- ・主な介護者が要介護者等と「同居」している割合は54.4%<58.7%>で減少(25頁図27)
一方、同居の主な介護者と要介護者等がいずれも65歳以上の割合は、59.7%<54.7%>で
上昇傾向(26頁図29)

<>は、2016(平成28)年調査(前回の大規模調査)の結果である。
なお、2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

<p>➤ 2020.1.10 令和元年度民生委員・児童委員の一斉改選結果 公表</p>
<p>▶ 1月10日、厚生労働省は、令和元年度民生委員・児童委員の一斉改選結果を公表した。</p> <p>▶ 全国の民生委員・児童委員については、令和元年11月30日に3年間の任期が終了し、同年12月1日に一斉に改選(厚生労働大臣委嘱)された。</p> <p>定数:239,682人 ※平成28年(前回改選時) 238,352人</p> <p>委嘱数:228,206人 ※平成28年(前回改選時) 229,541人 充足率 95.21%</p> <p>うち新任委員 71,747人(31.4%) 再任委員 156,459人(68.6%)</p>
<p>➤ 2019.3.29 中高年ひきこもり61万人 内閣府調査</p>
<p>▶ 3月29日、内閣府は、自宅に半年以上閉じこもっている「ひきこもり」の40～64歳が、全国で推計61万3,000人いるとの調査結果を発表した。7割以上が男性で、ひきこもりの期間は7年以上が半数を占めた。15～39歳の推計54万1,000人を上回り、ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になった。中高年層を対象にしたひきこもりの調査は初めて。</p> <p>▶ 内閣府はひきこもりを、自室や家からほとんど出ない状態に加え、趣味の用事や近所のコンビニ以外に外出しない状態が6カ月以上続く場合と定義。専業主婦・主夫は過去の同種調査では含めなかったが、今回は家族以外との接触が少ない人はひきこもりに含めた。</p> <p>▶ 調査は2018年12月、全国で無作為抽出した40～64歳の男女5,000人に訪問で実施し、3,248人が回答。</p>

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～ 政策動向」として発行。

◇通巻「第 53 号」No.2 Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>